

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

監査公表

○包括外部監査の結果に関する報告の公表	第4号	(監査委員事務局)	1
○包括外部監査の結果に基づく措置の公表	第5号	(同)	174

監査公表

5 監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人田口勤から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年3月31日

愛知県監査委員	前田	貢
同	川上	明彦
同	山内	和雄
同	川嶋	太郎
同	青山	省三

令和4年度

包括外部監査の結果報告書

債権の管理回収について

～未収金の解消に向けた取組の対象となりうる債権を中心に～

令和5年2月

愛知県包括外部監査人

弁護士 田口 勤

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

○報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

○外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ【指摘】、【意見】として記述した。それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、県が自ら定立したルールに違反している事項、著しく不当な事項等」

【意見】 「規則違反ではないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性を踏まえた結果、改善することが望ましい事項」

第4章 監査の結果	39	第4章 監査の結果	39
第3章 県税の収入未済額の解消に向けた取組	57	第3章 県税の収入未済額の解消に向けた取組	57
第1章 全般	57	第1章 全般	57
1 県税に関するデータの推移	57	1 県税に関するデータの推移	57
2 県税の種類	59	2 県税の種類	59
3 県税の申告と納税期限	60	3 県税の申告と納税期限	60
4 徴収実績	62	4 徴収実績	62
5 税務課・県税事務所の組織・定数	62	5 税務課・県税事務所の組織・定数	62
第2章 県税に関する取組	64	第2章 県税に関する取組	64
1 県税の徴収の主体	64	1 県税の徴収の主体	64
2 県が徴収している税目について	65	2 県が徴収している税目について	65
3 市町村が徴収している税目について	78	3 市町村が徴収している税目について	78
4 研修	93	4 研修	93
5 徴収の緩和制度	95	5 徴収の緩和制度	95
第3章 監査の結果	97	第3章 監査の結果	97
第4章 税外債権の収入未済額解消に向けた取組	102	第4章 税外債権の収入未済額解消に向けた取組	102
第1章 過去の不適切管理事案について	102	第1章 過去の不適切管理事案について	102
1 看護修学資金貸付金4億5000万円の債権放棄	102	1 看護修学資金貸付金4億5000万円の債権放棄	102
2 看護修学資金債権管理適正化に関する提言	102	2 看護修学資金債権管理適正化に関する提言	102
3 看護修学資金の債権管理適正化に向けた県の対応について	106	3 看護修学資金の債権管理適正化に向けた県の対応について	106
4 看護修学資金の不適切な債権管理に係る職員協力金について	107	4 看護修学資金の不適切な債権管理に係る職員協力金について	107
5 その他	107	5 その他	107
6 愛知県看護修学資金貸付金制度の廃止	107	6 愛知県看護修学資金貸付金制度の廃止	107
7 監査の結果	108	7 監査の結果	108
第2章 2019監査年度の定期監査	109	第2章 2019監査年度の定期監査	109
1 定期監査の経過	109	1 定期監査の経過	109
2 定期監査の結果	109	2 定期監査の結果	109
3 定期監査の意見	111	3 定期監査の意見	111
4 税外債権管理に係る基本方針	111	4 税外債権管理に係る基本方針	111
第3章 保健医療局	114	第3章 保健医療局	114
1 債権と収入未済額の状況	114	1 債権と収入未済額の状況	114
2 看護職員修学資金貸付金償還金（私債権）	114	2 看護職員修学資金貸付金償還金（私債権）	114
3 福祉医療費権入の収入未済額の内訳について	118	3 福祉医療費権入の収入未済額の内訳について	118
4 監査の結果	121	4 監査の結果	121
第4章 病院事業庁	123	第4章 病院事業庁	123
1 債権と収入未済額の状況	123	1 債権と収入未済額の状況	123
2 病院事業庁の概要	123	2 病院事業庁の概要	123
3 病院事業庁の未収金及び回収業務の概要	126	3 病院事業庁の未収金及び回収業務の概要	126
4 病院事業庁が現在経営している三病院の過年度医薬未収金及び回収業務	134	4 病院事業庁が現在経営している三病院の過年度医薬未収金及び回収業務	134
5 愛知県立病院の診療における患者負担金の未収金回収業務委託	140	5 愛知県立病院の診療における患者負担金の未収金回収業務委託	140
6 不納欠損処分について	144	6 不納欠損処分について	144
第1章 総論	1	第1章 総論	1
第1章 外部監査の概要	1	第1章 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1	1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1	2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 事件を選定した理由	1	3 事件を選定した理由	1
4 外部監査の対象部署	2	4 外部監査の対象部署	2
5 外部監査の実施期間	2	5 外部監査の実施期間	2
7 外部監査の方法	2	7 外部監査の方法	2
8 包括外部監査人及び補助者	5	8 包括外部監査人及び補助者	5
9 利害関係	5	9 利害関係	5
第2章 本書の構成	5	第2章 本書の構成	5
1 章立て	5	1 章立て	5
2 掲載資料	5	2 掲載資料	5
第2章 概要	7	第2章 概要	7
第1章 債権の意義	7	第1章 債権の意義	7
1 債権とは	7	1 債権とは	7
2 地方自治体が保有する債権の種類	7	2 地方自治体が保有する債権の種類	7
第2章 県の財政状況等	17	第2章 県の財政状況等	17
1 県の財政の全体像	17	1 県の財政の全体像	17
2 あいち行革プラン2020の説明	19	2 あいち行革プラン2020の説明	19
第3章 収入未済額の現状	24	第3章 収入未済額の現状	24
1 収入未済額の全体像	24	1 収入未済額の全体像	24
2 税外債権の収入未済額の状況	25	2 税外債権の収入未済額の状況	25
3 税外債権の収入未済額の推移	25	3 税外債権の収入未済額の推移	25
4 病院事業庁	26	4 病院事業庁	26
5 経済産業局	27	5 経済産業局	27
6 建築局	29	6 建築局	29
7 教育委員会事務局	29	7 教育委員会事務局	29
8 福祉局	31	8 福祉局	31
9 警察本部	33	9 警察本部	33
10 県民文化局	33	10 県民文化局	33
11 環境局	34	11 環境局	34
12 総務局（税外債権）	35	12 総務局（税外債権）	35
13 保健医療局	35	13 保健医療局	35
14 建設局	36	14 建設局	36
15 都市・交通局	37	15 都市・交通局	37
16 議会事務局	38	16 議会事務局	38
17 農業水産局	38	17 農業水産局	38

7	監査の結果	147	第10 県民文化局	311
	債権と収入未済額の状況		1 債権と収入未済額の状況	311
	私立学校奨学資金等貸付金収入（私債権）		2 私立学校奨学資金等貸付金収入（私債権）	311
	同和くらし資金貸付金収入（私債権）		3 同和くらし資金貸付金収入（私債権）	322
	監査の結果		4 監査の結果	325
第5 経済産業局		151	第5章 債権管理条例案その他	327
1	債権と収入未済額の状況	151	第1 債権管理条例の条文案と解説	327
2	中小企業資金特会高度化事業貸付金収入（私債権）	151	1 総論	327
3	中小企業資金特会設備近代化事業貸付金収入（私債権）	154	2 定義	327
4	中小企業資金特会連約金（私債権）	156	3 守秘義務と情報共有	327
5	愛知県感染防止対策協力金返還請求権（私債権）	157	4 督促	328
6	債権回収に関する外部委託の検討と法的実施	160	5 強制執行等	329
7	監査の結果	161	6 履行期限の繰上げ	329
			7 債権の申出等	329
			8 徴収停止	330
			9 履行延期の特約又は処分	331
			10 債務免除	331
			11 債権放棄	332
			12 債権のみなし消滅	333
			13 専決処分	334
			14 延滞金	334
			15 他の法令との調整等	335
第6 建築局		164	第2 専決処分	335
1	債権と収入未済額の状況	164	1 現在の専決処分事項	335
2	県営住宅管理特会住宅使用料（家賃）（私債権）	164	2 専決処分事項を追加する必要性	336
3	県営住宅管理特会駐車場使用料（私債権）	166	3 他の自治体の状況	336
4	県営住宅管理特会附帯設備使用料（私債権）	166	4 専決処分事項を追加する事項	337
5	延滞金について	167		
6	取組	168		
7	弁護士への委託（法的措置）について	175		
8	弁護士への委託（退去後の滞納者への請求）について	177		
9	監査の結果	179		
第7 教育委員会事務局		185		
1	債権と収入未済額の状況	185		
2	高等学校奨学事業貸付金収入（私債権）	185		
3	県立学校授業料（非強制徴収公債権）	189		
4	私費会計	194		
5	監査の結果	196		
第8 福祉局		199		
1	債権と収入未済額の状況	199		
2	収入未済額の解消に向けた取組	204		
3	生活保護費返還金（公債権）	205		
4	障害者住宅整備資金貸付金償還金（私債権）	230		
5	心身障害者扶養共済保険料負担金（私債権）	235		
6	在宅重度障害者手当返還金（公債権）	239		
7	高齢者住宅整備資金貸付金償還金・同連約金（私債権）	242		
8	南知多老人福祉館売買取約解除による連約金及び契約保証金（私債権）	246		
9	児童措置費負担金（強制徴収公債権）	247		
10	児童扶養手当返還金（公債権）	255		
11	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金（私債権）	260		
12	少額の個別債権	273		
13	回収業務の外部委託	276		
14	監査の結果	281		
第9 警察本部		296		
1	債権と収入未済額の状況	296		
2	放置連戻金（強制徴収公債権）	296		
3	連約金（私債権）	303		
4	警察費雑入（私債権）	305		
5	監査の結果	308		

第1章 総論

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の3第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

債権の管理回収について

～未収金の解消に向けた取組の対象となりうる債権を中心に～

3 事件を選定した理由

(1) 関心の高まり

2022年4月、山口県阿武町で、臨時特別給付金4630万円が特定の町民に誤送金され、町が町民の対応を待つ間にネットカジノで費消したとして返還を拒んだため、民事訴訟、刑事事件に発展する事態が生じた。町民からの送金先事業者の対応により、被害金の多くは確保されたとの公式発表がなされているが、自治体が住民に対して公金債権を請求する手続の実効性について、全国的な関心事となった。

(2) 債権管理回収の現状

自治体が有する債権には、自治体が自力執行権を有する税債権と税外債権を含む強制徴収債権と、自力執行権を持たない非強制徴収債権のほか、自治体が民間人と同様の立場で取得する私債権が存在する。それぞれ、発生から消滅に至るルールは様々であり、管理回収する部署も人も異なるだけでなく頻繁に担当者の異動が生じるため、債権の管理回収は債権ごとに差異があることが考えられる。また、債権の管理回収事務の一部については、私債権はもろろん強制徴収債権であっても民間に外部委託している部分もある。

(3) 最近の監査テーマや取組との関係

県税の賦課徴収等に係る財務事務については、2016年度愛知県包括外部監査のテーマとされている。そのため、県税について同年度の監査と同じ視点で監査することは非効率であり県税全般を対象にすることは避けるものの、収入未済額の解消に向けた取組についてはその後の取組を含め、当時の監査人であった公認会計士とは異なる視点で監査する意義があると考えた。

一方、税外債権については、2019監査年度定期監査の対象とされ、2021年7月12日施行の税外債権管理に係る基本方針により、収入未済額の解消に向けた全庁的な取組方針が示されたところである。具体的なマニュアル作成や取組内容は、個々の所管局に委ねられているが、その取組内容について統一的な視点から、適法性はもろろん、経済性、効率性、有効性（3E）の観点で監査する意義がある。また、債権回収を

外部委託している点については、適法性、3Eの観点は当然のこと、自治体の使命でもある住民福祉の観点から見ても、過酷な回収事務が行われていないかという観点をも併せて監査する意義があると考えた。

(4) 監査テーママの特定

そこで、債権の管理回収事務のなかでも、回収業務の外部委託やマニュアル作成、債権放棄、債務免除、不納欠損処分など収入未済額の解消に向けた取組を行っている債権、過去に収入未済額が発生したことのある債権、潜在的な収入未済額が存在している債権について監査することとし、冒頭記載のテーマとした。

4 外部監査の対象部署

債権を取り扱う全局等

5 外部監査の対象期間

原則として2021年度。

ただし、必要に応じて2020年度以前及び2022年度も対象とする。

6 外部監査の実施期間

2022年6月7日から、2023年2月10日まで

7 外部監査の方法

(1) 予備調査と監査テーママの選定

予備調査の段階で、強制徴収債権のない債権のうち、2020年度に債務免除、債権放棄、不納欠損処分したことがある債権と、2021年5月31日現在、収入未済額が存在するものについて回答を得た。その過程で、歳入予算一覧が提出され強制徴収債権のある債権も含めて収入未済額等を確認できたので、対象を債権一般に拡大することとした。

なお、強制徴収債権のある債権のうち県税については、2016年度愛知県包括外部監査で取りあげられており、2015年度までの県税がそこで取りあげられていたことから、本監査では2016年度の監査報告書に繋がるように、かつ県税だけでなく債権全般について2015年度以降の収入未済額の解消に向けた取組について監査することとした。

(2) 監査テーママ決定後

2022年6月7日に本年度の監査テーママが確定したので、直ちに2015年度から2021年度の歳入予算一覧を入手し、この期間中に債務免除、債権放棄、不納欠損処分、収入未済が存在する債権を抽出し、対象部署と対象債権をある程度絞り込むこととした。併行して、6月10日、税務課に依頼して県税全般についてヒアリングを兼ね

てレクチャーを受ける機会を設定し、監査人と補助者全員がこれに参加した。また、入手した歳入予算一覧を統合し、債権毎の推移に関する一覧を作成し、対象部署と対象債権を具体的に絞り込んでヒアリングを申し込んだ。申込に先立ち、グループフォームを利用してできるだけ多くの補助者が参加できる日程を把握し、5名以上の補助者が参加できる日に税外債権に関するヒアリングを設定した（【図表1-1】参照）。

(3) ヒアリング

ア ヒアリング事項（共通）

各課（税外）にヒアリングする際には、概ね次のような項目について念頭に置きながらヒアリングした。

(ア) 債権の管理、回収を所管する組織

(イ) 債権名

(ウ) 債権の種類

(エ) 債権の発生原因・法的根拠

(オ) 債権発生の事情

(カ) 債権管理・回収に関する規則、要綱、マニュアル、手引書、方針、その他の文書

(キ) 収入未済額の解消の取組

(ク) 債権管理の方法

(ケ) 債権管理回収事務の流れ

(コ) 法的手続の状況

(サ) 外部委託の状況

(シ) 委託先業者選定の手続

(ス) 委託先による回収業務

(セ) 委託先からの報告

(ソ) 不納欠損処分の基準

(タ) 不納欠損処分に先立ち、債権の消滅の有無

(チ) 債権消滅の法的根拠

(ツ) 不納欠損処分後の債権管理

(テ) 連帯保証人の有無・請求のあり方

(ト) 不納欠損処分後の資料の保管期間

イ ヒアリングの日程

ヒアリングの経過は、【図表1-1】のとおりである。6月10日を含め、ヒアリングは47回、参加した補助者は述べ142名であった。また、第1稿提出後には、総務局、経済産業局、建築局、教育委員会事務局、福祉局、警察本部、県民文化局、会計局との間で意見交換会を行った。

【図表1-1】ヒアリングの経過

日程	部署	監査人	補助者
2022年6月10日	税務課	1	13
2022年7月1日	経済産業局	1	6
2022年7月4日	県民文化局	1	6
2022年7月4日	総務局	1	6
2022年7月4日	税務課	1	4
2022年7月6日	福祉局	1	7
2022年7月6日	議会事務局	1	5
2022年7月6日	警察本部	1	6
2022年7月6日	建築局	1	6
2022年7月7日	病院事業庁	1	2
2022年7月8日	建設局	1	5
2022年7月8日	環境局	1	5
2022年7月11日	教育委員会事務局	1	6
2022年7月11日	農業水産局	1	7
2022年7月13日	都市・交通局	1	6
2022年7月15日	保健医療局	1	7
2022年7月14日	税務課	1	0
2022年7月20日	病院事業庁	1	2
2022年7月26日	福祉局高齢福祉課	0	1
2022年7月29日	税務課	0	2
2022年8月2日	警察本部	1	1
2022年8月3日	教育委員会事務局	1	1
2022年8月3日	県民文化局	1	1
2022年8月5日	経済産業局/実地調査	1	5
2022年8月5日	福祉局児童家庭課	1	3
2022年8月5日	福祉局地域福祉課	1	2
2022年8月8日	県民文化局	1	1
2022年8月9日	病院事業庁	1	2
2022年8月10日	建築局	1	1
2022年8月16日	尾張福祉相談センター	1	2
2022年8月18日	福祉局障害福祉課	1	1
2022年8月19日	警察本部 高辻センター	1	1
2022年8月22日	福祉局高齢福祉課 尾張福祉相談センター	1	1
2022年8月22日	海部福祉相談センター	0	1
2022年8月23日	福祉局高齢福祉課	0	1
2022年8月25日	経済産業局/実地調査	0	3
2022年8月26日	東三河福祉相談センター	1	1
2022年8月30日	西三河福祉相談センター	0	1
2022年8月30日	知多福祉相談センター	0	1
2022年8月30日	福祉局障害福祉課	1	1
2022年8月31日	新城設楽福祉相談センター	1	1
2022年8月31日	税務課	0	2
2022年9月1日	建築局	1	1
2022年9月9日	福祉局児童家庭課	1	1
2022年9月14日	税務課	0	2
2022年11月14日	西三河福祉相談センター	0	1
2022年12月12日	西三河福祉相談センター	0	1

マニュアル類(条例と規則は除く。以下総称して「マニュアル類」という)は【図表1-2】のとおりである。

【図表1-2】 マニュアル類一覧

Table with 2 columns: 局名 (Agency Name) and 文書名 (Document Name). Lists various administrative manuals across different departments like Social Welfare, Health, and Education.

8 包括外部監査人及び補助者
包括外部監査人 田口 勳
補助者 竹内 裕詞
補助者 西山 一博
補助者 都築 真琴
補助者 青山 正和
補助者 竹内 千賀子
補助者 菊池 龍太
補助者 西脇 正訓
補助者 川瀬 裕久
補助者 杉浦 理絵
補助者 中村 博太郎
補助者 塩見 明
補助者 河口 航平
補助者 遠山 江美

弁護士 弁護士 弁護士 弁護士 弁護士 弁護士 弁護士 弁護士 弁護士 弁護士 弁護士 弁護士

公認会計士

9 利害関係

包括外部監査人は、監査の対象とした事件について、地方自治法第255条の29に規定されている利害関係はない。

第2 本書の構成

1 章立て

第1章として総論を記載したのち、第2章には、債権の意義、徴収事務手続、県の財政状況、収入未済額の2015年度から2021年度にかけての推移を紹介した。その後、第3章で県税、第4章で税外債権に関する収入未済額に関する取組を紹介しつつ、監査結果についてもそれぞれの対象部署毎に記載した。第5章には債権管理条例の条項案と専決事項の追加事項の案を記載した。

2 掲載資料

(1) 図表について

掲載した資料のうち、出典が明らかかなものについては図表毎に出典を明記した。出典を明記していない図表は、監査人が県から入手した資料を基に監査人が自ら作成したものである。

(2) マニュアル類

ヒアリング等を通じて存在を把握した県の債権管理回収及び未収金の解消に関連する規程、要綱、要領、方針、方針決定、方策、基準、質疑応答集、手順書、手引、マニュアル

債権の分類に応じて、公債権の消滅時刻は原則として権利を行使することができる時から5年間であり、援用を要しない(地方自治法第236条第1項、第2項)。一方、私債権の消滅時刻は原則として権利を行使することができることを知った時から5年間又は権利を行使することができる時から10年間のいずれか早い方であり、援用が必要である(民法第166条第1項、第145条)といった債権管理上の違いが生じる。

なお、消滅時刻に関する法改正は(6)で後述する。

(2) 強制徴収公債権(税債権)

ア 意義と特色

地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる(地方自治法第223条)。

税債権は、公共サービスの費用調達を目的とする点で、制裁の目的を持つ放置違反金等とは区別され、特定の給付に対する反対給付の性質を持たない点で、各種の使用料、手数料等と区別され、県民にその能力に応じて一般的に課される点で、特定の事業の経費に充てるためにその事業に特別の関係がある者からその関係に応じて徴収される分担金や負担金と区別される。

【図表2-2】地方税(税債権)の全体像

道府県税	普通税	道府県民税
		事業税
		地方消費税
		不動産取得税
		道府県たばこ税
		ゴルフ場利用税
		監油引取税
		自動車税
		都区税
		道府県法定外普通税
道府県税	目的税	固定資産税(特例分)
		狩猟税
		水利地益税
		道府県法定外目的税
		市町村民税
		固定資産税
		県自動車税
		市町村たばこ税
		都産税
		特別土地保有税
市町村税	普通税	市町村法定外普通税
		入湯税
		事業所税
		都市計画税
		水利地益税
		共同施設税
		宅地開発税
		国民健康保険税
		市町村法定外目的税
		市町村税

第2章 概要

第1 債権の意義

1 債権とは

民法における債権は、特定の人に対し、一定の行為を請求する権利とされている。一定の行為は給付と呼ばれ、財産的価値のある財物や労務など積極的な行為(作為)であることが普通であるが、一定の行為をしないという消極的な不作為であってもよい。

これに対し、地方公共団体の財務において財産の一つとされる債権は、金銭の給付を目的とする権利である(地方自治法第237条第1項、第240条第1項)。民法における債権と比較すると、金銭債権に限られる点に特徴がある。

2 地方自治体が保有する債権の種類

(1) 債権の分類

地方自治体の保有する債権を発生原因から分類すると、公法上の原因に基づき発生する公債権と、私法上の原因に基づき発生する私債権に分けられる。

さらに、公債権は、法令により自力執行が認められているか否かにより、強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類できる(【図表2-1】参照)。このうち強制徴収公債権は、県民の財産権に対する侵害の性質を持たざるを得ないため、債権の発生と徴収には必ず法律の根拠が必要である。

また、強制徴収公債権には、税債権が含まれる。本書では、県が保有する債権のうち、税債権を除くものを包括して「税外債権」と呼ぶ。2021年度都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在)によると、調定済み県税債権の総額は約1兆2100億円、収入未済額は約119億円であった。また、2021年度歳入予算一覧によると、企業会計分を除く税外債権の調定額の総額は3兆円を超え、収入未済額の総額は60億円弱であった。

以上を一覧にまとめると【図表2-1】のとおりである。

【図表2-1】債権の種類と2021年度の債権総額及び未収総額

発生原因による区分	自力執行権の有無による区分	税と税外の区分		債権総額(概算)	未収総額(概算)
		税債権	税外債権		
公債権	強制徴収公債権	強制徴収権のある債権	税債権	12100億円	119億円
	非強制徴収公債権	強制徴収権のない債権	税外債権	36691億円※	60億円※
私債権					

※企業会計分含まず。

イ 種類

税には、その使途が特定されていない普通税とその使途が特定されている目的税があるが、道府県は、地方税法第4条により、普通税として、道府県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税及び飲区税を、目的税として狩猟税を課すものとされている。また、目的税として水田地益税を課すことができる。さらに、これら法定税のほかに条例で税目を新設することもできる。【図表2-2】地方税（税債権）の全体像参照。

また、税を納める方法から見ると、税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と同一人である直接税、税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と異なる間接税とに分類することもできる（第3章第1の2参照）。

ウ 徴収事務手続の概要

首長は、義務者から県税を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。当該文書には、特別の定がある場合は、その納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載する（地方税法第13条第1項）。

納税者が納期限までに完納しない場合には、納期限後20日以内に督促状を発生しなければならず（同法第66条第1項、第72条の66、第73条の34等）。督促状を発生した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときには、滞納者の財産を差し押さえなければならない（同法第68条第1項第1号、第72条の68第1項第1号、第73条の36第1項第1号等）。

(3) 強制徴収公債権（税債権を除く）

ア 意義

地方公共団体は税債権のほか、分担金、使用料、加入金及び手数料を徴収することができ、これらの徴収に関しては、条例で過料を科する規定を設けることができるが（地方自治法第224条から第228条まで）、分担金、加入金、過料及び法律で定める使用料その他の歳入については、督促で指定された期限までに納付しないときは、地方税の滞納処分により処分することができる（同法第231条の3第3項）。

イ 公債権の種類

(ア) 分担金・負担金（地方自治法第224条参照）

普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

なお、負担金は、地方公共団体が特定の経費に充てるため、その事業に特別の利害関係を有する者に対して課する公法上の金銭負担で、法令又は議会の議決を経

てこれを定められる（愛知県会計局 会計事務の手引（総則・収入編）2022年度版。以下単に「会計事務の手引」という）。そのため、負担金と分担金は実質的に変わるものではない。

(イ) 使用料（地方自治法第225条）

普通地方公共団体は、同法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(ウ) 旧償使用の使用料及び加入金（地方自治法第226条）

市町村に関する規定であるが、市町村は、同法第238条の6の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同法第2項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

(エ) 手数料（地方自治法第227条）

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(オ) 過料（地方自治法第228条第2項、第3項）

分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項（同条第3項）に定めるものを除くほか、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができる（同条第2項）。

詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする）以下の過料を科する規定を設けることができる（同条第3項）。

(カ) 放置違反金（道路交法第51条の4第4項）

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という）は、報告に係る車両を放置車両と認めるときは、当該車両の使用若し、放置違反金の納付を命ずることができ、

ウ 徴収事務手続の概要

(ア) 調定から督促

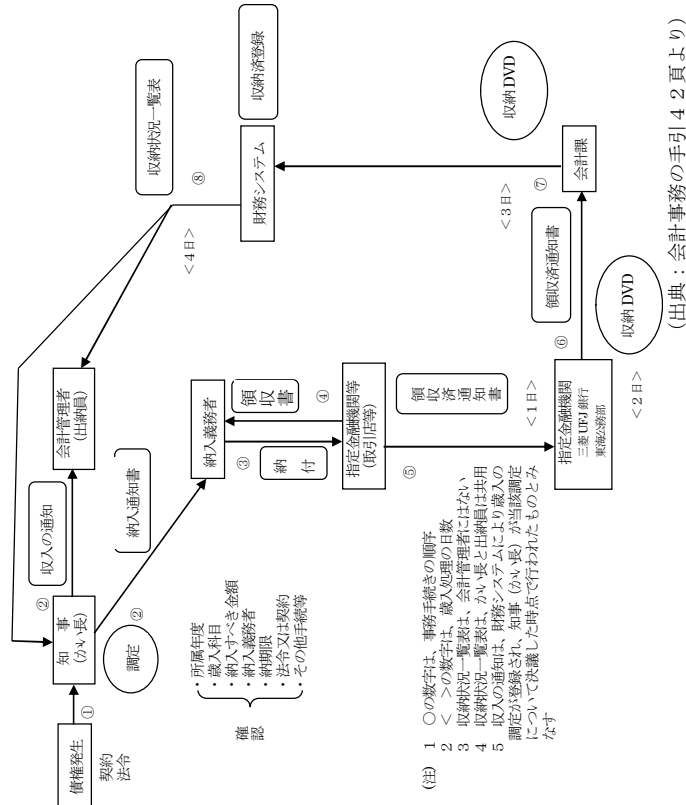
調定とは、収入の事実を調査決定することである。調定は、収入の意思決定をするもので、法令、契約等に基づいて合法的に発生した権利の行使のための内部手続をいう。納入の通知に先立って行う事前調定と、義務者が納入通知書によらずに納付した場合に行う事後調定がある（地方自治法第231条、同施行令第154条、愛知県財務規則（以下「財務規則」という）第27条、会計事務の手引）。

納入の通知とは、歳入の調定を行うと同時に納入義務者に対してその納入すべき金額、納期限、納入場所等を通知する対外的な行為をいう（財務規則第31条、会計事務の手引）。納入の通知は、納入通知書により行うが、特に法令の定めにより納入の通知を必要としないものがあるほか、納入通知書に代えて、口頭、掲示そ

他の方法で納入の通知をするものがある(同法第231条、同施行令第154条、財務規則第33条、会計事務の手引)。

納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならぬ(同法第231条の3第1項、財務規則第40条)。法令の規定により普通地方公共団体がする督促には時効の更新(中断)をする効力がある(同法第236条第4項)。なお、納入の通知にも同様の効果がある。公安委員会は、納付命令を受けた者が納付の期限を経過しても放置違反金を納付しないときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない(道路交通法第51条の4第13項前段)。

【図表2-3】収入の流れ(事前調定)



(注) 1 ○の数字は、事務手続きの順序
 2 <>の数字は、収入処理の日数
 3 収納状況一覧表は、会計管理者にはない
 4 収入状況一覧表は、市長と出納員は共用
 5 収入の通知は、財務システムにより収入の調定が登録され、知事(市長)が当該調定について決議した時点で行われたものとみなす

(イ) 手数料及び延滞金

普通地方公共団体の長は、前項(地方自治法第231条の3第1項、前(ア)参照)の歳入(公債権)について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、督促手数料及び延滞金を徴収することができる(同法第231条の3第2項)。しかしこれらは、条例で定めなければならない。

なお公安委員会は、放置違反金につき年14.5%の割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができる(道路交通法第51条の4第13項後段)。

(ウ) 滞納処分

分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の歳入については、督促で指定された期限までに納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる(地方自治法第231条の3第3項)。

公債権の全てについて自力執行権による強制徴収が可能ではなく、地方自治法が他の法律においてその旨を規定しない限り強制徴収することはできない。この点、道路交通法第51条の4第13項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに放置違反金並びに同項後段の延滞金及び手数料を納付しないときは、公安委員会は、地方税の滞納処分の例により、放置違反金を徴収することができる。この場合における放置違反金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとされている(道路交通法第51条の4第14項)。

(4) 非強制徴収公債権

ア 意義

公債権のうち、滞納処分の例により処分することのできないものである。

イ 種類

強制徴収公債権を除く公債権である(前(3)イ参照)。

公法上の原因に基づいて給付がなされた後に当該公法上の原因が取り消された場合、なされた給付の返還請求権も公債権に分類されることがある。

ウ 徴収の事務手続

(ア) 調定から督促

調定及び納入の通知については強制徴収公債権と同様である(前(3)ウ(ア)参照。地方自治法第231条、同施行令第154条、財務規則第27条及び第31条、会計事務の手引)。

納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならぬ(前(3)イ(ア)から(オ)までに述べた公債権の種類(同所(カ)の放置違反金は除く)と異なる(同法第231条の3第1項、財務規則第40条)。

また、法令の規定により普通地方公共団体がする督促には時効の更新(中断)をする効力がある(同法第236条第4項)。納入の通知も同様である。

(イ) 手数料及び延滞金

普通地方公共団体の長は、公債権について同法第231条の3第1項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、督促手数料及び延滞金を徴収することができる点でも、前(3)イ(ア)から(オ)までに述べた公債権の種類(同

所(カ)の放置違反金は除く)と異なるところはない(同法第231条の3第2項)。やはり、条例で定めなければ督促手数料及び延滞金を徴収できない。

(ウ) 強制的な徴収手続について

督促後相当の期間を経過してもなお履行されなるときは、訴訟の提起、強制執行の申立て等をしなければならぬ(同法第240条第2項、同施行令第171条の2)。裁判所の助力が得られれば強制的な徴収をすることは可能であるが、自力執行権は認められていない。この点では、私債権に近い性質を持つ。

(5) 私債権

ア 意義と発生原因

前述のとおり私法上の原因により発生するのが私債権であるが、私法上の発生原因には、契約(民法第3編第2章)、事務管理(同法第3章)、不当利得(同法第4章)、不法行為(同法第5章)がある。

イ 種類

私債権には多様な種類と呼称があるが、県が保有する私債権のうち代表的なものを取り上げて説明すると以下のとおりである。

(ア) 貸付金

金銭消費貸借契約に基づいて貸し付けた金銭の返還請求権である。中小企業に対する事業上の貸付金、各種学生に対する奨学金、福祉目的の貸付金などがある。

(イ) 賃料

建物賃貸借契約や駐車場賃貸借契約に基づく家賃・駐車場使用料・附帯設備使用料等がある。

(ウ) 診療報酬

診療契約に基づく診療報酬である。

(エ) 損害賠償金

交通事故や犯罪等の不法行為に基づく損害賠償請求権が含まれる。

(オ) 弁償金

義務なく他人のために事務の管理をした場合の費用償還請求権が含まれる。

(カ) 違約金

違約金は、民法第420条第3項で債務不履行に基づく損害賠償額の予定と推定される。

ウ 徴収手続の概要

(ア) 調定から督促

調定及び納入の通知は、公債権と同様である(前(3)ウ(ア)参照。地方自治法第231条、同施行令第154条、財務規則第27条及び第31条、会計事務の手引)。履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならぬ(同法第240条第2項、同施行令第171条、財務規則第40条)。

これら法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新(中断)の効力を有する(同法第236条第4項)。

(イ) 手数料及び延滞金について

督促をした場合に条例で定めるところにより、督促手数料及び延滞金を徴収することができる旨の規定(同法第231条の3第2項)は、公債権に関する督促手前提としており、仮に条例で定めて督促しても、私債権については督促手数料及び延滞金を徴収することはできない。

ただし、契約、事務管理、不法行為等の私法上の根拠により、債権回収に要した手数料、利息、遅延損害金等を請求することは禁止されていない。

(ウ) 強制的な徴収手続について

督促後相当の期間を経過してもなお履行されなるときは、一定の場合を除き訴訟の提起、強制執行の申立て等をしなければならぬ(同法第240条第2項、同施行令第171条の2)。私債権を強制的に徴収するためには、裁判所の助力を得る必要がある。

(6) 私債権の消滅時効に関する法改正についての補足

ア 概要

2017年5月26日、民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成29年法律第45号)が成立し、同年6月2日、公布された。そして、一部を除き、2020年4月1日に施行された(平成29年政令第309号)。

時効に関する改正事項には、①消滅時効の援用権者、②時効の中断・停止事由、③消滅時効の起算点及び期間、④人の生命・身体への侵害による損害賠償請求権の時効期間、⑤不法行為の損害賠償請求権の長期の消滅時効期間がある。

上記改正には、経過措置が定められており、例えば、施行日前に生じた債権(施行日以後に債権が生じた場合で債権の原因である法律行為が施行日前にされたときを含む)には改正前の民法の消滅時効の期間が、施行日前にされた商行為によって生じた債権には改正前の商法の消滅時効の期間が、それぞれ適用される(民法の一部を改正する法律附則第10条第4項、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第4条)。そのため、施行後も、引き続き改正前の法律により処理すべき債権が存在している。

イ 援用権者

改正後の民法では、消滅時効を援用する「当事者」に「保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者」も含まれる旨が明らかにされた(改正後の民法第145条)。改正前の民法下においても、時効の完成から「直接利益を受ける者」も「当事者」であるとされられており(最高裁判所昭和42年10月

27日判決・最高裁判所民事判例集21巻8号2110頁等)、改正後の民法は、文
言に違いはあるものの、従前の判例の考え方・結論を引き継ぐものである。

ウ 時効の中断・停止の見直し

改正後の民法は、改正前の民法における時効の「中断」を、時効の完成を猶予する
「完成猶予」と新たに時効を進行させる「更新」として再構成するとともに、「停止」
については「完成猶予」とした(改正後の民法第147条から第161条まで)。

施行日前に時効の中断事由又は停止事由が生じた場合には、改正前の民法の「中断」
「停止」が適用される(附則第10条第2項)。

エ 消滅時効の起算点及び期間

改正前の民法における債権の消滅時効は、権利を行使することができる時から1
0年間を原則とし(改正前の民法第166条、第167条)、職業別に1年間、2年
間又は3年間の短期消滅時効を定めていたほか(同法第170条から第174条ま
で)、商行為によって生じた債権の消滅時効は、5年間であった(改正前の民法第
22条)。改正後は、権利を行使することができる時から10年間という時効期間
維持され、権利を行使することができることを知った時から5年間という時効期間
が追加され(改正後の民法第166条第1項)、短期消滅時効及び商事消滅時効は廃
止された。

以上につき、【図表2-4】消滅時効の起算点と時効期間の新旧対照表を参照され
たい。

【図表2-4】消滅時効の起算点と時効期間の新旧対照表

改正前				改正後			
原則	起算点	時効期間	具体例	原則	起算点	時効期間	具体例
権利を行使することができる時から		10年	個人間の貸金債権など	知った時から		5年	売買代金債権、飲食料債権、宿泊料債権など契約上の債権
職業別	権利を行使することができる時から	1年	飲食料、宿泊料など	権利を行使することができる時から		2年	消費者ローンの過払金(不当利得)返還請求権
		2年	弁護士、公証人の報酬、小売商 人、卸売商人等の売掛代金など			10年	消費者ローンの過払金(利息制限法所定の制限利率を超えて利息を支払った結果 過払いとなった金銭)
		3年	医師、助産師の診療報酬など				
商事	権利を行使することができる時から	5年	商行為によって生じた債権				

→ シンブルに統一化

オ 人の生命・身体への侵害による損害賠償請求権の時効期間

改正前の民法では、生命・身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効期間につい
て特別の規律はなかったが(改正前の民法第167条第1項、第724条)、改正後
の民法では、債務不履行に基づく場合には、権利を行使することができる時から10
年という時効期間を20年とし(改正後の民法第167条)、不法行為に基づく場合
には損害及び加害者を知った時から3年という時効期間を5年とする特別が設けら
れた(改正後の民法第724条の2)。

これにより、新法では、人の生命・身体への侵害による損害賠償請求権については、
債務不履行に基づく場合も、不法行為に基づく場合も、主観的な起算点から5年間、
客観的な起算点から20年間となった。

カ 不法行為の損害賠償請求権の長期の消滅時効期間

改正前の民法では、第724条後段の長期の権利消滅期間については、除斥期間で
あるとされてきた(最判平成元年12月21日民集43巻12号2209頁)。その
ため、中断・停止が認められず、援用なくして権利は当然に消滅し、権利濫用・信義
則違反により対抗することも困難であった。

これに対し、改正後の民法は、長期の権利消滅期間を除斥期間ではなく消滅時効期
間とした(改正後の民法第724条第2号)。これにより、更新・完成猶予が適用さ
れ、権利濫用・信義則違反により対抗することも可能となった。

第2 県の財政状況等

1 県の財政の全体像

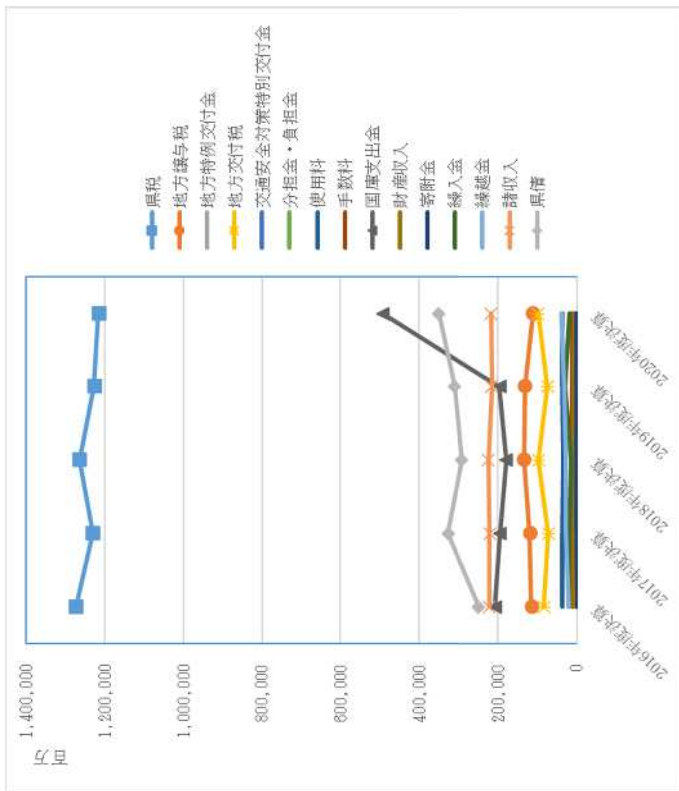
2016年度愛知県包括外部監査結果報告書72頁以下では、県の県税収入や徴税費の状況について、県の財政状況も踏まえながら検討が加えられた。ここでは、2011年度から2015年度の5年間の決算等を元に各種グラフが作成されている。そこで、本書では、それに続く5年間（2016年度から2020年度）について同様のグラフを作成し検討した。

まず、県の歳入の過去5か年度の歳入の推移である【図表2-5】を見ると、県税は2016年度にピークを迎え、その後は概ね横ばいかやや減少傾向にある。

一方国庫支出金は、2019年度まで概ね2000億円前後で推移していたところ、2020年度に新型コロナウイルスの感染症対策（以下単に「感染症対策」という）に係る国庫支出金が加わり5000億円弱まで急増した。

それ以外の歳入には大きな変動は見られなかった。

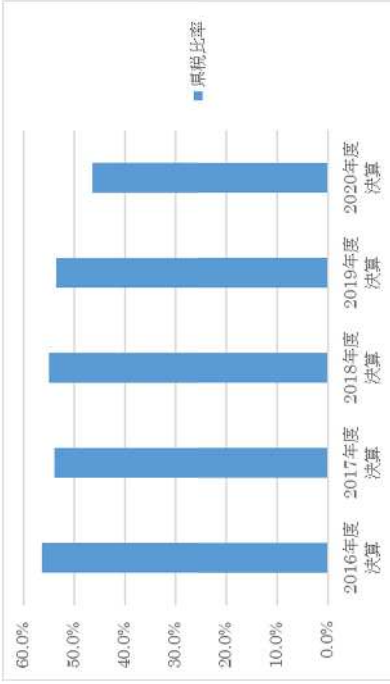
【図表2-5】 県の歳入の過去5か年度の歳入の推移



(出典：総務省「財政状況資料集」より監査人が作成した)

県税の歳入全体に占める割合は最も大きく、その推移は【図表2-6】のとおり2019年度までは55%前後を維持していたが、2020年度は感染症対策に係る国庫支出金の急増を受けてその割合は減少した。

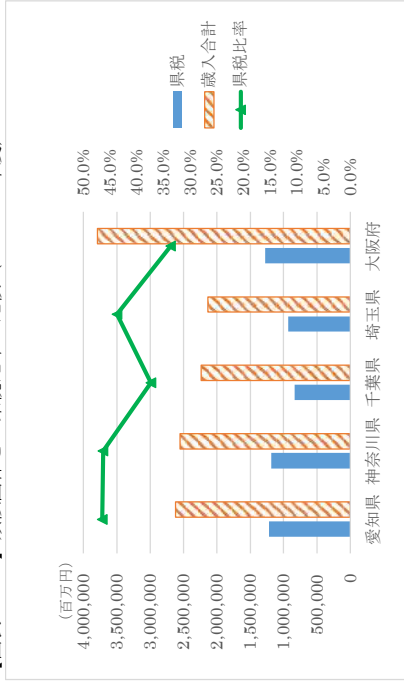
【図表2-6】 県税の歳入全体に占める割合



(出典：総務省「財政状況資料集」より監査人が作成した)

2020年度の県税比率について、類似団体と比較したところ、【図表2-7】のとおりであった。類似団体と比較しても県税比率は高めである。

【図表2-7】 類似団体との県税比率の比較（2020年度）



(出典：総務省「財政状況資料集」より監査人が作成した)

【図表2-9】愛知県の行革大綱の策定状況

策定期期	行革大綱の名称	計画期間
1985年12月	愛知県行政改革推進計画 (愛知県行革大綱)	1985～1987年度 (3年間)
1995年12月	愛知県行政改革推進計画 (愛知県新行革大綱)	1996～1998年度 (3年間)
1998年12月	愛知県行政改革推進計画 (愛知県第三次行革大綱)	1999～2008年度 (10年間)
2001年12月	改訂愛知県第三次行革大綱 (県庁改革プログラム)	2002～2008年度 (7年間)
2005年2月	あいち行革大綱2005	2005～2010年度 (6年間)
2008年3月	あいち行革大綱2005-後半(平成20～22年度)の取組について	2008～2010年度 (3年間)
2010年2月	愛知県第五次行革大綱	2010～2014年度 (5年間)
2011年12月	行革大綱に係る重点改革プログラム	—
2014年12月	しなやか県庁創造プラン (愛知県第六次行革大綱)	2015～2019年度 (5年間)
2018年3月	しなやか県庁創造プラン 個別取組事項(後半期の取組)	2018～2019年度 (2年間)

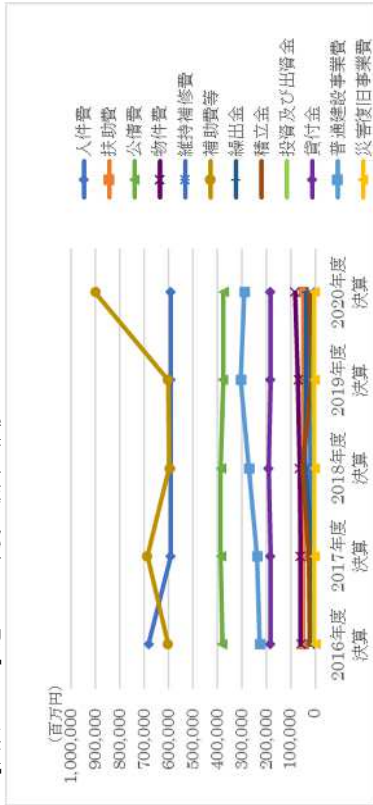
(出典：あいち行革プラン2020)

「あいちビジョン」は、県の戦略的な地域づくりのための中長期的な計画であり、2014年3月に「あいちビジョン2020」、2020年11月に「あいちビジョン2030」が策定されている。「あいちビジョン2020」は、2030年頃の社会経済を展望し、2020年を目標とするものであった。

「あいちビジョン2030」は、リニア中央新幹線が全線開業し、スーパー・メガリージョンの形成が期待される2040年頃を展望し、2030年度までに重点的に取り組むべき政策の方向性を示すものである。ここでは、「暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～」を2030年度の地域づくりに向けた基本目標とし、重要政策の方向性として、すべての人が生涯にわたって活躍できる社会づくり、安心と支え合いの社会づくり、豊かな時間を生み出す働き方が可能な社会づくり、選ばれた魅力的な地域づくり等を挙げている。

歳出について、過去5か年度の推移を見ると、【図表2-8】のとおりであった。補助費等が3000億円程急増しているのは、歳入に関する感染症対策に係る国庫支出金の増加が、歳出にもそのまま影響していると考えられる。

【図表2-8】過去5か年度の歳出の推移



(出典：総務省「財政状況資料集」より監査人が作成した)

2 あいち行革プラン2020の説明

県は、1985年の「愛知県行政改革推進計画(愛知県行革大綱)」以来、行革大綱の策定を重ね、行財政改革に取り組んできた(【図表2-9】参照)。そして、2019年12月、第七次行革大綱にあたる「あいち行革プラン2020」を策定した(【図表2-10】参照)。

「あいち行革プラン2020」は、第六次行革大綱にあたる「しなやか県庁創造プラン」において掲げた「しなやか県庁」をさらに「スピード」でしなやかな県庁へ進化させることを目指すものであり、計画期間は2020年度から2024年度まで5年間である。改革の目標は、『日本一元気な愛知』づくりを支える行財政運営の実現『あいちビジョン』に基づく地域づくりを切れ目なく下支えし、『日本一元気な愛知』づくりを推進する行財政運営を実現する』であり、改革の視点(環境変化に対応する3つの“S”)は、「①Speedy～現地・現物・現場目線の取組へ、②Smart～効率的な経営資源の活用へ、③Sustainable～持続可能な行財政運営へ」である(【図表2-10】)。

主要取組事項(9本の柱)の中には、事務事業の合理化と行政サービスの向上、県有資産の活用、民間活力の活用、健全で持続可能な財政基盤の確立等が掲げられている。

【図表2-1-0】「あいち行革プラン2020」において目指す県庁の姿のイメージ

「日本一元気な愛知」づくりを推進

スピーディーでしなやかな県庁

人材力の強化

あいち行革プラン2020

Speedy

Smart

Sustainable

改革の視点
環境変化に対応する
3つの“S”

主要取組事項（9本の柱）

- 1 事務事業の合理化と行政サービスの向上
- 2 県有資産の活用
- 3 人材の育成、活用と働き方改革の推進
- 4 組織の活性化と適正な人員配置
- 5 民間活力の活用
- 6 地方分権と自治体間の連携の推進
- 7 NPOや国内外の大学・企業等との連携・協働の推進
- 8 公営企業や第三セクター等の健全な経営の推進
- 9 健全で持続可能な財政基盤の確立

一層の
県民サービスの向上

環境変化への
迅速・的確な対応

しなやかな県庁

（出典：あいち行革プラン2020）

「しなやか県庁創造プラン」のうち、債権の管理回収と深く関連すると思われる「県税の適切な徴収」等に関する取組の状況は、【図表2-1-1】のとおりである。また、「あいち行革プラン2020」では、「しなやか県庁創造プラン」の取組を引き継ぎ、【図表2-1-2】の取組事項が掲げられた。

【図表2-1-1】しなやか県庁創造プランにおける「財源の確保」に関する主な成果

個別取組事項	しなやか県庁創造プラン		あいち行革プラン2020への引継 個別取組 事業番号																
	主な成果（進捗管理指標の状況）																		
156 県税の適切な徴収	<p>・県が自ら徴収する税目については、滞納整理の強化として民間委託による自動車税の集中催征の手続きやインターネットが可能な電子納税の機軸を推進した。また、個人県民税対策として地方税法第48条による個人住民税の経費徴収などを実施した。</p> <p><進捗管理指標>県税徴収率</p> <table border="1"> <tr> <td>2015</td> <td>2016</td> <td>2017</td> <td>2018</td> </tr> <tr> <td>98.3%</td> <td>98.6%</td> <td>98.7%</td> <td>98.9%</td> </tr> </table> <p>・地方税滞納整理機構の設置期間を2017年度から3年間延長し、市町村支援を継続させ個人県民税等の収入未済額を減らした。また、県が自ら徴収する税目についても、収入未済圧縮に取り組んだ。</p> <p>・納税方法の拡大については、2016年度にコンビニ収納の取組を拡大するとともに、クレジットカード納税の対象税目を拡大し、取扱期間を延長した。また、2019年度には、スマートフォン決済アプリを利用した納税方法を導入した。</p> <p><進捗管理指標>県税収入未済額（県が自ら徴収する税目に係る収入未済額）</p> <table border="1"> <tr> <td>2015</td> <td>2016</td> <td>2017</td> <td>2018</td> </tr> <tr> <td>49億円</td> <td>39億円</td> <td>35億円</td> <td>33億円</td> </tr> </table>		2015	2016	2017	2018	98.3%	98.6%	98.7%	98.9%	2015	2016	2017	2018	49億円	39億円	35億円	33億円	164 継続
2015	2016	2017	2018																
98.3%	98.6%	98.7%	98.9%																
2015	2016	2017	2018																
49億円	39億円	35億円	33億円																
157 県税収入未済の圧縮	<p>・受益者に対して、受益と負担の観点から適正な負担を求めるため、毎年度、使用料等の適正化を実施した。</p> <p>・歩道橋ネーミングライツについて、個人事業者が応募できるよう募集事項を改正した（2019年4月受付分から適用）。</p> <p>・愛知県下水道科学館、県営都市公園熱田神宮公園野球場及び愛知県体育館にネーミングライツを導入し、県有財産の有効活用を図った。</p> <p>・債権管理の適正化を進めるため、毎年度、自己検査を実施した。</p> <p>・2015年度から、税外債権の回収業務を進める上で必要な債権管理に関する法令・業務上の基礎を身に付けるための研修会を開催した。</p> <p><進捗管理指標>税外債権収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>2015</td> <td>2016</td> <td>2017</td> <td>2018</td> </tr> <tr> <td>61億円</td> <td>52億円</td> <td>52億円</td> <td>51億円</td> </tr> </table>		2015	2016	2017	2018	61億円	52億円	52億円	51億円	164 継続								
2015	2016	2017	2018																
61億円	52億円	52億円	51億円																
158 使用料等の適正化	<p>・歩道橋ネーミングライツについて、個人事業者が応募できるよう募集事項を改正した（2019年4月受付分から適用）。</p> <p>・愛知県下水道科学館、県営都市公園熱田神宮公園野球場及び愛知県体育館にネーミングライツを導入し、県有財産の有効活用を図った。</p>		165 継続																
159 ネーミングライツの導入	<p>・債権管理の適正化を進めるため、毎年度、自己検査を実施した。</p> <p>・2015年度から、税外債権の回収業務を進める上で必要な債権管理に関する法令・業務上の基礎を身に付けるための研修会を開催した。</p>		166 継続																
160 税外債権の回収強化	<p><進捗管理指標>税外債権収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>2015</td> <td>2016</td> <td>2017</td> <td>2018</td> </tr> <tr> <td>61億円</td> <td>52億円</td> <td>52億円</td> <td>51億円</td> </tr> </table>		2015	2016	2017	2018	61億円	52億円	52億円	51億円	167 継続								
2015	2016	2017	2018																
61億円	52億円	52億円	51億円																
160-2 放置廃取金に係る未収金の縮減	<p>・放置廃取金に係る未収金の縮減に向けて、コンビニ等で収納を2018年1月から開始した。</p>		168 継続																
161 置にかかる要請活動の実施	<p>・毎年度、7月と11月に国に対する要請活動を実施するとともに、時期を捉え緊急声明の発表や他都府県市と共同要請を行った。</p>		169 継続																
162 地方交付税など地方一統財源総額の増額確保	<p>・毎年度、7月と11月に国に対する要請活動を実施するとともに、時期を捉え他都府県市と共同要請を行った。</p>		160 継続																
163 適切な国庫負担の確保	<p>・統計専任職員（人件費）に係る国庫支出金の充実など、国に対する要請活動を実施した。</p>		169 継続																

（出典：あいち行革プラン2020）

【図表2-1-2】あいち行革プラン2020の「財源の確保」に関する取組内容（財源の確保）

Table with columns: 個別取組事項, 取組の内容, 局等, 実施時期 (2020, 2021, 2022, 2023, 2024). Rows include items 163 through 170, detailing various financial measures like asset management, tax collection, and fund utilization.

(出典：あいち行革プラン2020)

第3 収入未済額の現状
1 収入未済額の全体像

予備調査の段階で、2020年度の歳入予算一覧の提出を受けて、2020年度に滞納にかかる収入未済が存在する局を抽出したところ、【図表2-1-3】の経済産業局以下に掲載したとおりであった。その後、出納整理期間を経て、2015年度から2021年度までの歳入予算一覧と、同期間の都道府県税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在）、さらに病院事業庁から入手した同期間の同庁の収入未済額の推移を併せて、2015年度から2021年度までの収入未済額の推移を一覧表にしたものが【図表2-1-3】である。

2020年度に収入未済が存在しなかった局が保有する（していた）収入未済額は含まれておらず、また年度末から2か月間の出納整理期間中に収入される滞納とかかわりのない未収金は含まれていないため、各年度の愛知県歳入歳出決算及び美術品等取得基金運用状況の審査意見書（以下「決算審査意見書」という）及び愛知県公営企業会計決算審査意見書（以下「公営企業意見書」という）に掲載された金額（【図表2-1-5】参照）とは誤差が生じている点には注意が必要である。

この間、県税の収入未済額は6割弱にまで減少しているが、税外債権の収入未済額は僅かに減少しているものの14局（病院事業庁含む。以下単に「14局」という）の合計は60億円余りで概ね横ばいである。詳細は、第3章及び第4章で述べる。

【図表2-1-3】収入未済額の全体像 (千円)

Table showing the overall trend of delinquent amounts from 2015 to 2021 for various departments including General Affairs, Hospital, Economic Industry, Construction, Education, Police, Cultural, Environment, and Health. Includes a total and 14-department subtotal.

2 税債権の収入未済額の状態

2015年度から2021年度までの都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在)から、各年度末時点(出納閉鎖日現在)の収入未済額の推移を一覧にしたところ、【図表2-14】のとおりであった。2019年9月までは自動車取得税と自動車税が存在したが、2019年10月1日に自動車取得税は廃止され、同日から新たに自動車税環境性能割が導入された。また、自動車税は自動車税種別割に名称変更された。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による特例猶予の影響で、都道府県民税法人分と事業税法人分(いわゆる法人二税)を中心に、一時的に収入未済額が増加した。詳細は第3章で述べる。

【図表2-14】県税収入未済額の推移 (千円)

Table with 7 columns: 税目, 2015年度, 2016年度, 2017年度, 2018年度, 2019年度, 2020年度, 2021年度. Rows include 都道府県民税個人分, 都道府県民税法人分, 事業税個人分, 事業税法人分, 地方消費税, 不動産取得税, 都道府県たばこ税, ゴルフ場利用税, 軽油引取税, 自動車税, 固定資産税, 法定外普通税, 狩猟税, 旧法による税, 法人二税.

3 税外債権の収入未済額の推移

各年度の決算審査意見書及び公営企業意見書によると、税外債権の収入未済額の推移は、【図表2-15】のとおりである。ただし、公営企業意見書には、愛知県立病院事業会計に加えて愛知県水道事業会計、愛知県工業用水道事業会計、愛知県用地造成事業会計、愛知県流域下水道事業会計が掲載されているが、2020年度末において滞納となっている債権のみを記載することとし、滞納に係る債権として病院事業庁の過年度に属

する医薬未収金を計上した。また、【図表2-15】には、【図表2-13】に掲載した14局以外が所管する債権(税に係る延滞金、加算金、滞納処分費等)も含まれている。僅かに減少しているものの概ね横ばいである点は、14局に関する【図表2-13】と同様の傾向を示している。詳細は第4章で述べる。

【図表2-15】税外収入未済額の推移 (千円)

Table with 7 columns: 区分, 2015年度末, 2016年度末, 2017年度末, 2018年度末, 2019年度末, 2020年度末. Rows include 普通会計, 一般会計, 特別会計, 公営企業会計(病院事業庁), 計.

(出典：各年度の決算審査意見書及び公営企業意見書より監査人が抽出し作成した)

4 病院事業庁

病院事業庁から入手した資料によると、病院毎の収入未済額の推移は【図表2-16】のとおりであった。2015年度から2021年度までの間に87.4%程度にまで減少している。また、不納欠損処分額の推移は【図表2-17】のとおりであった。詳細は第4章で述べる。

【図表2-16】病院事業庁の収入未済額の推移 (千円)

Table with 7 columns: 2015年度, 2016年度, 2017年度, 2018年度, 2019年度, 2020年度, 2021年度. Rows include がんセンター(中央病院), 田がんセンター愛知病院, 田がんセンター尾張診療所, 精神医療センター, 田瀬尾呼吸器病センター, 小児保健医療総合センター, 合計.

【図表2-1-9】経済産業局の不納欠損処分額の推移 (円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
高度化事業貸付収入							
近代化事業貸付収入	6,311,000			1,761,500	1,601,000	39,870,000	
違約金				108,400		5,662,300	
合計	6,311,000	0	0	1,869,900	1,601,000	45,532,300	0

【図表2-2-0】不納欠損処分済み債権の簿外管理の概要

不納欠損処分額 (円)	元金・違約金	企業組合個人別件数
205,141,067	(元金)	53企業・16個人・2組合
[204,098,817	(近代化)	(51企業・15個人)
1,042,250	(高度化)	(2企業・1個人・2組合)
22,333,471	(違約金)	19企業・2組合・5個人
[21,536,082	(近代化)	(18企業・1組合・5個人)
797,389	(高度化)	(1企業・1組合)

【図表2-2-1】不納欠損処分額の推移と合計 (円)

処分年度	元金	違約金	処分年度	元金	違約金
1982	663,000	0	2007	5,976,762	1,281,200
1984	7,259,500	748,756	2008	3,822,185	0
1990	379,250	22,375	2009	14,104,197	1,356,649
1991	6,575,000	1,415,310	2010	25,240,155	253,701
1992	3,892,688	0	2011	6,170,187	93,511
1993	4,494,400	0	2012	4,724,200	181,947
1994	6,351,750	130,387	2013	6,138,976	0
1995	7,493,500	237,116	2015	6,311,000	0
2004	8,451,235	0	2018	1,761,500	108,400
2005	16,581,145	892,814	2019	1,601,000	0
2006	27,279,437	9,949,005	2020	39,870,000	5,662,300
			合計	205,141,067	22,333,471

【図表2-1-7】病院事業庁の不納欠損処分額の推移 (円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
がんセンター(中央病院)	155,180	177,600	24,520	1,770,724	8,050	59,800	
旧がんセンター愛知病院	37,720	1,325,850		840,763	1,207,317	606,499	213,646
旧がんセンター尾張診療所							
精神医療センター	121,100	106,920		14,280	117,810	473,020	548,922
田原肺呼吸器病センター			3,611,850	1,148,638	681,110	1,450,510	
小児医療医療総合センター		104,677	505,554			88,815	
合計	314,000	1,715,047	4,141,924	3,774,405	2,014,287	2,678,644	762,568

5 経済産業局

歳入予算一覧から、経済産業局所管の収入未済額の推移を一覧にしたところ、【図表2-1-8】のとおりであった。近代化事業貸付事業は廃止されており、新たな貸付けが発生しないため、収入未済額は順調に減少しているように見える。

しかし、近代化事業貸付を中心に不納欠損処分を行っており、2015年度から2020年度の処分額の合計は【図表2-1-9】のとおり、5500万円を超えていた。

なお、局では不納欠損処分をしたとしても、会計上の処理に過ぎず、実際には債権は消滅していないため、処分後も簿外で管理を続けているとのことであった。そこで、簿外で管理している不納欠損処分済み債権の一覧を局から入手したところ、簿外管理する債権の総額は2億2747万円余りであり、その概要は【図表2-2-0】のとおりであった。また、1982年度以降の年度毎の不納欠損処分額を一覧にすると、【図表2-2-1】のとおりであった。

詳細は第4章で述べる。

【図表2-1-8】経済産業局の収入未済額の推移 (千円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
高度化事業貸付収入	2,914,906	2,856,974	2,820,758	2,801,528	2,734,141	2,722,339	2,692,636
近代化事業貸付収入	130,050	127,696	126,122	122,823	119,699	78,485	76,150
違約金	7,233	7,153	7,073	7,286	7,206	1,469	13,881
愛知県感染症対策協力金返還請求権							2,500
合計	3,052,189	2,991,825	2,953,953	2,931,637	2,861,046	2,802,293	2,785,167

6 建築局

歳入予算一覧から、建築局所管の収入未済額の推移を一覧にしたところ、【図表2-2】のとおりであった。また、不納欠損処分額の推移は【図表2-2-3】のとおりであった。詳細は第4章で述べる。

【図表2-2-2】建築局の収入未済額の推移 (千円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
県営住宅管理特会 住宅使用料	1,155,743	1,144,283	1,110,404	1,114,453	1,123,972	1,021,039	978,424
県営住宅管理特会 駐車場使用料	59,684	65,241	66,696	68,492	69,310	63,231	58,703
県営住宅管理特会 附帯設備使用料						3,795	6,713
合計	1,215,427	1,209,524	1,177,100	1,182,945	1,193,282	1,088,065	1,043,841

【図表2-2-3】建築局の不納欠損処分額の推移 (円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
県営住宅管理特会 住宅使用料	38,818,641	43,437,216	50,941,274	18,433,264	24,249,142	32,344,074	7,605,342
県営住宅管理特会 駐車場使用料	1,103,040	1,277,350	1,935,390	691,010	766,970	1,065,060	291,440
県営住宅管理特会 附帯設備使用料							
合計	39,921,681	44,714,566	52,876,664	19,124,274	25,016,112	33,409,734	7,896,782

7 教育委員会事務局

歳入予算一覧から収入未済額の推移を一覧にしたところ、【図表2-2-4】のとおりであった。

また、不納欠損処分額の推移は【図表2-2-5】のとおりであった。県は、不納欠損処分済み債権のうち1738万円余りを簿外管理しており、その理由の要点は、「債務者が破産・免責した後の債務は当然に消滅するのではなく、債権者からの請求は不可能となるが、破産者からの任意の弁済は可能な「自然債務」として残存する。破産・免責は条上の免除事由には該当しないため、債権を消滅させるためには債権放棄（地方自治法第96条第1項第10条により県議会の議決が必要）が必要となる。また、高等学校等奨学金は民法上の私債権であるため消滅時効は10年であり、地方自治法上の公債権と異なり債権者からの時効の援用がなければ消滅しない。」とのことであった。理由の全文は第4章に記載したとおりである。

その他詳細は第4章で述べる。

【図表2-2-4】教育委員会事務局の収入未済額の推移 (千円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
高等学校等奨学 事業貸付金収入	414,825	510,070	605,569	706,878	792,850	826,296	840,502
定時制及び通信制課程 修学資金貸付金収入	163	336	504	672	714	504	504
県立学校授業料	423	307	527	597	175	270	434
延滞金	5	3	9	9			
雑入	1,742	1,314	1,333	1,352	2,068	2,901	3,116
合計	417,158	512,030	607,943	709,507	795,807	829,971	844,556

【図表2-2-5】教育委員会事務局の不納欠損処分額の推移 (円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
高等学校等奨学 事業貸付金収入	470,000	359,000	937,950	1,090,716	564,100	1,175,900	2,353,000
定時制及び通信制課程 修学資金貸付金収入							
県立学校授業料	79,692	6,500	39,600	59,400			
延滞金	2,700	1,500	3,300				
雑入				97,939	328,072		
合計	552,392	367,000	980,850	1,248,055	892,172	1,175,900	2,353,000

8 福祉局

歳入予算一覧及び福祉局によると、同局が保有する債権毎の収入未済額の推移は、【図表2-2-6】のとおりであった。詳細は第4章で述べる。

【図表2-2-6】福祉局の収入未済額の推移 (千円)

Table with columns for years (2015-2021) and various welfare categories like '深夜特殊業務等手当返納金', '生活保護施設保護費負担金', etc.

歳入予算一覧から分かる範囲で不納欠損処分額の推移を一覧にする【図表2-2-7】のとおりであった。

【図表2-2-7】福祉局の不納欠損処分額の推移 (円)

Table with columns for years (2015-2021) and various welfare categories like '深夜特殊業務等手当返納金', '生活保護施設保護費負担金', etc.

【図表2-3-1】県民文化局の不納欠損処分額の推移 (円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
私立学校奨学資金等 貸付金収入						1,240,000	163,000
同和くらし資金 貸付金収入	1,236,995	300,000	1,203,000	416,000	766,000	430,570	170,000
延滞金	71,000						
教育費雑入							
合計	1,307,995	300,000	1,203,000	416,000	766,000	1,670,570	333,000

1 1 環境局

歳入予算一覧から収入未済額の推移を一覧にしたところ、【図表2-3-2】のとおりであった。補助金返還請求とは、実質的に事業活動を停止している法人に対する2008年に交付済みの補助金の返還請求に係る収入未済である。2013年7月2日付けで補助金交付決定を取り消し4050万8859円を請求したが、同額が2021年度末の残高として計上されている。事務管理費用等とは、2016年に発生した産業廃棄物処理業者による食品廃棄物の横流し等不適性処理事案につき、県は、民法第697条の規定に基づき事務管理によって、同業者が残置した生活環境に影響を及ぼすおそれのある食品廃棄物の撤去を行い、この撤去作業に要した費用を2017年3月2日に請求した弁償金の収入未済である。発生した2016年度末から同額が計上されている。

なお、不納欠損処分額の推移は【図表2-3-3】のとおりであった。

【図表2-3-2】環境局の収入未済額の推移 (千円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
補助金返還請求	40,509	68,430	61,075	40,509	40,509	40,509	40,509
事務管理費用等	11,255	38,149	38,149	38,149	38,149	38,149	38,149
合計	51,764	106,579	99,224	78,658	78,658	78,658	78,658

【図表2-3-3】環境局の不納欠損処分額の推移 (円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
補助金返還請求				20,566,122			
事務管理費用等		11,254,800					
合計	0	11,254,800	0	20,566,122	0	0	0

9 警察本部

歳入予算一覧から収入未済額の推移を一覧にしたところ、【図表2-2-8】のとおりであった。また、不納欠損処分額の推移は【図表2-2-9】のとおりであった。詳細は第4章で述べる。

【図表2-2-8】警察本部の収入未済額の推移 (千円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
放置違反金	518,539	449,975	391,522	337,630	313,659	266,847	235,689
延滞金	173,915	158,287	128,281	94,487	64,753	49,263	40,133
違約金	33,833	33,316	24,452	24,452	24,452	24,452	24,452
警察費雑入 ・弁償金	794	1,009	707	697	555	524	617
合計	727,081	642,587	544,962	457,266	403,419	341,086	300,891

【図表2-2-9】警察本部の不納欠損処分額の推移 (円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
放置違反金	105,762,488	90,784,152	64,544,838	51,704,807	42,820,690	32,949,884	33,535,862
延滞金	19,639,718	27,592,811	40,510,600	38,756,800	34,542,500	22,707,200	14,317,800
違約金		517,374	8,395,606				
警察費雑入 ・弁償金	188,400	29,700	115,760				
合計	125,590,606	118,924,037	113,566,804	90,461,607	77,363,190	55,657,084	47,853,662

1 0 県民文化局

歳入予算一覧から収入未済額の推移を一覧にしたところ、【図表2-3-0】のとおりであった。また、不納欠損処分額の推移は【図表2-3-1】のとおりであった。詳細は第4章で述べる。

【図表2-3-0】県民文化局の収入未済額の推移 (千円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
私立学校奨学資金等 貸付金収入						127,052	117,331
同和くらし資金 貸付金収入	10,905	10,245	8,848	8,267	7,087	6,350	5,984
延滞金	412	302					
教育費雑入				31			
合計	11,317	10,547	8,848	8,298	7,087	133,402	123,315

12 総務局（税外債権）

歳入予算一覧から収入未済額の推移を一覧にしたところ、【図表2-34】のとおりであった。

2008年11月に発生した架空取引にかかる物品購入代金の支払額及び郵便切手着服額の合計2526万0145円から弁済額を除く残額について、損害賠償金が計上されている。2022年7月1日現在の弁済額は51万円である。

当初の履行期限は2008年12月11日であったところ、履行期限の延長により2022年8月31日となっていた。その後、債務承認書を取り付けて時効中断し、引き続き請求を続ける予定である。

なお、2015年度から2021年度までの間に不納欠損処分された債権は存在しなかった。

【図表2-34】総務局の収入未済額の推移 (千円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
損害賠償金	24,960	24,930	24,870	24,830	24,830	24,790	24,750
建物使用料			4				
合計	24,960	24,934	24,870	24,830	24,830	24,790	24,750

13 保健医療局

歳入予算一覧から収入未済額の推移を一覧にしたところ、【図表2-35】のとおりであった。2015年度から2021年度までの間、不納欠損処分額は存在しなかった。詳細は第4章で述べる。

【図表2-35】保健医療局の収入未済額の推移 (千円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
看護職員修学資金貸付金収入	9,307	10,651	6,171	2,836	2,071	2,529	3,053
補助金財産処分に伴う返還金							7,520
被爆者健康管理手当返還金	404	325	313	268	256	244	232
感染症医療の自己負担分							113
合計	9,711	10,976	6,484	3,104	2,327	2,773	10,918

14 建設局

歳入予算一覧から収入未済額の推移を一覧にしたところ、【図表2-36】のとおりであった。2021年度末に351万円余り計上されている道路橋りよう管理費負担金は、道路施設損傷の原因者に対して、道路管理者が行った復旧工事費用363万0960円につき道路法第58条第1項の規定により費用負担命令を行ったところ滞納となった強制徴収公債権の残金が計上されている。現在も分割納付中である。

2016年度に計上されていた1350万円余りも同様の性質の債権に関するものであるが、強制徴収権に基づく滞納処分が功を奏して全額回収できた事実であった。

なお、不納欠損処分額の推移は、【図表2-37】のとおりであった。

【図表2-36】建設局の収入未済額の推移 (千円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
道路橋りよう管理費負担金	13,653	13,523			3,613	3,571	3,511
河川敷地占使用料	665	574	665	854	809	908	1,316
道路占使用料	68	68	39	40	83	110	110
建設費雑入	49	914	914	154	154	154	154
延滞金	250	169	129	163	163	221	250
流域下水道特会雑入	547	547					
流域下水道特会建物使用料				2			
合計	15,232	15,795	2,294	1,213	4,822	4,964	5,341

【図表2-37】建設局の不納欠損処分額の推移 (円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
道路橋りよう管理費負担金							
河川敷地占使用料	56,776	113,140	62,440	91,180	82,380	53,700	7,360
道路占使用料			42,200	24,500		13,055	
建設費雑入	404,016	46,250		579,083			
延滞金	71,900	54,500	22,800			19,900	16,100
流域下水道特会雑入				546,900			
流域下水道特会建物使用料							
海岸保全区域占使用料	23,112						
合計	555,804	213,890	127,440	1,241,663	82,380	86,655	23,460

15 都市・交通局

歳入予算一覧から収入未済額の推移を一覧にしたところ、【図表2-38】のとおりであった。2020年度未現在、事務管理に係る費用(弁償金)410万4000円、県営名古屋空港における業務用施設使用料60万7363円、延滞金35万3100円及び都市公園占使用料の収入未済額が計上されたが、2020年12月には県営名古屋空港における業務用施設使用料の債務者会社が会社法第472条第1項の規定によりみなし解散となったことから使用料、延滞金とも不納欠損処分した(【図表2-39】参照)。2021年度末の同局所管の収入未済額は弁償金と都市公園占使用料のみである。

【図表2-38】都市・交通局の収入未済額の推移 (千円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
事務管理に係る費用(弁償金)				4,104	4,104	4,104	4,104
港湾施設占使用料			86				
名古屋飛行場使用料	676	676	676	652	616	607	
延滞金	178	178	178	328	349	353	
都市公園占使用料	12	14	16	5	7	4	2
合計	866	868	956	5,089	5,076	5,068	4,106

【図表2-39】都市・交通局の不納欠損処分額の推移 (円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
事務管理に係る費用(弁償金)							
港湾施設占使用料							
名古屋飛行場使用料							607,363
延滞金							353,100
都市公園占使用料				9,870	949	839	2,030
合計	0	0	0	9,870	949	839	962,493

16 議会事務局

歳入予算一覧には、【図表2-40】のとおり2019年度に発生した政務活動費に係る返還金260万円が計上されている。

元県議の政務活動費に関する住民訴訟が2019年10月4日確定したことを受け、県は元県議に対し、同年11月20日、同年12月2日を期限として不当利得返還請求をしたが、一部である3万9615円しか返還がなされなかったもので、支払期限から20日以内である同月20日に支払期限を12月30日とする督促状を送付し、2020年1月30日に不当利得返還請求訴訟を提起し、2021年3月3日に県の勝訴判決が確定した。

県は、現在も元県議に対する不当利得返還金の回収に向けた取組を続けている。
なお、2015年度から2021年度までの間に不納欠損処分された債権は存在しなかった。

【図表2-40】議会事務局の収入未済額の推移 (千円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
政務活動費に係る返還金					2,600	2,600	2,600
合計	0	0	0	0	2,600	2,600	2,600

17 農業水産局

歳入予算一覧には、【図表2-41】のとおり就農支援資金特会連約金が計上されており、減少する傾向にある。

なお、2015年度から2021年度までの間に不納欠損処分された債権は存在しなかった。

【図表2-41】農業水産局の収入未済額の推移 (千円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
就農支援資金特会連約金	2,956	3,405	2,679	2,572	2,291	1,963	1,683
合計	2,956	3,405	2,679	2,572	2,291	1,963	1,683

第4 監査の結果

複数の局にまたがって存在する問題又は複数の局に向けて注意喚起するべき監査の結果について、ここで指摘又は意見を述べる。

1 不納欠損処分済みの債権を債権放棄するなど整理するべきである【意見】

(1) 不納欠損処分済みの債権の簿外管理等の現状と債権放棄の必要性
不納欠損処分は、会計上の処理に過ぎず、翌年度に繰越測定しなかったとしても債権が消滅するものではない(定期監査の結果に関する第4章第2の2(3)参照)。

経済産業局が簿外管理する不納欠損処分済みの債権の総額は2億2747万4千円余りで、その概要は【図表2-20】【図表2-21】のとおりであった。

また、病院事業庁が簿外管理する債権は約8900万円(【図表4-35】)、教育委員会事務局が簿外管理する債権は約1739万円(36件)とのことであった。さらに、建築局も、1988年度以降の不納欠損処分済みの債権だけでも約8億2678万円を簿外管理している(【図表6-3】)。

債権が消滅していないという現状(第4章第2の2(3)参照)を突き詰めるならば、債務者が自然人である場合には、不納欠損処分後の債権についても債権管理を続け(【図表2-20】、【図表4-35】等参照)、債務者が死亡する毎に相続人調査をし、相続放棄の有無を確認し、相続人全員による相続放棄の事実が確認できなければさらに相続人に対する債権として債権管理を続けなければならないことになる。また、債務者が法人の場合は、随時商業登記簿等を取り付けて法人格の存否を確認し続ける必要がある。しかも、理論的にはこのような債権管理は永久に続けなければならない。

しかし、不納欠損処分後の債権について、そのような手間をかけている局は存在せず、将来にわたって持続可能な事務処理方法とは考え難く不合理である。また、不納欠損処分済みの債権を今後永久に管理し続けなければならない現在のあり方は、不経済である(地方自治法第2条第14項)。

県は、不納欠損処分済みの債権について回収可能性を再点検し、無価値なものは議会に諮りその議決を経る等して債権放棄して整理するべきである。

この際、不納欠損処分の判断が実質的に債権放棄を決定づけることにならないように注意が必要である。

(2) 債権放棄により債権を法的に消滅させるための意思表示の必要性

なお、最高裁判所平成24年4月20日判決(最高裁判所民事判例集66巻6号2583頁)は、次のように述べて議会の議決による債権放棄の意思表示が債務者に到達しなければ、債権消滅の効果は生じないとした。これに従えば、議会の議決による債権放棄は個々の債務者に対して意思表示をする必要があり、その意思表示は、債務者に到達しなければならない(民法第97条)。

地方自治法96条1項10号が普通地方公共団体の議会の議決事項として権利の放棄を規定している趣旨は、その議会による慎重な審議を経ることにより執行機関による専断を排除することにあるものと解されること、普通地方公共団体による債権の放棄は、条例

による場合を除いては、同法149条6号所定の財産の処分としてその長の担任事務に含まれるとともに、債権者の一方的な行為のみによって債務を消滅させるという点において債務の免除の法的性質を有するものと解されるから、その議会が債権の放棄の議決をしただけでは放棄の効力は生ぜず、その効力が生ずるには、その長による執行行為としての放棄の意思表示を要するものというべきである。

2 債権管理条例を制定し債権のみなし消滅により債権管理を終了するべき【意見】

(1) 債権管理条例に基づく債権放棄手続を制定し債権放棄を円滑化する必要性
債権放棄し債権の管理を終了するためには債権管理条例を制定するべきである。

県が債権を放棄するには、政令又は条例に特別の定めがない限り議会の議決が必要とされている(地方自治法第96条第1項第10号)。しかし、現状では県には該当する条例がなく、債権放棄には議会の議決が必要である。また、債務の免除(同法第240条第3項)には、地方自治法施行令第171条の7に定める要件を充足する必要がある。いずれも要件が厳格であり、免除の運用実績は僅かである。

債権放棄の円滑化のためには、基準を策定して議会に諮りその議決を経て放棄し個々の債務者にその旨通知する方法のほか、第5章に掲載するような債権管理条例を制定し、債権管理の効率化を図る方法が考えられる。

本監査のヒアリングを通じて、議会の議決を経なければならないことが、債権放棄の支障になっている現状が確認できたことから、債権放棄の円滑化のためには、債権管理条例に基づき議会の議決を経ない債権放棄手続と債権管理を終了することを許容するための根拠が是非とも必要である。

(2) 放棄すべき対象債権の概要

そして、放棄の対象とする債権には、次のものを含めるのが妥当である。

- 一 消滅時効に係る時効期間が満了したとき。ただし、債務者に時効を援用しない特別の事情がある場合を除く。
- 二 破産法第253条第1項、会社更生法第204条第1項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。
- 三 債務者が生活困窮の状況(生活保護法の規定による保護を受け、またはこれに準ずる状態をいう)にあり、資力の回復が困難で、かつ、弁済することができないと見込まれないとき。
- 四 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合又は相続人不存在の場合において、その相続財産の価額が、強制執行の費用及び当該強制徴収債権に優先して弁済を受ける債権の価額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- 五 地方自治法施行令第171条の5に基づき徴収停止の措置をとった場合において、当該徴収停止後相当期間を経過したのちにおいてもなお同条各号のいずれかに該当すると見込まれるとき。

(3) 債権放棄の意思表示とその到達の必要性

なお、前1に記載した最高裁判所平成24年4月20日判決(最高裁判所民事判例集66巻6号2583頁)は、同所で引用した部分に続けて次のように述べ、条例による債権放棄の場合には放棄の意思表示は不要としているもの、上記判例は、特定の債権について条例を制定して放棄した事実であり、債権管理条例を制定して当該条例に基づき個々の債権を放棄する場合には必ずしも妥当しない。

そのため、制定した債権管理条例に基づいて放棄した債権を法的に消滅させるためには、民法の原則に従って、債権放棄の意思表示を債務者に到達させる必要がある。

条例による債権の放棄の場合には、条例という法規範それ自体によって債権の処分が決定され、その消滅という効果が生ずるものであるから、その長による公布を該条例の施行により放棄の効力が生ずるものというべきであり、その長による別途の意思表示を要しないものと解される。

なお、県において収入未済が生じる原因や不納欠損処分の理由には、行方不明が存在するところ（【図表4-2-3】【図表8-1-2】）、議会の議決による債権放棄又は債権管理条例に基づく債権放棄のいずれであっても、さらには地方自治法施行令第171条の7に基づく免除も含めて、放棄又は免除の意思表示を債務者に到達できなければ、債権消滅という法的効果は認められない（民法第519条参照）。債務者が行方不明の場合には、公示送達の方法（民法第98条）で債権放棄の意思表示をする必要がある。

(4) 債権のみなし消滅による整理
今後制定する債権管理条例は、県の措置のみによって債権が消滅したのものとして扱うことができる根拠を規定するのが合理的である（第5章第1参照）。このような規定を設けた場合でも、債務者の法的地位を極力安定させるべく債権放棄又は免除の意思表示を发出するべきと考えるが、仮にこれが到達しなかったとしても債権が消滅したものとみなすことにより債権管理を終了するべきである。以下これを「債権のみなし消滅」ともいう。

本項記載の監査の結果は本章において措置するべきものである。
3 不納欠損処分する前に債権を（みなし）消滅させるべきである【意見】
不納欠損処分は、会計上の処理に過ぎず、翌年度に繰越測定しなかったとしても債権が消滅するものではない（定期監査の結果に関する第4章第2の2(3)参照）。そのため、多くの局（病院事業庁、経済産業局、経済産業局、教育委員会事務局）で、不納欠損処分後も債権管理に関連する書類を廃棄することなく保管し続けているだけでなく、債権そのものも管理している。今後このような債権管理を続けることは不合理かつ不経済であるが（前1参照）、これは、不納欠損処分後も債権が残っていることが原因であり、不納欠損処分前に、議会の議決又は前2記載の債権管理条例により債権放棄し、同条例の債権のみなし消滅規定に基づき債権管理を終了する必要がある。

なお、以下では、議会の議決又は前2記載の債権管理条例により債権放棄し、同条例の債権のみなし消滅規定に基づき債権管理を終了することを「債権放棄等」ともいう。

4 不納欠損処分の理由は実態を反映させるべきである【意見】
(1) 県営住宅家賃等
建築局所管の県営住宅家賃等について、県営住宅家賃等の督促等事務処理要領第11条第1項は、「県営住宅管理室は、公社及び住宅管理事務所から滞納者の納付指導経過及び現況等の事情聴取をし、滞納者で地方自治法第236条第1項の消滅時刻に該当している者があるときは、不納欠損処分の手続をとる」旨定めており、他の事由

による不納欠損処分について特に規定を設けていない。したがって、県営住宅家賃等の滞納は、滞納者の資力の有無や滞納に至った事情に関わらず、また、時効援用の有無に関わらず、最終的には消滅時効期間経過を理由として不納欠損処分がなされることになる。

しかしながら、このような一律の処理では、仮に、滞納者の無資力や費用対効果の観点から徴収しなかったという債権があったとしても、単なる時効期間経過と区別ができず、県の管理の適否を判断することができない。

したがって、不納欠損処分をする際には、そこに至った事情によって区別して取り扱うべきである。

(2) 生活保護費返還金
また、福祉局所管の生活保護費返還金については、「納入拒否」を理由として不納欠損処分を行っている事例が、一定数存在する。

「納入拒否」については、債務者が返還義務の存在について納得していないなど確に支払いを拒絶されたケース、納付書を送っても反応がないケース、情報が乏しく生活困窮という判断ができないケースなどが存在するが、情報が乏しいことを理由に財産調査もしないまま、資力の有無にかかわらず一律に「納入拒否」と扱うことは、滞納理由の実態が不明確となることから不適切である。

5 不納欠損処分の取扱いを県で統一するべきである【意見】
公債権は、時効期間の経過により時効援用を待たなくても債権が消滅するため、消滅時効期間経過後には当然不納欠損処分するべきである。

しかし、私債権については、時効の援用がない限り債権は消滅しないため、時効期間の経過を不納欠損処分の基準とするか否か、局において判断する必要がある。

この点警察本部では、違約金等の私債権についても時効期間が経過すれば不納欠損処分できるとの認識を示していた。

建築局所管の県営住宅家賃等の督促等事務処理要領第11条第1項は、「県営住宅管理室は、公社及び住宅管理事務所から滞納者の納付指導経過及び現況等の事情聴取をし、滞納者で地方自治法第236条第1項の消滅時刻に該当している者があるときは、不納欠損処分の手続をとる」旨定めており、他の事由による不納欠損処分について特に規定を設けていない。したがって、県営住宅家賃等の滞納は、滞納者の資力の有無や滞納に至った事情に関わらず、また、時効援用の有無に関わらず、最終的には消滅時効期間経過を理由として不納欠損処分がなされていた。

一方、病院事業庁は不納欠損処分の考え方を策定して運用しており、時効期間が経過した債権でも援用の意思表示がないものは時効期間が経過したというだけでは不納欠損処分していない（第4章第4の6(1)記載の「不納欠損処分の考え方」1（3）参照）。

県民文化局では、私立学校奨学金等貸付金収入に関しては愛知県私立学校奨学金等貸付金債権管理規程第9条に基づき不納欠損処分を行っているところ、その運用は【図

なお、保証人に請求が及ばないよう破産免責後の債務者が返済を続けるのは本監査で明らかになったひとつの例であるが、破産免責後の債務者から受領することが適切な場合は、ほとんど考えられない。

上記横浜地裁の裁判例でも、次のように指摘されている。

破産者が新たな利益獲得のために、従前の債務も併せて処理するというような事情もなく、債権者の支払要求に対し、単に旧来の債務の支払約束をし、支払義務を負うことは、破産者の経済的更生を遅らせるのみで何らの利益もないものであり、したがって、破産者にとって何らの利益もない免責後の単なる支払約束は（旧）破産法366条の1.2の免責の趣旨に反し、無効であるものと解するのが相当である。

破産免責後の債務者が債務の弁済を申し出た場合は、当該債務者から免責された債務を支払う動機を聴取し、純粋な任意の支払いであることが明らかなら事情を記録化しない限りこれを受領するべきではない。

また、破産免責後の債務者との関係では、もはや新たな期限の利益を与えてまで回収を図るべき段階ではないため（民法第137条参照）、直ちに完済できない破産免責後の債務者から、分納を受け付けてまでこれを受領して保証人への請求を怠るべきではない。

7 (連帯) 保証人について

私債権については、契約によって（連帯）保証人を求める場合が多い。保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う者であり（民法第446条第1項）、滞納が発生しない限りその責任は顕在化しないが、ひとたび滞納が生じると、その債務は利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たるすべてのものを包含し、責任は重大である（民法第447条第1項）。

以下に記載するものは、特定の局所管の債権に関するものも含まれるが、全局に注意喚起する観点から、あえてここに記載する。

(1) 保証人に対する請求を想定していない債権は保証人を求めるべきでない【意見】

債権について保証人が保証しているのに、保証債務履行請求権を行使していない債権が極めて多数見受けられた（福祉局（障害者住宅整備資金貸付金償還金及び高齢者住宅整備資金貸付金償還金）、建築局（県営住宅家賃等）、経済産業局（中小企業資金特化高度化事業貸付金収入））。

地方自治法第240条第2項、同施行令第171条の2は、非強制徴収公債権と私債権のうち保証人の保証がある債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、保証債務履行請求権の行使を必要としており、その例外は後記(2)アイウに記載する場合（徴収緩和措置等）のみである。

とりわけ建築局は、不納欠損処分前に連帯保証人に保証債務を履行請求することはあるが、連帯保証人が自主的に支払いを申し出ない限り強制的に保証債務を請求することはない。訴訟提起する場合にも、連帯保証人を被告に含めていない。保証人に対して請求することを想定していないのであれば、そもそも契約締結段階で保証人を要求するべきではない。

表10-10のとおり、時効の援用がなければ不納欠損処分しない取扱いである。同和くらし資金貸付金収入についても、時効の援用がなければ不納欠損処分しない取扱いを原則としていた。

福祉局では、時効期間が経過した債権については適宜不納欠損処分をしているが、債権によっては時効期間が経過しても不納欠損処分しないものもあると、「貸付金の原資は税金であり可能な限り回収を行うべきで、単純に時効期間が経過していることをもって即時に不納欠損処分をするべきではない」と考え、管理を続けている債権もあった。

現状では、とりわけ私債権について、所管する局によって時効期間を経過しただけで請求を免れる債務者がいる一方で、時効の援用をしないために将来にわたり請求が続く債権者もあり、公平性に欠け、平等原則にも違反する。

不納欠損処分に関する統一的な基準が必要である。

なお、前3で指摘したように、不納欠損処分する前に債権放棄等をすべきであることから、債権放棄等の基準を県で統一することで、不納欠損処分の基準を統一することにもなることを考える。

本項記載の監査の結果は本章において措置するべきものである。

6 免責許可決定を得た債務者からは原則として回収するべきではない【指摘】

福祉局では、破産手続を経て免責許可決定（以下単に「破産免責」ともいう）を得た債務者から債権の回収を続けている（回収した）事案が複数存在した（高齢者住宅整備資金貸付金償還金、障害者住宅整備資金貸付金償還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金）。

純粋な任意の支払いを受け取っているに過ぎないのであれば、これを受け取ることには法的な問題はない。しかし、破産免責後の債務者は、保証人に請求して欲しくないため、ときには県が保証人に直接請求するのではなく債務者に対して「保証人が責任を持つ」とを覚えて確認した上で破産免責後の債務者が自ら支払いを続けており、純粋な任意の支払いとは認められない。

後に述べるように、保証人に対して県が請求しないと判断した場合には、保証契約を解除し保証債務履行請求権を債権放棄又は債務免除するべきであり、保証人に請求するかも知れない余地を残しつつ破産免責後の債務者から免責に係る債権を回収することは、任意の支払いを受領しているとは評価できない。

破産免責制度の潜脱であるとともに、住民福祉（地方自治法第240条第1項）に反する行為といわざるを得ない。免責許可決定後に行った弁済合意は免責の趣旨に反し無効とした裁判例（横浜地裁昭和63年2月29日判決）もある。

保証人が存在する債権の主債務者が破産免責を得た場合は、保証人に請求するべきである（地方自治法施行令第171条の2第1号）。その例外は後記7(2)アイウに掲載する場合（以下「徴収緩和措置等」ともいう）である。

徴収緩和措置等について検討することなく保証人に請求する可能性を残したまま、免責許可決定を得た債務者から受領するようになっていることがあつてはならない。

次の、同施行令第171条の6の規定により履行延期等をする場合は、次の各号の一に該当する場合に、その履行期限を延長する特約又は処分とする場合である。「特約」とは、県と債務者の合意による場合であり、「処分」とは県の一方的な処分により履行期限を延長するものである。この場合、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることも可能である。

履行延期等は、「特約」又は「処分」という法的根拠に基づくものである。履行期限後、履行延期等をするにはできないが、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権は、徴収すべきものとされている（同施行令第171条の6第2項）。一方、履行延期等から納期限までの「遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権」を徴収するべきとの規定は存在せず、徴収しないことができると解されている。

これに対して、債務者から分納誓約書を単に受け付けただけで履行延期等をしていない状態（以下この状態を「分納誓約」という）の場合、「遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権」は発生を続けるほか、債務免除（地方自治法施行令第171条の7第1項）の対象にもならない。

地方自治法施行令
(強制執行等)

- 第171条の6 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合には、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。
 - 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債権の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債権の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債権の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に關し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債権の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 (略)

ウ その他特別の事情があると認める場合

徴収停止措置や履行延期等を行った場合のほか、特別の事情があると認める場合にも、保証人に請求する等の措置を採らないことができる。

上記アイはもちろん、ウの特別の事情があるかどうかについても、その検討を意圖的に行い、文書化して、所管課内で決裁のうえ共有するべきである。そのような検討を行

私債権を所管する全ての局に検討していただくために、あえてここに記載する。
(2) 保証人に請求しない特別の事情を検討し検討結果を文書化する必要がある【指摘】
地方自治法施行令第171条の2第1号は、保証人の保証がある債権について督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、保証人に対して履行の請求をしなければならないと規定している。

例外は、同施行令第171条の5の徴収停止措置をとる場合、第171条の6の規定により履行期限を延長する特約又は処分をする場合（以下「履行延期等」ともいう。また徴収停止措置と履行延期等を併せて「徴収緩和措置」ともいう）、その他特別の事情があると認める場合（徴収緩和措置等）である。

地方自治法施行令
(強制執行等)

- 第171条の2 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する分担金等に係る債権(第七十一条の五及び第七十一条の六第一項において「強制徴収により徴収する債権」という。)を除く。)について、同法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第七十一条の五の措置をとる場合又は第七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。
 - 一 担保の付されていない債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとる。又は保証人に対して履行を請求すること。
 - 二 債権名義のある債権(次号の措置により債権名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。
 - 三 第一号に該当しない債権(第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟手続(非訟事件の手続を含む。))により履行を請求すること。

ア 徴収停止

まず、同施行令第171条の5の措置とは、徴収停止の措置であり、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

地方自治法施行令
(徴収停止)

- 第171条の5 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)で履行期限相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。
 - 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
 - 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
 - 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

イ 履行延期の特約又は処分(履行延期等)

い、検討結果を文書化しないまま保証人に対する請求をしていない現状は、同施行令第171条の2に違反しているといわざるを得ない。

なお、①特別の事情がないのに保証人に請求していないこと、②特別の事情があると思われるのに検討されていないこと、③特別の事情を検討したのに文書により事務を行っていないことは、理論的にはそれぞれ個別の問題である。前6で指摘した、破産免責後の債務者から回収して保証人に請求しないケースは、①に該当する疑いが濃厚である。しかし、徴収緩和措置等を検討した資料がないため、①～③を厳密に区別することができず、保証人に請求していない事実のみが明らかなのが現在の状況である。

地方自治法施行令第171条の2第1号は、保証人のある債権は保証人に請求することを原則としており、保証人に請求しないことが同号に違反しないことの立証責任は県の側にある。そのため、検討資料を残さないまま保証人に請求していない現状は同号に違反しているといわざるを得ない。

(3) 保証人に請求しない場合は保証契約を解除又は保証債務の放棄を検討すべき【意見】
前述のとおり、保証人の責任は不安定で重大である。保証人に対して請求しない理由が存在して請求しないならば、保証債務履行請求権そのものを放棄又は保証契約を解除（一方的解約告知又は合意解除）することを検討し、同債権の滞納が発生した後に（一方的解約告知又は合意解除）するなどして請求しないことを明確化し、保証人の地位を安定化させるべきである。

まず、建築局所管の県営住宅家賃等のように県として一律に連帯保証人に対して保証債務履行請求権を行使しないと判断した場合で滞納が生じる前であれば、保証契約を解除（一方的解約告知又は合意解除）することを検討し、同債権の滞納が発生した後は議会の議決を経て保証債務履行請求権を債権放棄等することを検討されたい。

また、福祉局所管の高齢者住宅整備資金貸付金償還金、障害者住宅整備資金貸付金償還金及び母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金のように、破産免責後の主債務者から回収することで保証人に請求しない取扱いと、かつ、主債務者から任意に早期の回収が見込める場合には、保証債務履行請求権を行使する余地を残すのではなく、議会の議決を経て保証債務履行請求権を債権放棄等することを検討されたい。

(4) 保証債務の履行確保のためには適時の請求と意思疎通が求められる【意見】
経済産業局所管の中小企業資金特会高度化事業貸付金収入では、連帯保証人に対する連絡が十分に行われておらず、連帯保証人から反発を受けている事案が存在する。連帯保証人が、滞納の発生を早期に覚知すれば、その後の滞納や遅延損害金等を自ら防止するための対処を選択する余地もあるが、長期間経過後に保証債務履行請求を受けても、その時点では破産を選択する以外に方法がない状況に陥っている場合もあり、滞納が発生しているにも関わらず保証人に請求せず、長期間経過後に履行請求することは酷な場合が多い。

前6に記載したとおり、福祉局所管の高齢者住宅整備資金貸付金償還金、障害者住宅整備資金貸付金償還金では、主債務者の求めに応じて保証人に請求しない債権が多

認められたが、これも同様の問題を含んでおり、滞納発生から長期間経過後に保証人に請求したとしても、納得しない保証人やその相続人との間で紛争を招くだけである。

滞納が発生したときは適時に保証人と連絡をとり請求するなど必要な措置に着手し、その後も連絡を怠るべきではない。

なお、改正後の民法第458条の2では、保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合には、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額の額に関する情報を提供しなければならぬ旨の条文が追加された。

また、同法458条の3では、自然人である保証人について、主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から2か月以内に、その旨を通知しなければならないことが明記された。

いずれも、改正後の民法施行日前に締結された保証契約については、なお従前の例によることとされており（改正民法附則第21条第1項）、2020年3月31日以前に締結された保証契約には適用されないが、同様の趣旨は改正法施行前の保証契約であっても妥当するので、適時の請求と意思疎通に留意し保証債務の履行確保に努められたい。

(5) 今後締結する保証契約では督促保証人に対する請求を怠るべきではない【意見】
普通地方公共団体の長は、債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、当該債権について保証人がいる場合には、保証人に対して履行の請求をしなければならない（地方自治法施行令第171条の2第1号）。

既に締結済の保証契約では契約時に保証人の責任に関する説明が不十分なものがあり、督促後も保証人に対する請求を怠っている債権があるなど、問題事例が多数である。しかし、今後保証契約を締結する際には、契約時に保証人としての責任を十分に説明し、保証人の責任を明確に記載した保証契約書を締結のうえ、滞納発生時には速やかに保証人に連絡し、その後も連絡を密にしたうえで、徴収緩和措置等を適用する場合を除き、督促後は保証人に請求しなければならない。

8 収入未済解消のための手段のひとつとして法的手続を検討すべきである【指摘】
非強制徴収公債権及び私債権については、督促後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、一定の場合を除き訴訟の提起、強制執行の申立て等を行わなければならない（地方自治法第240条第2項、同施行令第171条の2）とされており、例外は前7(2)アイウの場合（徴収緩和措置等）のみである。

にも関わらず、訴訟の提起、強制執行の申立て等を一切検討したことがないとすれば、地方自治法第240条第2項、同施行令第171条の2に違反していると言わざるを得ない。最高裁判所も、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすること

は許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使については裁量はないと述べている（最高裁判所平成16年4月23日判決・最高裁判所民事判例集58巻4号892頁）。

この点、【図表2-13】に掲載した税外債権に関する収入未済額が存在する14局のうち保健医療局（看護職員修学資金貸付金償還金）、経済産業局（特別会計）、建築局（県営住宅家賃等）、教育委員会事務局（高等学校等奨学事業貸付金収入）、警察本部（違約金及び損害賠償金）、県民文化局（私立学校奨学資金貸付金収入）、建設局（原状回復費用等の反訴）、農業水産局（就農支援資金特会）及び議会事務局（政務活動費に係る返還金）以外の5局（総務局、病院事業庁、福祉局、環境局、都市・交通局）は、収入未済額を解消するために訴訟の提起、調停、支払督促、強制執行等の法的手続（以下総称して「法的手続」という）を実施していなかった。

このうち、総務局（税外債権）は、債務者から債務承認書を取り付けて時効中断し、引き続き請求を続ける予定であり、法的手続を検討する段階にはなく、現時点で法的手段を講じる必要はない。また、病院事業庁、環境局及び都市・交通局は、法的手続を実施してはいないがその検討をしている。一方、福祉局は、南知多老人福祉館売買契約解除による違約金及び契約保証金について法的手続を検討したことはあるが、それ以外の債権では法的手続を検討したことがない。

また、保健医療局は福祉医療費雑入について、経済産業局は一般会計について、教育委員会事務局は県立学校授業料について、県民文化局は同和くらし資金貸付金収入について、やがて法的手続を実施したことがなく検討したこともない。さらに、建築局は、県営住宅等の明渡しを求めた場合を除いて、県営住宅家賃等について訴訟手続による履行請求をしていない。

以上のとおり、保健医療局（福祉医療費雑入）、経済産業局（一般会計）、教育委員会事務局（県立学校授業料）、福祉局（南知多老人福祉館売買契約解除による違約金及び契約保証金を除く債権全部）、県民文化局（同和くらし資金貸付金収入）及び建築局（県営住宅等の明渡しを求めた場合を除く県営住宅家賃等）は、所管する債権の全部又は一部の債権について法的手続を検討していない（6局）。

これらの局（6局）が非強制徴収公債権及び私債権の未収金に関して行っているのは、債務者との電話、文書、訪問による接触と交渉、分納誓約書の受領といった任意の交渉である。病院事業庁は、債権回収会社や弁護士に債権回収を外部委託することがあっても、任意の回収交渉を外部に委託するに止まり、法的手続を委託することはない。

任意の交渉はするものの法的手続を念頭においた交渉をしないため、督促や催告に応じて分納誓約する債務者との関係では回収が長期間続く一方（【図表4-16】から【図表4-21】、【図表8-11-2】参照）、督促や催告に応じない債務者との関係では他に手立てがなく、不納欠損処分に至る例がある。督促や催告に応じる債務者からは財産や収入状況を聴き取ることも可能であるが、無反応な債務者との関係ではその財産や収入

の状況を知る方法もない。また、無反応な債務者に対しては時効を更新（中断）することもせず、消滅時効期間の経過を待つことになる。

全部又は一部の債権について法的手続を検討していない局（6局）は、地方自治法第240条第2項、同施行令第171条の2に従い、法的手続を視野に入れた検討をするべきである。

9 専決事項を追加した法的手続の円滑化を図る必要がある【意見】

地方自治法第96条第1項第12号は、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関することについては議会の議決を必要としている。また、支払督促（民事訴訟法第382条以下）の申立ては「訴えの提起」に該当しないとしても、相手方が督促異議を申し立てると、支払督促の申立時に訴えの提起があったものとみなされる（同法第395条）ことから、適法な督促異議の申立てがなされた段階で議会の議決が必要と解されている（最高裁判所昭和59年5月31日判決・最高裁判所民事判例集38巻7号1021頁等）。前項記載の6局が、法的手続を検討する場合、現状では議会の議決を経る必要があり、このことにより法的手続を検討対象からそもそも除外してしまっているのが現状と考えられる。

しかし、軽易な事項について、訴えの提起であるからといって全ての案件で議会の議決を必要とするのは効率的ではない。

この点、県営住宅に関するものは訴えの提起について専決処分することが可能である。すなわち、議会は、地方自治法第180条第1項の規定により議会の権限に属する軽易な事項で、知事において専決処分することができるものひとつとして、「県営住宅の家賃、割増賃料等の滞納者に対するこれらの支払又は県営住宅の明渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること」を指定している。

県営住宅の家賃その他に関すること以外について、専決処分事項に指定できない理由はなく、第5章第2の4に記載することおり、知事において専決処分することができる事項を追加するのが望ましい。

本項記載の監査の結果は本章において措置するべきものである。

10 会計事務の手引（総則・収入編）の記載方法は変更すべき【意見】

令和4年版の会計事務の手引（総則・収入編）89頁には、「督促状を発する時期については、規則上特に定めはありませんが、別に法令に定めがなければ、原則として地方税の例に従い、納期限後20日以内において未納を確認した後速やかに発します。」と記載されている。この点、納期限後20日以内に未納行為が未納を確認する行為が、督促状を発することか曖昧であり、納期限後20日前後に督促状を発するとしている部署が存在した（知多福祉相談センター等）。しかし、地方税法は20日以内に督促状を送付することを必要としており、会計事務の手引においても、その趣旨が明確になるように記載を訂正する必要がある。

本項記載の監査の結果は本章において措置するべきものである。

不履行に対する一律の違約金の定めは、回収見込みの低い債権の徴収事務負担を増大させるだけで無益な場合がある。

所有財産の売買契約の代金を売納しない場合は売買物件の所有権は買主に移転せず、買主は再度入札にかけることで当初の目的を達成しており、実害は僅かであるため、違約金を回収できれば県の利益になるが、仮に回収できなくても損害はない。

この点県によると、「南知多老人福祉館にかかる売買契約は、福祉局が所管する事業に付随するものであったため、福祉局において売買契約を締結したが、県有財産の売却は、原則、財産管理課が行う。また、県有財産を売却する場合は、地方自治法施行令第169条の7の規定により相手方が売買代金を売納しない限り所有権の移転はないため、契約解除に係る違約金条項を設けなくても損害はないとの考えの下、財産管理課が手引き・規程集に掲載している契約書様式（売買契約書例（売払い））には、契約解除に係る違約金の条項はない」とのことであるが、事業に付随して各局において売買契約を締結する場合における県有財産の売却に係る契約書についても、より適切な契約条項となるよう組織的に対応された。

財務規則（契約保証金）
第129条の2 政令第167条の1第1項に規定する契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の金額とする。

（債務不履行による損害賠償）
第131条 契約者は、第135条の規定により契約を解除されたときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。ただし、契約者の責めに帰することができない理由により同条第1項第2号に掲げる場合に該当するとして契約を解除されたときは、この限りでない。

2 前項の場合において、第129条の2の規定による契約保証金を納めているときは、契約の解除によつて生じた損害の額が契約保証金の額以下のときは、契約保証金の額をもつて、契約保証金の額をえるときは契約保証金の額とこのえらる額をもつて、損害の額とする。

地方自治法施行令（契約保証金）
第167条の16 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

地方自治法（契約の履行の確保）
第234条の2（略）
2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたとところによるものとする。

本項記載の監査の結果は本章において措置するべきものである。

14 違約金に関する財務規則の規定を實體に即したものに改めるべきである【意見】
私債権については、履行期限を超過すれば、たとえ遅延損害金に関する約定がなくとも、法定利率による遅延損害金を請求することが可能である。ところが、県では、遅延損害金を請求するか否か、局によつて対応が異なっている。

11 訴訟委任する際に委任契約書、請書又はこれに類する書類を作成すべき【意見】
訴訟を弁護士に委任するにあたっては、委任契約書、請書又はこれに類する書類を作成するべきである。

地方自治法第234条第5項は、契約書等を作成しなければ契約が確定しないと規定している。財務規則第127条も、契約書を作成しなければならぬとしつつ、同規則第129条第1項第1号は、契約金額が100万円を超えない場合は契約書を省略できるとしているものの、同条第2項は、「知事が特に必要がないと認めるときを除き、契約に関する必要な事項を記載した請書又はこれに類する書類を徴しななければならない」としている。

なお、弁護士職務基本規程第30条第2項を根拠に契約書を作成する必要はないとする見解も見られたが、同規程の条項は弁護士に課せられた委任契約書作成義務を免れる場合に関する規定であり、県が委任契約書を作成しない根拠にはなり得ないので注意が必要である。

この点、県は2021年度からルール変更し、弁護士へ依頼書を出し承諾書を受領することとしているとのことであるので、意見として記載した。
本項記載の監査の結果は本章において措置するべきである。

12 公文書は適時に廃棄処分すべきである【意見】
病院事業庁、県民文化局は、債権管理に関する文書を廃棄したことがないとのことであるが、債権放棄等を行った上で不納欠損処分した後、適時廃棄処分するべきである。

13 違約金条項について適切な規定とされたい【意見】
福祉局所管の南知多老人福祉館売買契約解除による違約金について、契約金額の20%の違約金を請求している。その根拠規定は、当該売買契約における県有財産売買契約書第19条第2項、同第15条第1項の「(4) その他この契約に違反したとき」である。契約保証金については、地方自治法施行令第167条の16に、契約相手には「規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない」と規定されているが、違約金については同様の規定は存在しない。

果たして、20%の違約金の定めを設ける必要があるか、また常に発生させるのがよいか、疑問である。南知多老人福祉館売買契約は代金不払いで契約解除に至っている。この点、財務規則第131条により、債務不履行による損害賠償について定められており、その額は同条第2項により、契約保証金の額が基準とされている。また、契約保証金の額は、財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の金額と定められている。

しかし、安易な入札に一定の歯止めをかけた後債権不履行によつて生じる損害に備えるには契約保証金の取決めで十分であり、契約保証金を納めない契約相手に対しては引き続き請求するべきであるが、「その他この契約に違反したとき」という一般的な債務

この点建築局は、県営住宅賃等について、訴えの提起をした場合には遅延損害金を請求する一方、教育委員会事務局は高等学校等奨学事業貸付金収入について、訴えの提起の場合でも遅延損害金を請求しない方針であった。福祉局では、高齢福祉課では連約金（遅延損害金）を徴収しているのに対し（【図表8-7-3】参照）、障害福祉課では延滞利息不徴収調書により延滞利息を不徴収としており、連約金（延滞利息）の調定をしていないとのことで、局の内部でも取扱いが異なっていた。

財務規則第1-3-0条第1項には、契約者が履行遅延した場合の連約金に関する定めが置かれているが、各局各課による遅延損害金の取扱いについて、利率も含め実態に即した規定に改めらるべきである。

財務規則（履行遅延による連約金）

第1-3-0条 契約者は、履行期限までにその債務を履行しない場合には、第1-3-2条の規定により履行期限の延長を承認されたときを除き、遅延日数に応じ未履行部分相当額（1000円未満の端数金額及び1000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年14.5パーセントの割合により連約金を納付しなければならない。

本項記載の監査の結果は本章において措置するべきものである。

15 分割納付の法的な意義を自覚して事務処理にあたるべきである【意見】

本監査の対象とした局のうち多くの局（保健医療局、病院事業庁、経済産業局、建築局、教育委員会事務局、福祉局、警察本部、県民文化局及び農業水産局）において、非強制徴収公債権及び私債権の分割納付を受け付ける対応をしていた。

地方自治法施行令第171条の6の履行期限延長には、「特約」すなわち県と債務者の合意による場合と、「処分」すなわち県の一方的な処分により履行期限を延長するものがある。この場合、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることも可能である。

しかし、債務者からの分納誓約書を単に受け付けただけで履行期限を延長する「特約」又は「処分」をしていない場合（分納誓約）、延滞金や遅延損害金の発生が止む法律効果は生じていない。履行延期等をされたかどうかは確定的ではなく、県の事情で扱いを変更した場合、履行延期等をされた主張する債務者との間で紛争となり兼ねず、全体として不安定である。また、債務免除の規定（地方自治法施行令第171条の7第1項）が適用される余地もない（前7(2)イ参照）。

履行延期等と分納誓約の法的な意義の違いを常に意識して事務処理に当たらねばならない。なお、同施行令第171条の6では「強制徴収により徴収する債権を除く」と規定され強制徴収公債権は対象となっていないところ、生活保護費返還金のうち、強制徴収公債権に分類される債権についても同施行令第171条の6に基づく履行延期等という扱いで処理できるとの誤解があった。履行延期等の適用債権の範囲についても十分注意されたい。

本項記載の監査の結果は本章において措置するべきものである。

16 履行延期の特約又は処分の意義を意識できるマニュアル類を整備されたい【意見】

県では、【図表1-2】に記載したとおり各局において多様なマニュアル類を作成して債権の管理回収に当たっている。これらマニュアル類にも必要に応じて前15に記載した履行延期等と分納誓約の違いを明確に意識できる記載をされたい。

本項記載の監査の結果は本章において措置するべきものである。

17 分納誓約書を受け付けた以上は履行延期の特約又は処分を検討するべき【意見】

福祉局では、債務者から提出される分納誓約書の取扱いが福祉相談センターによって異なっている。

様式集の様式には、「本件納付計画は、期限の利益を付与させるものではありません」とあり履行延期等には該当しないことが明記されているが、福祉相談センターによっては履行延期等と扱っていた。

それ以外の対象局でも分納誓約書を提出させ分納を認めているが、多くの場合、履行延期等では行っていないかかった。

分割納付の根拠を地方自治法施行令第171条の6の履行延期等として取り扱えば、履行延期等から納期限までの「遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権」は徴収しないことができると解されるほか、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期等をした場合は、最初に履行延期等をした日）から10年を経過してもなお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができると見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（同施行令第171条の7）。

しかし、履行延期等を行っていない債権については、これらの効果は生じない。すなわち、債務者の法的地位は、県が履行延期等を行うか否かにより左右される。そこで、分納誓約書を受け付けた場合は履行延期等をする要件（同施行令第171条の6第1項各号）を検討し要件を充足する場合は積極的に特約又は処分すること、債務者の法的地位を安定させる必要がある。

18 生活困窮者には徴収緩和措置や債権放棄・免除し生活再建を優先すべき【意見】

福祉局、建築局及び県民文化局は、生活保護受給中の者から債権を回収しており、病院事業庁は一般論として生活保護受給中だからといって請求をとめることはしないとのことであった。また、病院事業庁（【図表4-1-6】から【図表4-2-1】）、福祉局（【図表8-7-1】）、【図表8-1-1-2】）及び県民文化局（同和くらし資金貸付金収入）は15年以上前に調定された債権を多数保有しており、少額ながら償還が継続しているものも存在する。

それ以外にも、生活保護受給者や生活困窮者の生活再建には特に配慮している局はなかった。

この点生活保護法は、第1条で、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」

と規定し、第3条で、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならぬ。」と規定している。

生活保護受給者から債権を回収することは、生活保護受給者の生活の維持のためにやむを得ない費用を支出するものともいえないから、生活保護受給者の分割弁済は、生活保護費が「最低限度の生活」を保障するためのものであるとの趣旨に反し、これを県が受領することは住民の福祉の増進に努めるべき県の存在意義にも抵触し兼ねない（地方自治法第2条第14項）。

また、債務者が生活保護受給者ではなくても、生活困窮の状態にある者から長期間にわたり少額の分割納付を受け続けることは、(1)公平な徴収、(2)費用対効果、(3)住民福祉の増進の観点から望ましくない。

(1) 公平な徴収の観点

県では、前8に記載したとおり法的手続による履行の請求を検討せず、かつ、長期にわたる少額の分納を事実上受け付けているため、滞納をして時効期間を経過した不誠実な債務者は債務を免れる可能性があるのに対し、県の催告や督促に誠実に応答し分納を申し出た債務者は、仮に生活困窮の状況にあっても少額の分納を長く継続する傾向が認められる。

このような不誠実な債務者と誠実な債務者の間に生じる不均衡な取扱いは見通しがたい。

地方自治法施行令第171条の7第1項は、「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態であり、かつ、弁済することができている見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる」として、債務免除の目安を履行期限から10年としている。

前17に記載したとおり、法的根拠のない事実上の分割納付というあり方（分納誓約）自体が問題であるが、10年を超えて分納（分納誓約）を認める取扱いにも問題がある。

(2) 費用対効果の観点

長期にわたる少額の分割納付は、債権管理コスト（人件費や通信費）が回収額よりも大きくなくなっていることも多く、不経済である。生活困窮状態の要件を満たす場合には、債権放棄をして回収困難な債権の管理回収を打ち切り、その経費を軽減し、債権管理事務の効率化を図り、ひいては、組織全体として、保有する回収可能な債権の徴収をより確実にするべきである。

(3) 住民福祉の観点

長期にわたる少額の分割納付は、債務者にとっては、出口なき支払いの継続であり、生活再建を著しく害している。法的根拠のない事実上の分割納付（分納誓約）の場合に

は、分割納付中の違約金（遅延損害金）が嵩むばかりである。むしろ、生活困窮の状態にある債務者の債務負担を軽減し、資力（払税力）の回復と生活再建を図るべきである。

よって、生活保護受給者やこれに準ずる生活困窮等の状況にある債務者に対しては、徴収停止（前7(2)ア）や履行延期等（同イ）の徴収緩和措置をまず検討し、地方自治法施行令第171条の7の要件を充足する場合は債務免除、債権管理条例の要件を充足する場合は債権放棄等を検討し、生活保護受給者や生活困窮者の生活再建をはかるべきである。

19 履行期限から10年を経過した債権は債権放棄等を積極的に検討されたい【意見】

前18に記載したとおり、病院事業庁、福祉局、県民文化局及び経済産業局は15年以上前に調達された債権を多数保有している（【図表4-16】から【図表4-21】、【図表8-7-1】、【図表8-11-2】等参照）。病院事業庁が保有する債権のうち、同庁が過去に経営していた三病院で発生した医業未収金の中には20年以上も全く回収されないまま繰越計上され続けている収入未済額もあった。

このうち、履行延期等を行った債権で、地方自治法施行令第171条の7の要件を充足するものは債務免除することができるので、生活困窮者の生活再建を優先して免除することを検討されたい。

これに対し、履行延期等を行っていない債権は、債務免除の要件を充たしていても債務免除できないが、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期等をした場合は、最初に履行延期等をした日）から10年を経過しても、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができている見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を債権放棄等し、債務者の生活再建を優先するべきである。

債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため分納誓約書を提出させて分納を認めている（分納誓約）のに、履行延期等をしなかったのは県の都合であり、その不利益を債務者に負わせるのは著しく不合理である。

よって、実質的に債務免除の要件を充足している債権で、履行延期等を行っていないものは、債権放棄等を積極的に検討されたい。

20 徴収停止（地方自治法施行令第171条の5）を活用されたい【意見】

債務者の法人が事業を休止した場合（警察本部の違約金、福祉局の違約金等）、債務者が所在不明の場合（警察本部の損害賠償金）、債権金額が少額の場合（保健医療局、病院事業庁、教育委員会事務局、福祉局、警察本部、県民文化局）は、前7(2)アに記載した要件に該当するか否かについて検討し、要件を充足する場合は徴収停止措置をとることで、保全及び取立ての義務を免れることも検討に値する。

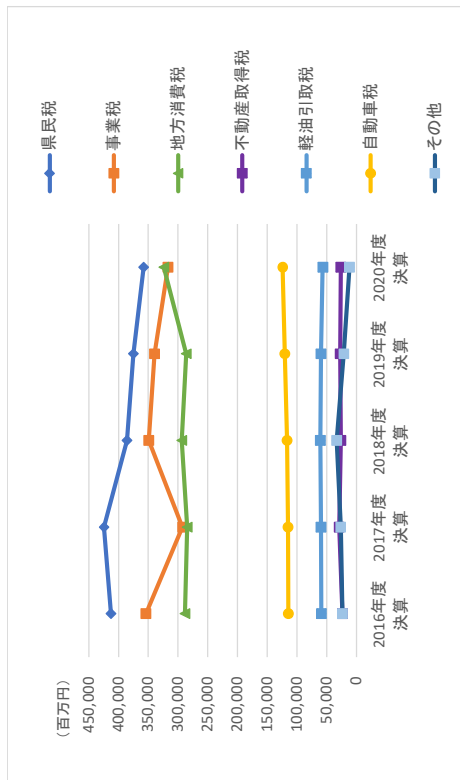
第3章 県税の収入未済額の解消に向けた取組

第1 全般

1 県税に関するデータの推移

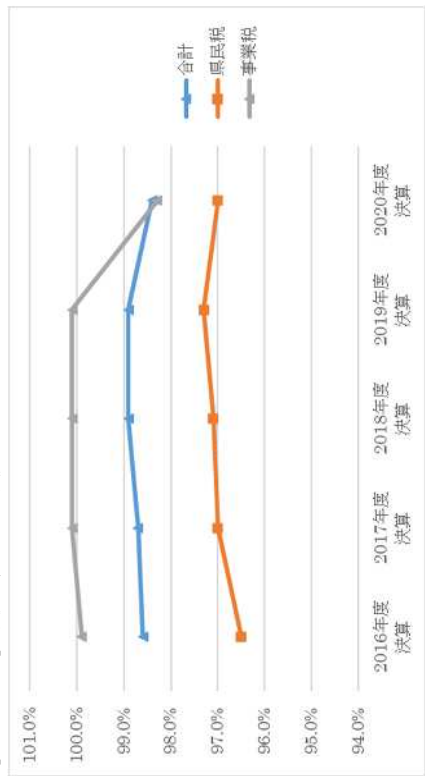
県税をテーマにした2016年度愛知県包括外部監査結果報告書75頁以下の検討について、2016年度から2020年度を継ぎ足してみた。

【図表3-1】 税目別収入の推移



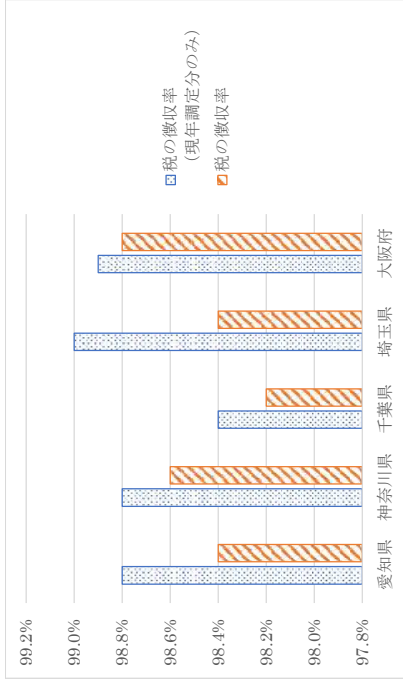
(出典：総務省「財政状況資料集」より監査人が作成した)

【図表3-2】 県税の徴収率の推移



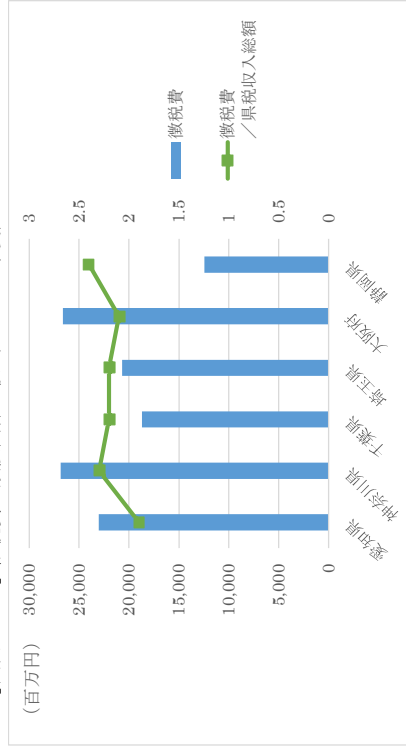
(出典：総務省「財政状況資料集」より監査人が作成した)

【図表3-3】 県税の徴収率の類似団体比較 (2020年度)



(出典：総務省「財政状況資料集」より監査人が作成した)

【図表3-4】 徴税費の類似団体比較 (2020年度)



(出典：総務省「財政状況資料集」より監査人が作成した)

人の事業税及び個人の事業税。同章第2節、地方消費税（同章第3節）、不動産取得税（同章第4節）、県たばこ税（同章第5節）、ゴルフ場利用税（同章第6節）、軽油引取税（同章第7節）、自動車税（環境性能制及び種別割。同章第8節）、鉱区税（同章第9節）及び固定資産税（大規模償却資産に関するもの。第5章第2節、愛知県条例第3条第1項第6号）がある。

目的税には、狩猟税（同法第4章第3節、愛知県条例第3条第2項）及び産業廃棄物税（同法第4条第6項、愛知県産業廃棄物税条例）がある。

【図表3-7】県税の種類（出典：愛知県のホームページより）

普通税	直接税	個人の県民税
		法人の県民税
		県民税の利子割
		県民税の配当割
		県民税の株式等譲渡所得割
		個人の事業税
		法人の事業税
		不動産取得税
		(略) 自動車税環境性能制（※1）
		自動車税種別割（※2）
間接税	鉱区税	
	固定資産税（大規模償却資産に対するもの）	
	地方消費税	
	県たばこ税	
	ゴルフ場利用税	
	軽油引取税	
	狩猟税	
	産業廃棄物税	
	直接税	
	間接税	
目的税		

※1 「自動車取得税」は2019年10月1日に廃止され、同日から新たに「(軽) 自動車税環境性能制」が導入されました。

※2 2019年10月1日以降、自動車税の名称は「自動車税種別割」に変更されました。

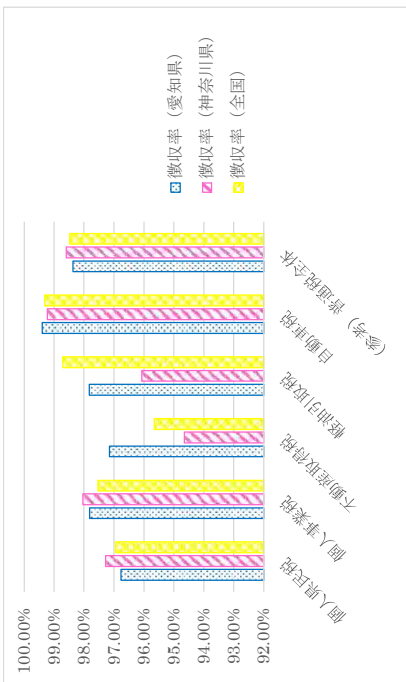
3 県税の申告と納税期限

税の徴収の方法には、普通徴収、申告納付、特別徴収及び証紙徴収がある。

普通徴収とは、徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収する方法である（地方税法第1条第7号）。

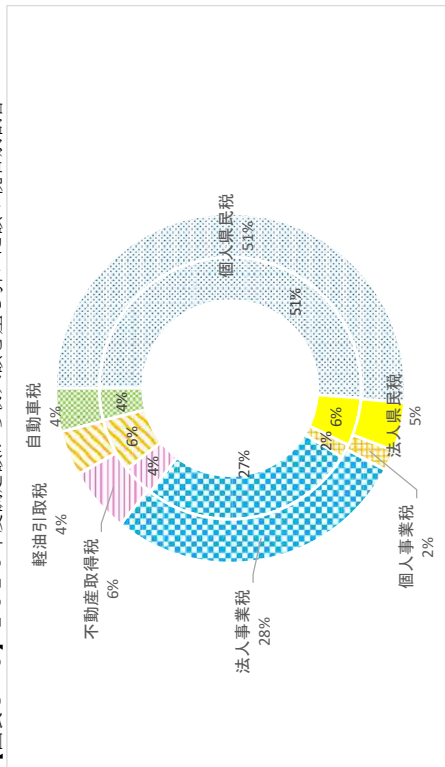
申告納付とは、納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付する方法である（同法第1条第8号）。

【図表3-5】税目別徴収率の比較（2020年度）



(出典：政府統計「地方財政状況調査」より監査人が作成した)

【図表3-6】2020年度調定額から収入額を差し引いた額の税目別割合



※内側：愛知県、外側：全国

(出典：政府統計「地方財政状況調査」より監査人が作成した)

2 県税の種類

県税の種類は大きく普通税（地方税法第2章、愛知県条例第3条第1項）と目的税（同法第4章、愛知県条例第3条第2項）に分けられ、その中にそれぞれいくつかの税目がある。

普通税には、県民税（個人の県民税、法人の県民税、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税。同法第2章第1節）、事業税（法

特別徴収とは、地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき税金を納入する方法である（同法第1条第1項第9号）。

申告納入とは、特別徴収義務者がその徴収すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納入することをいう（同法第1条第1項第11号）。

証紙徴収とは、地方団体が納税通知書を交付しないのでその発行する証紙をもって地方税を払い込ませることをいう（同法第1条第13号）。

4 徴収実績

徴収実績の推移は【図表3-9】のとおりである。県税全体の徴収率は、2010年度に96.1%まで落ち込んだが、2015年度以降は98%台を維持している。

なお、「特別猶予」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少（前年同期比概ね20%以上）があった場合、無担保かつ延滞金なしで最大1年間納税を猶予できる徴収猶予の特例制度であり、2020年2月1日から2021年2月1日まで、に納期限が到来する県税について適用された。2020年度の徴収率は、特例猶予が適用された収入未済額約70億円を除くと、99%であった。

【図表3-9】徴収実績の推移

	2006年度 実績	2010年度 実績	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績	2018年度 実績	2019年度 実績	2020年度 実績	特例猶予 除き
県税全体の徴収率	97.7%	96.1%	98.3%	98.6%	98.7%	98.9%	98.9%	98.4%	99.0%
県税全体の収入未済額	276億円	361億円	200億円	171億円	152億円	135億円	134億円	193億円	129億円
内訳									
個人県民税	121億円	266億円	152億円	132億円	117億円	102億円	93億円	89億円	87億円
その他県税	155億円	95億円	48億円	39億円	35億円	33億円	41億円	104億円	36億円

5 税務課・県税事務所の組織・定数

県から提出された資料によれば、税務課・県税事務所の組織及び定数は【図表3-10】、県税事務所の概要は【図表3-11】のとおりである。

【図表3-8】県税の申告と納税の期限一覧（出典：愛知県のホームページより）

税目	申告	納税
個人の県民税	給与所得の人については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日まで提出し、公的年金等受給者が公的年金等支給ごとに徴収して翌日10日、年金受給者が公的年金等支給報告書を1月末日、給与・公的年金以外の所得がある人は3月15日、事業年度が終了した日から2か月以内	6月から5月まで毎月徴収して翌月10日、4月から2月まで年金支給ごとに徴収して翌日10日、6月・8月・10月及び1月末日、普通徴収
法人の県民税	事業年度が終了した日から2か月以内	申告と同じ日、申告納付
県民税の利子割	毎月分を翌月10日	申告と同じ日、申告納入
県民税の配当割	源泉徴収選択口座へ配当を受け入れていた人については、1月10日	申告と同じ日、申告納入
県民税の株式等譲渡所得割	1月10日	申告と同じ日、申告納入
個人の事業税	3月15日	8月及び11月末日、普通徴収
法人の事業税（特別法人事業税又は地方法人特別税を含む）	事業年度が終了した日から2か月以内	申告と同じ日、申告納付
地方消費税	譲渡割 個人事業者については、3月末日、法人については、事業年度が終了した日から2か月以内	申告と同じ日、申告納付
不動産取得税	貨物 貨物を保税地域から引き取る時	納税通知書で定める日、普通徴収
果たばこ税	取得した日から60日以内	申告と同じ日、申告納付
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月末日	申告と同じ日、申告納入
軽油引取税	毎月分を翌月末日	申告と同じ日、申告納入（納付）
（軽）自動車税環境性能割	登録又は届出をした日	申告納付（証紙代金取納計器）
自動車税種別割	登録又は変更した日	普通徴収
自動車税種別割	取得又は変更した日	証紙徴収（証紙代金取納計器）
釧区税	取得・消滅又は変更の日から7日以内	普通徴収
固定資産税	1月末日	4月末日・7月末日・12月25日及び2月末日、普通徴収
狩猟税	申告の必要はありません	登録を受ける日、証紙徴収
産業廃棄物税	毎月分を翌月末日	申告と同じ日、申告納入（納付）

特別徴収・・・県にかわって経営者などが税金を受け取り、納税します。

普通徴収・・・県から納税通知書が送付され、その納税通知書により納税します。

申告納付・・・納税する人が納める税額を申告し、納税します。

申告納入・・・経営者などが特別徴収した税額を申告し、納税します。

証紙徴収・・・県が発行する証紙を購入し、申告書などに貼り付けることにより納税します。

2 県が徴収している税目について

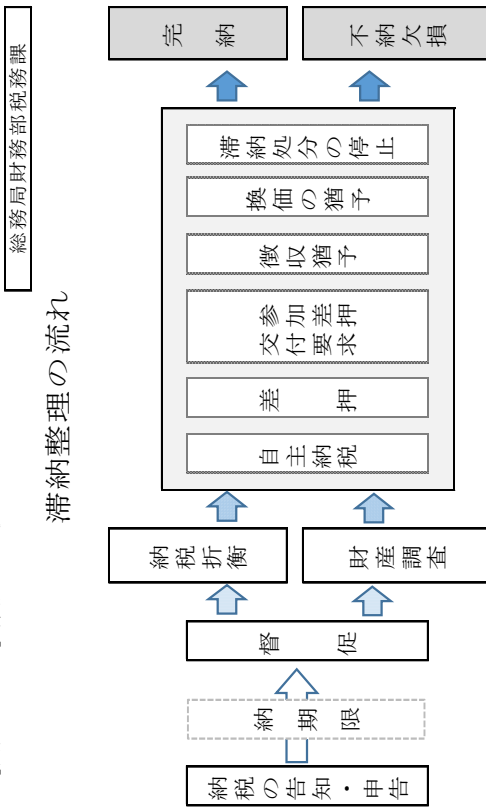
(1) 県が徴収している税目

県税歳入としてあげられる税目のうち、法人県民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税環境性能割、自動車税種別割、鉦区税、固定資産税、狩猟税、産業廃棄物税、旧法による税として自動車税・自動車取得税・軽油引取税について、県が徴収を行っている。

(2) 滞納整理の流れ

納税告知・申告後の滞納整理の流れは、【図表3-1-2】のとおりとなる。地方税法では、納期限後20日以内に督促状を発しなければならぬこととなり、(同法第72条の66、同法第177条の19第1項ほか)、県は納期限後20日以内に督促状を交付しているが、同法では特別の事情のある道府県においては、当該道府県の条例で異なる期間を定めることができると規定され、県では自動車税種別割については、納期限後60日以内に督促状を発しなければならないこととなっている(同法第177条の19第2項、愛知県県税条例第13条)ことから、納期限後60日以内に督促状を交付している。

【図表3-1-2】滞納整理の流れ



県によれば、2020年度及び2021年度の督促状の発付数、発付率は、各年度とも、約22万件、約5%とのことである。督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときには滞納者の財産の差押が可能になる(地方税法第177条の21第1項第1号ほか。法文とし

ては、「差し押さえなければならぬ」となっている)ため、県によれば、督促状を発した日から起算して10日の経過の後、滞納者との納税折衝をするとともに、同時並行で財産調査を行っている。財産調査としては、預貯金、給与、売掛金、不動産、自動車、生命保険などの調査に加え、事業所や自宅の捜索などの調査を行っている。結果として、2020年度及び2021年度の年度末において、税目別で滞納となつた額は【図表3-1-3】のとおりである。

【図表3-1-3】2020年度及び2021年度の年度末の税目別滞納額

Table with columns for tax items, 2020 fiscal year (徴収率, 滞納額, 特例滞り額, 滞納額), and 2021 fiscal year (徴収率, 滞納額). Rows include various taxes like 都道府県民税個人分, 地方消費税, 自動車税, etc.

(3) 2005年以降の徴収確保の取組

ア 県から提出された資料によれば、果次の行革大綱に基づく2005年度以降の滞納整理の強化・納税環境の整備における主な取組について、以下のとおりである。

(ア) 滞納整理の強化

① インターネット公表

a 自動車、動産等(2006年度～)

b 不動産（2007年度～）

② 自動車税未納者への電話催告

a 民間事業者の活用（労働者派遣）による電話催告（2008年度）

b 催告センター設置（民間委託）による電話催告（2009年度～）

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

(イ) 納税環境の整備

① 自動車税のコンビニ納税（2005年10月～）

② 自動車税納税通知書の早期発送（2006年度～）

③ マルチペイメントネットワークによる県税収納（2006年度～）

④ コンビニ収納目等の拡大（個人事業税・不動産取得税等）（2009年1月～）

⑤ 自動車税のクレジット納税（2014年度～）

⑥ コンビニ収納の取扱店舗（MMK端末設置店舗）を拡大（2016年4月～）

⑦ クレジット納税の対象税目拡大及び取扱期間通年化（2016年10月～）

⑧ スマートフォン決済アプリを利用した納税（PayB）（2019年4月～）

⑨ スマートフォン決済に利用可能なアプリを拡大（PayPay及びLINE Pay）（2020年12月～）

イ インターネット公売について

2021年度のインターネット公売実施結果は、【図表3-14】のとおりである。

【図表3-14】2021年度のインターネット公売実施結果

通番	実施年月	タイトル	見積価額 ① (円)	落札価額 ② (円)	落札価額 倍率②/①
1		メルセデス・ベンツ アクラス A180/平成28年式	1,098,000	1,451,000	1.32
2		三菱 デリカバン GXグレード/平成24年式	231,000	351,000	1.52
3		トヨタ アクア Sグレード/平成25年式	27,000	211,000	7.81
4	2021年7月	菊八重 大正琴 F28RP	1,400	入札なし	-
5		菊八重 大正琴 F28TK	2,400	入札なし	-
6		菊八重 大正琴 F28TK	2,400	入札なし	-
7		鈴木楽器製作所 デジタルウングキター Qコード QC-1	9,700	10,500	1.08
8	2021年8月	トヨタ エステイマ V6 アエラス Sパッケージ/平成18年式	46,000	92,000	2.00
9		マツダ タイタンダッシュ/平成18年式	98,000	371,000	3.79
10	2021年10月	マツダ アランザ/平成25年式	503,000	1,158,000	2.30
11		菊八重 大正琴 F28RP	1,400	1,500	1.07
12		菊八重 大正琴 F28TK	2,400	参加申込なし	-
13	2022年1月	メルセデス・ベンツ C11S220ブルーテックAMGライン 平成27年式	2,200,000	2,807,000	1.28
		合計	4,222,700	6,453,000	1.53

ウ 電話催告の民間委託について

自動車税種別割について、納期限を過ぎても未納である件数が多く、督促の連絡にかかる事務作業量が多かったうえ、他方、申告に基づく納税としての「呼びかけ」を民間に委託すること異なり、性質上マニュアル化して事務的に納付の「呼びかけ」を民間に委託すること
がなし得ることから、県は、2008年度に民間事業者の活用として労働者派遣による電話催告を行い、2009年度以降は、民間業者に委託して、催告センターを設置し、これによる電話催告を行っている。

なお、2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

(ア) 受託業者の選定

2021年度に県は、同年6月14日、愛知県自動車税種別割電話催告センター運営業務について入札公告を行い、同月25日、同年8月3日から同年9月30日までの同業務について税抜き1270万円で落札された。

その後、同年7月9日、県は、落札業者との間で同業務の委託について契約をしている。

なお、各年度の入札者数などは、【図表3-15】のとおりである。これによると2009年度の入札業者数が5者、2010年度が4者、2011年度から2013年度が2者であったのに対し、2014年度以降は、2016年度と2017年度が2者であった以外は、全て1者のみとなっている。2014年から2017年度は全て同じ業者、2018年度以降は2017年度以前とは異なる業者が、毎年落札しており、それぞれ1回ずつ1者他の業者の入札があったほか、単独で入札し、落札している。

(イ) 催告対象者

「令和元年度愛知県自動車税電話催告センターの開設に伴う事務運営について（通知）」によれば催告対象者は、2021年度自動車税種別割現年度定期課税分（納期限変更分を除く。ただし、「自動車税種別割事務マニュアル」（2021年5月12日付け3税第50号）により、納期限変更の対象区分が6月処理に該当するものは除かない）の未納がある者のうち、「呼びかけ」により自主的な納付が見込まれる者を対象としている。

(ウ) 催告センターの概要

① 場所

名古屋西部県税事務所3階会議室

② 設定期間（催告期間）

8月3日から9月30日まで（2021年度の場合）

ただし、8月4日、8月5日、9月2日及び9月3日の4日間は、電話番号調査のみを行う。

a 催告対象者に対する電話による自動車税種別割の納付の呼びかけ業務（以下「呼びかけ業務」という）

b 催告対象者からの依頼に応じて納付書を作成する業務（以下「納付書作成業務」という）

c 呼びかけ業務の結果及び納付書作成業務の内容を記事入力する業務

d 納付書作成業務の内容について、文書送付内訳書（以下「内訳書」という）を作成し、管轄県税事務所の滞納整理（第一）グループ班長（東三河県税事務所新設駐在室長を含む。以下「班長等」という）に送付する業務

e 呼びかけ業務の対象外とすべき案件について、「受託業務外連絡票」（以下「業務外連絡票」という）を作成し、班長等に送付する業務

f 住所又は電話番号の変更等が判明した場合、「住所等変更連絡票」（以下「変更連絡票」という）を作成し、班長等に送付する業務

g 業務時間外の受電に対して、催告期間及び業務時間を自動音声により案内する業務

h 電話番号不明分に対する電話番号の調査を行い、当該調査の結果を税務システムに記事入力する業務

i 県税事務所への引継ぎ業務

内訳書、業務外連絡票及び変更連絡票（以下「連絡票等」という。）を作成した案件のうち、以下の要件に該当するものは管轄県税事務所に引継ぎをする。

(a) 電話番号が使用されていない、又は催告対象者と異なる電話番号であったもの

(b) 分納等の申出があったもの

(c) その他呼びかけ業務の対象から除外すべきと認められるもの

⑥ 呼びかけ業務に関する目標数値
架電件数 11万5000件以上

ただし、夜間催告日については、午後5時30分から午後7時30分までの時間に350件以上の架電を実施する。

なお、催告対象者一人あたりの呼びかけ回数が3回を超える等、これ以上の呼びかけ業務が不要であると税務課が判断した時はこの限りでない。

(エ) 税務課が行う業務

- ① 委託業務の監視等
- ② 研修の補助
- ③ 受託者との連絡調整
- ④ 催告対象者の抽出
- ⑤ 催告対象外リストの配信

【図表3-1-5】愛知県自動車税(種別割)電話催告センター業務契約実績

年度	委託先	入札方法等 [制限内容]	契約金額(税込)	契約期間	体制	参加資格 確認者	入札者
2009	A社	一般競争入札	9,366,000	2009.8.4～ 2009.9.30	管理責任者2名 業務従事者20名	5	5
2010	B社	制限付一般競争入札 [投票の電話番号受託実施]	8,704,500	2010.8.4～ 2010.9.30	管理責任者2名 業務従事者20名	5	4
2011	B社	制限付一般競争入札 [投票の電話番号受託実施]	9,355,500	2011.8.1～ 2011.9.30	管理責任者24席 業務従事者24席	3	2
2012	B社	制限付一般競争入札 [投票の電話番号受託実施]	10,290,000	2012.8.1～ 2012.9.28	管理責任者2名 業務従事者24席	4	2
2013	C社	制限付一般競争入札 [投票の電話番号受託実施]	10,185,000	2013.8.1～ 2013.9.30	管理責任者2名 業務従事者24席	3	2 (昨年度で専任)
2014	B社	制限付一般競争入札 [投票の電話番号受託実施]	10,789,200	2014.8.1～ 2014.9.30	管理責任者2名 業務従事者24席	1	1
2015	B社	制限付一般競争入札 [投票の電話番号受託実施]	11,988,000	2015.7.31～ 2015.9.30	管理責任者2名 業務従事者24席	1	1
2016	B社	制限付一般競争入札 [投票の電話番号受託実施]	12,722,400	2016.8.1～ 2016.9.30	管理責任者2名 業務従事者24席	2	2 (昨年度で専任)
2017	B社	制限付一般競争入札 [投票の電話番号受託実施]	15,660,000	2017.8.1～ 2017.9.29	管理責任者2名 業務従事者24席	1	1
2018	D社	制限付一般競争入札 [投票の電話番号受託実施]	14,472,000	2018.8.1～ 2018.9.28	管理責任者2名 業務従事者24席	2	2
2019	D社	制限付一般競争入札 [投票の電話番号受託実施]	14,029,200	2019.8.1～ 2019.9.30	管理責任者2名 業務従事者24席	1	1
2020	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施						
2021	D社	制限付一般競争入札 [投票の電話番号受託実施]	13,970,000	2021.8.3～ 2021.9.30	管理責任者2名 業務従事者21席	1	1
2022	D社	制限付一般競争入札 [投票の電話番号受託実施]	15,785,000	2022.8.1～ 2022.9.30	管理責任者2名 業務従事者20席	1	1 (昨年度で専任)

③ 業務時間

開庁日の午前8時45分から午後5時30分までを業務時間とし、正午から午後1時までを休憩時間とする。

なお、8月19日、8月26日、8月31日、9月9日、9月16日の5日間（以下「夜間催告日」という。）は、勤務時間の特例として、午前10時45分から午後7時30分までを業務時間とし、午後1時から午後2時までを休憩時間とする。

④ 設備等

- a 電話機30台（内4台は県税職員用）
- b ファクシミリ複合機1台
- c 端末機30台（内4台は県税職員用）
- d プリンタ（納付書作成用）1台
- ⑤ 実施業務

「廃車した」と言われた場合は、廃車の月までの月割り分に税額が減額され、また、廃車の登録の通知がまだ県税に届いていないことや正式な廃車手続が遅れていることも考えられるため、廃車の登録をされた月を確認してから、納税していただくよう伝えるものとされている（応対マニュアル20頁）。

「自動車は売った」と言われた場合には、4月1日現在の自動車を持っている方に1年分の税金が課税されること、年度の途中で譲渡した場合も納税していただくことになることを伝えたくて、納税していただくよう伝えることとなっている（応対マニュアル20頁）。

なお、説明に理解をされない場合は、後ほど県税担当者から連絡する旨伝え、引き継ぐものとされている（応対マニュアル20頁）。

延滞金の金額を聞かれた場合は、催告センター内に設置されたパソコンの基画面から催告日現在や将来の日における延滞金額を確認し、これに基づき回答するものとされている（応対マニュアル20頁）。

そのほか、納税場所やペイジー、クレジットカード、スマートフォン決済アプリでの納税方法などについても、質問があれば、回答し、クレジットカードでの納税については、納付書の合計額の他に決済手数料がかかることを伝え、決済手数料額についても説明するものとされている（応対マニュアル21～22頁）。

③ 自分を尋ねられた場合

自分を尋ねられた場合、県から電話催告業務の委託を受けて、電話で納税の「呼びかけ業務」を行っているとは回答することとされているが、理解をされない場合には管理責任者に引き継ぎ、管理責任者からは、税金の課税や徴収の業務のうち、催かに差押えなどの処分に関することについては、地方税法の規定で県の職員しかできない業務もあるが、電話で自主的な納税の「呼びかけ」などの業務は民間業者に委託できていることとされていると説明することとされている（応対マニュアル23頁～24頁）。

なお、説明に理解をされない場合は、後ほど県庁担当者から連絡する旨伝え、引き継ぐものとされている（応対マニュアル24頁）。

(キ) 催告センターによる処理件数と処理内容

県によれば2018年度、2019年度、2021年度における催告対象者、架電件数、目録架電件数は、【図表3-16】のとおりである。

⑥ 納付催告除外設定リストの配信
催告対象者のうち、電話番号が不明等の理由で、一時的に催告センター対象から除外するものについて、各県税事務所に配信する。

(オ) 県税事務所徴収課の業務

① 事前担当者設定
② 催告センターにおける支援
③ 連絡票等の送付を受けた案件の取扱い

a 担当者への引き継ぎ
b 催告書発行停止入力
分納の申出等があったことにより、以後の一斉文書催告をとりやめる必要がある者について、税務システムに催告書発行停止を入力する。

c 電話番号の削除
電話番号が使用されていない、又は催告対象者と異なる電話番号であったものについては、基本画面の電話番号を削除する。

d 連絡票等の保管
④ 税務課から配信等されたリストの処理
⑤ 納付催告対象への追加処理

納付催告除外となった案件について、その後の調査等で催告対象とすべきと判断したものについて、納付催告除外設定の解除の入力をする。

(カ) 委託マニュアル
受託業者の具体的な業務運営について、愛知県総務局財務部税務課作成の「電話催告対応マニュアル」(以下、「応対マニュアル」という)があり、これに基づいて、以下のとおり業務が行われている。

① 電話応答者
電話催告の対象者は、(イ)に上記したとおりであるが、応対マニュアルには、電話対応者毎に場合分けして発言の例を記載している。

催告対象者本人に催告するものとし、電話応答者が、催告対象者が個人の場合は、本人に、催告対象者が法人の場合は、税金担当者、法人代表者又は役員に、催告を行う等と記載されている（応対マニュアル14頁）。

② 発言内容の例
上記催告対象者が応対した場合、未納の場合は、至急納税していただくようお願いし（応対マニュアル15頁）、分割で納税したい旨の申し出があった場合には、管理責任者に引き継ぐものとされている（応対マニュアル18頁）。

「車検のときに払う・そのうち払う」と言われた場合には、納税が遅くなると延滞金も加算されること、なるべく早く納税していただくよう伝えるものときとされている（応対マニュアル19頁）。

【図表3-1-17】2018年度愛知県自動車税種別割催告センター 業務日報とりまとめ

日付	催告件数(件)		受電件数(件)		引継案件数(件)	分納申出		納税相談	その他	業務従事者数(人)
	交渉件数	不在件数	交渉件数	不在件数		分納申出	納税相談			
2018.8.6	2,361	641	1,720	80	46	18	13	15	22	
2018.8.7	1,755	426	1,329	50	21	14	6	2	21	
2018.8.8	2,451	562	1,889	68	55	16	34	5	16	
2018.8.9	674	173	501	35	21	17	3	1	21	
2018.8.10	2,797	626	2,171	84	59	31	19	9	17	
2018.8.11			0	0				0		
2018.8.12			0	0				0		
2018.8.13	2,301	546	1,755	39	51	17	24	10	20	
2018.8.14	2,524	609	1,915	55	35	13	15	7	19	
2018.8.15	2,694	674	2,020	80	64	24	21	19	20	
2018.8.16	3,583	881	2,702	132	83	40	31	12	19	
2018.8.17	3,935	831	3,104	158	79	28	35	16	21	
2018.8.18			0	0				0		
2018.8.19			0	0				0		
2018.8.20	3,810	696	3,114	167	96	37	48	11	21	
2018.8.21	4,115	801	3,314	209	118	50	48	20	22	
2018.8.22	4,722	711	4,011	198	118	29	57	32	26	
2018.8.23	3,579	737	2,842	177	119	27	56	36	22	
2018.8.24	3,254	654	2,600	96	106	28	53	25	22	
2018.8.25			0	0				0		
2018.8.26			0	0				0		
2018.8.27	4,003	653	3,350	144	113	31	56	26	21	
2018.8.28	3,753	762	2,991	240	152	37	102	13	21	
2018.8.29	5,043	535	4,508	186	118	33	74	11	23	
2018.8.30	3	1	2	31	3	1	1	1	22	
2018.8.31	4	3	1	24	11	4	6	1	18	
2018.9.1			0	0				0		
2018.9.2			0	0				0		
2018.9.3	4,498	489	4,009	125	66	20	23	23	22	
2018.9.4	0	0	0	22	4	1	1	2	0	
2018.9.5	4,175	551	3,624	125	91	25	41	25	20	
2018.9.6	4,462	434	4,028	133	71	23	37	11	23	
2018.9.7	2,938	188	2,750	66	48	17	15	16	17	
2018.9.8			0	0				0		
2018.9.9			0	0				0		
2018.9.10	5,297	384	4,913	97	53	17	26	10	20	
2018.9.11	3,841	432	3,409	90	61	10	34	17	20	
2018.9.12	5,074	368	4,706	134	65	11	36	18	20	
2018.9.13	4,034	241	3,793	78	43	10	21	12	18	
2018.9.14	3,971	351	3,620	80	52	12	20	20	20	
2018.9.15			0	0				0		
2018.9.16			0	0				0		
2018.9.17			0	0				0		
2018.9.18	3,844	193	3,651	73	29	6	15	8	20	
2018.9.19	2,261	193	2,068	45	31	4	20	7	22	
2018.9.20	2,596	125	2,471	43	28	4	11	13	22	
2018.9.21	2,702	119	2,583	39	17	6	5	6	20	
2018.9.22			0	0				0		
2018.9.23			0	0				0		
2018.9.24			0	0				0		
2018.9.25	2,078	95	1,983	29	19	6	8	5	18	
2018.9.26	2,446	171	2,275	45	23	10	4	9	17	
2018.9.27	2,169	149	2,020	38	25	5	8	12	18	
2018.9.28	2,251	74	2,177	18	12	1	4	7	21	
2018.9.29			0	0				0		
2018.9.30			0	0				0		
合計	115,998	16,079	99,919	3,533	2,207	683	1,031	493	752	

5,828.0時間

【図表3-1-16】自動車税(種別割)電話催告センター 架電対象者と架電実績

年度	催告対象者	架電件数	目標架電件数
2018年度	56,229者	115,998件	115,000件
2019年度	54,160者	116,898件	115,000件
2021年度	59,044者	94,765件	115,000件

これに対し、2018年度、2019年度、2021年度における催告センターの処理件数等は、【図表3-1-17】から【図表3-1-19】のとおりである。

催告件数とあるのは電話をかけた数、交渉件数は電話がながり話した数、不在件数は電話をしたが応答しなかった数、交渉件数は先方から電話があった数を示している。県によれば、受電件数とされるものの例としては、着信や応答した家族からの伝言により納税者から折り返しがあったもの、応答はあったが、そのとき話せないとのことで、後に納税者から電話があったもの、法人で代表者と話した後に経理担当者から電話があったもの、応答があり話をしたが不明点の確認などで納税者から電話があったもの、応答した納税者本人が日本語による会話が困難であったことから日本語による会話ができる者から電話があったものなどがあるとのことである。

前記催告対象者数に対し、催告センターから電話がながり話をした数は、以下の交渉件数であるが、受電件数の中には交渉件数に含まれない話が含まれている。また、話ができなかった件数は、交渉件数と重複するものも含まれている。したがって、話ができなかった件数は、交渉件数と受電件数を合算した件数より少ないが、交渉件数より多いといえる。

県によれば、順に電話をかけていくが、つながらなかった場合も、一巡するまでは重ねてかけない。一巡してから、電話がながらなかつた対象者に対し、二巡目の電話をする。2018年度、2019年度は三巡目途中、2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響(以下「コロナ禍」ともいう)の影響で契約期間終了で従事者数を減らしたため、二巡目途中までであったことである。

分納の申出、支払えないなどの理由からの納税相談、説明に理解をされないなどの場合に、県職員に引き継がれており、これらの場合に引継案件としてカウントされている。

【図表3-1-18】2019年度愛知県自動車税種別割催告センター 業務日報とりまとめ

日付	催告件数			受電件数			引継案件数			業務従事者数 (人)
	(件)	不在件数	(件)	不在件数	(件)	分納申出	納税相談	その他		
2019.8.6	1,417	329	1,088	66	43	4	21	18	15	
2019.8.7	1,188	239	949	19	28	6	12	10	10	
2019.8.8	1,793	445	1,348	59	72	15	31	26	15	
2019.8.9	1,717	395	1,322	69	93	23	26	44	17	
2019.8.10				0	0			0	0	
2019.8.11				0	0			0	0	
2019.8.12	1,407	320	1,087	26	45	5	12	28	10	
2019.8.13	2,366	529	1,837	54	63	12	21	30	16	
2019.8.14		1		4	6	0	1	5	0	
2019.8.15				0	0			0	0	
2019.8.16	2,561	595	1,966	90	75	18	29	28	17	
2019.8.17				0	0			0	0	
2019.8.18				0	0			0	0	
2019.8.19	2,939	610	2,329	131	90	24	46	20	19	
2019.8.20	2,761	518	2,243	111	89	30	35	24	19	
2019.8.21	2,934	542	2,392	98	97	18	38	41	15	
2019.8.22	2,788	516	2,272	131	126	23	41	62	15	
2019.8.23	3,286	496	2,790	138	101	20	54	27	18	
2019.8.24				0	0			0	0	
2019.8.25				0	0			0	0	
2019.8.26	2,472	562	1,910	75	112	23	55	34	14	
2019.8.27	3,210	559	2,651	86	92	13	49	30	17	
2019.8.28	3,427	545	2,882	151	143	27	82	34	16	
2019.8.29	2,766	511	2,255	177	201	20	101	80	14	
2019.8.30	3,542	477	3,065	140	237	17	96	124	18	
2019.8.31				0	0			0	0	
2019.9.1				0	0			0	0	
2019.9.2	2	2		30	8	4	3	0	12	
2019.9.3	3,932	443	3,489	121	137	27	94	16	19	
2019.9.4	3,427	376	3,051	120	128	19	75	34	16	
2019.9.5	2,696	494	2,202	175	161	27	103	31	13	
2019.9.6	3,250	389	2,861	141	113	19	73	21	13	
2019.9.7				0	0			0	0	
2019.9.8				0	0			0	0	
2019.9.9	3,859	297	3,562	96	89	17	62	10	17	
2019.9.10	2,388	318	2,070	89	118	16	75	27	10	
2019.9.11	3,418	376	3,042	118	131	19	83	29	14	
2019.9.12	3,381	300	3,081	123	110	26	62	22	16	
2019.9.13	3,042	291	2,751	90	94	10	73	11	14	
2019.9.14				0	0			0	0	
2019.9.15				0	0			0	0	
2019.9.16				0	0			0	0	
2019.9.17	3,551	368	3,183	110	125	16	82	27	16	
2019.9.18	4,810	363	4,447	124	64	18	39	7	21	
2019.9.19	4,766	288	4,478	76	65	8	39	18	18	
2019.9.20	5,986	336	5,650	197	16	1	1	14	21	
2019.9.21				0	0			0	0	
2019.9.22				0	0			0	0	
2019.9.23				0	0			0	0	
2019.9.24	6,539	189	6,350	98	5	1	0	4	21	
2019.9.25	5,636	222	5,414	104	16	2	5	9	18	
2019.9.26	4,758	162	4,596	62	7	0	1	6	16	
2019.9.27	5,134	167	4,967	93	12	0	3	9	18	
2019.9.28				0	0			0	0	
2019.9.29				0	0			0	0	
2019.9.30	3,548	198	3,350	55	9	0	2	7	14	
合計	116,898	13,768	103,130	3,647	3,121	528	1,625	968	571	

4,425.3時間

【図表3-1-19】2021年度愛知県自動車税種別割催告センター 業務日報とりまとめ

日付	催告件数			受電件数			引継案件数			業務従事者数 (人)
	(件)	不在件数	(件)	不在件数	(件)	分納申出	納税相談	その他		
2021.8.6	1,529	350	1,179	13	38	6	20	12	24	
2021.8.10	1,983	377	1,606	69	37	15	15	7	24	
2021.8.11	1,927	460	1,467	69	50	20	19	11	22	
2021.8.12	2,043	486	1,557	102	68	19	43	6	25	
2021.8.13	1,838	438	1,400	95	72	24	30	18	21	
2021.8.16	2,454	508	1,946	132	72	18	37	17	23	
2021.8.17	2,752	551	2,201	159	92	26	39	27	26	
2021.8.18	2,421	519	1,902	211	94	25	52	17	25	
2021.8.19	3,138	607	2,531	165	99	22	50	27	27	
2021.8.20	2,770	517	2,253	142	77	8	56	13	23	
2021.8.23	3,181	652	2,529	200	131	28	80	23	26	
2021.8.24	3,684	695	2,989	239	145	23	55	67	27	
2021.8.25	3,130	528	2,602	191	102	22	50	30	24	
2021.8.26	3,759	427	3,332	139	80	19	40	21	24	
2021.8.27	3,676	561	3,115	190	109	19	54	36	26	
2021.8.30	4,101	518	3,583	176	139	27	80	32	26	
2021.8.31	3,431	725	2,706	258	165	49	83	33	24	
2021.9.1	2,948	256	2,692	142	46	9	23	14	23	
2021.9.2		0		0	0	0	0	0	0	
2021.9.3		0		0	0	0	0	0	0	
2021.9.6	3,695	442	3,253	147	105	19	55	31	20	
2021.9.7	3,267	399	2,868	182	102	30	48	24	23	
2021.9.8	3,002	204	2,798	98	44	12	13	19	20	
2021.9.9	1,808	135	1,673	48	28	2	17	9	17	
2021.9.10	2,183	214	1,969	71	44	12	19	13	17	
2021.9.13	2,634	143	2,391	70	46	11	14	21	23	
2021.9.14	2,913	172	2,741	90	62	14	33	15	18	
2021.9.15	2,380	150	2,230	85	50	14	21	15	17	
2021.9.16	2,390	230	2,160	91	50	15	19	16	17	
2021.9.17	2,642	134	2,508	70	45	10	25	10	14	
2021.9.21	2,682	149	2,533	78	50	4	30	16	15	
2021.9.22	2,770	103	2,667	53	10	1	1	8	16	
2021.9.24	2,879	97	2,782	44	8	0	1	7	18	
2021.9.27	2,792	86	2,706	46	4	0	0	4	17	
2021.9.28	2,680	101	2,479	51	16	0	4	12	14	
2021.9.29	2,166	77	2,089	32	10	1	3	6	13	
2021.9.30	1,317	44	1,273	31	0	0	0	0	10	
合計	94,765	12,055	82,710	4,014	2,296	527	1,131	638	770	

5,987.5時間

エ クレジット納税について

(ア) 指定代理納付者の選定方法

県は、2019年8月19日、契約締結日(2019年12月2日)から2023年3月31日までの愛知県県税等クレジット収納事務委託業務について、入札公告を行い、同年9月5日、同業務について、収納件数1件あたりの単面につき税抜き0.01円で落札された。

その後、2019年12月2日、県は、落札業者との間で同業務の委託契約を締結している。

以降、納税額が1万円増えるごとに決済手数料73円（税別）を加算。

② 県が支払う収納事務委託手数料

県は、愛知県税等クレジット収納事務委託業務について、指定代理納付者に対し、収納件数1件あたりの落札された単価額で計算した額を収納事務委託手数料として支払う。2019年12月2日から2023年3月31日までの単価は税抜き0.01円である。

③ 県が支払った収納事務委託手数料の支払実績

県から提出された指定代理納付者作成の請求書及び県作成の支出金調書によれば、2017年4月から2022年3月までの県が支払った収納事務委託手数料の実績は、【図表3-20】のとおりである。

【図表3-20】収納事務委託手数料の実績

年度	歳入決算 の県税収入件数	クレジットカード による納付件数	クレジットカード による納付割合	委託手数料
2017年度	4,605,437件	112,513件	2.44%	1,225円
2018年度	4,629,702件	150,162件	3.24%	1,634円
2019年度	4,554,512件	169,567件	3.72%	1,843円
2020年度	4,426,661件	184,617件	4.17%	2,039円
2021年度	4,255,655件	183,947件	4.32%	2,033円

(エ) 納税者の支払方法

利用可能なクレジットカードとして、支払方法が、一括払いだけでなく、分割及びりぼりピンギ払いに対応していることを条件としている。

(オ) 指定代理納付者と各カード会社との間の契約内容

県によれば、県は、指定代理納付者と各カード会社との間の契約内容を開示していない。

3 市町村が徴収している税目について

県は、あいち行革プラン2020における「財源の確保」に関する取組内容として、「県・市町村税務職員交流制度などによる個人県民税の収入未済縮減等を目指した市町村税徴収支援の実施」をしている。具体的には、地方税法第48条の規定に基づく個人住民税の県による直接徴収及び「県・市町村税務職員交流制度」を毎年実施している。地方税法第48条の直接徴収に関し、「個人の県民税及び市村民税に係る徴収及び滞納処分の特例実施要綱の制定について」（平成16年7月8日 16税第178号 各県税事務所長あて総務部長通達）がある。また、この要綱に従った事務手続を円滑に行うために「個人の県民税及び市村民税に係る徴収及び滞納処分の特例の実施に係る取扱いについて」（平成16年8月13日 16税第226号 各県税事務所長あて総務部長通達）がある。

(イ) 業務の流れ

愛知県税等クレジット収納事務委託契約仕様書（以下、「委託契約仕様書」という）によれば、収納業務の流れは、以下のとおりである。

なお、委託契約仕様書によれば、指定代理納付者がクレジット収納Webサイトを構築・運営するものとされており、納税者はこれを利用して納税手続をする。指定代理納付者は、納税者がメールにて希望すれば納税手続が完了している旨の情報を送信し、また、Webサイトの利用方法及び納税手続に関する納税者からの電子メールによる問い合わせ対応を行うものとされている。

① 甲（県）は、納付書を作成した場合、当該納付書に係る請求データを乙（指定代理納付者）に送信する。乙は、甲より送信のあった請求データを、乙の電子計算機・光学式情報処理装置等（以下「電子計算機」という。）に登録する。

② 甲は、①で作成した納付書を、納税者に送付（通知）する。

③ 納税者が、納税手続を行う。

④ 乙は、納税手続があり、請求データとの照合（甲の承認）ができたものについて、各クレジットカード会社に信用照会を行う。

⑤ 乙は、③及び④により納税手続が完了したものについて、収納データ（速報）を作成し、甲が取得できるように乙の電子計算機に登録する。

⑥ 乙は、収納データ（速報）と納税手続が完了したものの内容、件数・金額等を照合の上、代理納付すべき収納金を確定した後、収納データ（速報）を作成し、甲が取得できるように乙の電子計算機に登録する。

⑦ 乙は、確定した代理納付すべき収納金を甲の県税事務所ごとに分類した上で、甲が指定する私込書を県税事務所毎に作成し、これを利用して甲の指定する金融機関へ私込みを行う。

(ウ) 手数料

① 納税者が負担する決済手数料

指定代理納付者が納税者に納税額以外の負担額を立替払いに係る手数料等の決済手数料として設定する場合、下記のとおり納付書1件あたり納税額1万円毎に73円（税別）とするとされている（委託契約仕様書第1の5（2））。

記

納税額 納税者負担手数料（税別）

1円～10,000円	73円
10,001円～20,000円	146円
20,001円～30,000円	219円
30,001円～40,000円	292円
40,001円～50,000円	365円

(1) 引継と徴収の実績

2017年度から2021年度までの実績は、【図表3-2-1】のとおりである。

【図表3-2-1】地方税法第48条による直接徴収の実績結果

区分	2017年度 (20団体)		2018年度 (18団体)		2019年度 (18団体)		2020年度 (22団体)		2021年度 (20団体)	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
引継の予告①	827	272,178	776	247,989	799	249,994	856	261,108	1,044	275,869
引継効果額②	188	58,673	182	58,605	190	56,429	228	70,225	270	66,985
予告効果②/①	22.7%	21.6%	23.5%	23.6%	23.8%	22.6%	26.6%	26.9%	25.9%	24.3%
引継ぎ実績③	639	213,505	594	189,384	609	193,565	628	190,883	774	208,884
徴収実績④	407	152,946	337	131,818	354	128,572	392	144,303	502	152,144
徴収率等④/③	63.7%	71.6%	56.7%	69.6%	58.1%	66.4%	62.4%	75.6%	64.9%	72.8%

県から提出された資料によれば、毎年18から22団体の同意を得て、県が直接徴収を実施しており、市町村から滞納者への徴収引継予告書による引継の予告だけで滞納額の25%前後の償還について効果(完納・分納・納付制約等)があった。また、実際に市町村から県が引き継いだ件数は、2017年度において639件、2018年度において594件、2019年度において609件、2020年度において628件、2021年度において774件であった。件数で見ると、いずれの年度も市町村から引き継いだ徴収困難案件の半数以上について直接徴収の効果が得られている。

また、引継案件の徴収率(徴収金額ベース)は、2017年度において71.6%、2018年度において69.6%、2019年度において66.4%、2020年度において75.6%、2021年度において72.8%であり、かなりの実績を上げている。

さらに、県から提出された資料によれば、2017年度から2021年度までの地方税法第48条の特例実施に係る市町村別の引受額及び徴収状況等は、【図表3-2-2】から【図表3-30】のとおりである。

資料によれば、毎年度、県の直接徴収を希望して徴収実績を上げていく市町村もあれば、そうでない市町村もある。徴収については、市町村ごとに徴収計画、徴収実績、取組の方針が異なるものであるため、必ずしも困難案件の県への引継が必要とはいえないが、市町村にとっては、引き継いだ案件のうち半数以上の徴収困難案件の解消が見込まれるとともに、職員の研鑽の機会ともなるので、直接徴収の取組は有用と評価できる。

【図表3-2-2】2017年度特例実施に係る市町村別の引受額及び徴収状況等(前半分)

区分	A		B		C		D		E		甲 合 計	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
引継予告	4,450,778	12	15,100,645	26	9,104,136	36	40,141,764	95	17,642,872	49	272,178	827
予告効果	2,064,342	6	880,192	2	1,255,200	5	58,564,705	43	3,775,215	11	58,673	188
最終引受額	2,386,436	6	14,160,453	24	7,848,936	31	21,377,061	52	13,864,597	38	213,504	639
徴収額	1,756,046	4	6,271,796	7	6,186,435	23	17,593,485	35	11,652,351	31	152,946	407
徴収率	73.6%	66.7%	44.3%	29.2%	78.8%	74.2%	82.3%	67.3%	84.3%	81.6%	71.6%	63.7%

区分	F		G		H		I		J	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
引継予告	13,844,656	36	15,592,120	48	12,546,988	27	6,330,619	24	7,553,300	27
予告効果	2,716,806	7	1,694,800	3	2,925,305	5	490,100	1	996,000	5
最終引受額	11,127,770	29	13,897,320	40	9,621,683	22	5,840,519	23	6,557,300	22
徴収額	7,574,137	13	7,715,820	18	5,175,000	7	4,445,350	18	4,697,300	15
徴収率	68.0%	44.8%	55.9%	45.0%	53.8%	31.8%	76.1%	78.3%	71.6%	68.2%

【図表3-2-3】2017年度特例実施に係る市町村別の引受額及び徴収状況等(後半分)

区分	K		L		M		N		O		P	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
引継予告	6,278,489	15	32,213,615	130	15,991,450	47	6,063,764	22	15,628,526	46	6,454,762	30
予告効果	162,400	2	1,524,600	11	5,112,500	14	2,582,270	13	1,507,686	2	322,800	3
最終引受額	6,116,089	13	30,689,015	119	10,878,950	33	3,701,494	9	14,120,840	44	6,131,962	27
徴収額	4,418,589	7	20,517,112	77	4,766,038	10	2,274,294	6	13,567,440	39	4,697,262	16
徴収率	72.2%	53.3%	65.3%	64.7%	43.8%	30.3%	61.4%	65.7%	96.3%	88.0%	76.8%	59.3%

区分	Q		R		S		T	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
引継予告	10,386,108	38	20,170,918	51	3,980,750	31	12,661,800	37
予告効果	2,460,898	10	5,432,000	15	2,249,150	18	1,902,700	7
最終引受額	7,925,318	28	14,738,918	36	1,731,600	13	10,759,100	30
徴収額	6,316,400	21	11,346,355	24	1,631,350	11	10,386,300	23
徴収率	79.7%	75.0%	77.0%	66.7%	94.2%	84.0%	95.6%	83.3%

【図表3-2-4】2018年度特別実施に係る市町村別の引受額及び徴収状況等（前半分）

Table with 12 columns: 区分, L, A, E, O, P, 年度合計, 区分, 税額, 件数. Rows include 引継予告, 予告効果, 最終引受額, 徴収額, 徴収率.

【図表3-2-6】2019年度特別実施に係る市町村別の引受額及び徴収状況等（前半分）

Table with 12 columns: 区分, A, B, D, E, N, 前・後半分合計, 区分, 税額, 件数. Rows include 引継予告, 予告効果, 最終引受額, 徴収額, 徴収率.

【図表3-2-5】2018年度特別実施に係る市町村別の引受額及び徴収状況等（後半分）

Table with 12 columns: 区分, K, B, M, C, D, G, 年度合計, 区分, 税額, 件数. Rows include 引継予告, 予告効果, 最終引受額, 徴収額, 徴収率.

【図表3-2-7】2019年度特別実施に係る市町村別の引受額及び徴収状況等（後半分）

Table with 12 columns: 区分, K, L, M, C, G, O, 前・後半分合計, 区分, 税額, 件数. Rows include 引継予告, 予告効果, 最終引受額, 徴収額, 徴収率.

【図表3-2-4】2018年度特別実施に係る市町村別の引受額及び徴収状況等（後半分）

Table with 12 columns: 区分, L, A, E, O, P, 年度合計, 区分, 税額, 件数. Rows include 引継予告, 予告効果, 最終引受額, 徴収額, 徴収率.

【図表3-2-6】2019年度特別実施に係る市町村別の引受額及び徴収状況等（後半分）

Table with 12 columns: 区分, A, B, D, E, N, 前・後半分合計, 区分, 税額, 件数. Rows include 引継予告, 予告効果, 最終引受額, 徴収額, 徴収率.

【図表3-2-5】2018年度特別実施に係る市町村別の引受額及び徴収状況等（後半分）

Table with 12 columns: 区分, K, B, M, C, D, G, 年度合計, 区分, 税額, 件数. Rows include 引継予告, 予告効果, 最終引受額, 徴収額, 徴収率.

【図表3-2-7】2019年度特別実施に係る市町村別の引受額及び徴収状況等（後半分）

Table with 12 columns: 区分, K, L, M, C, G, O, 前・後半分合計, 区分, 税額, 件数. Rows include 引継予告, 予告効果, 最終引受額, 徴収額, 徴収率.

(2) 引継と徴収の具体的手続

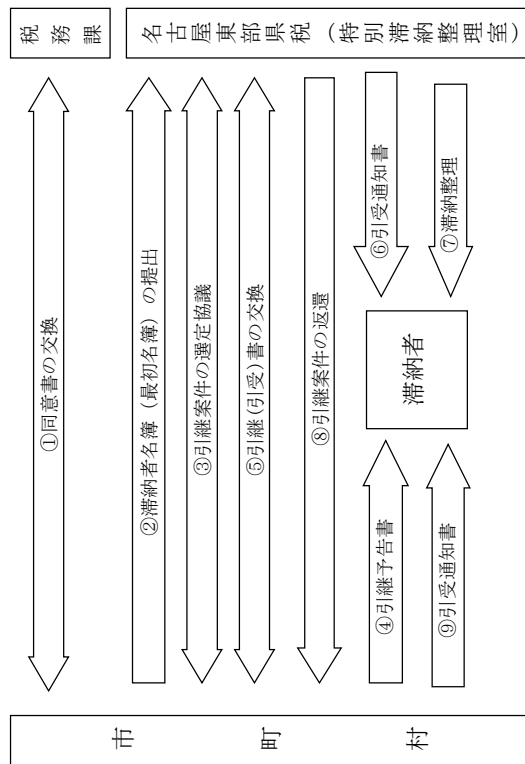
ア 意向調査

ヒアリング及び県から提出された資料によれば、財源確保のための取組にあつては、前年度に税務課徴収グループで、個人住民税の県による直接徴収等に関する意向調査を市町村へのアンケート形式で行っている。調査票では、県による直接徴収実施希望の有無、現年課税分引継希望の有無、引継を希望する件数、希望する引継期間などの回答を求めている。また、職員交流制度についても実施希望の有無、希望する派遣先、希望する派遣期間などの回答を求めている。

イ 地方税法第48条の特例実施の手続

地方税法第48条の特例実施の事務手続は次の【図表3-31】のとおりである。

【図表3-31】 地方税法第48条の特例実施の事務手続



県と市町村が同意書の交換をした後、一定の要件で絞り込んだ滞納者名簿（最初名簿）を元に、県と市町村で協議して引継案件を選定する。

最初名簿の件数は、意向調査の引継希望件数における最大値の1.5～2倍くらいであり、最初名簿の選択件数が少ない場合、県による選定の結果や引継予告書の送付前に完納となる等の事情により件数が減少した場合は、追加選択を依頼することがあるとされている。

引継案件の選定基準は個人の県民税及び市町村民税に係る徴収及び滞納処分の特例実施要綱第3条に規定があり、市町村から個人県民税滞納報告書（県税規則第34号様式の3）により滞納に関する報告があった徴収金から一定の基準にしたがって選定されている。

特例により徴収の引継を受けるのは、名古屋東部県税事務所長である（同要綱第6条）。

意向調査で現年課税分の引継ぎを希望した市町村については、引継案件の滞納者に係る現年度課税分の未納徴収金を、次のとおり過年度課税分と併せて引継ぎする。引継期間は、原則として毎年7月1日から翌年2月末日までの間で県と市町村で同意した期間である（個人の県民税及び市町村民税に係る徴収及び滞納処分の特例実施要綱第4条1項）。

引継期間中に充当、減額、取消等で引継した滞納額に変更があった場合などには、市町村はその経緯、結果を速やかに特別滞納整理室へ連絡する。県から提出された資料によれば、この連絡を失念している市町村が散見されることである。

2017年度から2020年度までは、時期を前半と後半に分けて行っていたが、2021年度からは、4期に分けて実施している。なお、2021年度のI部分は7月から12月まで、II部分は8月から1月まで、III部分は9月から2月まで、IV部分は10月から2月までとのことである。

2021年度における実施スケジュールは次のとおりであった。
① 愛知県知事と市町村長が同意書を交換（徴収金の振込方法及び振込先を指定）（4月）

② 市町村記入用ファイルにより意向調査の引継希望件数における最大値の1.5～2倍の件数を提出（例 意向調査における引継ぎ希望件数が31～50件の場合、最初名簿の選択件数は75～100件）（I部・II部4月、III部・IV部5月）

③ 執行機関である名古屋東部県税事務所長（特別滞納整理室（以下「特整室」という））と引継案件の選定協議（4～6月）

④ 引継対象となった滞納者に対して市町村から引継予告書を送達（I部6月、II部7月、III部8月、IV部9月）

⑤ ④により引継予告をしたにもかかわらず、期限までに納税（又は納税相談等）にたじなまなかった滞納者について、名古屋東部県税事務所長に徴収権を引継（I部7月、II部8月、III部9月、IV部10月）

⑥ 特整室が、引継ぎを受けた滞納者に対して引受通知書を送達し、滞納整理に着手（I部7月、II部8月、III部9月、IV部10月）

⑦ 特整室が、滞納者から個人住民税を直接徴収（I部7～12月、II部8～1月、III部9～2月、IV部10～2月）

徴収については、自治体ごとに徴収計画、徴収実績、取組の方針が異なるものであるため、必ずしも困難案件につき県との連携が必須とはいえないが、自治体にとっては、徴収困難案件の解消が見込まれるとともに、職員の研修の機会ともなるので、前述の直接徴収のみならず、交流制度の取組は有用と評価できる。

【図表3-3-2】県による市町村税の徴収支援先（団体数）

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
地方税法第48条による県の直接徴収	18	18	22	20
県市町村税務職員 県職員の市町村への派遣	0	0	28	33
市町村税務職員 交流制度 市町村職員の県への受入れ	1	1	7	7

- ⑧ 引継期間満了（完納）後、引継ぎを受けた案件を返還（Ⅰ部1月、Ⅱ部2月、Ⅲ部・Ⅳ部3月、随時）
- ⑨ 滞納者に対して市町村から引受通知書（返還用）を送達（Ⅰ部1月、Ⅱ部2月、Ⅲ部・Ⅳ部3月、随時）

名古屋東部県税事務所長が徴収した徴収金は、県がその全額を翌月の10日までに該当市町村へ払い込む。市町村は市町村民税に係る徴収金と県民税に係る徴収金に区分して、県民税に係る徴収金を名古屋東部県税事務所長から払い込みのあった月の翌月10日までに県に払い込む。

ウ 職員の交流派遣

県は、特例実施による引継案件の滞納整理のほか、2002年度から税務職員の交流人事を行っている。県・市町村税務職員交流要綱に従い、県知事と市町村長が協定書を締結して当該市町村の税務職員を県が受け入れ、または、県の職員が市町村へ派遣されるなどして、滞納整理を特別滞納整理室等においてOJTで行っていることである。なお、この特別滞納整理室に配属されている職員は皆、県税の賦課徴収経験の豊富な者であることとあり、個人県民税対策に携わっている職員数は、2022年度においては、正規職員が7名、再任用（短時間）職員が5名となっている。市町村へ派遣された県職員は、徴収マネジメント（目標管理・事業管理・行動管理）による滞納整理の促進、市町村税務職員の徴収技術の向上等を支援する。具体的には、次の業務である。

- ① 年度当初(4月～6月)に市町村職員に対する納税折衝に係る研修
- ② 個別滞納案件の滞納整理方針の助言及び事後フォロー
- ③ 派遣先市町村における研修の実施（近隣市町村との共同実施もあり）
- ④ 捜索・公売等困難案件の個別支援

また、県へ派遣された市町村職員のうち、第48条の直接徴収を希望する市町村は、原則、名古屋東部県税事務所特別滞納整理室において実務研修として、個人住民税の滞納整理を行い、第48条の直接徴収を希望しない市町村は、原則、管轄県税事務所実務研修として、県税の滞納整理を行っている。

その実績は、【図表3-3-2】～【図表3-3-6】のとおりである。なお、2011年度から2019年度までは、地方税滞納整理機構の設置などによる市町村税の徴収支援を行っていたため、派遣先が県ではなく同機構となっている自治体も多い。2020年度以降、同機構で徴収していたような市町村のみで未収の解消が難しい案件は、県の徴収支援を受けて徴収を進めることが予定されているといえるが、2020年度以降に県の徴収支援を受けていない自治体も複数ある。

さらに、2018年度から2021年度まで一度も徴収支援を受けていない自治体が複数ある。

【図表3-3-3】県による市町村税の徴収支援先（2018年度）

市町村	機構	48条	引継希望時期及び件数		県への派遣
			前半 (7月～12月)	後半 (9月～2月)	
A	○	○		○	×
B	○	×			×
C	○	○	○		×
D	○	○	○	○	×
E	×	○		○	×
F	○	○		○	×
G	○	×			×
H	○	×			×
I	○	×			×
J	○	○			×
K	○	○		○	×
L	○	×			×
M	×	○	○		×
N	○	×			×
O	○	×			×
P	○	×			×
Q	○	×			×
R	○	○	○		×
S	○	×			×
T	×	×			×
U	×	×			×
V	○	×			×
W	○	×			×
X	○	○	○		×
Y	○	○	○		×
Z	○	×			×
AA	○	×			×
AB	○	×			×
AC	○	×			×
AD	○	×			×
AE	○	×			×
AF	○	×			×
AG	○	×			×
AH	○	×			×
AI	○	×			×
AJ	○	○		○	×
AK	○	×			×
AL	×	○		○	×
AM	○	×			×
AN	○	○		○	×
AO	○	○	○		×
AP	○	×			×
AQ	○	○		○	×
AR	○	×			×
AS	×	×	○		×
AT	—	×			×
AU	—	○		○	×
AV	—	○		○	×
AW	—	×			×
AX	—	×			○
AY	—	×			×
AZ	—	×			×
BA	—	×			×
BB	○	—			—

【図表3-3-4】県による市町村税の徴収支援先（2019年度）

市町村	機構	48条	引継希望時期及び件数		県への派遣
			前半 (7月～12月)	後半 (9月～2月)	
A	○	○	○		×
B	○	×			×
C	○	○	○		×
D	○	○	○		×
E	×	○	○		×
F	○	○	○		×
G	○	×			×
H	○	×			×
I	○	×			×
J	○	×			×
K	×	○		○	○
L	×	×			×
M	×	○		○	×
N	○	×			×
O	○	×			×
P	○	×			×
Q	○	×			×
R	○	○	○		×
S	○	×			×
T	×	×			×
U	×	×			×
V	○	×			×
W	○	×			×
X	○	○	○		×
Y	○	○	○		×
Z	○	○			×
AA	○	×			×
AB	○	×			×
AC	○	×			×
AD	○	×			×
AE	○	×			×
AF	○	×			×
AG	○	×			×
AH	○	×			×
AI	○	×			×
AJ	○	○	○		×
AK	×	×			×
AL	×	○		○	×
AM	○	×			×
AN	○	○		○	×
AO	○	○	○		×
AP	○	×			×
AQ	○	○		○	×
AR	○	×			×
AS	×	×	○		×
AT	—	×			×
AU	—	○		○	×
AV	—	○		○	×
AW	—	×			×
AX	—	×			×
AY	—	×			×
AZ	—	×			×
BA	—	×			×
BB	○	—			—

【図表3-3-6】県による市町村税の徴収支援先（2021年度）

市町村等	1 個人住民税の県 による直接徴収 (地方税法第48条)	2 県・市町村税 務職員交流制度 (市町村職員への派遣)	3 県・市町村税 務職員交流制度 (県職員の市町村 への派遣)	県市町村税務職員交流制度	
				(市町村職員への派遣) 派遣先	派遣期間
A	③ 9月～2月	—	—	—	—
B	—	—	—	—	—
C	① 7月～12月	—	—	—	—
D	④ 10月～2月	—	—	特整室	10月～12月
E	—	—	—	—	—
F	④ 10月～2月	—	—	特整室	10月～12月
G	② 8月～1月	—	—	—	—
H	—	—	—	—	—
I	① 7月～12月	—	—	特整室	7月～9月
J	② 8月～1月	—	—	—	—
K	③ 9月～2月	—	—	—	—
L	—	—	—	—	—
M	—	—	—	—	—
N	③ 9月～2月	—	—	—	—
O	—	—	—	—	—
P	—	—	—	—	—
Q	—	—	—	—	—
R	③ 9月～2月	—	—	—	—
S	—	—	—	—	—
T	—	—	—	—	—
U	—	—	—	—	—
V	—	—	—	—	—
W	—	—	—	—	—
X	③ 9月～2月	—	—	—	—
Y	② 8月～1月	—	—	—	—
Z	—	—	—	—	—
AA	—	—	—	—	—
AB	—	—	—	—	—
AC	—	—	—	—	—
AD	—	—	—	—	—
AE	—	—	—	—	—
AF	④ 10月～2月	—	—	特整室	10月～12月
AG	—	—	—	—	—
AH	—	—	—	—	—
AI	① 7月～12月	—	—	—	—
AK	—	—	—	—	—
AL	—	—	—	—	—
AM	—	—	—	—	—
AN	③ 9月～2月	—	—	—	—
AO	—	—	—	—	—
AP	—	—	—	—	—
AQ	③ 9月～2月	—	—	—	—
AR	① 7月～12月	—	—	特整室	7月～9月
AS	④ 10月～2月	—	—	特整室	10月～12月
AT	—	—	—	—	—
AU	① 7月～12月	—	—	—	—
AV	① 7月～12月	—	—	—	—
AW	—	—	—	—	—
AX	—	—	—	○	7月～9月
AY	—	—	—	—	—
AZ	—	—	—	—	—
BA	—	—	—	—	—
EA	—	—	—	—	—

【図表3-3-5】県による市町村税の徴収支援先（2020年度）

市町村等	個人住民税の県による 直接徴収 (地方税法第48条)	県・市町村税務職員 交流制度 (県職員の市町村へ の派遣) 派遣先	県市町村税務職員交流制度	県市町村税務職員交流制度	
				(市町村職員への派遣) 派遣先	派遣期間
A	9月～2月	特整室	—	—	—
B	—	—	—	—	—
C	7月～12月	特整室	—	—	—
D	9月～2月	特整室	特整室	10月～12月	—
E	7月～12月	—	—	—	—
F	7月～12月	特整室	特整室	7月～9月	—
G	9月～2月	特整室	—	—	—
H	9月～2月	—	—	—	—
I	7月～12月	特整室	特整室	7月～9月	—
J	7月～12月	特整室	—	—	—
K	9月～2月	—	—	—	—
L	—	—	—	—	—
M	—	○	—	—	—
N	—	—	—	—	—
O	—	○	—	—	—
P	—	—	—	—	—
Q	—	—	—	—	—
R	9月～2月	特整室	—	—	—
S	—	—	—	—	—
T	—	—	—	—	—
U	—	○	—	—	—
V	—	○	—	—	—
W	—	○	—	—	—
X	9月～2月	○	—	—	—
Y	9月～2月	○	—	—	—
Z	—	○	—	—	—
AA	—	○	—	—	—
AB	—	○	—	—	—
AC	—	○	—	—	—
AD	—	○	—	—	—
AE	—	○	—	—	—
AF	—	—	—	—	—
AG	—	○	—	—	—
AH	—	—	—	—	—
AI	9月～2月	特整室	—	—	—
AJ	7月～12月	—	—	—	—
AK	—	—	—	—	—
AL	—	—	—	—	—
AM	—	—	—	—	—
AN	9月～2月	—	特整室	10月～12月	—
AO	9月～2月	—	特整室	10月～12月	—
AP	—	○	—	—	—
AQ	7月～12月	特整室	—	—	—
AR	7月～12月	特整室	特整室	7月～9月	—
AS	7月～12月	特整室	特整室	7月～9月	—
AT	—	—	—	—	—
AU	7月～12月	—	—	—	—
AV	7月～12月	特整室	—	—	—
AW	—	—	—	—	—
AX	—	—	—	—	—
AY	—	—	—	—	—
AZ	—	—	—	—	—
BA	—	—	—	—	—
BC	—	—	—	—	—

【図表3-3-7】2021年度 徴収研修実績一覧

主催団体	研修名	開催日	会場	研修内容	受講対象
県税務課	徴収事務新規担当者研修会	4月22日	自治研修所視聴覚室	地方税法 総則	徴収事務新規担当者
		4月23日		滞納処分	
	徴収口収納・納税証明新規研修	4月21日 午後	自治研修所視聴覚室	第1部：窓口収納金の取扱について 第2部：納税証明事務について	第1部：徴収窓口収納事務新規担当者 第2部：納税証明事務新規担当者
		6月11日		名古屋南部税務事務所	自動車税の滞納整理 財産調査 納税折衝 *コロナウイルス感染対策のため、当初予定より開を1ヶ月程度延長。また、各地の収入人数を考慮し、2日間に分け(21名、22名)
徴収実務研修会 (外部研修のネットパック)	徴収事務新規担当者研修会(後期)	10月15日	Web会議形式 (税務会議室から配信)	Web会議形式 東京税務セミナー・オートパック 企業通知・情報への対応 事例研究 (基礎コース)	徴収事務新規担当者
		10月27日		Web会議形式 (税務会議室から配信)	事例検討コース 東京税務セミナー・オートパック 公売(基礎)コース
	徴収事務新規担当者研修会	5月26日	Web会議形式 (市村課会議室から配信)	Web会議形式 地方税法 総則 滞納処分	市町村徴収事務新規職員
		11月16日		Web会議形式 (市村課会議室から配信)	納税折衝 財産調査 滞納処分等への対応
公益財団法人 愛知県市町村振興協会 研修センター	市町村徴収実務研修会 (徴収)	12月9日		自治研修所大教室 事例研究 事例発表及び事例研究	市町村の徴収事務担当者

4 研修

ヒアリングによれば、県税の徴収事務については、徴収事務取扱要領、徴収事務マニュアル等を含め、これらのほか、税の所屬に配属になった職員は、初任者向けの研修を受け、その際のテキストもマニュアルとして利用しているとのことである。また、実際の業務は基本的にグループで進めていくため、先輩職員と一緒に進める中でOJTによるトレーニングがなされているとのことである。

それだけではなく、経験年数に応じた研修を実施し、職員の能力向上に努めているとのことであり、研修実績は【図表3-3-7】のとおりである。県職員への研修のみならず、市町村課等が主催する市町村職員向けの徴収に関する研修も毎年実施されているとのことである。

また、県のHP (<https://www.pref.aichi.jp/jinji/syokuin/treatment/ikusei.html>) によれば、県には、人事制度・人材育成施策の一つに、多様な職務経験を通じて幅広い視野や知識を身に付けるとともに、各職員の適性を見いだすため、若手職員を対象としたジョブローテーションがある。ヒアリングによれば、ジョブローテーションの考え方に従い、7年で3つの部署を経験することが原則となっている。そのような中においても、税の担当者には専門性確保のため、前述のとおり組織的に研修等の人材育成を行うことにより、債権管理回収のノウハウが身に付いていくとのことである。

5 徴収の緩和制度

納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という）の個別具体的な事情に応じて地方団体の徴収金の徴収を緩和する目的でとられる措置について、地方税法上は、徴収猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予、及び滞納処分の執行停止の制度を定めている。以下これらを総称して「徴収緩和制度」という。

(1) 徴収猶予

一定の事由があると認められる場合に、納税者等からの申請に基づいて行う徴収緩和制度である。

納税者等が、次のいずれかに該当する場合は、納税者等により徴収金を一時納付・納入することができないと認められるときは、納付・納入できない金額を限度として、そのものの申請に基づき1年以内の期間に限り（やむを得ない理由があると認められるときは、すでに猶予した期間とあわせて2年以内）徴収猶予することができる（同法第15条第1項、第4項）。

- 一 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- 二 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病氣にかかり、又は負傷したとき。
- 三 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- 四 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- 五 前各号のいずれかに該当する事実が起きたとき。

(2) 職権による換価の猶予

滞納者が次のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の納付について、職権で滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、1年を超えることができない（同法第15条の5第1項）。

- 地方税法第15条の5第1項
 - 一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。
 - 二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価することと比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき。

(3) 申請による換価の猶予

滞納者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が当該地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、当該地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内にされたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる（同法第15条の6第1項）。

すなわち、滞納者の申請による換価の猶予の要件は次のとおりである。

- ① 納税について誠実な意思を有すること
- ② 一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあること
- ③ 他の徴収金の滞納がないこと
- (4) 滞納処分の執行停止

滞納者につき次のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる（同法第15条の7第1項）。

- 地方税法第15条の7第1項
 - 一 滞納処分をすることができない財産がないとき。
 - 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮乏させるおそれがあるとき。
 - 三 その所在及び滞納処分をすることができない財産がともに不明であるとき。

(5) 徴収緩和制度等の実績

2019年度から2021年度までの徴収緩和制度等の実績は、【図表3-38】のとおりである。法に明文のない「納税誓約書」の提出を受けて、徴収緩和をしている事例が毎年1000件以上ある。

【図表3-38】徴収緩和制度等の実績

区分	2021年度	2020年度	2019年度	(件)
徴収猶予	2021年度課税分 1	2,130件は特例猶予 2,131	0	
職権による換価の猶予	31	6	2	
申請による換価の猶予	40	11	20	
執行停止	945	1,082	859	
	2号 51	43	47	
	3号 144	146	139	
合計	1,140	1,271	1,045	
納税誓約書	110	124	162	

第3 監査の結果

1 徴収率・徴収実績について

県の徴収率について、他府県と比べても、低いものではない。また、2021年度の徴収率について、それ以前と比較すれば、高い水準といえる。2020年度の徴収率も、コロナ禍により、特例猶予があった結果、徴収率が低いようにもみえるが、特例猶予適用分を除いた場合の徴収率については、それ以前と比較すれば高い。

2 インターネット公表についてより実効的になるよう工夫されたい【意見】

実行数が少なく、大きな効果が出ているとはいえないが、反面、具体的な問題点があるということでもない。他方で、中古車市場が高騰するなどの社会情勢があれば、それをタイムリーに把握するなどにより、より実効的な方法になる余地もあることから、県の内部における検討や情報共有を行うなどの工夫を行うことも必要であると考え。

3 電話催告の民間委託について

2021年7月29日付け監査委員質疑記録には、コールセンターの民間委託の効果に関し、税務課担当課長の「2019年度実績として、架電実績11万6898件に対して交渉できたのは1万3768件であり、交渉できた件数は11.8%になる。」との答弁に対し、監査委員から、「相手方に電話で催告できた率が11.8%ということであり、なかなか電話に出てもらえない現状がある」と認識する。「費用対効果の面から今後検証し、取組の精査をお願いしたい」との意見が記録されている。そこで、外部委託という手段選択の合理性、委託業務の費用対効果の観点で監査した。

(1) 外部委託を選択したこと

11万5000件以上の架電を目標としているところ、受託業者においても2018年度、2019年度及び2021年度の実績で4400時間から6000時間程度を要している（【図表3-17】～【図表3-19】）。これを県の職員で行うことになればかなりの業務量と時間を要するところであり、職員の本来の業務にも支障がでる可能性も考慮すれば、民間委託したこと自体、直ちに不合理ということとはできない。

(2) 外部委託の経済性について

契約金額について、1人1時間単位で計算すると実績ベースで2018年度が2483円程度、2019年度が3170円程度、2021年度が2341円程度であった。この点、愛知県人事委員会が2022年10月11日に公表した令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要によると、県職員（行政職給与表適用者）の年間給与の平均は2018年が641万5000円、2019年が639万3000円、2021年が624万6000円であった。

最も低額であった2021年の624万6000円について、土日祝日を除き1年間のうち245日間8時間ずつ勤務したと仮定すると1時間あたりの平均は3200円弱である。現実にはあり得ないが、年間360時間の時間外労働があったと仮定しても、1時間あたりの平均は2700円弱と計算できる。

委託先における1人1時間約2341円から約3170円という平均単価金額は、県職員の2021年の平均である約2700円から約3200円と概ね同等である。県職員の2018年、2019年の平均給与が2021年より高額であったことを考慮すれば、県職員が直接電話催告を行った場合の人員費との比較で、外部委託の結果が経済性（地方自治法第2条第14項）に反していないといえない。

(3) 外部委託の効率性について

かかっている通話時間数について、1件あたり、2018年度が約3.01分、2019年度が約2.27分、2021年度が約3.77分となっている。ただ、架電して応答がなかったものと、話をしたものでは当然かかる時間数は違うので、この数字から直ちに効率的なものか否かは判断できない。

なお、前述したように監査委員質疑記録では、「2019年度実績として、架電実績11万6898件に対して交渉できたのは1万3768件であり、交渉できた件数は11.8%になる」との報告について、「相手方に電話で催告できた率が11.8%とあるが、催告対象者に架電して交渉できなかった場合、もう1回以上かけており、その意味では、2019年度においては、催告対象者5万4160者（【図表3-16】）に対して交渉件数1万3768件と考えると、25.4%という評価もありうる。また、交渉件数以外に、折り返し電話があり交渉に至ったものが「受電件数」に含まれていることから、実際に交渉できた数ないし率は、もう少し高い数値である。

以上(1)～(3)の検討から、電話催告の民間委託については、効果面について検討を加えながら、引き続き実施する余地もあるものと考えた。

(4) 2021年度の実績が非効率であったことにつき原因を究明し改善すべき【意見】
2018年度及び2019年度と比較して、2021年度は、催告件数が少なく、目標架電件数に達していない。一方で、従事時間数は、2018年度及び2019年度と比較して、2021年度は増えている（【図表3-17】から【図表3-19】）。

また、催告対象者5万9044者から交渉件数1万2055件を引くと、4万6989件となり、受電件数には交渉件数と重複している数が含まれているものの、交渉件数に含まれていない、例えば不在であったが折り返しがあり、交渉ができた数が含まれていることから、受電件数4014件も引くとすると4万2975件となる。少なくとも、この4万2975件以上交渉ができていないところ、この2倍が8万5950件であり、これに、交渉件数1万2055件及び受電件数4014件を足すと、10万2019件になることから、催告件数9万4765件しかなかったということは、催告対象者に2回ずつ以上架電することができておらず、一部の催告対象者に対しては1回のみ架電に終わっていることになる。

県によれば、2021年度の催告件数が少ないのは、コロナ禍により、県から受託業者に対して9月9日ころ以降、従事者の数を減らし、必ずしも目標架電件数に達しなくてもいいと伝えたことにある、とのことであるが、他方で、前述のとおり、従事時間数

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に關して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

電話催告の架電を県職員ではなく受託業者が行う際に、交渉に類するような法律事務処理に及べば、弁護士法違反の問題が生じ兼ねないことから、受託業者に求められている電話対応の内容について調査した。受託業者は、納税期限が過ぎている者に「至急納税していただくようお願いいたします」(応対マニュアル15頁)と伝えるにとどめており、分納の申出がある等交渉を要する場合は、県職員に引き継ぎ取扱いとなっていた。そうであれば、電話催告は納入の案内に止まり、弁護士法違反の問題は生じない。今後も、分納相談、納税義務の存否等、県の職員が行うべき交渉のような法律事務処理にまで及ばぬよう留意しつつ、電話催告を運用されたい。

4 クレジット納税のデメリットに配慮し慎重な運営と今後の検討をされたい【意見】

クレジットカードには一定の利便性があることから、徴収率を向上する効果は否定できないものの、同時に他の施策も行っていることから、これ自体の具体的な効果は不明であるといわざるを得ない。

クレジットカードにより、実質的に徴収を民間に委託している面があり、強制徴収公債権でなくなることや納税手段の選択肢が増えるという点で納税者にとつてのメリットはあるものの、納税のために債務を負担させることを促す結果が生じていること、クレジットカード会社から訴訟提起されれば応酬の負担が生じること、敗訴や和解すれば消滅時効の期間が延びること、時効消滅のために時効の援用が必要となること等について問題がないわけではないことを問題意識としてもつたうえで慎重な運用をすべきであり、今後、制度変更・対象の拡張などを行う際、この点に留意して検討することが必要である。

とりわけ、利用可能なクレジットカードとして、支払方法が、一括払いだけでなく、分割及びリボ払いに対応していることを条件としていることについては、決して小さくない利率の手数料を負担させて納税させ、実質的に借入行為を助長しており、見直す必要がある。

5 地方税法第48条の特例実施と職員の交流派遣

(1) 施策の効果

資料によれば、毎年度、県の直接徴収を希望して徴収実績を上げていく市町村もあれば、そうでない市町村もある。徴収については、市町村ごとに徴収計画、徴収実績、取組の方針が異なるものであるため、必ずしも困難案件の県への引継ぎが必要とはいえないが、市町村にとつては、引き続き案件のうち半数以上の徴収困難案件の解消が見込まれるとともに、職員の研鑽の機会ともなるので、直接徴収の取組は有用と評価できる。

は増えており、1人あたりの従事時間数は増えたはずであり、それ以前の年度に比べて催告件数において非効率であったといわざるを得ない。目標架電件数を設定したうえで、委託金額にて委託していることを考えると、コロナ禍を考へても、目標架電件数を2万件程度下回り、目標値の82.4%程度しか達成できず、一部の催告対象者には1回のみの架電にとどまったことは、コロナ禍以外の要因が介在したと考へざるを得ない。

原因を究明し、改善する必要性があるものと思われる。

(5) 入札参加者数の増加に向けた検討を実施されたい【意見】

2009年度の入札業者数が5者、2010年度が4者、2011年度から2013年度が2者であったのに対し、2014年度以降は、2016年度と2018年度が2者であった以外は、全て1者のみとなっている。

2014年から2017年度は全て同じ業者、2018年度以降は2017年度以前とは異なる業者が、毎年落札しており、それぞれ1回ずつ1者他の業者の入札があったほか、単独で入札し、落札している。2014年度以降、入札の形式ではあるものの、殆ど他の者の入札はなく、実質的にあまり競争入札になっていない。どのような経緯で、それらの業者は入札しているのかも不明である。

入札の経緯について不明な点があることから、公正に受託業者が決定されているのか疑念の余地もあるところであり、少なくとも、入札の実質が得られていないのであるから、入札の呼びかけ方法や対象について、再検討する必要があるものと思われる。県によれば、入札参加者の要件や呼びかけ方法は下記のとおりであるが、「過去に官公署でコールセンター業務を受注した実績がある者」との要件を緩和したり、案内メールの受信者と上記要件を満たす者の関係を調査するなど、入札参加者数の増加に向けた検討を実施されたい。

本業務の対象は、愛知県競争入札参加資格者名簿のうち大分類「役務の提供等」>中分類「その他の業務委託等」を満たした者で、かつ、過去に官公署でコールセンター業務を受注した実績がある者を対象としている。
愛知県競争入札参加資格者名簿(令和4・5年度)のうちの、大分類「役務の提供等」>中分類「その他の業務委託等」に登録している件数は、2022年10月25日時点で818者である。
県の契約担当者が「あいち電子調達共同システム(物品等)」に入札案件を登録すると、入札案件の案内メールの受信を選択している登録業者に対し、その案内メールが自動送信される仕組みとなっている。
なお、県では案内メールの受信を選択している業者数は把握していない。

(6) 弁護士法第72条と外部委託の関係について
弁護士法第72条は次のように規定し、弁護士又は弁護士法人以外の者が和解その他の法律事務処理の取扱いを業とすることを禁止している。

第4章 税外債権の収入未済額解消に向けた取組

第1 過去の不適切管理事案について

1 看護修学資金貸付金4億5000万円の債権放棄

2016年12月20日、愛知県看護修学資金23億円強(2000年度以前からの手続未了者3920人に対する22億7000万円と2001年度から2013年度までの手続未了者1311人に対する1億0900万円)のうち、755人分、4億4500万円を上限とする債権の放棄を議会において議決した。また、皆さんの管理責任を問われた複数の職員が懲戒処分された。その後、手続未了者への調査・督促を実施し、最終結果(2017年2月24日)として、2000年度以前の被貸与者707人、3億7682万24250円の債権放棄による整理を行った。

なお、手続未了者の意義については、後記2(2)を参照されたい。また、2015年度末の収入未済額は930万7220円であり、債権放棄の上限とされた4億4500万円とかけ離れた数字であったため、930万7220円の内訳を確認したところ2012年度以降の被貸与者に対するものであり、各年度の収入未済額の調定額、件数、被貸与者の実人数は【図表4-1】のとおりであった。上記4億4500万円は、2016年度中にも調定されおらず、一度も県の財産と認識されることなく、債権放棄に至った。

県によると、2016年10月28日の看護修学資金債権管理適正化第三者委員会(以下単に「第三者委員会」ともいう)による「消滅時効期間も経過しており、回収可能性のないものがほとんどであり、債権管理の効率性(費用対効果)の観点から、速やかに債権放棄による整理を判断することが相当である」との提言(後記2(7))に基づき、速やかに債権放棄による整理を行ったとのことであった。

【図表4-1】2015年度末の収入未済額の内訳

年度	収入未済(円)	件数(件)	被貸与者数(人)
2012年度	54,000	3	1
2013年度	254,000	19	3
2014年度	1,535,000	36	7
2015年度	7,464,220	98	31
合計	9,307,220	156	

2 看護修学資金債権管理適正化に関する提言

県が2015年10月に設置した第三者委員会作成の看護修学資金債権管理適正化に関する提言(2016年10月28日付)の概要は次のとおりである。

(1) 不適切な債権管理の判明

1962年度から実施の愛知県看護修学資金制度は、看護師等学校・養成所に在学する者に修学資金を貸与し修学を支援するとともに、県内の医療機関等への就業を促進する目的である。

2020年度以降、地方税滞納整理機構で徴収していたような市町村のみで未収の解消が難しい案件は、県の徴収支援を受けて徴収を進めることが予定されているといえるが、2020年度以降に県の徴収支援を受けていない市町村も複数ある。

さらに、2018年度から2021年度まで一度も徴収支援を受けていない市町村自治体が複数ある。

前述のとおり徴収については、市町村ごとに徴収計画、徴収実績、取組の方針が異なるものであるため、必ずしも困難案件につき県との連携が必要とはいえないが、市町村にとっては、徴収困難案件の解消が見込まれるとともに、職員の研修の機会ともなるので、前述の直接徴収のみならず、交流制度の取組は有用と評価できる。

(2) 市町村に事務取扱方法を事前周知し十分な連携をとるべく改善されたい【意見】

市町村から県に対する直接徴収の引継期間中に充当、減額、取消等で引継した滞納額に変更があった場合などには、市町村はその経緯、結果を速やかに特別滞納整理室へ連絡することとされている。しかし、県から提出された資料によれば、この連絡を失念している市町村が散見されることである。

せっかく市町村から引き継いで県で一定の効果を上げたとしても、市町村との連携が十分でなければ、滞納者の不信を招く恐れがある。また、県から市町村へ債権を移管した後、直接徴収で得られた効果を持続できないうえ、かえって混乱を招く恐れもある。

そのため、県は市町村に対して事務取扱方法を事前に周知し、十分な連携をとるよう改善することが望ましい。

6 法律上の根拠がない納税誓約書による徴収緩和を安易に行うべきではない【意見】

徴収緩和制度等には①徴収猶予、②職権による換価の猶予、③申請による換価の猶予、④執行停止、⑤納税誓約書の5つの方法がある。①～④は法令に規定があり、⑤は法令上の根拠はないが運用により徴収緩和の効果をj得るための方策である。

納税誓約の件数は、110件であり、その中に高額かつ長期間にわたって滞納を続けている案件が複数あった。納税誓約書には、時効更新効があるため、債権が消滅しないという点などにおいて利点があるが、納税誓約書を差し入れてもらった案件でも、一定期間ごとに訪問等をし、最終的には、放棄・免除等の手続をすることが望ましいものであるから、事案の性質をよく見極めて、執行停止や徴収猶予の手続をされたい。

いずれにせよ法律上の根拠がない納税誓約書による徴収緩和を安易に行うべきではない。

貸与人数 : 1万27715人 (創設から2013年度まで)

総貸与額 : 67億8900万円

貸与額月額 : 3万6000円 (1人当たり、ただし詳細は【図表4-10】参照)
返還免除要件 : 卒業後200床未満の病院などの免除対象施設で5年間看護業務に従事した場合 (ただし、年度により異なる)。被貸与者は卒業後最後に毎年就業状況を報告し、免除対象施設に5年間継続勤務した後は、従事証明書を添付して返還免除申請する。

新公会計制度導入に関連して果て貸付債権の調査を行ったところ、①貸与台帳への記載を怠っていた、②返還免除又は返還手続終了者への督促を怠っていた、③関係書類を廃棄していた等、不適切管理が明らかとなった。

(2) 手続終了者の内訳

総貸与人数 : 1万27715人 (創設から2013年度まで)

手続終了者 : 8134人 (返還免除又は返還の手続が終了していた者)

手続未了者 : 4581人 (必要な書類等が提出されず手続を完了していない者)

うち530人は在学中又は免除対象施設就業中の者

2000年度以前の手続未了者 : 3920人 (実態把握困難な者。③参照)

2001年度以降の手続未了者 : 131人 (債権債務関係明確な者。④参照)

その他を含む全体の詳細は【図表4-2】のとおりである。

【図表4-2】看護修学資金の調査結果(全体) (金額は概算)

Table with columns for investigation start/end dates, number of people, amount, and balance. Rows include 'Completed' (手続終了者) and 'Not Completed' (手続未了者) for various years from 2000 to 2001.

手続終了者 免除または返還の手続きが終了している者。
免除 : 200床未満の病院などの免除対象施設で一定期間看護業務に従事すれば、返還が免除となる。(免除要件は貸与年度により異なる。)
返還 : 対象外施設への就業、退職などにより、免除要件を満たさず返還するもの。(返還期間により一部免除となる場合がある。)

在学中・就業中 看護師等養成学校に在学中の者。または、免除対象施設に就業中の者 (全て平成13年度以降)。
就業状況等不明 2015年5月12日時点で在学中・就業中であったが、その後、毎年度必要届出書類を提出していないため、就業状況等が不明となった者で、2016年度現在、督促中である (全て2004年度以降)。

【図表4-3】看護修学資金の調査結果(2000年度以前の被貸与者) (金額は概算)

Table with columns for investigation start/end dates, number of people, amount, and balance. Rows include 'Completed' (手続終了者), 'Excluded' (免除), 'Not Completed' (手続未了者), and 'Total' (小計).

職業に就いた者(免除)と職業に就いていない者(返還)との区別が不明な者については、未処理者の中に既述の記載が不明であったことなどが考えられる。

【図表4-4】看護修学資金の調査結果(2001~2017年度の被貸与者) (金額:概算)

Table with columns for investigation start/end dates, number of people, amount, and balance. Rows include 'Completed' (手続終了者), 'Excluded' (免除), 'Returned' (返還), 'Not Completed' (手続未了者), 'In School' (在学中), 'Employed' (就業中), 'Employment Status Unknown' (就業状況等不明), and 'Total' (小計).

ア 制度の運用にあたっては、貸与者の県と被貸与者本人との密接なつながりを確保する必要があり、養成所と十分に連携を図りつつ、制度の趣旨及び県に提出しなればならない各種書類について手続の周知を徹底すること。

イ 職員体制については、他の業務との兼務ではなく専任の職員を配置するなど事務処理体制を強化するとともに、組織として債権管理情報の共有化を図ること。

ウ 債権管理及び文書管理について、直接業務を担当する者だけでなく、管理職を含めて、職員の意識啓発、知識習得を図るための研修を強化すること。

エ 効率的な業務を行う上で、看護修学資金運用マニュアルの共有化や貸付けから返還免除までの処理を一連で管理するシステム開発及び回収困難な未回収業務の外部委託についても検討すること。

オ 制度を継続する上では、手続未了者が生じない仕組みづくりを行う必要があり、例えば免除手続がとられない場合は、返還扱いとするなどの制度改正の検討を行うべきであること。

カ さらに進んで、現在国の検討している給付型奨学金の動向や他の奨学金制度の状況などを見極めながら、現行制度の抜本的な見直しを進めること。

(7) その他の提言

2000年度以前の手続未了者755人分の債権については、消滅時効期間も経過しており、回収可能性のないものがほとんどであり、債権管理の効率性（費用対効果）の観点から、速やかに債権放棄による整理を判断することが相当である。2001～2013年度の手続未了者6人については、引き続き調査、督促を実施すべきである。

3 看護修学資金の債権管理適正化に向けた県の対応について

県が2016年11月15日に発表した看護修学資金の債権管理適正化に向けた県の対応についての概要は次のとおりである。

(1) 再発防止策

① 看護師等養成所事務長及び教務主任連絡会議等の場を活用して、制度の趣旨及び手続を周知するなど、養成所とより一層の連携を図っている。

② 2016年度から担当者以外の業務との兼務ではなく専任とし、看護修学資金の貸与、返還、免除業務に従事しており、また債権管理、債権回収業務に係る知識の習得のために、研修会にも参加し、引き続き知識の習得に努めている。

③ グループ職員及び上司（課長補佐・主幹・課長）が看護修学資金運用マニュアルの共有などにより組織的な対応に取り組んでいる。

④ 効率的な債権管理が可能となるよう、2017年4月からの運用に向けて管理システムを開発している。

⑤ 債権回収業者等への回収困難な未収金の回収委託に向けて検討している。

⑥ 健康福祉部収入未済対策会議（会長：健康福祉部次長、収入未済を有する課室長で構成）を開催し、管理職による債権管理状況の権限及び意識啓発に取り組んでいる。

(3) 2000年度以前の手続未了者に対する全数調査の実施とその後の対応結果
2000年度以前の被貸与者については、借用証書等の関係書類が残っておらず、また台帳記入もないため、実態を把握することが困難であった。なお、2000年度以前の被貸与者に対する調査結果は、【図表4-3】看護修学資金の調査結果（2000年度以前の被貸与者）のとおりであった。

県は、2015年4月から本人宛に手続状況を確認するアンケート調査を行い、調査の結果を踏まえて本人に対して返還免除手続又は返還手続を要請した。そして調査の延長を経て、2016年9月までに実態把握困難者3920人のうち3165人が手続を完了した。残る755人は、住所不明や再三手続等を要請しても応じないケースであった。

(4) 2001年度以降の手続未了者に対する対応と結果

2001年度以降の被貸与者については、関係書類が残っており、債権債務関係が明確となっていた。2001年度以降の被貸与者に対する調査結果は、【図表4-4】看護修学資金の調査結果（2001～2017年度の被貸与者）のとおりである。このように被貸与者のうち在学中又は就業中の者を除く実質的な手続未了者131人のうち、125人は手続を完了させ、2016年9月までに手続未了者は残り6人となった（自己破産2人、海外在住1人を含む）。

(5) 原因（要因）の解明

不適切な債権管理が生じたのは、次のような原因（要因）が複合したことによるものと考えられる。

ア 看護師の養成・確保の政策目的を達成するため、従事期間満了による「免除」を前提とした「給付」の趣旨の強い制度であったこと。

イ 制度設計上、被貸与者本人からの書類の提出に基づいて返還免除または返還手続に移行する制度となっていること。

ウ 制度の趣旨及び手続の周知は主に養成所に任せており、被貸与者本人が行うべき手続について周知が徹底されていなかったこと。

エ 業務が職員個人の努力に任されており、組織としてこの業務に取り組み体制が築かれておらず、業務量に比して職員が不足していたことに加え、組織内での意思疎通が不十分であったこと。

オ 債権管理及び文書管理に係る職員の知識が十分でなかったこと。

カ 被貸与者個人別の債権管理が徹底しておらず、職員も被貸与者に対し貸付金の返還を求めるといった認識に欠けていたこと。

(6) 再発防止のための提言

第三者委員会は、以上を踏まえて再発防止のため、次のとおり提言する。

⑦ 免許取得届、看護業務従事届などの書類の保管について、これまでの年度別、種別管理から被貸与者個人別への管理に改め、個人ごとの書類の提出状況を明確にし、これに基づき未提出者への督促等を実施している。

(2) 職員の懲戒処分等

戒告3人、口頭訓戒8人、所属長厳重注意5人の懲戒処分を行った。

(3) 職員の協力金

対象職員(76人。退職者を含む)の役職及び従事年数により職員1人当たりの協力金は40万円から25万円とする。また、今回の事案が、制度上の問題や組織的な問題などに起因していることに鑑み、健康福祉部職員(1204人)にも広く協力を要請する(1人当たり10万円から5千円)。

目安は、適切な管理を行っていれば県へ返還される可能性があった貸付金4億5818万円の5%相当である2290万円とした。

4 看護修学資金の不適切な債権管理に係る職員協力金について

県が2017年5月15日に発表した看護修学資金の不適切な債権管理に係る職員協力金についてによれば、職員協力金を依頼した結果は【図表4-5】のとおりであった。

【図表4-5】看護修学資金職員協力金の依頼結果

区分	依頼者数(人)	協力者数(人)	協力金額(円)
現職員	1,064	469	13,267,888
退職者	216	78	12,434,895
計	1,280	547	25,702,783

2017年度中に看護修学資金職員協力金は2560万4741円となり、県はこれを雑入として収入した。

5 その他

(1) 2001年度から2013年度までの手続未了者6人
提言で指摘されていた2001年度から2013年度までの手続未了者6人については、その後、督促等を実施し、2019年度までに6人全での手続が終了した。

(2) 看護修学資金運用マニュアルの共有化
2014年度から作成されている看護修学資金運用マニュアルをもとに順次改訂版を作成し共有化している。詳細は、本章第3保健医療局に関連して記載する。

(3) 債権回収業者等への回収困難な未収金の回収委託
第3保健医療局及び第8福祉局に関連して後に記載する。

6 愛知県看護修学資金貸与金制度の廃止

健康福祉部保健医療局(当時)が2018年2月23日付けで作成した愛知県看護修学資金制度の見直しによれば、愛知県看護修学資金貸与金については、新規貸与者

が減少していることに加え(【図表4-6】参照)、約半数の貸与者が返還免除要件を満たさず返還となっていることから(【図表4-7】参照)、事業実施の効果が薄れてきているとして、2019年度からは新規貸与を行わないこと、既に貸与している在学学生については卒業まで貸与を継続することを見直し案としている。

そして、2019年度本貸与金制度は廃止された。

【図表4-6】愛知県看護修学資金貸与金の新規貸与者数の推移

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017
県内養成所入学者数(人)	3,743	3,637	3,692	3,894	4,045	3,936
新規貸与者数(人)	114	96	93	92	83	76
割合	3.05%	2.64%	2.52%	2.36%	2.05%	1.93%

【図表4-7】免除・返還等の状況

貸与年度	免除		返還		その他(就業中等)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
2001～2008	466人	44.90%	548人	52.70%	25人	2.40%

※貸与決定後免除要件を満たすまでの期間が8年間(就学3年+就業5年)となる者が多いため、2008年度以前のデータをまとめた。

7 監査の結果

債権放棄の意思表示を到達させるか債権管理条例で整理する必要性がある【意見】前1に記載したとおり、県は看護修学資金貸付金について、最終結果(2017年2月24日)として2000年度以前の被貸与者707人、3億7682万4250円の債権放棄による整理を行った。議会の議決で債権放棄した場合は、その意思表示が債権者に到達しなければ債権消滅の効果が生じない(最高裁判所平成24年4月20日判決、最高裁判所民事判例集66巻6号2583頁。民法第97条)。そのため、県は2000年度以前の被貸与者707人に対して債権放棄の意思表示を發出し到達させる必要がある。このうち住所が特定できている者については、2017年3月10日付け、通知文を送付済みであるが、住所不明者等62名には発送せず、債権を消滅させていない状況にある。

しかし、全ての債務者について今から所在調査し、所在不明者には公示送達(民法第98条)することは経済性(地方自治法第2条第14項)に反する場合も考えられる。そこで、債権放棄の意思表示を到達できないう債権者との関係では、債権管理条例を制定し、「債権を放棄したときは、その事の経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとする。」等債権のみなし消滅規定を規定し、同規定に基づき債権の管理を終了するべきである(第2章第4の2、第5章第1参照)。

第2 2019 監査年度の定期監査

1 定期監査の経過

2019 監査年度定期監査記載の監査の趣旨によれば、県の税外未収金は、全体的には減少傾向にあるものの、2018年度末時点において依然として多額となっており、税外未収金については、債権管理の状況等を把握するとともに、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権といった債権の分類ごとの課題を洗い出し、債権管理の一層の適正化に資するものとするため、税外未収金の債権管理について定期監査を実施するとした。

【図表4-8】税外未収金の推移

区分	2016年度末	2017年度末	2018年度末
普通会計	6,487,486,636	6,362,918,942	6,181,755,535
一般会計	2,171,970,763	2,124,862,304	1,968,660,045
特別会計	4,315,515,873	4,238,056,638	4,213,095,490
公営企業会計	133,358,623	134,642,587	133,626,665
計	6,620,845,259	6,497,561,529	6,315,382,200

(出典：平成31 監査年度定期監査の結果に関する報告)

2 定期監査の結果

2019 監査年度の監査の結果は次のとおりであった。

(1) 債権管理

監査の対象とした七つの債権のうち、五つの債権（生活保護費に係る返還金、児童措置費負担金、放置違反金（延滞金を含む。）、住宅使用料・駐車場使用料及び過年度医業未収金）については、発生の都度、調定が行われ、財務システムにより管理されていた。なお、この中には、総額を財務システムで管理し、債務者ごとの明細については、別途管理されている債権もあった（住宅使用料・駐車場使用料及び過年度医業未収金）。また、二つの債権（高度化事業貸付金収入及び高等学校等奨学事業貸付金収入）については、納期到来までの間、貸付金整理簿により管理され、納期到来の都度、調定が行われ、財務システム管理へ移行されている。なお、このうち、高等学校等奨学事業貸付金収入については、財務システムと連動する「奨学金管理システム」により管理されていた。

(2) 滞納整理

ア 督促について

納期限度までに納付をしない者があるときは、督促状を発生して督促しなければならぬにもかかわらず、督促状の送付がされず口頭での督促が行われていたものがあった（高度化事業貸付金収入）。

また、財務規程に定める様式と異なる様式による督促や口頭での督促が行われていたものがあった（過年度医業未収金）。

イ 滞納処分について

強制徴収公債権は、国税徴収法の例による財産調査及び滞納処分が可能とされるが、財産調査が行われていない債権があった（生活保護費に係る返還金及び児童措置費負担金）。したがって、これらの債権については、財産調査に続く、滞納処分又は滞納処分の執行停止も行われていなかった。

ウ 訴訟手続等について

非強制徴収公債権及び私債権については、督促後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、原則として、以下の手続を行わなければならないとされるが、これらの手続が行われていない債権があった（生活保護費に係る返還金及び駐車場使用料）。

- ① 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）がある場合は、担保権の実行又は保証人に対する履行請求
- ② 債務名義がある場合は、強制執行手続
- ③ ①及び②に該当しない場合（①の措置をとってもなお履行されないものを含む。）は、訴訟手続

(3) 不納欠損処分

不納欠損処分とは、既に調定された歳入が徴収し得なくなつたことを表示する決算上の取扱いであり、監査の対象としたいずれの債権においても、各債権の不納欠損処分基準に基づき処理が行われていた。

なお、時効期間の経過による不納欠損処分に関して、公債権は、時効の援用が必要でないことから、時効期間の経過により債権は消滅（地方自治法第236条第2項）し、その後は債権管理の必要がない。

一方で、私債権（高度化事業貸付金収入、住宅使用料・駐車場使用料、高等学校等奨学事業貸付金収入及び過年度医業未収金）については、債権の消滅に当たって時効の援用が必要となる（民法第145条）ことから、債権放棄に関する議会の議決がない限り、債権自体は消滅せず、不納欠損処分後も、債権管理を継続する必要がある。

(4) 税外債権の管理を所管する組織

税外債権の管理に関しては、総務局においては、毎年度、各局等の事務担当者を対象とした「税外債権の管理・回収業務に関する研修会」を開催し、また、会計局においては、「会計事務の手引（総則・収入編）」に法令等に基づく債権管理の手続等を記載しているものの、税外債権の管理に関する事務は、個々の債権を所管する局等により個別に行われている。この点、会計局が県の会計事務をつかさどることや、財産管理課が県の公有財産の取得、管理及び処分を総括することなどは異なり、県全体の税外債権の管理をつかさどる組織（制度所管課）は、明確にされていない。

3 定期監査の意見

2019年度監査の意見は次のとおりであった。
税外未収金は、依然として多額であり、財源の確保と負担の公平性の観点から、適正な債権管理を行い、解消に向けた取組を進める必要がある。

具体的には、法令の規定に基づき、財産調査や滞納処分等の実施を検討し債権の回収強化に努め、その上でなお回収困難な債権については、回収見込額と回収コスト等を比較し、執行停止や徴収停止の実施を検討していくなど、効率的かつ効果的な債権管理を行っていくことが必要となる。

今回の監査においては、強制徴収公債権では、法令の規定に従って財産調査や滞納処分が行われている債権がある一方、財産調査や滞納処分の実施が検討されていない債権も見受けられた。また、非強制徴収公債権及び私債権については、訴訟手続等が行われている債権がある一方、訴訟手続等の実施が検討されていない債権も見受けられた。

こうした取扱いの差異は、もとよりそれぞれの債権の性格によるところもあるが、それ以前に、法令の知識はもとより、債権回収に係る実務など債権管理に関する基本的認識が共有されていないこと、そして、その要因の一つとして、債権管理に関する基本的な指針が定められていないことが挙げられる。

今回は税外未収金が多額のもの又は増加傾向にあるものを監査したが、さらに少額のものを含めれば、その取扱いには、なおさらの差異が生じているのではないかと推測される。

今後、「税外債権の徴収強化」の取組を進めていくに当たっては、全庁的に、効率的かつ効果的な債権管理に関する基本的な考え方を共有した上で、各局等が、それぞれの債権の性格に応じた詳細なマニュアル等を備えて、実効性のある回収に取り組み必要がある。については、他の自治体における債権管理に関する条例なども参考に、全庁的に共有すべき基本的な指針を定め、各局等における債権管理を支援するなど、効率的かつ効果的な債権管理が行える仕組みづくりについて検討し、税外未収金の解消に一層取り組まれない。

4 税外債権管理に係る基本方針

2019年度監査の定期監査後、県が策定した2021年7月12日から施行されている税外債権管理に係る基本方針の内容は次のとおりである。

<p>税外債権管理に係る基本方針</p> <p>第1 趣旨</p> <p>貸付金、使用料、負担金等の県税以外の債権については、多額の未収金が発生しており、負担金の公平性と財源確保の観点から、未収金の解消に向けた取組を進める必要がある。各債権所管局（以下「所管局」という。）においては、債権の発生から回収までを通して、主体的に責任を持って効率的かつ効果的な債権管理を行っていくこととする。</p> <p>本方針は、全庁的に一層効率的かつ効果的な債権管理を行うための仕組みの一つとして、債権管理の基本的な取組方針をまとめたものであり、所管局が個々の債権管理マニュアルを作成又は見直す際に参考とするものとして位置付けることとする。</p> <p>第2 債権管理の基本的な取組</p> <p>1 債権発生時の対応</p>
--

未収金を発生させないことが重要であり、貸付審査の強化や債務者・保証人に対する制度周知の徹底等を行う。

- (1) 貸付時の審査の強化
貸付時の審査事務を厳格に行う。必要に応じて、税金の滞納がない旨の納税証明書や公共料金の支払状況、連帯保証人の所得・資産等を確認できる書類の提出を求める。
- (2) 制度の周知徹底等
債務不履行時においては、債務者に加え、連帯保証人に対しても、財産調査や強制執行等の法的手段を講じる旨を書面にて周知徹底する。
なお、強制徴収できない債権については、債権の性質、金額及び重要性に応じて、財産調査に対して債務者自身が協力し、また果が関係機関に対して行う財産調査についてあらかじめ同意する旨の同意書を徴取することを検討する。

2 債権発生後の管理等

- (1) 債権記録の整備
債権発生した債権については、債権記録の整備、債務者の状況確認等を適切に行う。
債権記録の整備は、債権管理の最も基本的な事項であり、特に訴訟の際には重要な証拠となるため、債権や債務者に係る基本的な情報、納付状況、時効の更新、交渉履歴等を正確に記録する。
- (2) 未収金の適切な測定
債権が発生し、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、当該年度に適切に測定を行う。

- (3) 債務者の状況確認等
債務者の資産状況等の最新の情報を収集し、必要に応じて担保や保証人の追加・変更を行うなど、債権の保全・回収のための的確な措置を速やかに講じる。
- (4) 納付方法の検討
債務者が利用しやすい納付方法の導入について、費用対効果の観点を踏まえて検討する。

- 3 債権回収の強化
債権の確実な回収と滞納の抑止を図るため、適切な督促、迅速な納付交渉により早期の回収に努めるとともに、納付に応じない場合は、財産調査等を行った上で、滞納処分や強制執行等の法的措置を実施する。また、民間委託等の活用を検討する。
- (1) 督促
納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期日を指定して督促する。
- (2) 納付交渉
督促指定期日までに納付がない場合は、迅速な納付交渉を基本とし、適時適切に文書、電話、訪問等による催告・納付交渉を行う。納付交渉の際には、それまでの経過を十分に理解して臨み、交渉経過を必ず記録し保存する。
なお、連帯保証人を設定している場合は、状況に応じて、連帯保証人に対する交渉も速やかに行う。

- (3) 所在調査
住民票又は戸籍の附票の入手、勤務先の確認、出国調査等により債務者等の所在を把握する。
なお、債務者が法人である場合は、登記事項証明書等取得することにより、法人の所在地、代表者等の基礎情報を把握し、内容の変更や解散の有無等を確認する。
- (4) 財産調査・支払能力の把握
債権の整理、強制執行の目安とすするため、財産調査を必要に応じて実施し、債務者等の財産状況を把握する。
なお、強制徴収できない債権は、財産調査について法令上の制約が多いことから、交渉の初期段階において、住所、勤務先、取引金融機関、保有財産等を再確認すると

第3 保健医療局

1 債権と収入未済額の状況

保健医療局が所管する債権は【図表4-9】のとおりである。収入未済額の推移は【図表2-3.5】のとおりであった。福祉医療費雑入は後記3参照。

【図表4-9】保健医療局が所管する債権の2021年度の状況 (円)

債権名	測定額	不納欠損額	収入未済額	債権の種類
看護職員修学資金貸付金収入	17,317,620	0	3,053,200	私債権
福祉医療費雑入	3,705,363,871	0	7,519,599	非強制徴収公債権
		0	231,800	非強制徴収公債権
		0	113,002	非強制徴収公債権
合計	3,722,681,491	0	10,917,601	

2 看護職員修学資金貸付金償還金(私債権)

2016年度に同債権のうち4億4500万円を債権放棄した経緯は、第4章第1で詳述したとおりであるが、制度の概要と現在の状況について改めてここで述べる。

(1) 概要

県内の看護師等、養成所に在学する者に対して修学資金を貸与し、修学を支援するとともに、返還免除制度を設けることにより、県内の医療機関等への就業を促進する目的で実施された。なお、2019年度以降貸付事業を廃止し、2021年度で継続貸与も終了したことから、現在は償還金の管理回収業務のみとなっている。廃止に至る制度の変遷は、看護修学資金運用マニュアル(令和4年度)によれば【図表4-10】のとおりであった。

(2) 根拠法令

愛知県看護修学資金貸与条例

愛知県看護修学資金貸与条例施行規則

(3) 債権発生の経緯

貸与者が途中退学や卒業後、対象施設に勤務しなかった場合などに返還が発生するが、退学した場合は、収入がないため、返還金が収入未済額となってしまふことが多い。

(4) 2021年度収入未済額に関する県の分析

生活困窮7名 305万3200円

うち4名 252万9000円は過年度分。

(5) 取組状況

現在の取組状況に至る経緯は、第4章第1で詳細に述べたとおりである。県による2021年度は、過年度より未納が続いている者への電話による督促を重点的に行つた。また、現年度測定分については、2~3か月未納となった時点で電話による督促を

もに、可能な範囲で、債務者から確定申告書の写し等を提出させさせるなど、情報収集に努める。あわせて、財産調査に対して債務者自身が協力し、また県が関係機関に対して行う財産調査についてあらかじめ同意する旨の同意書を徴収するよう努める。

(5) 時効的管理

債権の時効による消滅を防止するため、時効の完成猶予や更新のための手続を確実に行う。

(6) 法的措置

ア 滞納処分

強制徴収できる債権については、債務者等の財産状況を勘案し、財産の差押え、換価、換価代金の配当の手続を行う。

イ 強制執行等

強制徴収できない債権については、徴収停止や履行期限の延長その他特別の事情があるとも認められる場合を除き、債務者に支払う意思がないと認められるときは、担保権の実行、債権名義の取得・強制執行の措置を適切に実施する。

(7) 延滞金等の徴収

延滞金等を徴収することができる場合は、適切に徴収する。

(8) 民間委託等の活用

列島の効率的な回収に向け、債権回収会社(サーパーバイザー)や弁護士への業務委託等、民間委託等の活用を検討する。

4 債権の適切な整理

債権管理については、法的措置を含めた回収の取組を徹底することが基本であるが、効率的かつ効果的な債権管理を行っていくため、債務者の状況により、債権の整理を適切に行う。

(1) 債権の整理

債務者の状況、回収見込額と回収コストの比較等を踏まえ慎重に検討したうえで、履行させることが著しく困難又は不相当である場合は、法令等に基づき、滞納処分を執行停止、徴収停止、履行期限の延長、債務の免除又は権利の放棄等の手続を行う。

(2) 不納欠損処分

時効により消滅した債権、権利を放棄した債権等について、不納欠損処分を適切に行う。

5 個別マニュアルの整備

所管局においては、債権の性質、制度の特性、案件処理の種重ね等を踏まえて、それぞれの債権の性格に応じた詳細なマニュアルを整備する。

なお、作成したマニュアルについては、法令改正等を踏まえた最新の内容となるよう、常に見直しを行う。

第3 全庁的な取組

1 職員研修会の開催

所管局の担当職員が税外債権の回収業務を進める上で必要な債権管理に関する法令・実務の基礎を身に着けるため、職員研修会を年1回開催する。

2 自己検査の実施

未収金の回収手続や時効管理、不納欠損処分等が適切に実施されているか、全庁統一のチェックリストにより、所管局において毎年自己検査を実施するとともに、結果をフイーダバックし、情報共有を図る。

3 連絡会議の開催

全庁統一の情報共有を図るため、所管局の担当職員を構成員とする連絡会議を適宜開催する。

附則

1 この方針は、令和3年7月12日から施行する。

2 この方針の規定は、第2第1項に定めるものを除き、この方針の施行の日前に発生した債権についても、適用する。

3 福祉医療費補入の収入未済額の内訳について

【図表4-9】に記載された福祉医療費補入は、さらに回復期病床整備事業費補助金財産処分に伴う返還金（非強制徴収公債権）、被爆者健康管理手当返還金（非強制徴収公債権）、感染症患者医療の自己負担額分（非強制徴収公債権）に分かれるので、それぞれについて簡単に説明を加える。

(1) 回復期病床整備事業費補助金財産処分に伴う返還金（非強制徴収公債権）

ア 補助金の目的

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて不足が見込まれる回復期機能の病床の充実を図ることを目的として、回復期病床への転換・新設に必要な経費（施設・設備整備費用）の一部を医療機関に対して助成する目的で交付される補助金である。

イ 補助金の根拠法令

愛知県補助金等交付規則

愛知県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について

ウ 債権発生とその後の経緯

(ア) 補助施設と補助額

県は、2016年度及び2017年度の2年間に、ある社会福祉法人が経営する病院へ【図表4-11】のとおり補助金を交付した。

【図表4-11】補助金の概要 (円)

	施設(建物)	設備(機器)	計
2016年度	375,000	0	375,000
2017年度	12,125,000	12,500,000	24,625,000
合計	12,500,000	12,500,000	25,000,000

(イ) 補助施設・設備の有償譲渡

2021年11月30日、社会福祉法人は医療法人へ有償譲渡による事業譲渡を行い、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日付け医政発第0417001号）に基づき、社会福祉法人から財産処分申請がなされ、知事はこれを承認した（2021年11月30日承認）。これにより、合計751万9599円について補助金の返還請求権が発生した。

(ウ) 納期限徒過

上記返還額の納期限は2022年1月26日と指定されたが、納期限までに返還金の納付がなかったことから、同年2月15日、同日25日を指定納期限とする督促状を地方自治法施行令第171条及び財務規則第40条に基づき発行した。

14	(1) 県内の看護職員養成所に在学する者で、卒業後県内の200床未満の病院・診療所、介護老人保健施設、訪問看護事業所等に在職し、かつ、引き続き看護業務に従事したとき、かつ、引き続き看護業務に従事した期間が5年以上に達したとき。	同上	同上	ただし、平成17年度より第2種修学資金の新規募集を停止し、希望者には第1種修学資金を貸与することとした。	同上	同上
14	(2) 県内の大学院修士課程（看護系専攻）に在学する者で、修了後、県内の医療機関、訪問看護事業所に在職し、かつ、引き続き看護業務に従事したとき、ただし、令和元年度より新規貸付を中止	(1) 看護職員の免許取得後1月以内)に県内の200床未満の病院・診療所、介護老人保健施設、訪問看護事業所等に在職し、かつ、引き続き看護業務に従事したとき、かつ、引き続き看護業務に従事した期間が5年以上に達したとき。	同上	ただし、平成17年度以降、第2種修学資金は新規募集停止。希望者には第1種修学資金を貸与することとなった。	同上	同上

(注1) 支給月額欄は、「看」は保健師・助産師・看護師の職程、「准」は准看護師の職程、「院」は大学院の修士課程、に在学する学生等に支給する額である。

下線箇所は、前制度との主な相違点である。

(注2) 第1種修学資金、第2種修学資金という用語が条例上に出てくるのは昭和61年度からである。それまでは条例上区別するための名称がなかったが、第1種修学資金に当たるものは「一般の修学資金」、第2種修学資金に当たるものは「県立の場合の修学資金」と呼称されていた。即ち、昭和60年までの第2種修学資金（県立の場合の修学資金）の目的は、県立病院始め県の機関における看護職員の確保にあった。

しかし、昭和61年の改正により、第1種修学資金において200床以上の病院が返還免除の対象から外れたため、第2種修学資金により200床以上の実習病院に勤務することを希望する者に対して貸与することとなったものと思われる。つまりこの年から第2種修学資金の意味が変化した。

(注3) 平成4年度までの第2種修学資金の貸与対象者は看護職員養成施設（養成所及び学校）に在学する者であった。平成5年度以降に第2種修学資金の貸与対象者は看護職員を養成する学校に在学する者のみとなった。

平成17年度以降、第2種修学資金は新規募集停止。希望者には第1種修学資金を貸与することとなった。

(注4) 看護業務とは保健師、助産師、看護師、准看護師の業務の総称である。なお、平成14年3月1日より保健師助産師看護師法の一部改正により、「師」が「師」となった。

(出典：看護修学資金運用マニュアル（令和4年度））

(エ) 民事再生手続開始

2022年2月17日、裁判所から社会福祉法人に対する再生手続開始決定の通知があるとともに、再生債権届出書提出期間の通知があったことから、回復期病床整備事業費補助金財産処分に伴う返還金751万9599円を再生債権として同月25日付けで提出した。

(2) 被爆者健康管理手当返還金（非強制徴収公債権）

ア 被爆者健康管理手当の概要
 一定の要件を満たした被爆者に毎月手当（医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当等）を支給するものであり、2021年度には1人あたり健康管理手当は、月額3万4970円、約1200名に支給している。

イ 根拠法令

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

エ 債権発生の経緯

被爆者の平均年齢は現在約80歳と高齢化している。身寄りが無い、親族と音信不通等による一人暮らしの被爆者の「死亡届」の遅れや未提出のケースが増えてきたところ、2008年1月分の健康管理手当の振込の際に口座が閉鎖されて着金しなかったことを契機に確認したところ、2007年1月7日に死亡していたことが発覚し、相続人に対する3万1800円の債権発生が明らかとなった。2010年に分納計画書の提出があり、現在は月額1000円の分納の12回で、年間計1万2000円の収納が続いている。2021年度末の未納額は23万1800円であった。

エ 債権発生を予防するための取組

定期的な分納の働きかけを行うとともに、遺族の確認を行い、電話や文書による納入指導を行った。2014年6月以降、毎月、住基ネットによる生存確認を行うようになった。

(3) 感染症患者医療の自己負担額分（非強制徴収公債権）

ア 概要

各種健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険による医療費の自己負担部分（1割～3割部分）を、申請に基づき国県が公費負担することとしているが、一定の高額所得者については公費負担することを要しないとされている。公費負担することを要しない金額について、県が申請者に対して請求するものである。

イ 根拠法令

ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）

エ 債権発生の経緯

感染症法の第37条及び第42条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症により入院した患者の入院医療費を公費負担する（感染症法第39条により保険優先適用）。

ただし、感染症法第37条第2項「費用の一部を負担することができる」と認められる者（高額所得者）」に該当する場合は、その限度額内において医療費の公費負担を要しない。そのため、公費負担を要しない額を県が申請者に対して請求することになる。

2021年度に入院医療費を公費で負担した高額所得者263名のうち、13名に対する11万3002円が収入未済となった。

死亡した患者の医療費の公費負担部分に関する県の請求に対して納得しない申請者がいることが要因のひとつである。

エ 取組

県は、収入未済の解消に向けた取組については今後検討としており、具体的な回答はなされなかった。

しかし、履行延期等を行っていない債権については、これらの効果は生じない。すなわち、債務者の法的地位は、県が履行延期等を行うか否かにより左右される。

そこで、分納誓約を受け付けた以上は履行延期等をする要件（地方自治法施行令第171条の6各号）を検討し要件を充足する場合は積極的に履行延期等をする一方で、債務者の法的地位を安定させざるべきである。

第2章第4の17も参照されたい。

- (4) 履行期限から10年を経過した債権は債権放棄等を積極的に検討されたい【意見】
被爆者健康管理手当返還金について10年以上にわたる分割納付を受け付けている。履行延期等を行った債権で、地方自治法施行令第171条の7の要件を充足するものは債権免除することができるので、生活困難者の生活再建を優先して免除することを検討されたい。

しかし、履行延期等を行っていない場合は、債権免除の要件を実質的に満たしていても債権免除できないので、当初の分納開始から10年を経過しても、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができると見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を債権放棄等し、債務者の生活再建を優先することを検討するべきである。第2章第4の19も参照されたい。

また、債権管理条例を制定した場合は、当該条例に基づく債権放棄等についても検討されたい（第2章第4の2参照）。

4 監査の結果

- (1) 債権発生当初から債権発生原因や債権の性質を意識して管理するべき【意見】

ヒアリングにおいて、回復期病床整備事業費補助金財産処分に伴う返還金と感染症患者医療の自己負担額分について、債権発生原因や債権の性質を県が明確に認識していなかった。

時効管理に重大な影響があるため、発生日時だけでなく、発生原因、債権の性質は常に意識して管理にあたる必要がある。

- (2) 感染症患者医療の自己負担額分の債務者が申請者である法的根拠を明確に【指摘】

1999年3月19日付け感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（厚生省保健医療局長 健発第455号）による医療の公費負担の取扱いについて（厚生省保健医療局長 健発第455号）の別添感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担取扱要領第1第5項には、自己負担額の徴収について「法第37条第2項の自己負担額の徴収を行う場合は、都道府県知事等が申請者に請求し、徴収すること」と記載されている。

しかし、感染症患者医療費公費負担申請書の書式その他の書類を確認したところ、知事が申請者に自己負担額を請求する法的根拠が明確に示されていない。

たしかに、本来「申請者」は、「患者又は保護者」（同法第37条第1項）で、「保護者」は「親権を行う者又は後見人」（同法第15条第3項）とされ、要するに患者又は法定代理人である。しかし、ヒアリングによれば、収入未済となつている事案では、患者の子が申請者として署名していた例が含まれているとのことであった。

感染症患者医療の自己負担額分の債務者は、診療契約の当事者である患者やその法定代理人であることが一般的であり、県が患者やその法定代理人に対してではなく「申請者」である子に請求するためには、法的根拠を、申請書や説明文書により予め明確にしておく必要がある。

この点に関する法的根拠が明確でない場合は、申請者である子に対する請求は断念し、債権放棄しなければならぬ。

- (3) 分納誓約を受け付けた以上は履行延期の特約又は処分を検討するべき【意見】

被爆者健康管理手当返還金について10年以上にわたる分割納付を受け付けているが、分割納付の根拠を地方自治法施行令第171条の6の履行延期等として取り扱えば、履行延期等から納期限までの「遅滞に係る損害賠償金その他の徴収に係る債権」は徴収しないことができると解されるほか、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期等をした場合は、最初に履行延期等をした日）から10年を経過してもなお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができると見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（同施行令第171条の7）。

県立病院は、愛知県がんセンター、愛知県精神医療センター並びにあいち小児保健医療総合センターからなり、地方公営企業の基本原則に基づき、経済性と公共性の調和を図りながら、県民の医療ニーズが高いがんの専門医療と他の医療機関では対応が困難な精神及び小児等の政策医療を担っており、機能の充実と安心・安全で高度な医療を目指し、人材育成や施設設備の改善を始めとした機能の充実を図るとともに、健全な経営基盤の確立に努めている。

2021年度における事業は【図表4-1-4】のとおりであり、入院患者延べ21万1843人及び外来患者延べ28万0730人を診療した。また、2021年度末の職員数は【図表4-1-5】のとおりであった。

なお、2021年4月1日から2022年3月31日までの期間における経営状況は、病院事業収益409億1263万1410円に対し、病院事業費用は393億6862万4635円で、差引き15億4400万6775円が当年度純利益となった。

2021年度の一般会計負担金は64億9000万円余りであった。

【図表4-1-4】2021年度の事業

区分	一般			精神			結核			計		
	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来
愛知県がんセンター	118,174	143,944	-	-	-	-	-	-	-	-	118,174	143,944
1日平均人員	323.76	594.81	-	-	-	-	-	-	-	-	323.76	594.81
愛知県精神医療センター	-	-	51,379	51,020	-	-	-	-	51,379	51,020	-	-
1日平均人員	-	-	140.76	210.83	-	-	-	-	140.76	210.83	-	-
あいち小児保健医療総合センター	42,290	85,766	-	-	-	-	-	-	42,290	85,766	-	-
1日平均人員	115.86	354.4	-	-	-	-	-	-	115.86	354.4	-	-
計	160,464	229,710	51,379	51,020	439,62	949,21	140,76	210,83	211,843	280,730	580,391	1,160,04

【図表4-1-5】2021年度末の職員数

区分	がんセンター			合計	小児保健医療総合センター	本
	病院	研究所	運用部			
医師	125人	15人	1人	141人	89人	
医療技術者	125人	18人		143人	74人	
看護師助産師	375人			375人	321人	1人
事務職員	11人		32人	43人	22人	21人
その他	10人			20人		
合計	646人	43人	33人	722人	506人	22人
同上に対する定員	687人	53人	32人	772人	522人	26人

- 1 定員には、管理者を含まない。
- 2 看護師は准看護師を含む。
- 3 職員数には、育休者、休職者は含まない。
- 4 任期付き採用職員（育休代替職員）を含む。

第4 病院事業行

- 1 債権と収入未済額の状況
病院事業行が所管する債権（過年度医療未収金）の2021年度の状況は【図表4-1-2】のとおりである。収入未済額の推移は【図表2-1-6】、不納欠損処分額の推移は【図表2-1-7】のとおりであった。

【図表4-1-2】病院事業行が所管する債権の2021年度の状況 (円)

病院名	債権の種類	調査額	不納欠損額	収入未済額
がんセンター（中央病院）	私債権	44,930,651	0	38,912,484
旧がんセンター愛知病院	私債権	23,093,373	213,646	21,322,005
旧がんセンター尾張診療所	私債権	0	0	0
精神医療センター	私債権	14,468,913	548,922	11,979,687
旧循環器呼吸器センター	私債権	20,912,326	0	18,949,696
小児保健医療総合センター	私債権	4,584,095	0	4,193,895
合計		107,989,358	762,568	95,357,767

2 病院事業行の概要

- (1) 県立病院事業
病院事業行が実施する県立病院事業の概要は、【図表4-1-3】のとおりである。

【図表4-1-3】県立病院事業の概要

名称	開設年月日	病床数	診療科	科目
愛知県がんセンター	1964年12月1日	500床	呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、血液内科、乳癌内科、薬物療法内科、内視鏡内科、緩和ケア内科、頭頸部外科、呼吸器外科、消化器外科、脳神経外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、腫瘍精神科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、臨床検査科、麻酔科、歯科、感染症内科	呼吸器内科、循環器内科、血液内科、内視鏡内科、内視鏡外科、呼吸器外科、整形外科、形成外科、腫瘍精神科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、臨床検査科、麻酔科、歯科、感染症内科
愛知県精神医療センター	1932年12月6日	273床	精神科、児童精神科、内科、歯科	精神科、児童精神科、内科、歯科
あいち小児保健医療総合センター	2001年11月1日	200床	小児科、呼吸器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、内分泌内科、周産期内科、新生児内科、心療内科、感染症内科、整形外科、心臓血管外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、精神科、アレルギーク、リウマチ科、皮膚科、泌尿器科、産科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線診断科、臨床検査科、救急科、麻酔科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科	小児科、呼吸器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、内分泌内科、周産期内科、新生児内科、心療内科、感染症内科、整形外科、心臓血管外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、精神科、アレルギーク、リウマチ科、皮膚科、泌尿器科、産科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線診断科、臨床検査科、救急科、麻酔科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科

(2) 地方公営企業の経営の原則

地方公営企業法は、地方公営企業は「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」と定める（地方公営企業法第3条）。また、地方公営企業は、原則として事業ごとに特別会計を設けて行うものとされ（同法第17条）、特別会計の経費は原則として当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない（同法第17条第2項）とされている。地方公営企業は、経済性が求められており、原則として独立採算とされているのである。

したがって、地方公営企業は、事業の継続性、健全性を確保するために、経済的に合理性のある経営をしなければならぬ。

地方公営企業では、未収金の回収についても、未収金の金額、回収の見込み、回収に要する費用を考慮して、経済的合理性のある回収を行うことが法により要請される。経済的合理性は、回収に要する実費、回収に当たる専門家に対する報酬等のみならず、回収業務に当たる職員の人件費、未収金に関する資料の保管・管理に要する費用等も考慮すべきである。

(3) 病院事業の地方公営企業法の全部適用

病院事業は、同法が当然適用される事業（地方公営企業法第2条第1項各号）ではなく、財務に関する規定のみが適用されるのが原則である（同条第2項）。但し、地方公共団体は、経営する企業について、条例等により、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用することができる（同条第3項）。

県は、2004年に、愛知県病院事業の設置等に関する条例によって、病院事業を地方公営企業法の全部適用事業とした。

(4) 病院事業が現在経営している又は過去に経営していた病院

ア 病院事業が現在経営している三病院

病院事業が現在経営している病院は以下の三病院である（【図表4-13】参照）。

- ① 愛知県がんセンター（以下単に「がんセンター」ともいう）
- ② 愛知県精神医療センター（以下単に「精神医療センター」ともいう）
- ③ あいち小児保健医療総合センター（以下単に「小児センター」ともいう）

イ 病院事業が過去に経営していた三病院

病院事業が過去に経営していた病院は以下の三病院である。過去に経営していた現在は経営していない病院についても、過去に発生した収入未済額の解消に向けた取組が続いている。

- ④ 循環器呼吸器病センター（2010年閉院）
- ⑤ がんセンター尾張診療所（2014年閉院）
- ⑥ がんセンター愛知病院（2019年岡崎市に移管）

3 病院事業の未収金及び回収業務の概要

(1) 監査調査記載の未収金の概要

病院事業から提供を受けた監査調査によれば、2015年から2021年までの各年度末の病院事業全体の未収金は、医業未収金が40億から50億円程度、医業外未収金が1400万円から6億6000万円程度、その他未収金が4600万円から2億7000万円程度で増減している。

なお、病院事業では公営企業会計の適用により発生主義で債権を認識しているため、未収金の額が多くなっているものの、医業未収金の大部分は社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会に対する診療報酬の未収分であり、医業外未収金やその他未収金は国や県等からの補助金等の未収分である。これらの未収金は、翌年度に確実に支払いを受けることのできるため、別段の回収対応を要しない。

これに対して過年度医業未収金は、医業未収金のうち患者負担となる医療費の未収分であり、前々年度に未収が発生し、前年度に未収が解消しなかったものを「当年度発生分」として計上している。過年度医業未収金は少なくとも1年は入金がなかった債権であり、回収対応を要するものである。よって、以後は過年度医業未収金のような回収対応を要する未収金について検討する。

2021年度末の過年度医業未収金の発生、収入、不納欠損処分等の年度毎の状況は、事業合計では【図表4-16】～【図表4-21】のとおりである。古いものでは1993年度発生の未収金が含まれている。

(2) 未収金の管理及び回収業務の概要

ア 病院事業が現在経営している三病院

県では、公立病院としては早めの2006年度からクレジットカードによる診療報酬の徴収を導入し支払方法のチャネルを増やしたり、窓口の営業時間を延長する等して未収金の発生を予防する努力をしている。しかし、徴収の当日に持ち合わせがない等の理由で外来受診日に外来未収が、退院時に退院時未収が、入院中患者の場合は月末締めで請求することから月末に入院中未収が発生することがある。

(ア) 日常業務としての管理回収業務の主体

病院事業が現在経営している三病院（がんセンター、精神医療センター、小児センター）で発生した未収金は、原則として各病院が管理している。各病院では未収金対応マニュアル等を策定し、対策会議を組織するなど体制整備を行っている。回収を担うのは医事業務委託業者、病院事務職員、ケースワーカーである。

① 医事業務委託業者

医事業務委託業者は、病院の窓口で患者に対応している外部委託業者である。継続して診療を受ける患者の場合、委託業者が次回の受診日の未収金が存在することを患者に伝えて回収に努める。患者と顔見知りになっていることもあり、未収金がある患者が来院したときに声をかけ支払いを促し、未収金を回収する。

【図表4-1-7】過年度未収金収納状況内訳(がんセンター) (円)

Table with columns: 区分, 年度, 前年度繰越額, 前月までの収入, がんセンター 3月分収入, 不納欠損等, 残. Rows include years 1993-2019 and sub-totals for 小計 and 計.

【図表4-1-8】過年度未収金収納状況内訳(旧がんセンター愛知病院) (円)

Table with columns: 区分, 年度, 前年度繰越額, 前月までの収入, 旧がんセンター愛知病院 3月分収入, 不納欠損等, 残. Rows include years 1993-2019 and sub-totals for 小計 and 計.

② 病院事務職員

2～3か月程度未収が長引いた場合には、患者が来院したときに医事業務委託業者から病院事務職員に連絡してもらい、職員が患者と面談して支払いを促し、未収金を回収する。

③ ソーシャルワーカー

未収金発生の原因の半分以上は経済的困窮であるため(【図表4-2-2】参照)、面談の際に各種ソーシャルワーカーが関与し、債務者を各種制度等につなげることもある。

④ 対策会議

名称は病院毎に異なるが、いずれの病院も概ね月1回程度、病院事務職員、医事業務委託業者、ケースワーカーを構成員とする会議を開催し、未収金の発生と回収状況を確認する等の進行管理をするとともに、高額又は悪質な未収金回収のための意見交換と対策を検討している。

【図表4-1-6】過年度未収金収納状況内訳(事業合計) (円)

Table with columns: 区分, 年度, 前年度繰越額, 前月までの収入, 3月分収入, 不納欠損等, 合計, 残. Rows include years 1993-2019 and sub-totals for 小計 and 計.

【図表4-1-9】過年度未収金収納状況内訳(精神医療センター) (円)

Table with columns: 区分, 年度, 前年度繰越額, 前月までの収入, 3月分収入, 不納欠損等, 残. Rows include years 1993-2020 and sub-totals for medical and pharmaceutical sectors.

【図表4-2-0】過年度未収金収納状況内訳(旧循環器呼吸器病センター) (円)

Table with columns: 区分, 年度, 前年度繰越額, 前月までの収入, 3月分収入, 不納欠損等, 残. Rows include years 1993-2020 and sub-totals for medical and pharmaceutical sectors.

【図表4-2-1】過年度未収金収納状況内訳(小児センター) (円)

Table with columns: 区分, 年度, 前年度繰越額, 前月までの収入, 3月分収入, 不納欠損等, 残. Rows include years 1993-2020 and sub-totals for medical and pharmaceutical sectors.

(イ) 未収金管理回収業務

病院での未収金発生は、前述のとおり大きく分けて外来未収(受診当日未納)、退院時未収(退院時未納)、入院中未収(月末時未納)がある。

① 請求書又は納入通知書、再請求

未収金の発生時には原則として納入通知書を発送して未収金を請求する。その後も、適時に再請求を行う。

② 確約書

上記外来未収と退院時未収の場合は窓口で未収となると、「確約書」を徴収し、記載した期日までに未収金を支払う旨を確約してもらおう。外来患者や退院患者の連絡先を確実に把握する意味もある。対して入院患者については連絡が容易であり、確約書は徴収していない。

③ 納入誓約書

それでも期日までに支払いがない場合は、入院中未収の場合も含めて納入誓約書を徴収し、分割納入と分割の支払いが遅れた場合は一括して支払う旨を誓約してもらおう。その際には保証人を求めている。

なお、納入誓約書の日付又は前回分割納入があった日から1年以上分割納入がない患者からは、再度納入誓約書を徴収する。

④ 未収金整理簿

また、確約書記載の期限までに支払いがないか納入誓約書を徴収するタイムラグで、患者毎に未収金整理簿を作成して時効管理等の債権管理を開始する。未収金整理簿は、かつては紙媒体で管理していたが、最近ではデータとしても管理している。

未収金整理簿には、時効管理のほか交渉経過を記録している。

⑤ 督促状

未収金発生から3か月以内に、10日後を納期限とする督促状を発送する。

⑥ 催告状その他

その後は、随時催告状を発送したり、訪問徴収して納入誓約書を提出した者に納付指導したりしている。患者との関係が途絶えると回収困難になることが想定されるため、継続的に接触を図るようにしている。それでも音信不通になった患者については住民票を照会し、可能などころまで所在を調査し、病院事務職員が訪問する場合もある。

できるだけ1年以上未収の状態が続かないように努力している。

(ウ) 弁護士委託

発生から6か月以上支払いがなく、支払いがなされる見込みがない場合には、未収回収業務を外部委託することを、病院から病院事業庁に依頼する。最近は、時効が経過した未収金は回収率が低下する傾向にあることを検討して、未収金発生から6か月程度の早い段階で外部委託の検討対象とするようにしている。

ただし、医療中断に至る可能性に配慮し、治療継続中のケースは除く。

イ 病院事業庁が過去に経営していた三病院

(ア) 未収金管理の主体

病院事業庁が過去に経営していた三病院（循環器呼吸器病センター、がんセンター一尾張診療所、がんセンター愛知病院）で発生した未収金は、病院事業庁が管理している。回収を担うのは病院事業庁の職員である。がんセンター愛知病院の未収金は、岡崎市に移管する前に発生していたものは引き継ぎ県が債権管理している。

(イ) 病院事業庁が過去に運営していた病院の過年度医業未収金

病院事業庁が過去に運営していた三病院の2014年度から2021年度まで各年度末の過年度医業未収金の推移は【図表4-22】のとおりである。

2021年度末の過年度医業未収金の発生、収入、不納欠損処分等の年度毎の状況は、【図表4-18】【図表4-20】のとおりである。

古いものでは、1993年度に発生した未収金も2021年度末の過年度医業未収金に含まれている。そこで、2000年度以前から存在する収入未済額【図表4-18】及び【図表4-20】（参照）の管理回収状況を確認した。

a 旧がんセンター愛知病院（【図表4-18】参照）

(a) 17万7100円

同病院で1994年度の前年度繰越額として計上されている17万7100円は、同年度調定の18万0100円から2000年度の収入済額3000円を差し引いた残金であるが、2013年度には債務者が自己破産したものの保証人に請求する余地があるとして不納欠損処分は不可とされ、2020年度に外部委託されたが回収はできなかった。

結果として、2000年度から2021年度まで同額が未収金計上されている。

(b) 8000円及び18万5520円

1995年度の残額は、2021年度末現在8000円と18万5520円の2件19万3520円が計上されている。

8000円の案件は、23年余りの期間で19万円回収し2020年度に残金8000円の回収を外部委託した。

18万5520円の案件は、1999年度に承認による時効中断をした後は納入通知書の発送や訪問を繰り返すも回収できず、2020年度に外部委託し3万9000円回収した（2022年3月現在）。

(c) 6万円

1999年度の残額6万円は、2012年度外部委託した残金6万円について分納誓約書を受領し、2017年度、2020年度にもそれぞれ別の弁護士事務所へ外部委託したが、収入未済額は2012年度から2021年度まで変わらず6万円のままである。

(d) 21万7430円及び7万4000円

2000年度の残額6万4860円には、残額21万7430円及びひ残額7万4000円の案件が含まれている。

いずれも2000年度から2021年度まで同額が収入未済額として計上されている。

(e) 19万8980円

2000年度の残額に含まれる19万8980円の案件は、発生した2000年度中に収入済となった7万円を差し引いた残金である。

2002年度から2021年度まで同額が収入未済額として計上されている。

(f) 19万4450円

2000年度の残額に含まれる19万4450円の案件は、発生後2004年度に1万円と1700円回収した。2004年度から2021年度末まで同額が収入未済額として計上されている。

(3) 2021年度未収入未済の原因分析

2021年度末の病院事業庁の収入未済額の詳細は【図表4-1-2】に記載したとおりであるが、収入未済額9535万767円を、未収となった理由別に分類すると、【図表4-2-3】のとおりであった。

県によると、過年度未収金の内容は、事業不振、失業、病氣治療、借金その他収入の減を内容とする生活困窮によるものが、金額ベースで半数程度（54.5%）を占めており、残りは、納入義務者（患者本人・保証人）の行方不明（外国人の帰国を含む。）のケース、本人が死亡したケースが主な内容となっていることであった。

病院には医師法第19条の応召義務があるため、未収金の存在を理由に診療を拒否することはできない。受診当初から生活保護を受給している患者の診療報酬は公費負担となるが、そうでない場合は未収が発生することがある。

なお、2021年度末の過年度医業未収金の発生、収入、不納欠損処分等の年度毎の状況は、事業合計では【図表4-1-6】のとおりであった。最も古いものでは1993年度に発生した未収金が含まれている。

【図表4-2-3】過年度未収金（患者個人負担分）の理由別内訳

区分	件数（件）	金額（円）	構成率（%）
事業不振	6	1,461,580	1.5
失業	10	2,865,790	3.0
病氣治療	21	4,385,892	4.6
借金	49	2,720,733	2.9
収入減	247	40,557,183	42.4
生活困窮計	333	51,991,178	54.5
行方不明	17	1,717,620	1.8
死亡	110	25,448,208	26.7
生活保護	16	2,369,809	2.5
外国帰国	0	0	0.0
その他	156	13,830,952	14.5
合計	632	95,357,767	100.0

※「その他」は、「居所・連絡先は確認しているが、居留守を使うなど連絡が取れないため、状況が確認できないケース」、「支払拒否」など。

4 病院事業庁が現在経営している三病院の過年度医業未収金及び回収業務

- (1) 現在経営している三病院の直近の未収金発生状況
 - 2020年度に発生した未収金で2021年度決算時に新たに過年度医業未収金として加わった未収金額と内訳は、【図表4-2-4】のとおりである。分納中のケースは

b 旧循環器呼吸器病センター

(a) 10万1310円

同センターでは1993年度に前年度繰越額計上した10万1310円（【図表4-2-0】は、同年度に発生した19万1310円から2002年度までの収入済額9万円を差し引いた残金であるが、2004年に分納誓約書を取り付けた後は回収できなまま2009年に債務者本人が死亡したものの、分納誓約書に基づき3万円の納付通知書を2010年まで5回送付した。2011年度、2017年度、2020年度にそれぞれ別の弁護士事務所に外部委託したが、収入未済額に変更はない。結果として、2002年度から2021年度まで同額（10万1310円）が計上されている。

(b) その他

中には、2020年度の外部委託後に約87万円回収できている成功事例も1件あるが、多くの案件は個別の事情はあるものの、消滅時効期間を経過しても時効の援用がなされないため、督促状や納付通知書を発送し、郵便物が届く限りこれを繰り返す、必要に応じて住民票を調査し、死亡していれば配偶者や保証人に請求し、2011年度以降は外部委託するものの回収できない案件であった。

【図表4-2-2】病院事業庁が過去に運営していた三病院の過年度医業未収金の推移（円）

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
循環器呼吸器病センター	31,036,895	30,471,055	29,509,665	25,570,464	24,291,896	23,411,426	20,912,326	18,949,696
がんセンター	0	0	0	0	0	0	0	0
尾張診療所	26,200,118	26,507,957	25,837,804	26,345,022	25,256,874	24,571,387	23,093,373	21,322,005

(ウ) 未収金回収業務

音信不通になった患者については住民票を照会し、可能なところまで所在を調査し、職員が訪問する場合もある。患者が死亡した場合には戸籍等から相続人を調査して相続人に支払いを求めるとしている。時効期間が経過した債権であっても、7において後述する「不納欠損処分の考え方」記載の要件に該当しない限り、債権管理を続けている。

また、不納欠損処分をしたものも含めて、全ての文書は廃棄することなく病院事業庁で管理している。

(エ) 弁護士委託

未収金回収業務の弁護士に対する外部委託については、5において後述する。

全体に対しては件数ベースで48%、金額ベースで89%であるが、精神医療センターに限ると件数ベースで78%、金額ベースで95%を占めている。

【図表4-2-4】決算時に新たに過年度医業未収金として加わった未収金（金額単位：円）

	件数	金額
がんセンター	27	2,090,715
うち分納中	15	1,830,009
精神医療センター	9	1,118,307
うち分納中	7	1,067,957
小児保健医療総合センター	10	31,360
うち分納中	0	0
合計	46	3,240,382
うち分納中	22	2,897,966
		89%

(2) がんセンターの過年度医業未収金及び回収業務

ア がんセンターの過年度医業未収金

がんセンターの2014年度から2021年度まで各年度末の過年度医業未収金の推移は【図表4-2-5】のとおりである。病院事業庁によると、未収金の発生を抑える努力はしているものの、診療報酬単価の高額化の要因もあり、未収金の額は高止まりの状況にある。

2021年度末の過年度医業未収金の発生、収入、不納欠損処分等の年度毎の状況は、【図表4-1-7】のとおりである。

古いものでは、1999年度発生の未収金も含まれている。古い未収金でも、分納が続いているものは病院で管理している。古いもので回収困難となったものは弁護士に委託されているものもある。そして、2021年度中には、2002年度発生の未収金を回収した実績もあったとのことである。

【図表4-2-5】がんセンターの過年度医業未収金の推移（円）

2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
33,206,177	38,188,023	40,499,643	44,042,910	42,817,209	41,571,156	42,839,936	38,912,484

イ がんセンターの回収業務

(ア) 医事業務委託業者等による回収業務

がんセンターは、総合案内業務、初再診受付業務、入院受付業務のほか、診療報酬請求業務（医科・歯科）や未収金がある場合は未収金合計金額を伝えて支払いを求める業務を含む医事業務を医事業務委託業者に委託している。

医事業務委託業者は、日常的に病院窓口で患者に接する機会があるため、未収金があれば患者に伝えて納入を促し、催約書又は納入誓約書の提出を求める等して未収金の発生増加を抑えるよう努めるほか、発生から2か月未収が続く債権者については未収金整理簿を作成する。また、未収が発生し兼ねない状況があれば、早い段階から病院事務職員と連携を図っている。

医事業務委託業者は、未収金発生から2か月程度までを担当するが、それ以上未収が続いたり、患者から各種制度について質問されたり患者との関係が悪化する等困難な状況に至ったときは、医療ソーシャルワーカー（以下「MSW」という）や病院事務職員に案件を繋いでいく。また、必要に応じて納入通知書の発送を病院事務職員に依頼する。

督促状発送以降は、原則として病院事務職員が対応し、患者へ電話をかける、直接患者の自宅へ訪問するなどして徴収している。

(イ) 未収金対策ワーキンググループの協議

がんセンターでは、2010年からはがんセンターにおける診療費の未収金について、その発生の未然防止と、回収の促進を図るため、未収金対策ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という）を設置し、医業未収金に関する事項を協議している。

ワーキンググループは、運用部管理課長、医師、看護師、MSW、医療事務委託業者責任者その他で組織され、随時開催されており、2021年度は12回開催された。事務局から直近の未収金発生状況のほか、回収状況が分納、未収回収委託、職員による回収毎に報告され、未収金患者の自宅訪問等について説明がなされ、高額又は悪質な未収金について出席者で意見交換するなど情報共有し協議している。開催1回にあたり3～4名の未収金について取り上げている。

(ウ) がんセンター未収金対策マニュアル

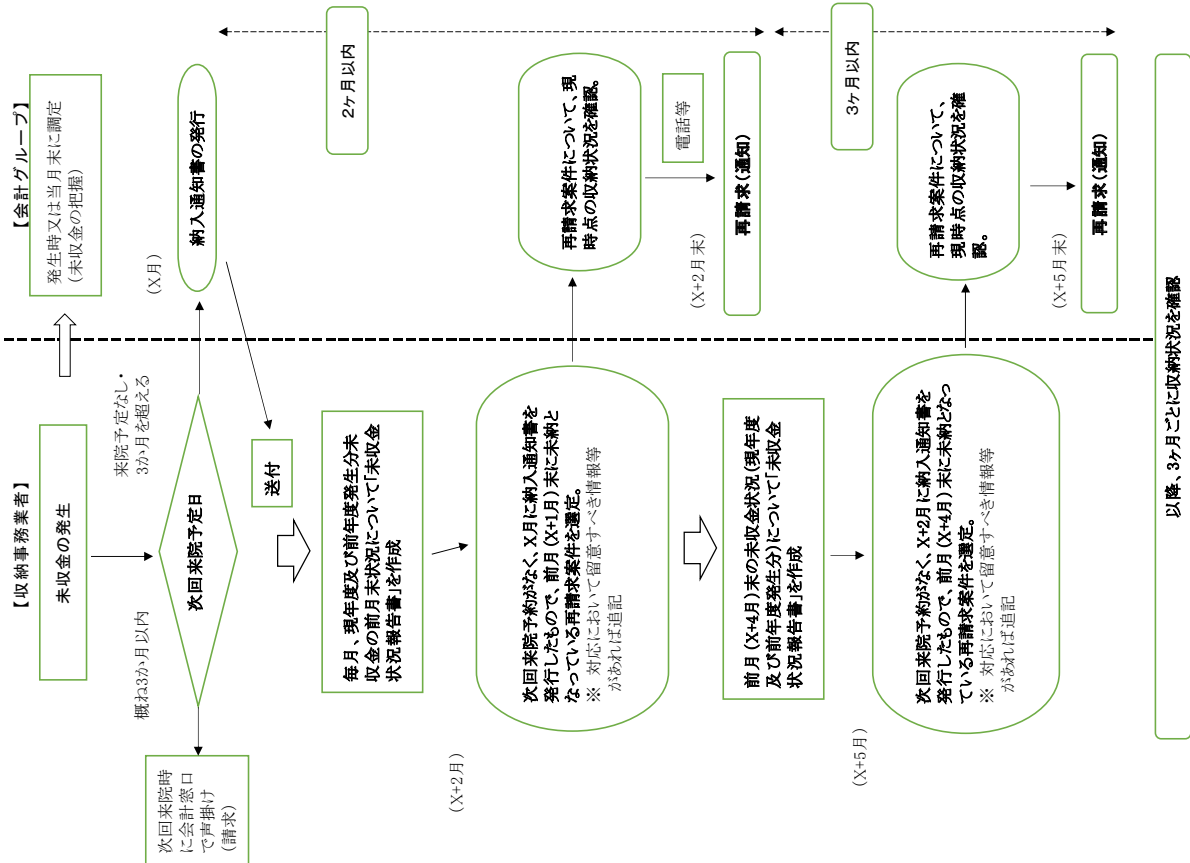
がんセンターでは、2016年度にがんセンター未収金対策マニュアルを策定し、未収金の解消に取り組んでいる。同マニュアルによると、債権管理手順は【図表4-2-6】のとおりである。

(エ) 弁護士委託による回収

支払いが滞っている未収金は、病院事務職員が徴収を担当しているが、発生から6か月が経過した債権のうち、治療継続中の患者に係る債権や既に分納中の債権等病院での対応が可能な債権を除き、回収が困難なものについて弁護士委託を検討する。

弁護士委託の詳細は5において後述する。

【図表4-26】債権管理手順のフロー図（出典：がんセンター未収金回収マニュアル）



(3) 精神センターの過年度医業未収金及び回収業務

ア 精神医療センターの過年度医業未収金

精神医療センターの2014年度から2021年度まで各年度末の過年度医業未収金の推移は【図表4-27】のとおりである。自立支援医療受給者証を保有し、診療報酬が公費負担となる患者が多いが、一部患者に高額な未収が発生する傾向にある。しかし、病院には応召義務があり、未収を理由に診療拒否することはできない。

2021年度末の過年度医業未収金の発生、収入、不納欠損処分等の年度毎の状況は、【図表4-19】のとおりである。古いものでは、2001年度に発生した未収金も含まれている。

【図表4-27】精神医療センターの過年度医業未収金の推移 (円)

2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
8,772,940	9,730,540	10,360,102	10,762,922	12,949,152	14,242,642	13,350,606	11,979,687

イ 精神医療センターの回収業務

(ア) 医事業務委託業者による回収業務

精神医療センターは、外来窓口業務、入院関連業務、受付案内業務のほか、診療報酬等請求業務や現金の収納等業務を含む医事業務を医事業務委託業者に委託している。

医事業務委託業者は、日常的に病院窓口で患者に接する機会があるため、精神医療センターが定めた「未収金回収に関する手順書」に準じて対応しており、一部入金や確約書又は納入誓約書の提出を求めるとして未収金の発生を未然に防止するよう努めるとともに、電話による連絡や交渉、入金等の事項を未収金整理簿に記載して病院事務職員との連携を図っている。

(イ) 保険診療委員会における協議

精神医療センターは、愛知県精神医療センター保険診療委員会を定め、診療報酬請求に関して適正な処理を図るため保険診療委員会を設置し、医業未収金に関する事項についても同委員会で協議することとされている。

保険診療委員会は、原則として毎月1回開催されており、直近の未収金発生状況については医事業務委託業者から報告がなされ、未収金回収状況等については病院事務職員から報告がなされ、督促状を送付する患者や弁護士に回収委託をする患者について協議している。

(ウ) 弁護士委託による回収

弁護士に回収業務を委託するかについては、保険診療委員会で協議している。債権発生から6か月が経過した債権のうち、治療継続中の患者に係る債権や既に分

納中の債権等病院での対応が可能な債権を除き、回収が困難なものについて弁護士委託を検討することとしている。

(4) 小児センターの過年度医業未収金及び回収業務

ア 小児センターの過年度医業未収金

小児センターの2014年度から2021年度まで各年度末の過年度医業未収金の推移は【図表4-28】のとおりである。診療報酬の自己負担が生じない患者が多数を占めるほか、債務者は患者である小児の保護者である場合がほとんどであるため、未収金の額はがんセンターや精神医療センターと比較すると低めである。年齢や住所によっては自己負担が生じ、一部の患者について未収金が高額になる傾向があるとのことであった。

2021年度末の過年度医業未収金の発生、収入、不納欠損処分等の年度毎の状況は、【図表4-21】のとおりである。古いものでは、小児センターの開設年度（【図表4-1-3】参照）である2001年度に発生した未収金も2021年度末の過年度医業未収金に含まれている。

【図表4-28】小児センターの過年度医業未収金の推移 (円)

2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
4,339,490	4,168,483	4,658,670	4,230,416	4,196,696	4,262,715	4,552,735	4,193,895

イ 小児センターの回収業務

(7) 医事業務委託業者による回収業務

小児センターは、外来業務、入院業務、受付業務、受付業務のほか、診療報酬請求業務を含む医事業務を医事業務委託業者に委託している。

医事業務委託業者における診療報酬回収業務はがんセンターと概ね同様であるが、債務者は小児の保護者であることが多く、悪質な未収金は限られており、窓口で確約書や納入誓約書を徴収する例は少なく、未収金発生から3か月程度までを医事業務委託業者が担当し、その後病院事務職員に引き継いでいる。

(イ) あいち小児保健医療総合センター未収金対策会議の協議

小児センターでは、2017年度から未収金の発生防止、回収等を行うため、あいち小児保健医療総合センター未収金対策会議を設置し、医業未収金に関する事項を会議で協議している。

会議は、毎月一回の頻度で開催されており、直近の未収金発生と回収状況が報告されるほか、弁護士への債権回収業務委託についても会議に諮り協議している。

(ウ) 未収金対策マニュアル

小児センターでは、2017年9月、未収金対策マニュアルを策定し、未収金の解消に向けた取組をしている。

(エ) 弁護士委託による回収

発生後6か月以上経過し、かつ過去6か月以上返済のない未収金のうち、今後も病院からの請求では回収が見込めない者を対象とし、弁護士委託を検討することとしている。

(5) 連帯保証人について

ア 保証契約に関する書面

【図表4-1-3】掲載の三病院では、入院誓約書に保証人にも署名させることで、保証人を求めている。

がんセンターの入院誓約書は、上段に患者の氏名等を、中段に「保証人等」「極度額（入院費）50万円」「◎身元保証人（保護義務者）：患者の配偶者又は親族で身元を引き受けていただく方」と印字されておりその署名欄があり、下段に、「連帯保証人：身元保証人と生計を別にして支払能力のある方」と印字され、連帯保証人の署名欄が設けられている。

小児センターの入院誓約書はがんセンターのものと概ね同様であるが、中段に設けられている欄には、「保証人・保護義務者：患者の配偶者又は親族で支払能力のある方」と印字され、下段に「連帯保証人：保証人・保護義務者と生計を別にして支払能力のある方」と印字され、連帯保証人の署名欄が設けられている。

精神医療センターの入院誓約書は、他の二病院とスタイルが異なり、中段に次のように印字され、その下に保証人（保護者・扶養義務者）の署名欄に加えて、下段に連帯保証人の署名欄が記載されている。

上記の者が入院治療を受けることについては、次の事項を遵守し、決して貴院に御迷惑をおかけしないことを保証人連携で引き受けます。

- 1 上記患者の身元に関する一切の事項。
- 2 上記患者に対する医療費その他諸料金を指定の期限までに納入すること。※極度額は1,000,000円とする。(以下略)

イ 保証人に対する債権の管理回収

病院には応召義務があるため、保証人を用意できないからといって診療を拒否することができない。そのため、そもそも保証人がないケースがある。保証人があるケースでも、未収金整理簿を見ると、保証人に連絡しても保証人となったことそのものを否認されることがある。

5 愛知県立病院の診療における患者負担金の未収金回収業務委託

2013年12月20日付け総務省官民競争入札等監理委員会第6回地方公共サービス小委員会資料（以下「小委員会資料」という）によると、県は、他県の事例があり外部委託により未収金を縮減できること、完全成功報酬制は県にランニングコストが発生せずメリットが大きいこと、市場環境が整ってきたことなどを背景として、2010年度から医業未収金回収業務を外都委託する検討を開始し、2010年7月から試行的にプロ

ポータル方式により委託先を選定し、2011年度からは本格施行としてプロポーザル方式で委託先を選定し外部委託を実施している。

なお、退去滞納者家賃等回収業務の外部委託もほぼ同時期に開始されている(第6の8参照)。

(1) 試行による委託の実績

小委員会資料によると、2011年度当初の医業未収金は約800件、約750名に対して約1億2000万円であり、景気動向等もあり、減少しない傾向が続いていた。

そのため、各種医療費補助制度・貸付制度の案内、相談体制づくりの促進などを含む発生防止策の強化を図る一方で、回収業務の外部委託を試行・本格導入するようになった。

試行導入時のポータルには、15者(弁護士・弁護士法人7、司法書士・司法書士法人8)が提案書を提出し、報酬率35%を提案した法律事務所Aが受託した。委託業務の内容は、支払債務案内(電話又は文書。支払いがない事実の告知、支払わない理由の確認等)、支払方法の相談(分納相談)、集金、居所等追跡調査等であった。訴訟等の法的手続は委託されていない。

2010年7月から開始した試行の実績は【図表4-29】のとおりである。試行的な委託契約は2010年度の一回のみであるが、試行的委託業務に基づいて分割納付が開始された債務者からの回収を継続するため、試行期間終了から2022年4月末まで随意契約で続けられ、【図表4-29】はその推移と累計を示している。

試行に対して無反応であった債務者は、次の委託先に更に委託された。

【図表4-29】法律事務所Aに対する試行的委託債権額と実績(金額単位:円)

年度	2010年度計	2011年度計	2012年度計	2013年度計	2014年度計	2015年度計	2016年度計	累計
委託債権額	25,258,466	5,720,472	2,563,910	2,077,930	1,219,950	613,900		
入金実績	725,771	1,076,452	485,980	472,970	76,800	60,000		
成功報酬額	254,019	376,757	170,093	165,539	27,647	21,600		
成功報酬率	35%	35%	35%	35%	36%	36%		
県収入分	471,752	699,695	315,887	307,431	49,153	38,400		
回収率	2.9%	18.8%	19.0%	22.8%	6.3%	9.8%		
年度	2016年度計	2017年度計	2018年度計	2019年度計	2020年度計	2021年度計	累計	
委託債権額	553,900	483,900	413,900	363,900	303,900	203,900		
入金実績	70,000	70,000	50,000	60,000	100,000	100,000	3,347,973	
成功報酬額	25,200	25,200	18,000	21,780	36,600	36,600	1,179,035	
成功報酬率	36%	36%	36%	36.6%	36.6%	36.6%		
県収入分	44,800	44,800	32,000	38,220	63,400	63,400	2,168,938	
回収率	12.6%	14.5%	12.1%	16.5%	32.9%	49.0%	13.3%	

(2) 本格施行一回目

2011年度に県は本格的に回収業務を外部委託するため、プロポーザルを実施し、6者(弁護士・弁護士法人4、司法書士・司法書士法人2)が提案書を提出し、報酬率

26.25%を提案した法律事務所Bが受託した。委託業務の内容は、支払債務案内(電話又は文書。支払いがない事実の告知、支払わない理由の確認等)、支払方法の相談(分納相談)、集金、居所等追跡調査等であった。訴訟等の法的手続は委託されていない。

法律事務所Bに対する委託期間は2012年2月から2017年3月までの長期継続契約であり、その実績は【図表4-30】のとおりであった。試行的委託業務に対して無反応であった債務者に対する債権も法律事務所Bに委託された。

小委員会資料には業務の成果として、職員では回収が困難となっていたものが、弁護士による働きかけを契機に支払いに応じるケースがあり、専門家のノウハウ活用の効果が現れていると考えられる。文書の発送、電話・訪問での働きかけなどの労力面だけでなく、精神面でも職員の負担が軽減している。職員では行えなかった生計全体を踏まえた返済計画への助言が実施できている等が挙げられていた。

また、民間による回収はなぜ有効かという成果の要因には、豊富な専門的知識、経験、土曜・日曜も対応可能という要因が挙げられていた。

法律事務所Bに対して無反応であった債務者は、次の委託先に更に委託された。

【図表4-30】法律事務所Bに対する委託債権額と実績(金額単位:円)

年度	2011年度計	2012年度計	2013年度計	2014年度計	2015年度計	2016年度計	累計
委託債権額	70,795,088	63,483,137	57,026,154	42,294,056	37,131,974	35,367,846	
入金実績	4,916,902	3,851,583	1,842,990	1,014,733	732,390	1,157,390	13,515,988
成功報酬額	1,290,682	1,011,021	483,774	273,976	197,745	312,495	3,569,693
成功報酬率	26.25%	26.25%	26.25%	26.25%	27%	27%	
県収入分	3,626,220	2,840,562	1,359,216	740,757	534,645	844,895	9,946,295
回収率	6.9%	6.1%	3.2%	2.4%	2.0%	3.3%	19.1%

(3) 本格施行二回目

2017年度に県はプロポーザルを実施し、3者(弁護士・弁護士法人3)が提案書を提出し、報酬率27%を提案した法律事務所Cを委託先として選定し、委託契約を締結した。訴訟等の法的手続は委託されていない。

法律事務所Cに対する委託期間は2017年12月から2020年11月までの長期継続契約であり、その実績は【図表4-31】のとおりであった。

法律事務所Cに対して無反応であった債務者は、次の委託先に更に委託された。

【図表4-3-1】法律事務所Cに対する委託債権額と実績 (金額単位：円)

年度	2017年度計	2018年度計	2019年度計	2020年度計	累計
委託債権額	43,990,387	45,607,755	47,641,024	51,428,202	
入金実績	1,139,023	989,581	2,448,656	336,700	4,913,960
成功報酬額	307,528	267,176	672,442	92,590	1,339,736
成功報酬率	27%	27%	27.5%	27.5%	
県収入分	831,495	722,405	1,776,214	244,110	3,574,224
回収率	2.6%	2.2%	5.1%	0.7%	8.5%

(4) 本格施行三回目

2020年度に県はプロボーザルを実施し、応募したのは法律事務所Dのみであったため、法律事務所Dを委託先として選定し、委託契約を締結した。訴訟等の法的手続は委託されていない。

プロボーザル実施時点で、想定されていた委託対象病院と債権等は【図表4-3-2】のとおりで、具体的には、下記Aの未収金を委託するものとされた。なお、下記Aは本格施行二回目から仕様とされていたところ、第三回目からは「法的措置に移行することが適当と認められる債権があれば報告すること」が加えられた。

法律事務所Cに対して無反応であった債務者に対する債権も含まれていた。

A 発生後6か月以上経過し、かつ過去6か月以上返済のない未収金のうち、今後も病院からの請求では回収が見込めないもの。

I 未収金の発生時期にかかわらず、債務者（未払者並びに未払者の相続人、保証人及び連帯保証人をいう。以下同じ。）の転居等により請求先が不明となっているもの。ただし、これに該当する場合であっても、引き続き病院から請求することが適当であると認めるものは委託しない。そして、これらの委託対象未収金は、書面により契約後に一括で通知するもの他、委託期間中に必要と判断した都度、書面により通知するものとされた。

法律事務所Dに対する委託期間は2021年2月から2024年1月末までの長期継続契約である。その実績は【図表4-3-3】のとおりであった。

【図表4-3-2】当初の委託対象病院と委託債権 (金額単位：円)

債権名	許可病床数	未払者数	当初委託金額
がんセンター	500床	45件	11,240,400
がんセンター愛知病院 (2019年3月31日閉院)	276床	87件	13,383,134
循環器呼吸器病センター (2010年9月30日閉院)	286床	84件	19,682,916
精神医療センター	273床	35件	4,407,412
小児センター	200床	26件	2,002,354
合計			50,716,216

【図表4-3-3】法律事務所Dに対する委託債権額と実績 (金額単位：円)

年度	2020年度計	2021年度計	累計
委託債権額	51,401,233	57,043,136	
入金実績	4,358,015	6,463,010	10,821,025
成功報酬額	1,150,509	1,706,212	2,856,721
成功報酬率	26.40%	26.40%	26.40%
県収入分	831,495	722,405	1,776,214
回収率	8.5%	11.3%	17.6%

(5) 医業未収金弁護士委託債権回収実績の推移

県が、医業未収金を弁護士に外部委託したことにより債権回収したトータルの実績の推移は、【図表4-3-4】のとおりであった。プロボーザル実施のタイミンングで、回収率の実績に変化が生じていた。

【図表4-3-4】医業未収金弁護士委託債権回収実績の推移 (金額単位：円)

年度	2017年度計	2018年度計	2019年度計	2020年度計	2021年度計
委託債権額	44,474,287	46,021,655	48,004,924	51,705,133	57,247,036
入金実績	1,209,023	1,039,581	2,508,656	4,794,715	6,563,010
回収率	2.7%	2.3%	5.2%	9.3%	11.5%

6 不納欠損処分について

(1) 不納欠損処分の方針

病院事業庁では、下記のとおり不納欠損処分の考え方を策定し、回収困難な債権を不納欠損処分しているとのことであった。不納欠損処分額の推移は【図表2-1-7】、2021年度の不納欠損処分額の詳細は【図表4-1-2】のとおりであった。県によると、

【図表4-3-5】不納欠損処分額の推移と累積

区分	がん	がん愛知	精神医療	循環呼吸	小児	本庁	合計
	(0)	(12)	(10)	(19)	(0)	(0)	(41)
2001年度(円)	0	944,170	6,573,307	3,962,085	0	0	11,479,562
2002年度(円)	(0)	(16)	(3)	(7)	(0)	(0)	(26)
2003年度(円)	0	1,072,990	1,611,444	1,666,990	0	0	4,351,424
2004年度(円)	(0)	(16)	(3)	(15)	(0)	(0)	(34)
2005年度(円)	0	1,201,630	1,498,576	2,058,220	0	0	4,758,426
2006年度(円)	(2)	(10)	(3)	(10)	(0)	(0)	(25)
2007年度(円)	378,440	639,030	992,690	1,543,632	0	0	3,553,792
2008年度(円)	615,550	1,315,230	48,190	196,270	0	0	2,175,240
2009年度(円)	51,490	1,901,170	2,151,000	463,164	0	0	4,566,824
2010年度(円)	(2)	(14)	(2)	(5)	(0)	(0)	(23)
2011年度(円)	333,900	753,470	66,020	1,847,010	0	0	3,000,400
2012年度(円)	(5)	(5)	(0)	(7)	(0)	(0)	(17)
2013年度(円)	619,340	1,990,820	0	3,776,250	0	0	6,386,410
2014年度(円)	(0)	(0)	(1)	(7)	(0)	(0)	(8)
2015年度(円)	(13)	(8)	(3)	(2)	(0)	(0)	(26)
2016年度(円)	6,716,010	555,141	696,020	1,599,970	0	0	9,567,141
2017年度(円)	(2)	(5)	(4)	(7)	(0)	(0)	(18)
2018年度(円)	332,340	1,889,904	515,110	1,299,548	0	0	4,036,902
2019年度(円)	1,106,417	2,521,910	2,504,067	819,033	39,360	0	6,990,787
2020年度(円)	(20)	(30)	(0)	(6)	(0)	(0)	(56)
2021年度(円)	6,761,222	740,466	0	438,680	0	0	7,940,368
2022年度(円)	(0)	(0)	(1)	(9)	(9)	(0)	(49)
2023年度(円)	0	597,030	12,700	735,240	47,760	0	1,392,730
2024年度(円)	(6)	(3)	(3)	(0)	(0)	(0)	(12)
2025年度(円)	155,180	37,720	121,100	0	0	0	314,000
2026年度(円)	(9)	(3)	(2)	(0)	(15)	(0)	(29)
2027年度(円)	177,600	1,325,850	106,920	0	104,677	0	1,715,047
2028年度(円)	(11)	(0)	(0)	(13)	(3)	(0)	(27)
2029年度(円)	24,520	0	0	3,611,850	505,554	0	4,141,924
2030年度(円)	(13)	(9)	(1)	(3)	(0)	(0)	(26)
2031年度(円)	1,770,724	840,763	14,280	1,148,638	0	0	3,774,405
2032年度(円)	(1)	(14)	(12)	(3)	(0)	(0)	(30)
2033年度(円)	8,050	1,207,317	117,810	681,110	0	0	2,014,287
2034年度(円)	(1)	(23)	(13)	(2)	(1)	(1)	(41)
2035年度(円)	59,800	606,499	473,020	1,450,510	88,815	42,910	2,721,554
2036年度(円)	(0)	(3)	(7)	(0)	(0)	(0)	(10)
2037年度(円)	0	213,646	548,922	0	0	0	762,568
合計(円)	19,110,583	20,354,756	18,087,896	30,591,576	786,166	42,910	88,973,887

この不納欠損処分の考え方は制限的に運用されており、反応がなくても郵便物が届く限りは行方不明とはいえないため、郵便物を送り続けているとのことであった。

不納欠損処分の考え方
 以下の要件を満たす事案について処分対象とする。
 1 時効の起算日から5年を経過※している事案のうち、債務者（保証人及び連帯保証人を含む）が、以下の状況にあること。
 (1) 行方不明である（住民票照会などによる居所確認調査を実施すること。）。
 (2) 外国人の場合、帰国している。
 (3) 時効の援用の意思表示がされている。
 (4) その他、回収が困難であることが客観的にみて明らかである。
 2 時効の起算日から5年を経過※していない事案のうち、債務者（保証人及び連帯保証人を含む）が、以下の状況にあること。
 (1) 破産宣告により債務免除を受けている。
 (2) 死亡した場合において、相続人が相続を放棄している。
 ※ 時効の起算日
 ア 請求後、時効更新事由があった場合
 ・請求額の一部が支払われた場合は、支払日の翌日
 ・確約書・分納誓約書等を徴取した場合は、徴取した日の翌日
 イ 請求後、時効更新事由が無い場合
 ・請求書により請求した場合は、請求日の翌日
 ・納入通知書により請求した場合は、納期限の翌日
 ※ 時効の起算日から5年を経過年数
 診察に係る契約締結日が令和2年3月31日以前の場合は3年（根拠）
 民法第140条（期間の起算）
 「日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。」
 民法第166条（債権等の消滅時効）
 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。
 1 債権者が権利を行使することができるときを知った時から5年間行使しないとき。
 民法の一部を改正する法律附則
 第10条（時効に関する経過措置）
 4 施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。
 ※民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）令和2年4月1日施行

- (2) 不納欠損処分の実績
 不納欠損処分額の推移は【図表4-3-5】のとおりであり、その累計は8897万円余りであった。なお、2020年度本庁の4万2910円は医業未収金ではなく、元職員に対する債権である。
 不納欠損処分後も債権は消滅していないため、債権管理に関するデータは管理を続け、当該債務者が万一支払いに来たためのに備えている。
- (3) 文書管理
 不納欠損処分後の債権も消滅していないため、公文書の保存期間に関わらず、債権の管理回収に関する文書は全て残している。

ない事実のうち、債務者（保証人及び連帯保証人を含む）が、㉔破産手続開始後免責許可決定を受けている、㉕死亡した場合において、相続人が相続を放棄している場合に該当している。

上記のうち㉔の債権は法的に消滅しているので債務者の管理を終了し、文書については保存期間経過後に廃棄するなど、文書管理も終了するべきである。また、それ以外の債権は、法的には存在するとしても経済的には無価値に近い状態であるから、回収可能性を改めて検討のうえ回収がほぼ見込みない場合は債権放棄等して消滅させ、債務者と文書の管理を同様を終了するべきである。

現在の管理方法は経済性（地方自治法第2条第14項）に反している。

(4) 個人情報保護に配慮するべきである【意見】

住民票上の住所に所在が確認できない債務者宛の督促状を本籍地に送付していた例が見られた。また、本人の所在を親族に尋ねたり、患者本人以外からの支払いを受けている例も見られた。診療や診療費未払の事実は個人情報であるため、診療申込書、入院申込書、入院誓約書又は身元引受書に署名させる際、本籍地や親族への文書送付や個人情報開示等の件について、同時に同意を取り付けると良い。

(5) 精神医療センターの身元引受書の趣旨目的を文言上明確な書式に改訂すべき【指摘】
民法第446条第2項は「保証契約は、書面で行われなければならない」、同法第465条の2第2項は「個人根保証契約は、（略）極度額を定めなければならない」と規定している。

この点、精神医療センターの身元引受書は、上段に患者氏名の記載欄があり、中段に「上記の者が入院治療を受けることについては、次の事項を遵守し、決して貴院に御迷惑をおかけしないことを保証人連帯で引き受けます。1 上記患者の身元に関する一切の事項。2 上記患者に対する医療費その他諸料金を指定の期限までに納入すること。※極度額は1,000,000円とする。（以下略）」と印字され、その下に保証人（保護者・扶養義務者）の署名欄に加えて、下段に連帯保証人の署名欄が記載されている。

しかし、下段の連帯保証人がどの文言を承認して署名しているのかは分かりにくい。また、当事者の立場の保護者・扶養義務者が保証人とされ、催告の抗弁（民法第452条）、検索の抗弁（同法第453条）が認められるのに対して、第三者的立場の連帯保証人にはこれが認められず（同法第454条）、より負担が重いのは違和感を抱く。

現状のままでは、民法第446条第2項、同法第465条の2第2項の要請を充たしていないといわざるを得ない。保証人、連帯保証人それぞれ署名者がなす意思表示の内容を明確にする必要がある。また、保護者・扶養義務者も連帯保証人とするのがよい。

(6) 小児センターの身元引受書の趣旨目的を文言上明確な書式に改訂すべき【指摘】

小児センターの身元引受書中段に設けられている欄には、「保証人・保護義務者：患者の配偶者又は親族で支払い能力のある方」と印字され、その署名欄の内側下に「私は、上記事項に同意し、患者の身上に関することをすべて引き受けます」と印字されて

7 監査の結果

(1) 債権管理回収業務を経済的に行うべきである【意見】

2021年度末の過年度医業未収金が発生した時期を過去と、【図表4-16】及び【図表4-20】のとおり、今から30年近く前である1993年度に発生したものを現在でも管理している。現在病院事業庁が経営している三病院のうち、がんセンターでは1999年度、小児センターでは開設年度と同じ2001年度に発生したものを管理回収している。病院事業庁が過去に経営していた病院の医業未収金は、20年よりも全く回収できていないものが複数認められた。

回収が見込めない債務者、債権額が少額の債務者へ手間と費用をかけて督促を繰り返す、時間をかけて電話をかける、郵送費をかけて督促状を送付する、時間と手間をかけて複数の職員が一緒に居住地を尋ねるといったことを続けている。

時効期間を経過した債権、催告書を発送しても反応がない債権については、債権放棄等するなどして債権の管理回収の経費を削減し、経済的で合理的な管理回収を行う必要がある。

(2) ほぼ無価値な債権は債権放棄等し不納欠損処分するべきである【意見】

不納欠損処分の基準を県内で統一するべきであるとの指摘は、第2章第4の5で述べたとおりである。

この点、病院事業庁では、消滅時効期間が経過した債権であっても、不納欠損処分を考え方の1(3)の時効援用がなされなければ、その他の要件を充足しない限り不納欠損処分することなく債権管理を続けている。

消滅時効期間が経過しないように債権管理するべきであることは当然であるが、時効期間が経過した債権は、債務者が時効援用の意思表示をすれば直ちに消滅するため、援用前であってもほぼ無価値である。

したがって、このような債権は、時効援用の意思表示を待たずに債権放棄等して消滅させたうえで、不納欠損処分するべきである。

現在の不納欠損処分の考え方の基準と運用方法が厳格過ぎて、ほぼ無価値となっている債権に対して経済性（地方自治法第2条第14項）に反する管理方法が続けていると言わざるを得ない。

(3) 不納欠損処分をした事案の債務者と文書の管理を適時に終了するべきである【指摘】
病院事業庁は、不納欠損処分した後、債権が実体的には消滅していないことから記録を管理し、保管し続けている。

不納欠損処分の考え方によれば、不納欠損処分された債権は、(1) 時効の起算日から5年を経過している事案のうち、債務者（保証人及び連帯保証人を含む）が、①行方不明である（住民票照会などによる居所確認調査を実施すること）、②外国人の場合、帰国している、③時効の援用の意思表示がされている、④その他、回収が困難であることが客観的にみ明らかである場合のほか、(2) 時効の起算日から5年を経過してい

いる。この文言は民法第446条第2項の保証契約を締結する趣旨の文言とは解しがたい。しかし、この署名欄の直ぐ上に「保証人等 極度額20万円」と記載されていることから、民法第446条第2項の保証契約を締結しようとしていると読めないこともなく、紛らわしい印字部分が作成されている。

「保証人・保護義務者」の欄が、保証契約の締結を意図しているのであれば、署名欄の内側下の印字は連帯保証人同様「私は、上記事項に同意し、診療費など本入院に基づき患者が負担する一切の債務につき連帯して保証し、支払いの責任を持ちます」と変更するべきである。逆に、保証契約締結の意図がないのであれば、「保証人」ではなく「身元引受人」等の表記に変更して、民法上の保証人ではないことを明確にする必要がある。

また、保証契約の締結を意図している場合は、患者の配偶者又は親族といった当事者の性の高い保護義務者を催告の抗弁・検査の抗弁が認められる保証人とするよりも、連帯保証人と同等の責任を負担させるべきであることは、前5)に記載したとおりである。

(7) がんセンターの入院誓約書を保証人としての自覚を持てる書式とするべき【意見】
 がんセンターでも、入院誓約書に署名させることで連帯保証人との保証契約としているが、入院誓約書という表題は保証契約とは認識しにくいものである。保証する旨の意思表示も、一応「私は、上記事項に同意し、診療費など本入院に基づき患者が負担する一切の債務につき連帯して保証し、支払いの責任を持ちます」と印字されているものの、文字が小さく署名したものが患者の支払義務を連帯して保証することを自覚しにくい書式になっている。

表題について保証契約を連想しやすいものに変更し保証の意思表示の文言を大きくするなど保証人としての自覚を持てるような書式に変更するとともに、署名後の入院誓約書をコピーして渡すなど対応も変更することが必要である。

(8) プロポーザルと委託契約のあり方について回収率向上のため工夫されたい【意見】
 未回収回収業務委託については、試行も含めて法律事務所AからDまで、4の委託先の実績が【図表4-29】、【図表4-30】、【図表4-31】及び【図表4-33】のようにならねられた。未回収発生後時間が経過し、弁護士委託が必要と判断されたものは随時委託債権に加えられ、弁護士が回収業務を担当するが、これに対して無反応であった債務者は次の法律事務所に更に委託されている。そのため、回収率は、AよりBが低く、C、Dと時期が下る毎に順次低下するようになっているが、法律事務所DはB、Cよりも良好な回収結果を出している。このことから、法律事務所の工夫によって、成績にバラツキが出るのが分かる。

すると、成績の悪い法律事務所との関係では、委託契約の拘束力から解放されるための条項を盛り込むか、そもそも単年度契約で契約し、成績不良の委託先を適時に変更することが可能な契約にするのが妥当である。逆に、成績良好な委託先との関係では、随時契約により継続することも考えられる。

(9) 分納誓約を受け付けた以上は履行延期の特約又は処分を検討するべき【意見】

医業未収金について10年以上前に分納誓約書を取り付け付けた例があるが、分割納付の根拠を地方自治法施行令第171条の6の履行延期等として取り扱えば、履行延期等から納期限までの「遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権」は徴収しないことができるほか、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期等をした場合は、最初に履行延期等をした日)から10年を経過してもなお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる(同施行令第171条の7)。

しかし、履行延期等を行っていない債権については、これらの効果は生じない。すなわち、債務者の法的地位は、県が履行延期等を行うか否かにより左右される。

そこで、分納誓約を受け付けた以上は履行延期等をする要件(地方自治法施行令第171条の6各号)を検討し要件を充足する場合は積極的に特約又は処分することで、債務者の法的地位を安定させる必要がある。

第2章第4の17も参照されたい。

(10) 履行期限から10年を経過した債権は債権放棄等を積極的に検討されたい【意見】

医業未収金について10年以上前に分納誓約書を取り付け付けた例があるが、履行延期等を行っていないことから債務免除の対象にはならない。しかし、分納誓約書の提出から10年を経過しても、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができない見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を債権放棄等し、債務者の生活再建を優先することを検討するべきである。第2章第4の19も参照されたい。

また、債権管理条例を制定した場合は、当該条例に基づき債権放棄等についても検討されたい(第2章第4の2参照)。

第5 経済産業局

1 債権と収入未済額の状況

経済産業局が所管する2021年度の債権の概要は【図表5-1】のとおりである。収入未済額の推移は【図表2-18】、不納欠損処分額の推移は【図表2-19】のとおりであった。

【図表5-1】経済産業局が所管する債権の2021年度の状況 (円)

債権名	債権の種類	調定額	不納欠損額	収入未済額
中小企業資金特会	私債権	2,839,661,628	0	2,692,635,520
高度化事業貸付金収入	私債権	78,484,796	0	76,150,189
中小企業資金特会借入金	私債権	31,099,800	0	13,881,451
経済労働費雑入	私債権	15,369,793,632	0	2,500,000
合計		18,319,039,856	0	2,785,167,160

2 中小企業資金特会高度化事業貸付金収入 (私債権)

(1) 制度の概要

高度化資金貸付制度は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づいて、中小企業者が事業協同組合等(以下「組合等」という)を設立して、経営体質の改善、環境変化への対応を図るために工場団地、卸団地、ショッピングセンター等を建設する事業や第三セクターや商工会等が地域の中小企業者を支援する事業に対して、県が独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という)と協力して事業計画への診断指導、助言を行うとともに、土地、建物、構築物又は設備に要する資金を長期かつ低利で融資する制度である。

ア 主な高度化事業

貸付対象となる高度化事業には、主として次のようなものがある。

(ア) 集団化事業

中小企業者が、市街地に散在する工場や店舗などを集団で移転し、公害問題などのない適地に工場団地や卸売団地を建設する事業

(イ) 共同施設事業

物流センターや最新設備の研究施設など中小企業者が共同で使う施設を建設する事業

(ウ) 商店街整備等支援事業

第三セクターなどが主体となって、地域の暮らしの中心となるショッピングセンターなどを建設する事業

イ 貸付方式

高度化資金貸付には、貸付方式として次の2種類がある。このうち県が個別債権について管理をおこなっているのはA方式による貸付先に対する債権であり、収入未済となっている債権はすべてA方式のものである。

A方式: 中小機構より財源の一部を借入れて、県が組合等へ直接貸付けを行う方式

B方式: 事業者が多県域にまたがる場合、県が中小機構へ財源を貸し付け、中小機構が組合等への貸付けを行う方式

ウ 貸付条件

高度化資金は、貸付けの種類によって貸付割合が定められており、総事業費のうち一定の自己資金が必要となる。

なお、貸付財源の負担割合については、普通貸付の場合には貸付額のうち1/6、8/10を県が、6/4、8/10を中小機構がそれぞれ負担する。また、その他の貸付けについては、貸付額のうち1/8、9/10を県が、7/2、9/10を中小機構がそれぞれ負担する(【図表5-2】参照)。

【図表5-2】A方式の貸付条件

貸付の種類	貸付割合	貸付財源負担割合		貸付期間	年利率
		県	中小機構		
普通貸付	80%以内	16/80	64/80	20年以内	0.35%
小規模事業者貸付	90%以内	18/90	72/90		無利子
災害復旧貸付 緊急健康被害等防止貸付					

(2) 根拠法令

独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)

(3) 債権の種類

中小企業高度化資金は、県が債務者と金銭消費貸借契約公正証書を作成して貸付けを行っているものであり、私債権である。

(4) 債権の額

2022年3月末時点における貸付件数、貸付残高は【図表5-3】のとおりである。

【図表5-3】2022年3月末時点における貸付状況

区分	貸付残高	
	件数(先数)	貸付残高
A方式	14(10)	4,452,027千円
B方式	15(1)	33,905千円
合計	29(11)	4,485,932千円

上記のうち、2021年度において延滞が生じている貸付件数は6件(5先)であり、期首滞納額、収入額、収入未済額は【図表5-4】のとおりである。

【図表5-4】2021年度における収入未済額 (円)

貸付先	期首滞納金額	収入額	収入未済額
A	128,717,700	9,000	128,708,700
B	785,894,800	9,000	785,885,800
C	22,000,000	10,000,000	12,000,000
D	7,523,290	7,523,290	0
E	812,605,000	1,920,000	810,685,000
F	23,483,920	8,671,900	14,812,020
F	941,544,000	1,000,000	940,544,000
合計	2,721,768,710	29,133,190	2,692,635,520

(5) 回収に向けた取組 (総論)

ア 資金の貸付けを受けた者は、金銭消費貸借契約に基づいて、予め定められた条件に基づいて償還を行うことになる。

イ しかし、債務者の経営状況の悪化等により、償還が困難となった場合には、必要に応じて償還条件の変更を行っている。

イ 債務者に対し、職員が定期的に訪問、督促に行き、債務者の収入状況を聴取した上で、回収を進めている。

また、事業を継続している債務者については、毎年度「中小企業高度化促進診断事業」にて中小企業診断士による経営診断を実施し、事業の改善提案を行うことで回収可能性を高めようとしている。

(6) 回収に向けた取組 (各論)

ア

貸付年度 1978年度、1979年度

延滞発生年度 2001年度

2010年に破産し、現在は連帯保証人が支払っている。

イ

貸付年度 1986年度

延滞発生年度 2000年度

その後も償還は継続されているため、現状の返還額からすれば、貸付額については完済できる見通しである。

ウ

貸付年度 1989年度

延滞発生年度 1999年度

延滞発生後も不定期ではあれ返済が継続していたが、2020年には法人について破産申立てがなされ、当該破産手続において、不動産の任意売却等全財産の換価が終了し、その後の配当手続によって元金、利息及び違約金の全額を回収した。

エ D

貸付年度 1993年度

延滞発生年度 1999年度

2009年には担保を任意売却し、一部回収した。上記の回収以降、法人が返還を継続している。

オ E

貸付年度 1993年度

延滞発生年度 2003年度

2003年には土地を処分し、一部を繰上償還した。現在は、最終返済期限を2023年とする返済計画に基づき返済している。

カ F

貸付年度 1995年度

延滞発生年度 2005年度

2021年度は100万円を回収したが、依然として多額の元金があることから、2021年、債権回収方針に専門的な知見を活用するため、弁護士に対して債権回収に関する方針の策定を依頼した。

3 中小企業資金特設設備近代化事業貸付金収入 (私債権)

(1) 制度の概要

中小企業近代化資金等助成法に基づいて、合理化を促進するため、特に近代化を必要とする業種及び機械設備等を国が指定し、国と県との資金によって設備資金を県が直接貸し付ける制度であった。

なお、2000年4月に中小企業近代化資金等助成法が小規模企業者等設備導入資金助成法へと改正されたことに伴い、中小企業設備近代化資金貸付制度に基づく新規の貸付けは1999年度をもって終了している。そのため、2000年度以降は、既存の貸付金の回収のみを行っている。

(2) 根拠法令

中小企業近代化資金等助成法 (昭和31年法律第115号 法律名は1999年度当時のもの)

(3) 債権の種類

中小企業設備近代化資金は、県が債務者と金銭消費貸借契約公正証書を作成して貸付けを行っていたものであり、私債権である。

(4) 債権の額

2021年度における期首滞納額、収入額、収入未済額は【図表5-5】のとおりである。なお、すべての債権者について延滞が生じている。

【図表5-5】2021年度における収入未済額 (円)

貸付先	期首滞納金額	収入額	収入未済額
G	6,700,062	0	6,700,062
H	2,436,000	10,000	2,426,000
I	764,900	0	764,900
J	1,316,000	1,316,000	0
K	27,250,000	500,000	26,750,000
L	10,866,000	64,307	10,801,693
M	21,660,000	30,000	21,630,000
N	276,400	110,000	166,400
O	7,085,334	180,000	6,905,334
P	1,300	1,300	0
Q	128,800	123,000	5,800
合計	78,484,796	2,334,607	76,150,189

- (5) 回収に向けた取組 (総論)
債権者や連帯保証人に対しては、債権管理事務員(1名)が定期的に訪問、督促を行って回収を進めている。
- (6) 回収に向けた取組 (各論)
ア Gは、1992年に事業を停止し、1993年に破産した。その後、債権者代表者や一部の連帯保証人も破産した。残る連帯保証人1名に対しては2018年9月に徴収停止の措置を講じ、以降は徴収停止の継続の可否について検討している。
イ Hは、1981年に倒産し、一部の連帯保証人から分割返済を受けていた。なお、1名の連帯保証人は死亡し、その相続人らは相続放棄した。また、別の連帯保証人からは、2010年、消滅時効を援用する旨の書面が提出された。近年は、残る連帯保証人から断続的に返済を受けている。
ウ Iは、1997年ころには定期償還を延滞するようになった。今から12年程前、連帯保証人1名及び連帯保証人1名の相続人が消滅時効を援用した。2020年3月時点で、担保不動産については、競売費用に見合う回収ができない可能性がある。
エ Jは、2002年ころには定期償還を延滞し、そのころから分割返済するようになった。2021年、連帯保証人から残元金の一括返済を受け、元本が全額納付されたため、徴収すべき連帯保証人の額を算定し、連帯保証人2名に対して連帯保証人2名を交付した。2022年、連帯保証人2名が、それぞれ消滅時効を援用した。

オ Kは、2000年ころには定期償還を延滞するようになった。そのころから、債権者代表者の所在が不明となっており、2002年には法人の解散登記がなされていた。現在は、連帯保証人が分割返済している。

カ Lは、2002年ころには定期償還を延滞し、そのころ分割返済をするようになっている。近年、債権者の代理人弁護士から特別清算申立て、次いで破産に方針変更する旨の連絡を受けた。しかしその後も債権者についてその申立てがなされないことから、公正証書に基づく債権差押命令を申し立て、数万円を回収した。

キ Mは、2002年ころまでに事業を停止し、事実上の倒産状態となり、債権者の代表者であった連帯保証人が、現在も分割返済している。もう1名の連帯保証人は破産後に免責許可決定を受けた。

ク Nは、2004年ころから定期償還を延滞するようになり、その後分割返済をしていったが、2016年に解散した。その後は、債権者代表者であった連帯保証人が分割返済している。

ケ Oは、1999年ころには定期償還を延滞するようになっていた。2014年に支払督促を申し立て消滅時効の中断措置を講じ、連帯保証人に対して債権差押命令を申し立て約100万円回収した。現在は、各連帯保証人が分割返済している。

コ Pは、2002年ころには定期償還を延滞し、協議の上、毎月数万円の分割返済となった。2014年に債権者が生活保護を受給していることを県が確認してからは、月額数千円の返済となった。2016年、連帯保証人2名に対して債務残高を通知する文書を送付し、両名から残元金の大部分について返済を受けた。残元金は債権者の分割返済により売却されたことから、徴収すべき連帯保証人の額を算定し、債権者と連帯保証人2名に対して連帯保証人2名を交付した。

サ Qは、1994年ころには定期償還を延滞するようになっていた。そのため、県は、定期的に債権者宅を訪問し、分割返済により2022年中に元金全額について返済を受けた。元金全額返済後の連帯保証人については、県は、2021年度中には、債権者と連帯保証人2名に説明した。

4 中小企業資金特会連帯金(私債権)

(1) 債権の概要

県は、愛知県中小企業高度化資金貸付規則又は愛知県中小企業設備近代化資金貸付規則に基づき、各制度による貸付けの金銭消費貸借契約公正証書において、債権者が償還期限までに貸付金を償還しなかったときは、年10.75%の割合による連帯金を支払う旨の条項を定めている。

なお、連帯金は当初の納期限の翌日から納付までの期間の日数に応じて発生するものであり、貸付金の元本が全額納付されるまでは徴収すべき連帯金の額が確定しない。そのため、県は、元本が全額納付された年度において債権者が納付すべき連帯金を一括して調定することとしている。

(2) 根拠法令

愛知県中小企業高度化資金貸付規則 第15条

愛知県中小企業設備近代化資金貸付規則 第19条

(3) 債権の性質

連約金は、県が債権者と金銭消費貸借契約公正証書を作成して貸付けを行った中小企業高度化資金又は中小企業設備近代化資金に関する遅延損害金としての性質を有するものであり、私債権である。

(4) 債権の額

2021年度における連約金の状況は【図表5-6】のとおりである。

【図表5-6】2021年度における収入未済額 (円)

貸付先	期首連約金額	当期調定額	当期償還額	連約金残額
A	10,300	3,206,500	0	3,216,800
B	619,000	0	40,000	579,000
C	329,100	0	329,100	0
D	386,300	0	0	386,300
E	0	1,651,600	0	1,651,600
F	0	17,820,800	9,773,049	8,047,751
合計	1,344,700	22,678,900	10,142,149	13,881,451

なお、前述のとおり、県は、元本の全額納付された年度において連約金の調定をしているため、【図表5-6】には延滞が生じている貸付金で元本の全額納付が未了のものに対する連約金が含まれていない。2022年3月末時点における未調定の連約金の概算額は次のとおりである。

中小企業高度化資金貸付分 約57.8億円
 中小企業設備近代化資金貸付分 約2.3億円

5 愛知県感染防止対策協力金返還請求権(私債権)

(1) 事案の概要

県は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各業界団体等が作成した感染症拡大防止の業種別ガイドラインを遵守している事業者で、県の営業時間短縮要請等に応じて営業時間の短縮(終日休業した場合を含む)を実施した安全・安心宣言施設等を運営する事業者に対し、愛知県感染防止対策協力金(以下「協力金」という)を交付していた。協力金の支給状況は、【図表5-7】のとおりである。

【図表5-7】対象期間ごとの協力金支給実績(事業者数、金額)(2022年9月末時点)

No.	時短・休業期間	要請枠	申請事業者数(件)	支給事業者数(件)	支給金額(百万円)
1	2020年11月29日～12月17日実施分	時短	2,007	1,989	691
2	2020年12月18日～1月11日実施分	時短	21,319	21,012	24,134
3	2021年1月12日～2月7日実施分	時短	24,544	24,160	45,470
4	2021年2月8日～3月21日実施分	時短	24,481	24,310	63,538
5	2021年3月22日～4月19日実施分	時短	9,192	8,843	6,143
6	2021年4月20日～5月31日実施分	時短	24,997	24,915	58,946
7	2021年5月12日～6月20日実施分	大規模	3,092	3,003	2,435
8	2021年6月1日～6月20日実施分	時短	23,685	23,613	30,805
9	2021年6月21日～7月11日実施分	時短	22,687	22,608	24,098
		大規模	944	923	407
10	2021年7月12日～8月7日実施分	時短	21,973	21,902	25,837
11	2021年8月8日～8月26日実施分	時短	23,440	23,321	22,992
		大規模	1,240	1,223	392
12	2021年8月27日～9月30日実施分	時短	24,727	24,623	55,120
		大規模	1,374	1,353	1,170
13	2021年10月1日～10月17日実施分	時短	22,181	22,090	15,416
14	2022年1月21日～3月6日実施分	時短	24,383	23,736	50,743
15	2022年3月7日～3月21日実施分	時短	23,522	22,195	14,734

時短：営業時間短縮要請枠又はカラオケ設備利用自粛要請枠
 大規模：大規模施設等営業時間短縮要請枠

協力金の交付にあたっては、愛知県感染防止対策協力金交付要綱(以下「要綱」という)において、対象エリアや対象施設など交付対象者の要件を定めるとともに、愛知県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者は、協力金の交付対象としない旨が定められていた(要綱第10条第1項)。

本債権は、協力金を交付した後に施設の実質経営者が暴力団であることが判明した申請者(以下「本件債務者」という)について、要綱第10条に基づき協力金の交付決定を取り消し、既に交付していた協力金の返還を求めらるものである。

(2) 根拠法令

愛知県感染防止対策協力金交付要綱 第7条、第8条

(3) 債権の発生経緯

県は、本件債権者からの申請に基づき、2021年2月16日に協力金100万円（2020年12月18日～2021年1月11日実施分）を支払い、同年3月25日に協力金150万円（2021年1月12日～2月7日実施分）を支払った。

その後、2021年4月、愛知県警察からの情報提供により、本件債権者に暴力団員と密接な関係を有する者がいることが判明した。

県は、2021年9月、本件債権者から協力金の返還等を約する念書の提出を受けたことから、同年10月20日付けにて協力金の交付決定を取り消す決定をすることと、同年11月4日を納期限とする納入通知書を送付した。

納入通知書を送付した後も本件債権者から協力金の返還がなかったことから、県は、2022年3月4日、同月11日を指定期限とする督促状を送付した。

県は、督促状の送付後に本件債権者からの連絡を受け、協力金の返還等について説明を求めたところ、本件債権者に協力金返還の意思はあるものの、経済的事情により一括での返還が困難であるとのことであった。

(4) 債権の種類

県は、本件のような補助金については私法上の行為（負担付き贈与）と捉え、処分性はないものと整理してきた。

本件債権については、上記のような一般的な考え方に加え、愛知県感染防止対策協力量交付要綱第5条2項において「交付決定の通知は、交付対象者への協力金の入金も行って行う。」と、同条3項において交付しない決定について「・・・協力金不交付のお知らせにより、申請者に通知する」とされていることからすれば、処分性のないものと考えられるとして、私債権と分類している。

(5) 債権の額 250万円

(内訳)

- ・愛知県感染防止対策協力金（12/18～1/11実施分）の返納 100万円
- ・愛知県感染防止対策協力金（1/12～2/7実施分）の返納 150万円

(6) 今後の方針

分割納付での対応について
要綱においては、協力金の交付決定を取り消した場合、既に交付された協力金については期限を定めてその返還を命ずるものとする旨が定められており（要綱第7条第2項）、一括返還が原則とされている。

しかしながら、本件債権者については、経済的事情から一括返還が困難であるとの説明を受けたことから、県は、本件債権者に対し、分割納付による返還について検討の余地がある旨を伝え、一部でも早期に返還を受けられるよう努めている。

イ 加算金・延滞金

交付決定の取消しにより返還を命ぜられた者は、協力金受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95%の割合による加算金を県に納付しなければならぬ（要綱第8条第1項）。

また、協力金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、年10.95%の割合による延滞金を納付しなければならない（要綱第8条第3項）。

県は、支給した協力金の返還を受けた後、これらの加算金・延滞金についても請求することとしており、本件債権者に対し、督促状等においてその旨を告知している。

(7) 同種債権（協力金返還請求権）に対する対応

ア 不正受給の防止及び発見に対する取組

県は、協力金に関するリーフレットやウェブサイトに於いて協力金の不正受給が犯罪である旨を記載し、県の取組として飲食店の見回り等を実施していることや不正受給により逮捕者が出ていること等を周知して、不正受給の防止に努めている。

具体的な取組として、県は、防災安全局が実施した見回り調査の結果を活用し、時短要請に応じていたか確認したり、警察との連携、県民からの情報提供の活用、申請内容の精査等によって不正受給を防止するとともに、給付金の支給後でも不正受給の発見に努めている。

イ 自主返納等の実績（2022年9月末時点）

協力金の支給後に受給者から返還を受けた件数及び金額は次のとおりである。

- (ア) 営業時間短縮要請枠又はカラオケ設備利用自粛要請枠
67件 5438万6000円（うち未収金250万円（5記載のもの））

(イ) 大規模施設等営業時間短縮要請枠

8件 455万3000円（全額回収済み）

6 債権回収に関する外部委託の検討と法的手続の実施

(1) 高度化事業における外部委託の検討

中小機構の「回収委託支援業務」を活用し、回収交渉を債権回収会社に委託（2021年5月14日から20213年3月31日まで）したが、債権者が債権回収会社を受け入れず、債権回収委託を断念した債権がある。それ以外、債権回収に関する外部委託は検討していない。

(2) 近代化事業における法的手続の実施

公正証書に基づく債権差押命令を申立てた債権があるほか、支払督促の申立てをして消滅時効の中断措置を講じるとともに連帯保証人に対して債権差押命令の申立てを行った債権がある。

額の返済を受けたが、連帯保証債務の時効中断は主債務者に対して効力を生じないため、主たる債務が消滅時効にかかると連帯保証債務も消滅することになる。

本事案では、他の連帯保証人がいたものの、生活に困難していたため、上述の連帯保証人から徴収するしかない状況であった。そのため、①連帯保証人から配偶者に危害が加えられる可能性の真否や程度を検討し、主債務者の消滅時効の中断措置を講じた上で踏み込んだ財産調査や強制執行を実施すべきか否か、②配偶者が連帯保証人の印鑑を無断で使用したことが真実であれば連帯保証人の地位から早期に解放するべきかという検討を行ったことをいずれも文書化し所管課内で決裁のうえ共有するべきであった。

なお、上記①は地方自治法施行令171条の2ただし書の「その他特別の事情」（第2章第4の7(2)）の存否の判断であり、②は連帯保証人の法的地位の安定化（同所(3)）の問題であるから、それぞれ参照されたい。

(3) 連帯金の具体的な発生状況を債務者に告知する手続を検討されたい【意見】

県は、債務残高や返済額を確認するため、債務者から定期的に「中小企業高度化資金の返済について」と題する書面等の提出を受けている。当該書面には、元金の残高が具体的な額をもって記載されているものの、連帯金については当初納期限以降の延滞元金に対する連帯金として「それぞれの約定償還日の翌日から弁済当日まで年10.75%の割合により計算した額」等と記載されているにとどまり具体的な額は記載されていない。

中小企業高度化貸付のうち既に延滞が生じているものは、新しいものでも延滞が生じてから15年以上が経過しており、債務者に担当者の交替が発生したり、連帯保証人に相続が発生したりすることで、現在の担当者や連帯保証人が当初契約に定めた連帯金の条項について必ずしも十分な理解が得られていない可能性がある。

現に、2000年度から延滞が発生した貸付先からは、定期的に債務残高を確認する書面の提出を受けていたものの、2017年5月に債務者を訪問した際、連帯金が発生している旨の説明をしたところ、債務者は、連帯金が発生しているという話は初めて聞いた旨の応答をしていた。その後、県から具体的な連帯金の額を試算して再度説明をした際には、債務者から金額が試算できるのであればもっと早い時期に金額を知らせて欲しい旨の要望がされていた。

また、中小企業近代化資金貸付についても、債務者に交付する催告状や債務者から徴収する中小企業設備近代化資金貸付金債務承認書等には元金の残高が具体的な額をもって記載されているものの、連帯金については起算日や割合等が記載されているにとどまり具体的な額は記載されていない。2021年度に元本の全額納付を受けたものについて、連帯金を算定して債務者又は連帯保証人に連帯金の額を通知したところ、連帯金について理解をしていなかったり、その支払いについて難色を示したりし債務者がいた状況がうかがわれる。

7 監査の結果

(1) 高度化事業

ア 長期的な回収方針の策定をより一層進めるべきである【意見】

現在の償還計画では、元本部分だけでも長期間にわたって回収しなければならぬ事業が存在する。最終的な回収方針について、弁護士に依頼して債権回収に関する方針を策定している事業も存在するところ、高度化資金債権については、15年以上前に調定された案件を多数保有することから、全ての収入未済案件について長期的な回収方針の策定をより一層進めるべきである。

また、かなり高額な延滞金の発生が既に予見される案件が存在するが、当該延滞金について回収するのか、債権放棄を含めた方針を検討すべきである。

イ 保証債務の履行確保のためには適時の請求と意思疎通が求められる【意見】

連帯保証人に対する連絡が十分に行われておらず、連帯保証人から反発を受けている事業が存在する。連帯保証人の履行を確保するためにも、継続的な連絡が必要である。詳細は、第2章第4の7(4)参照。

ウ 保証人に請求しない場合は保証契約を解除や保証債務の放棄を検討すべき【意見】
債務者の元組合員が連帯保証人として残っている事業が存在するが、回収までに相当程度時間を要することが見込まれることから、当該組合経営との関係で、その関係が希薄な連帯保証人については、連帯保証人の関係からの早期の解放を検討すべきである。詳細は、第2章第4の7(3)参照。

他方、連帯保証人からの回収を念頭に置く場合には、連帯保証人の財産について調査を積極的に実施すべきである。

(2) 法的手続等をしていない特別な事情を検討し検討結果を文書化する必要がある【指摘】 近代化事業において、特別な事情があると判断して踏み込んだ財産調査や強制執行を断念したが、その判断に至る検討結果を文書化していない事業があった。

この事業は、連帯保証契約の締結に際し、連帯保証人の配偶者（以下、「配偶者」という）が連帯保証人の印鑑を無断で使用したことや、また、他の借金でも連帯保証人に迷惑をかけたため、借金の話をすると連帯保証人から配偶者に対して危害を加えられる可能性を否定できない等の事情を聞かされたことから、連帯保証人に県が直接接触することは避けてほしいという配偶者の意向を酌み、連帯保証人本人と直接面談や電話連絡することを避け、配偶者と協議を行っていた。

その後、県は、連帯保証人に対してさらに踏み込んだ財産調査や強制執行を実行した場合、連帯保証人が配偶者に危害を加える可能性を否定できない等の理由から、連帯保証人と直接面談することを断念し、消滅時効の中断に関して特段の措置を講ずることなく、2022年8月に連帯保証人2名から消滅時効を援用する旨の通知を受けるに至った。なお、その約1年前、県は配偶者を介して連帯保証人から残元金に相当する金

第6 建築局

1 債権と収入未済額の状況

建築局が所管する債権の2021年度末の収入未済額は、【図表6-1】のとおりである。収入未済額の推移は【図表2-22】、不納欠損処分額の推移は【図表2-23】のとおりであった。

【図表6-1】建築局が所管する債権の2021年度の状況 (円)

債権名	債権の種類	測定額	不納欠損額	収入未済額
県営住宅管理特会住宅使用料	私債権	13,863,418,790	7,605,342	978,424,156
県営住宅管理特会駐車場使用料	私債権	1,284,886,576	291,440	58,703,303
県営住宅管理特会附帯設備使用料	私債権	247,468,389	0	6,713,497
合計		15,395,773,755	7,896,782	1,043,840,956

2 県営住宅管理特会住宅使用料(家賃)(私債権)

(1) 概要

本債権は、県が賃貸している、公営住宅法及び準特定優良賃貸住宅制度要綱に基づく普通県営住宅並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく特別県営住宅の使用料(以下単に「家賃」ともいう)である。

(2) 県が管理する県営住宅の種類について

県が管理する県営住宅には、普通県営住宅、特別県営住宅及び普通県営住宅に準じて管理する住宅(準公営住宅)の3種類がある。

ア 普通県営住宅

普通県営住宅は、公営住宅法に基づいて整備された県営住宅であり、その整備の目的は、「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」(同法第1条)である。

このように普通県営住宅は「住宅に困窮する低額所得者」を対象とすることから、原則として入居者の所得金額が月額15万8000円以下でなければ入居できないなどの制限がある(同法第23条第1号ロ、同施行令第6条第2項、愛知県県営住宅条例(以下「住宅条例」ともいう)第4条第4項)。

イ 特別県営住宅

特別県営住宅は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて整備された県営住宅であり、その目的は、普通県営住宅の収入基準を超える中堅所得者に対し、居住環境が良好な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与すること(同第1条)である。

中小企業金融課が作成した「債権管理マニュアル(令和4年3月31日施行)」には、「催告時などに、定期的に違約金を算定し、算定額を債権管理簿に記載し、後日、違約金の納付を債務者に求める際に債務者とトラブルにならないように、債務者に違約金額を認識させておく必要がある」旨記載されており、一定の取組が予定されているところであるが、違約金の具体的な発生状況を債務者が確実に認識し得るような告知の方法を検討されたい。

(4) 協力金返還請求権の債権回収マニュアル等の整備を検討されたい【意見】

県は、協力金の返還請求に関する固有の債権回収マニュアル等を定めていない。現状では、自主返納分を含めても未回収となっている協力金は本件債務者に対する債権のみであるため、個別にその対応を検討しており、本件債務者への対応や債権回収について弁護士にも相談をしていない。返還の意思を示している債務者への対応として、直ちに弁護士に相談すべきか否かは慎重な判断を要する一方、不正受給者への対応として、債務者の口頭での説明だけでいたわずらに納付期限が経過した債権の支払いを事実上猶予することについては疑問が残る。

自主返納の申出がされた協力金があることに鑑みれば、不正受給や過誤により返還を受けるべき協力金も他にも存在する可能性があるところ、それら同種の債権が発覚した場合に債務者間で不公平な取扱いとならず、自主返納を申し出た受給者との対比でも不正受給者に有利な対応とならないようにするため、弁護士への相談対応等も含む請求手順や分割納付に応じる条件等を定める必要性について検討すべきである。

県においては、公営住宅の収入基準を超える中堅所得層向けの住宅が不足しているという状況を踏まえ、1986年度から特別県営住宅の建設が始められ、立地条件や周辺の民間住宅の市場動向、また、地元市町村の要望などを踏まえながら供給がなされてきた。しかしながら、住宅数が世帯数を大きく上回り、民間賃貸住宅も徐々に拡充してきたことや、低い金利水準が続くなど持ち家取得しやす環境もあり、県民の住宅選択の動向がマンションなどの持ち家にシフトしていると考えられるといった県民ニーズの変化を踏まえ、2004年度以降は特別県営住宅の新たな建設は行われたいない。

ウ 普通県営住宅に準じて管理する住宅（準公営住宅）

特別県営住宅のうち、3か月以上入居者がなく、公営住宅等整備基準に適合する空家など一定の要件を満たすものについては、国（中部地方整備局長）の承認を受けて、用途変更のための廃止を行い、普通県営住宅に準じて管理する住宅に変更することができ（準公営化）（特定優良賃貸住宅供給促進事業等補助要領第17、準特定優良賃貸住宅制度要綱第5第2項）。

県では、2012年4月以降、特別県営住宅のうち176戸を準公営化している。

(3) 県営住宅の管理戸数及び棟数

県が管理している県営住宅の戸数は、普通県営住宅が5万7538戸（うち準公営住宅が176戸）、特別県営住宅が470戸であり、棟数は、普通県営住宅、準公営住宅、特別住宅を併設しているものが1455棟、準公営住宅と特別県営住宅を併設しているものが6棟、特別県営住宅のみのものが7棟である。なお、「併設」とは、一棟の建物の中で、法的に扱いの異なる異なる部屋が混在していることを意味する。

(4) 債権発生の法的根拠

債権発生の直接の根拠となるのは、県と賃借人との間に締結された賃貸借契約である。契約の内容は県営住宅賃貸借契約書の各条項に定めるほか、住宅条例及び愛知県営住宅管理規則（以下「住宅規則」ともいう）の定めるところによる（県営住宅賃貸借契約書（普通県営住宅向）第24条ほか）。

また、関連する法令として、公営住宅法、同施行令、同施行規則、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同施行令、同施行規則、住宅条例、住宅規則等がある。公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借地借家法に優先して適用されるほか、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借地借家法の適用があると理解されている（最判昭和59年12月13日民集38巻12号1411頁）。

(5) 徴収方法

家賃、駐車場使用料及び附帯設備使用料（以下「各使用料」という）の徴収については、毎月、賃借人宛に各月分の納入通知書が送付され、賃借人が県の指定する金融機関や各種コンビニエンスストアに持参して納付する（地方自治法施行令第158条）。納

期限は、対象となる月の末日である（住宅条例第11条第3項、第15条の2第3項、第27条、第37条、第41条第4項）。事前に口座振替の届出をしている者については、毎月末日に口座振替がなされる（地方自治法施行令第155条）。

なお、後述のとおり、県は県営住宅の管理を愛知県住宅供給公社（以下「公社」という）に委託していることから、毎月の各使用料の納入通知書は、公社から入居者に送付される。

3 県営住宅管理特会駐車場使用料（私債権）

(1) 概要

県が県営住宅の共同施設として整備している駐車場（公営住宅法第2条第9号、同施行規則第1条第6号）を賃貸したときに発生する使用料である。

駐車場は、原則として、住宅戸数分（1戸1区画）が整備されているが、敷地の関係で戸数分が確保できない住宅もある。また、1戸の入居者に2区画分の駐車場を賃貸しているケースもある。

(2) 法的根拠

家賃と同様である。

(3) 徴収方法

家賃と同様である。

4 県営住宅管理特会附帯設備使用料（私債権）

(1) 概要

共用附帯設備の使用に要する費用であり、具体的には以下の支払いに充てる費用である（住宅条例第15条第4号、第15条の2第1項、住宅規則第14条の2第1項）。

- a 汚水処理施設に係る電気料、清掃費、消毒費及び消耗品費
- b 排水用中継ポンプに係る電気料
- c エレベーターに係る電気料、保守点検費及び消耗品費
- d 揚水ポンプに係る電気料
- e 廊下灯、階段灯及び街路灯その他これに類するものに係る電気料

附帯設備使用料は、全ての県営住宅において徴収されているものではなく、「県が徴収する必要があると認められる」県営住宅として知事が定める県営住宅についてのみ徴収している（住宅条例第15条の2第1項、27条、37条）。また、その金額は、対象となる県営住宅における共用附帯設備の使用の状況、住戸数、附帯設備使用料の徴収に要する費用等を勘案して、毎年度、知事が定める（同条例第15条の2第2項、27条、37条）。

(2) 附帯設備使用料を徴収することとなった経緯について

県が附帯設備使用料を徴収することとなった経緯は以下のとおりである。住宅条例の第15条は、「次の各号に掲げる費用は、入居者が負担しなければならない」として、第4号に「共用附帯設備の使用に要する費用」を定めている。

従前、当該費用については、「共益費」として、県営住宅の入居者の自治組織である自治会又は町内会（以下「自治会等」という）が徴収・運用を行ってきた。しかしながら、入居者の高齢化、外国人入居者の増加等により、自治会等による共益費徴収が困難となる例が見られ、共用附帯設備の維持管理が継続できなくなることが懸念されるようになった。

そこで、自治会等の負担を軽減するため、住宅条例を改正して第15条の2を追加するとともに、賃貸借契約書にも附帯設備使用料に関する規定を追加し、2020年4月以降は、自治会等が県による徴収を希望する普通県営住宅については、「附帯設備使用料」という名目で県が徴収できるようにした。

- (3) 徴収の対象者
住宅条例第15条の2の規定に基づき、知事が定めた県営住宅の入居者については、賃貸借契約を締結した時期にかかわらず、県が附帯設備使用料を徴収している。
- 住宅条例第15条の2の規定が施行される前に賃貸借契約を締結した入居者についても、別途、附帯設備使用料に関する契約書等は取り交わしていない。

- (4) 法的根拠
家賃と同様である。
- (5) 徴収方法
家賃と同様である。

5 延滞金について
住宅条例では、各使用料を納期までに納付しなかった者からは、年14.5%の割合で延滞金を徴収する旨定められている（第13条、第15条の2第3項、第27条、第37条、第43条）が、ヒアリングによれば、法的措置をとった案件を除き、延滞金（遅延損害金）は徴収していないとのことであった。

愛知県県営住宅条例
(延滞金)
第13条 家賃を納期までに納付しなかった者からは、納付すべき金額（千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。）に、当該期限の翌日から納付の日までの期間の日に応じ、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金に百円未満の端数があるとき、又は延滞金が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
(附帯設備使用料)
第15条の2 前条第四号に掲げる費用の一部を県が徴収する必要があると認められる普通県営住宅として知事が定める普通県営住宅の入居者からは、入居指定日（入居指定日がこの項の規定により知事が定める普通県営住宅となつた日前である場合にあつては、同日）から当該普通県営住宅を明け渡した日までの期間について、毎月、同号に掲げる費用のうち規則で定める費用に相当するものとして附帯設備使用料を徴収するものとする。
3 (略) 第十三条の規定は、第一項の附帯設備使用料について準用する。(略)
(準用)
第27条 (略) 第十三条 (略)の規定は、特別県営住宅について準用する。(略)
(準用)

第37条 第十三条第一項(略)の規定は、社会福祉法人等による普通県営住宅の使用について準用する。この場合において、第十三条第一項中「家賃」とあるのは「使用料」（略）と読み替えるものとする。

- 第43条 (略) 第十三条の規定は、駐車場の使用料（次項に規定するものを除く。）について準用する。
- 2 第十三条第一項の規定は、社会福祉法人等から徴収する駐車場の使用料について準用する。

6 取組

(1) 概要

ア 県営住宅管理事業の位置づけ及び実施主体

県においては、県営住宅管理事業について特別会計を設置しており（県営住宅管理事業特別会計条例第1条）、県営住宅の管理事業は建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室が行っている。

イ 愛知県住宅供給公社への管理の委託

県は、県営住宅の管理を公社に委託しており、普通県営住宅の委託内容等を定めた「普通県営住宅の管理に関する基本協定」を5年ごとに締結し、各年度の委託料等を定めた「普通県営住宅の管理に関する年度別協定」、特別県営住宅及び準公営住宅の管理を委託する「特別県営住宅等の管理に関する業務委託契約」、県営住宅の家賃等の現金収納に関する業務を委託する「普通県営住宅に係る家賃等収納業務委託契約」及び「特別県営住宅に係る家賃等収納業務委託契約」を毎年締結している。

なお、県においては、2012年度より、公営住宅法第47条に基づく管理代行制度を導入しており、基本協定に定める委託内容のうち、管理代行の対象となる公営住宅法第3章の規定による管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く）については管理代行による委託を行い、基本協定に定める業務のうち管理代行の対象とならない業務並びに準公営住宅及び特別県営住宅の管理に関する業務については、業務委託契約により委託をしている。

ウ 債権管理の概要

県営住宅管理事業において発生する各種債権の管理回収については、県営住宅管理室が行っているほか、イの管理の委託とともに事務の一部を公社に委託している。委託にあたっては、具体的な管理方法を定めた内部規定として、県営住宅管理室が作成した「県営住宅家賃等の督促等事務処理要領」、「県営住宅家賃長期滞り未納者選定基準（法的措置基準）」や、公社が作成し、県も内容を確認している、「県営住宅家賃等の納付指導等事務処理要領」（以下「公社要領」という）、「県営住宅家賃等の納付指導等事務処理について」が存在する。

また、明渡請求訴訟の一部及び退去後の滞納者の一部に対する回収業務を弁護士に委託している。

県営住宅管理事業特別会計条例

第1条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定により、県営住宅管理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

公営住宅法(管理の特例)

第47条 次の各号に掲げる地方公共団体又は地方住宅供給公社は、当該各号に定める公営住宅又は共同施設について、一団の住宅施設として適切かつ効率的な管理を図るため当該地方公共団体又は地方住宅供給公社が管理する住宅その他の施設と一体として管理する場

(略)

三 都道府県が設立した地方住宅供給公社 当該都道府県の区域内において都道府県又は市町村が管理する公営住宅又は共同施設

(略)

愛知県営住宅条例(管理の特例)

第45条 知事は、愛知県住宅供給公社に法第四十七条第一項の規定により普通県営住宅(公営住宅)に準じて管理を行う県営住宅を除く。以下この条において同じ。)又は共同施設の法第三章の規定による管理(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。以下この条において同じ。)を行わせることができる。

(以下略)

(2) 債権管理回収の流れ

債権の発生から収納もしくは不納欠損処分までの流れは以下のとおりである。

ア 債権の発生

県と入居者(利用者)との間の賃貸借契約に基づき、住宅使用料(家賃)、駐車場使用料及び付帯設備使用料債権が発生する。各使用料の支払期限は、原則として、当月分につき、毎月末日である(県営住宅賃貸借契約(普通県営住宅)第6条第3項等)。

イ 調定・納入通知

当月分の各使用料について、県が調定を行い、公社が納入通知書を作成して各入居者宛に発送する。各使用料の支払いの有無については、県と公社の双方のパソコンから閲覧可能な専用の管理システムを用いて把握している。

この段階で、納期限までに各使用料の支払いが確認できなかった者については、次のウ以降の手続へ進む。

ウ 督促

納期限到来後、各使用料の支払いが確認できない者について、公社が専用の管理システムで自動抽出して、督促状を作成する。公社は、督促状発送日までに入金確認のできた分を除いた上で、滞納者宛に督促状を発送する。

なお、納期限後督促までの期日について、公社要領第5条には、「督促状の発行年月日を、原則として納付期限後20日を経過した日の翌日と」する旨の記載があるが、実際の運用では、督促状の発送は、納期限後、概ね1月半ほど後となっている。これは、2020年度から、コンビニでの納付が開始したところ、コンビニでの納付がなされた場合には、入金確認に概ね25日程度かかることから、納期限後20日以内に全ての入金確認を行うことができないこと等を理由とする。

県営住宅家賃等の納付指導等事務処理要領

(督促状の作成)

第5条 賃貸住宅課は、家賃等につき「督促等事務処理要領」第3条の規定に基づき、督促状を作成する。この場合、督促状の発行年月日を、原則として納付期限後20日を経過した日の翌日とし、指定納付期限は発行から10日以内の日とするよう県営住宅管理室に電算処理を依頼する。

エ 納付指導

納期限後支払いのない者に対しては、公社の職員が、電話等で納付催告を行う。督促状を送付しても、なお、支払いがない場合には、公社の職員が、電話、呼出、文書等により納付指導をする。

納付催告ないし納付指導の内容については、公社要領及び「県営住宅家賃等の納付指導等事務処理について」に基づいて、公社の裁量の下で行われ、個別に協議を要する案件については、後述の県と公社との間で年に3回実施される法的措置者の選定にかかる協議の際に併せて協議がなされる。

県営住宅家賃等の督促等事務処理要領

(滞納者一覧表の作成)

第2条 愛知県住宅供給公社(以下「公社」という。)は、滞納者を明確にするため県営住宅滞納者一覧表…を家賃等の使用料ごとに作成する。

(納付指導)

第5条 公社、公社の住宅管理事務所(以下「住宅管理事務所」という。)及び公社の住宅業務所(以下「住宅業務所」という。)は、第2条の県営住宅滞納者一覧表に基づき、直ちに電話、呼出、文書等により納付指導をする。

県営住宅家賃等の納付指導等事務処理要領

(滞納者に対する納付指導)

第8条 賃貸住宅課等は、納付期限の翌月から滞納者一覧表に基づき直ちに電話等で納付催告を行う。

この場合、納付期限内の納付及び口座振替制度の勧奨を併せて行うよう努める。

(督促状の指定納付期限を経過した滞納者の納付指導)

第9条 賃貸住宅課等は、「督促等事務処理要領」第5条の規定に基づき、督促状の指定納付期限を経過しても家賃及び付帯設備使用料を納付しない者に対しては、滞納整理票に基づき文書…、電話、訪問、呼び出し…等により納付指導を行う。この納付指導に当たっては特に次の各号に掲げることに留意する。(以下略)

が6か月以上の者の者の中から、県営住宅管理室と公社及び住宅管理事務所との協議を経て、法的措置をとる必要があると認められる者を決定する。その後、書面到達後1月以内に全額の支払いがなかった場合には賃貸借契約を解除する旨の記載のある停止条件付契約解除通知を対象者に送付し、それでも納付がなかった者に対して、県営住宅管理室が明渡請求訴訟を提起する（県営住宅家賃等の督促等事務処理要領第10条、県営住宅家賃等の納付指導等事務処理要領14条）。

ヒアリングによれば、県営住宅管理室と公社及び住宅管理事務所との協議は、年に3回（6月、10月、2月）実施されており、協議の中では、法的措置の対象者の検討だけではなく、必要に応じてそれ以外の個別案件についての協議も行われているとのことであった。

なお、法的措置の対象者とするか否かのより具体的な基準は、「県営住宅家賃長期悪質未納者選定基準（法的措置基準）（昭和54年9月11日決議）」に定められており、また、その際の公社における具体的な手続は「県営住宅家賃等の納付指導等事務処理要領」第14条に定められているが、ヒアリングによると、同条（2）に定める催告書の送付は、実際には行われておらず、県営住宅管理室は、そのことを把握していなかった。

明渡請求訴訟は、原則として、県営住宅管理室の職員が県の指定代理人となつて遂行するが、個別の内容により、県の職員による対応が困難と考えられる場合には、後述のとおり弁護士に依頼をすることがある。

キ 退去後の滞納者に対する請求

家賃の未払いがある状態で退去し、退去後も支払いのない債権については、後述のとおり弁護士に回収を委託している。

なお、自主退去の場合を含め、退去後の、障子、ふすまの貼替えや畳の表替え等に要する費用については、住宅条例及び賃貸借契約により入居者の負担となつていく。

ヒアリングによると、この費用については、具体的には退去の点検時に入居者に15ないし20万円程度の現金を持参してもらい、修繕を行う業者と直接契約をしてもらって、費用を直接支払ってもらうという方法を採用しているとのことである。また、正式な退去手続を行わないまま帰国した外国人など、入居者に連絡がつかず、入居者への請求が困難な場合には、新たな入居者の募集を行うためやむを得ず県の予算で修繕を行うことがあるが、その費用については入居者へ請求していないとのことであった。

愛知県営住宅条例
(入居者の費用負担義務)

第15条 次の各号に掲げる費用は、入居者が負担しなければならない。

- 一 障子、ふすまの貼替え、ガラスの貼替え、畳、建具その他附属器具の修繕に要する費

オ 連帯保証人等への通知

納付指導をしても納付の確約を得られない家賃滞納者については、滞納月数が4か月以上になった段階で、連帯保証人や緊急連絡先として定められている者に対し、公社から、電話や文書によって、家賃滞納者へ納付履行を促すことの協力を依頼する（県営住宅等の督促等事務処理要領第7条・県営住宅家賃等の納付指導等事務処理について4（1））。

県営住宅等の督促等事務処理要領第8条には、「連帯保証人に対して納付履行の協力依頼をしても家賃納付のない場合で必要と認められるときは」、一定の手続を踏んだ上で「連帯保証人に対して保証債務履行請求通知書を送付する」旨定められている。しかしながら、ヒアリングによると、連帯保証人に対する保証債務の履行請求は、後述（後記ク）の不納欠損処分前にするほかには行っておらず、公社の職員が連帯保証人と電話で話をする際に、連帯保証人が自主的に支払いを申し出た場合には、納付書を渡して納付してもらうとのことであった。

県営住宅等の督促等事務処理要領

(連帯保証人又は緊急連絡先への納付協力依頼)

第7条 公社及び住宅管理事務所は、納付指導をしても納付の確約を得られない家賃滞納者については、連帯保証人又は緊急連絡先に対し、必要により文書等で家賃滞納者へ納付履行を促すことの協力を依頼する。

(連帯保証人への保証債務履行請求)

第8条 公社及び住宅管理事務所は、連帯保証人に対して納付履行の協力依頼をしても家賃納付のない場合で、必要と認められるときは、連帯保証債務履行請求該当者名簿（略）及び連帯保証債務履行請求通知（略）を作成し、公社は住宅管理事務所をとりまめの上県営住宅管理室に送付する。

2 県営住宅管理室は、公社から連帯保証債務履行請求該当者名簿の送付を受けたときは、連帯保証債務の履行請求決定をし、公社を経由して当該連帯保証人に対して保証債務履行請求通知書を送付する。

県営住宅家賃等の納付指導等事務処理について

4. 長期滞納者（6ヶ月以上）の納付指導方法

納付指導は、基本納付指導方法を原則実施することとするが、滞納者の事情により指導方法が異なることもあるので、次に掲げる項目ごとの実施するものとする。しかし、長期滞納者には強い納付指導を行うことが大原則であるが、納付意志のない者に対しては法的措置を視野に入れた納付指導を行うこととする。（略）

(1) 滞納月数が4ヶ月以上になった者に対し、連帯保証人に電話や文書で協力依頼を事前に行っておく。（以下略）

カ 法的措置について

ヒアリングによれば、県では、明渡しを求めるときに限り、法的措置（訴訟等）を採っているとのことであった。その具体的な流れは以下のとおりである。

納付指導がなされたにも関わらず、納付の誠意を示さず、かつ、家賃の滞納月数

【図表6-3】不納欠損処分年度別一覧表(過去)

処分年度	家賃		駐車場		合計	
	人数(人)	金額(円)	人数(人)	金額(円)	人数(人)	金額(円)
1988	25	2,124,355			25	2,124,355
1989	77	8,493,182			77	8,493,182
1990	69	6,905,037			69	6,905,037
1991	99	18,996,308			99	18,996,308
1992	86	16,475,771			86	16,475,771
1993	91	14,940,980			91	14,940,980
1994	78	12,894,500			78	12,894,500
1995	110	16,872,691			110	16,872,691
1996	128	24,389,054			128	24,389,054
1997	121	23,212,179			121	23,212,179
1998	106	21,615,438			106	21,615,438
1999	116	17,852,150			116	17,852,150
2000	130	20,566,115			130	20,566,115
2001	99	16,249,005			99	16,249,005
2002	114	20,503,800			114	20,503,800
2003	155	26,927,994			155	26,927,994
2004	127	26,221,871			127	26,221,871
2005	143	23,030,074			143	23,030,074
2006	168	31,983,885			168	31,983,885
2007	175	32,009,165	2	34,230	177	32,043,395
2008	147	37,160,378	3	65,820	150	37,226,198
2009	176	38,143,401	22	98,200	198	38,241,601
2010	170	34,517,011	19	144,480	189	34,661,491
2011	95	25,809,788	9	102,580	104	25,912,368
2012	96	19,412,708	28	244,760	124	19,657,468
2013	100	17,141,718	34	226,930	134	17,368,648
2014	256	47,255,497	109	1,197,660	365	48,453,157
2015	225	38,818,641	103	1,103,040	328	39,921,681
2016	212	43,437,216	110	1,277,350	322	44,714,566
2017	258	50,941,274	158	1,935,390	416	52,876,664
2018	97	18,433,264	46	691,010	143	19,124,274
2019	110	24,249,142	42	766,970	152	25,016,112
2020	126	32,344,074	56	1,065,660	182	33,409,734
2021	38	7,605,342	31	291,440	69	7,896,782
累計	4,323	817,533,008	772	9,245,520	5,095	826,778,528

用(以下略)

県営住宅賃借契約書(普通県営住宅向)
(入居者の費用負担義務)
第15条 別表に掲げる費用は、乙が負担しなければなりません。
別表(第15条関係)

区分	費用
修繕等に要する費用	1 障子及びびすまの張替えに要する費用 2 ガラスのはめ替えに要する費用 3 畳の表替えに要する費用(以下略)

ク 不納欠損処分

消滅時効期間を経過している債権については、不納欠損処分手続する。

具体的には、まず、退去者のうち、退去日より5年を経過している者や法的措置をとった者については判決確定等をした日の翌日から10年を経過した者をリストアップする。次に、リストアップした対象者の中から、最後の入金から5年もしくは10年を経過した者について、改めて本人及び連帯保証人の居所調査を行う。居所調査の結果、居所が判明した場合には、後述(後記8)の債権回収を委託している弁護士に催告を委託し、連帯保証人に対しても保証債務の履行請求を行う。居所が判明しない者や死亡が確認できた者については、念のため、最近の入金がないか再度確認し、入金を確認できない者について不納欠損処分の対象者とする。

2016年度から2021年度までの不納欠損処分の人数及び金額は【図表6-2】のとおりである。

【図表6-2】不納欠損処分額の推移 (金額単位:千円)

処分年度	家賃(法的)		家賃(一般)		駐車場(法的)		駐車場(一般)		合計					
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額				
2016	152	21,135	60	22,302	212	43,437	106	1,185	4	93	110	1,277	322	44,715
2017	175	22,640	83	28,301	258	50,941	153	1,755	5	180	158	1,935	416	52,877
2018	81	11,755	16	6,678	97	18,433	44	592	2	99	46	691	143	19,124
2019	68	8,132	42	16,117	110	24,249	42	767	0	0	42	767	152	25,016
2020	64	10,523	62	21,821	126	32,344	46	698	10	367	56	1,066	182	33,410
2021	27	3,513	11	4,093	38	7,605	31	291	0	0	31	291	69	7,897

なお、ヒアリングによれば、不納欠損処分した債権に関する資料も県において無期限で保管をしているとのことであった。そのうち、1988年度以降のものを累計したところ、【図表6-3】のとおり約8億2678万円で、県庁外の倉庫で保管している1987年度以前の文書を確認して集計すればそれ以上に上るとのことであった。

7 弁護士への委託（法的措置）について

(1) 概要

家賃滞納者への明渡請求訴訟は、原則として県営住宅管理室の職員が行っているが、個別の事情により職員による対応が困難な案件については、弁護士に委託している。

また、県は普通県営住宅の入居者の収入が2年間引き続き基準を超えた際には、公営住宅法第29条第1項に基づき明渡しの請求（高額所得者に対する明渡請求）をすることができるところ、入居者が任意の明渡しに応じず、明渡請求訴訟を提起することになった場合には、全件について弁護士に委託している。

公営住宅法

第29条 事業主は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き五年以上入居している場合において最近二年間引き続き政令で定める基準を超える高額の収入のあるときは、その者に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。（以下略）

(2) 委託の実績

法的措置をとった案件のうち、2017年度から2021年度までの、弁護士に委託した件数と委託金額（弁護士報酬）は以下のとおりである。

ア	家賃滞納に係るもの		
	2018年度	1件	金額：54万円
	2021年度	1件	金額：55万円

イ 高額所得者に係るもの

	2020年度	1件	金額：33万円
	2021年度	2件	金額：66万円

(3) 委託者の選定及び委託金額の算定方法

ア 委託者の選定方法

明渡請求訴訟は、特定の弁護士との間で随意契約を締結して委託している。財務規則第164条の2は、随意契約を締結する際には「なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない」と定めているが、ヒアリングによれば見積書は徴取していないとのことであった。

イ 委託金額の算定方法

委託金額については、県の内部規定である「県又は知事が当事者である訴訟の弁護士報酬支払の基準」にしたがって、家賃滞納に係るものについては、通常の事件として、高額所得者に係るものについては、軽易な事件として扱い、いずれも着手金のみ支払っているとのことであった。

財務規則第127条は、「契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなくてはならない」旨定めているが、ヒアリングによれば、契約書は作成していないとのことであった。

また、同第129条は第1項第1号で、「契約の金額が百万円を超えないときには契約書の作成を省略できる」ことを定めており、「第一号の規定により契約書の作成を省略した場合には、知事が特に必要がないと認めたときを除き、契約に関する必要な事項を記載した請書又はこれに類する書類を徴しななければならない」としているが、こうした書類も作成していないとのことであった。

その他、委託先の弁護士との間では、裁判所に提出する委任状以外に書面を取り交わしていないとのことであった。

愛知県財務規則
（契約書の作成）

第127条 契約担当者は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しななければならない。
（契約書の省略）

第129条 契約担当者は、次に掲げる場合には、第二百二十七条の規定にかかわらず契約書の作成を省略することができる。

- 一 契約の金額が百万円を超えないとき。
- 二 せり売りに付すとき。
- 三 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- 四 随意契約で次に掲げるとき。
 - (一) 国若しくは地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二項に規定する独立行政法人をいう。）若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）と契約をするとき。
 - (二) その性質上契約書を作成することが困難な契約をするとき。
- 2 前項第一号の規定により契約書の作成を省略した場合には、知事が特に必要がないと認めたときを除き、契約に関する必要な事項を記載した請書又はこれに類する書類を徴しななければならない。
（見積書の徴取）
- 第164条の2 契約担当者は、随意契約によるうとするときは、なるべく、二人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴さなければならない。

県又は知事が当事者である訴訟の弁護士報酬支払の基準

- 1 着手金及び完成謝金について
着手金及び完成謝金は、それぞれ次の額とする。
ア 軽易な事件 30万円

- イ 通常の事件 50万円
- ウ 重要な事件 70万円

2 中間謝金について

長期間（2～3年）係属した場合の中間謝金は、次の額とする。2.5万円
 3 特に重要な事件に係る着手金、中間謝金、完成謝金はその都度決裁の上決定するものと
 する。
 4 上記の着手金、中間謝金及び完成謝金の額は、消費税及び地方消費税の額に相当する額
 を含まない。

8 弁護士への委託（退去後の滞納者への請求）について

県は、他県の事例があり外部委託により未収金を縮減できること、完全成功報酬制は
 県にランニングコストが発生せずメリットが大きいこと、市場環境が整ってきたことな
 どを背景として、2010年度から退去滞納者家賃等回収業務についても外部委託する
 検討を開始し、2010年12月からプロポーザル方式により委託先を選定し、外部委
 託を実施している（第4の5参照）。

(1) 概要

県は、県営住宅の滞納家賃等債権のうち、退去者に係る滞納家賃等債権について、
 弁護士に対し、完全成功報酬制により回収業務を委託している。

(2) 委託先の選定方法

3年に1度、公募を行い、いわゆるプロポーザル方式により、委託者を選定してい
 る。なお、プロポーザルへの参加資格は、弁護士又は弁護士法人に限定している。

(3) 委託内容

ア 委託対象債権

委託する債権の範囲は、県営住宅を退去した者が滞納していた各使用料である。
 ただし、以下の債権は除いている。また、連帯保証人への請求は委託していない。
 （業務仕様書より）

(ア) 破産、免責となった滞納者に係る債権

(イ) 死亡、又は受刑中である滞納者に係る債権

(ウ) 分割納付中又は支払方法等について相談中である債権

(エ) その他、県が自ら督促を行うことが適当と判断した債権

なお、委託開始後契約期間中に新たに発生した滞納家賃等については、県で対象
 債権とするか判断した後、受託者へ委託する。

イ 委託業務

委託する業務内容は概ね以下のとおりである。

(ア) 回収業務

債務者に対し、文書、電話等により催告を行い、滞納家賃等の回収を行う。

(イ) 居所等調査業務

居所が明らかでなく上記の業務が実施できない債務者については、居所等の所

在調査を実施する。

(ウ) 収納業務

債務者等からの入金については、受託者は、銀行口座を開設し、その口座へ一
 旦集金し、県が発行する納入通知書により納付する。

(エ) 報告業務

毎月の定期報告のほか、必要に応じて適宜報告をする。

(4) 実績

2017年度から2021年度までの委託金額、回収金額、回収率は【図表6-4】
 のとおりである。

【図表6-4】委託金額、回収金額、委託料の推移（金額単位：円）

年度	委託金額	回収金額	回収率	委託料
2017	532,587,006	14,949,067	2.81%	3,438,281
2018	602,124,327	24,953,982	4.14%	5,739,408
2019	617,674,592	19,475,895	3.15%	4,274,530
2020	639,972,156	14,921,118	2.33%	3,103,586
2021	658,517,418	14,985,210	2.28%	3,116,917

しかし県は、不納欠損処分の前段階を除いて連帯保証人への請求をしておらず地方自治法施行令第171条の2に反する。

なお、ヒアリングによれば、県が不納欠損処分の前段階を除いて連帯保証人へ請求をしていない理由は、以下のとおりであった。

① 県営住宅の入居者は、母子家庭、年金生活の高齢者、生活保護世帯等所得の少ない世帯が多く、その連帯保証人についても、入居者と同様の状態にあり、支払い能力が乏しい方が少なくない。このため、支払いの意思が示された場合や不納欠損処分をするための事前調査の場合を除き、連帯保証人へは支払いの協力要請を行うにとどめている。

② 2020年4月1日以降に入居する者については、連帯保証人を求めていることとの均衡から、すでに連帯保証人がいる場合には、連帯保証人に請求することは適切で無いと判断した。

このうち①については、連帯保証人の中に支払い能力が乏しい者がいるとしても、一律に連帯保証人への請求を行わない理由とはならない。

一方、②のように2020年4月1日以降の入居者について連帯保証人を求めないこととしたのは、「住宅に困窮する低額所得者への住宅提供」という公営住宅の目的を踏まえ、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきである」（「公営住宅への入居に際しての取扱い」（国住備第503号平成30年3月30日）という通知が国土交通省から出されたことを踏まえてのことであるが、この通知は、入居の際の取扱いについてのものであり、既に入居して連帯保証人が存在するケースには妥当しない。

県として、①のような福祉的な観点から、②の事情も考慮して一律に連帯保証人に対する請求をしないこととしたのであれば、内部的な要領もそのように変更するとともに、現存する連帯保証人に対して連帯保証債務履行請求権を放棄し、将来に向けて連帯保証契約を解除する旨の意思表示をするか合意解除する等、連帯保証人の立場と責任を明確にすべきである。

関連する指摘として、第2章第4の7(3)を参照されたい。

(3) 明渡しを求めめる場合以外にも訴訟手続による履行請求を検討するべき【指摘】

普通地方公共団体の長は、債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求しなければならぬ（地方自治法施行令第171条の2第3号）。

しかしながら、県では、明渡しを求めめる場合を除いて訴訟手続による履行請求をしていない。

この点につき、県は、入居中の者については、家賃の滞納が6か月以上となった時点で明渡請求訴訟を提起し、その中で未払家賃についても請求することから、それ以上

9 監査の結果

(1) 延滞金の減免又は徴収猶予の手続を経るべきである【指摘】

延滞金については、住宅条例第13条第1項において、「納期限までに納付しなかつた者からは、(略)延滞金を徴収する」と規定されており、徴収するか否かについて県に裁量の余地はない。しかし、県は法的措置をとった者を除いて徴収しておらず、同条項に違反している。

なお、ヒアリングによれば、県が延滞金を徴収していない理由は以下のとおりであった。

- ・母子家庭、年金生活の高齢者、生活保護世帯等、所得の少ない世帯が多く、福祉的な見地から。
- ・家賃の支払い能力に乏しい者から、さらに延滞金を徴収することは容易でない。
- ・延滞金の支払いにより、次の家賃が払えなくなる可能性がある。
- ・延滞金の算定基礎となる家賃額が低いことから、延滞金の算定やその納入を通知する納入通知書の発行等に費やす経費に見合う額の回収が期待できない。
- ・現行の家賃計算システムの改修を要し、費用対効果が低い。

しかしながら、福祉的な観点から延滞金を徴収することが適当でない場合には、県としての方針や基準を定めた上で、個別の事情を踏まえ、必要に応じて延滞金の減免や徴収の猶予等の措置（住宅条例第13条第2項、第12条第1項、住宅規則第12条第1項、地方自治法施行令第171条の5ないし7）をとるべきである。

愛知県営住宅条例
 (家賃の減免及び徴収猶予)
 第12条 知事は、病気、貧困、災害その他特別の理由がある者に対しては、家賃の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。(略)

第13条 (略)
 2 前条第一項の規定は、前項の延滞金に準用する。

愛知県営住宅管理規則
 (家賃免除等の申請)
 第12条 条例第12条第1項(条例第13条第2項(略)において準用する場合を含む。)の規定により家賃(条例第13条第2項において準用する場合は延滞金(略))の全部若しくは一部の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、県営住宅家賃等減免(徴収猶予)申請書又は県営住宅家賃福祉減額申請書を、知事に提出しなければならない。

(2) 保証人に請求しない場合は基準を明確化して保証債務を放棄するべき【指摘】

普通地方公共団体の長は、債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、当該債権について保証人がいる場合には、保証人に対して履行の請求をしなければならぬ（地方自治法施行令第171条の2第1号）。

また、県営住宅家賃等の督促等事務処理要領第8条等にも、連帯保証人に対して納付履行の協力依頼をしても家賃納付のない場合で必要と認められるときには、連帯保証人に対して履行請求をすることを定めていることは既に述べたとおりである。

い入居者に対して行う督促等の事務処理に必要な事項を定めた「県営住宅家賃等の督促等事務処理要領」を作成し、適宜改正をしている。

しかしながら、以下のとおり要領の規定どおりの運用がなされていない部分があることから、要領にしたがった運用をすべきである。

仮に、要領に定める方式より実際の運用の方が合理的であると県が考えるのであれば、要領を改正すべきである。

ア 第2条

規定：公社は、滞納者を明確にするため県営住宅滞納者一覧表を家賃等の使用料ごとに作成する。

運用：滞納者の把握は専用のシステムで確認できるため、一覧表の作成を省略している。

イ 第8条

規定：（第1項）公社及び住宅管理事務所は、連帯保証人に対して納付履行の協力依頼をしても家賃納付のない場合で必要と認められるときは、連帯保証債務履行請求該当者名簿（様式督4）及び連帯保証債務履行請求通知（様式督5）を作成し、公社は、住宅管理事務所をとりまとめの上県営住宅管理室に送付する。

（第2項）県営住宅管理室は、公社から連帯保証債務履行請求該当者名簿の送付を受けたときは、連帯保証債務の履行請求決定をし、公社を經由して当該連帯保証人に対して保証債務履行請求通知書を送付する。

運用：連帯保証債務履行請求該当者名簿の作成実績や連帯保証債務の履行請求決定実績はない。

ウ 第9条

規定：公社は、年度繰越滞納者数について次の各号に掲げる書類を家賃等の使用料ごとに作成し、必要に応じ別途県営住宅管理室が指定する日までに報告する。

（1）県営住宅家賃等の滞納者理由別報告書（様式督6）

（2）県営住宅家賃等の滞納者滞納月数別報告書（様式督7）

運用：公社は、専用システムにて滞納状況を随時更新しているため、指定様式での直接報告はなく、県で必要時にシステムを用いて把握している（滞納理由別については年4から5回、滞納月数については毎月）。

(6) 滞納者が死亡した債権はその相続人への請求を検討しなければならぬ【指摘】
退去後の債権回収業務の委託の際には、滞納者が死亡している債権を委託対象債権から除いている。そして、ヒアリングによれば、当該債権については、その後、相続人調査などをすることもなく、不納欠損処分のための事前調査を行い、連帯保証人への請求を行っているのみとのことである。

前には訴訟手続による履行の請求を行っていないという説明であった。

確かに、入居中の者については上記の運用でも差し支えないと考えるが、退去後の滞納者については、もはや明渡請求訴訟を行う機会はないのであるから、家賃の滞納について訴訟手続による履行請求を一律に行わない理由はなく、少なくとも訴訟手続を検討すべきである。

駐車場使用料については2019監査年度の定期監査でも指摘されていたが、その後も訴訟手続による履行の請求はなされおらず、また、他の使用料についても、明渡しを求めめる場合を除いては訴訟手続による履行の請求がなされていないことから、改めて指摘として取り上げる。

指摘の詳細については、第2章第4の8を参照されたい。

(4) 公社要領にしたがった運用がなされていない点はその整合性を検討すべき【意見】

ア 督促の時期について

納付期限後督促までの期日について、公社要領第5条には、「督促状の発行年月日を、原則として納付期限後20日を経過した日の翌日」とする旨の記載があるが、コンビニで納付がなされた場合には、入金確認までに概ね25日程度かかることから、「納付期限後20日を経過した日の翌日」に督促状を発行することは事実上不可能となっており、現に公社要領第5条にしたがった運用はなされていない。

イ 長期悪質滞納者に対する手続等（第14条）について

公社の賃貸住宅課等は、法的措置を執る必要があると認められる者について、名簿を作成した上で、作成した名簿に基づき滞納額の催告書により対象者に通知をしなければならぬ（公社要領第14条（1）（2））。しかしながら、県営住宅管理室に対するヒアリングによれば、実際の運用としては催告書による通知はなされおらず、また、県営住宅管理室は、今回のヒアリング以前にそのことを把握していなかった。

ウ 公社要領の位置づけと運用について

公社要領は、公社が内部規定として作成したものであり、要領にしたがった運用がなされていないことが直ちに県との関係で債務不履行になるとまではいえない。しかしながら、ヒアリングによれば、公社要領を作成するに当たっては、県も内容を確認していることとあり、公社の業務内容の適否を確認する際には、公社要領にしたがった業務がなされているか否かは重要な指針の一つになると考えられる。したがって、県としては、公社要領のとおり業務が行われているか適宜確認をした上で、公社要領と異なる運用がなされているのであれば、その是正を求めるべきであり、公社要領に促った運用が困難といえる合理的な理由がある場合には、公社要領自体を変更するよう要請すべきと考える。

(5) 要領にしたがった運用がなされていない点は両者を整合させるべきである【指摘】
県営住宅管理室は、県営住宅の管理にあたって、各使用料を納期限までに納付しな

しかしながら、滞納者が死亡した場合であっても、滞納者に相続人がいる場合には、当該相続人に請求できる可能性があるのだから、少なくとも相続人調査及び判明した相続人への請求はすべきである。

(7) 不納欠損処分の実態を反映させるべきである【意見】

県営住宅賃貸等の督促等事務処理要領第11条第1項は、「県営住宅管理室は、公社及び住宅管理事務所から滞納者の納付指導経過及び現況等の事情聴取をし、滞納者で地方自治法第236条第1項の消滅時効に該当している者があつたときは、不納欠損処分の手続をとる」旨定めており、他の事由による不納欠損処分について特に規定を設けていない。したがつて、各使用料の滞納者は、その資力の有無や滞納に至つた事情に関わらず、最終的には消滅時効期間経過を理由として不納欠損処分がなされることになる。

しかしながら、このような一律の処理では、仮に、滞納者の無資力や費用対効果の観点から徴収しなかつたという債権があつたとしても、単なる時効期間経過と区別ができず、県の管理の適否を判断することができない。

したがつて、不納欠損処分をする際には、そこに至つた事情によつて区別して取り扱うべきである。

なお、地方自治法第236条第1項は、一般的に公債権に適用される条項と解されていることから、県が各使用料を公債権と認識しているような誤解を招き兼ねないため、この記載についても再検討されたい。

第2章第4の4及び5の【意見】を参照されたい。

(8) 原状回復費用の請求について検討されたい【意見】

退去後の、障子、ふすまの貼替えや量の表替え等に要する費用（以下「原状回復費用」という）について、住宅条例第15条及び県営住宅賃貸借契約を根拠に、原則として退去の点検時に入居者に現金を持参させて、修繕業者に直接支払わせる方法によつて入居者に負担をさせている一方で、県の予算で修繕する場合もありその費用については入居者へ請求していない。

県によると、請求していない理由は、正式な退去手続を行わないまま帰国した外国人など請求不能な場合に限り県の予算で修繕しており、請求することが困難なためとの書面回答であつたが、ヒアリングしたところ、入居者が現金を持参せず、入居者への請求が困難な場合には、新たな入居希望者への募集を優先するためにやむを得ず県の予算で修繕を行い、退去した入居者には請求していないとのことであつた。

しかしながら、退去した入居者の対応によつて、原状回復費用の負担を求めたり求めなかつたりすることは不平等であり、適切でない。少なくとも、その費用を退去した入居者に請求することの費用対効果を検討するべきであり、請求することを最初から排除するべきではない。

(9) 不納欠損処分をした事案の債務者と文書の管理を適時に終了するべき【指摘】

建築局は、不納欠損処分した後も、債権が実体的には消滅していないことから債権と記録を管理し続けていく（【図表6-3】）。しかし、ほぼ無価値となつた債権は回収可能性を改めて検討の上債権放棄等し、文書は県庁外の倉庫に保管中のものも含めて適時廃棄処分するべきである。

詳細は、第2章第4の1及び12を参照されたい。

第7 教育委員会事務局

1 債権と収入未済額

教育委員会事務局が所管する債権の2021年度末の収入未済額は、【図表7-1】のとおりである。収入未済額の推移は【図表2-2.4】、不納欠損処分額の推移は【図表2-2.5】のとおりであった。

債権名	債権の種類	調定額	不納欠損額	収入未済額
高等学校等奨学事業貸付金収入	私債権	1,714,195,503	2,353,000	840,502,332
定時制及び通信制課程 修学資金貸付金収入	私債権	588,000	0	504,000
教育・スポーツ費権入	私債権	269,079,652	0	3,115,582
県立学校授業料	非強制徴収公債権	12,969,040,052	0	433,800
合計		14,952,903,207	2,353,000	844,555,714

2 高等学校等奨学事業貸付金収入(私債権)

(1) 概要

ア 愛知県高等学校等奨学金制度については、経済的な理由により学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程(以下「高等学校等」という)における修学が困難な者に対して、無利息で奨学金の貸与を行っている。

イ 根拠法令

愛知県高等学校等奨学金貸付条例、同施行規則

ウ 貸与要件

愛知県高等学校等奨学金貸付条例第2条によると、要件は次の①～⑤全てを満たすことである。

- ①親権を行う者又は未成年後見人(貸与を受けようとする者が成年者である場合にあっては、その者)が県内に住所を有する者であること。
- ②高等学校等に在学する者であること。
- ③父母(父母がない場合その他の規則で定める場合)にあっては、規則で定める者)の所得の額が規則で定める基準額以下の者その他規則で定める世帯に属する者で、経済的な理由により修学が困難なものであること。
- ④母子及び父子並びに修学が困難なものであること。
- ⑤母子及び父子並びに修学が困難なものであること。

与条例(昭和四十九年愛知県条例第六十号)の規定による修学資金の貸与その他規則で定める資金の貸与を受けていない者であること。

⑤特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)の規定による就学のための必要な経費の支弁を受けていない者であること。

また、上記③の「規則で定める場合」とは、愛知県高等学校等奨学金貸付条例施行規則第2条に定められており、収入基準額は、父母等の市町村住民税所得割の課税総所得金額の合計額から、父母等に申請年度の1月1日時点で19歳未満の扶養親族がいる場合は、16歳未満の方一人につき33万円、16歳以上19歳未満の方一人につき12万円を差し引いた後の額が230万円である。

エ 貸付月額及び返還年数

貸与する月額と返還年数は、国・公立、私立、それ以外の区分に応じて【図表7-2】のとおりである。

【図表7-2】貸付月額及び返還年数

区分	国・公立	私立	左記以外で選択できる金額 (公私・自宅・自宅外の区別なし)
自宅通学	18,000円	30,000円	11,000円
自宅外通学	23,000円	35,000円	
返還年数	10年	12年	6年

オ 申請の方法・貸付けの決定及び奨学金の交付時期

申請方法 在学する学校が指定する期限(6月上旬頃)までに、学校に書類を提出。貸与の決定 8月中旬頃に決定。各学校を経由して本人に通知。

交付時期 年3回、8月末頃(4月～8月分)、12月末頃(9月～12月分)、2月末頃(1月～3月分) 奨学生本人の口座あてに振り込む。

緊急採用 父母の死亡・退職等により緊急に貸付けが必要となった場合、12月末まで随時受付。

カ 返還の期間及び方法

卒業等の半年後から、返還年数(上記エ参照)の期間で、月賦、半年賦又は年賦の均等割で、納入通知書又は口座振替(月賦は口座振替のみ)により返還する。

(2) 債権の発生原因

金銭消費貸借契約に基づく貸付金返還請求権であり、私債権である。奨学生からは、借用証書、連帯保証人からは保証書が差し入れられる。

(3) 収入未済の状況

ア 定期監査調査書

定期監査調査によると、2017年度～2021年度の収入未済額、不納欠損処分等の金額は【図表7-3】のとおりである。

【図表7-3】年度毎の収入未済額、不納欠損処分額等の推移 (円)

年度	貸付額	返還額	収入未済額	免除額	不納欠損額
2017年度	773,779,000	596,140,369	161,981,285	1,005,750	937,950
2018年度	646,097,000	639,651,793	175,641,996	4,682,148	1,090,716
2019年度	543,810,000	672,346,083	184,865,508	3,597,600	564,100
2020年度	454,715,000	707,302,679	172,651,748	1,840,200	1,175,900
2021年度	398,426,000	723,568,868	163,203,411	5,909,100	2,353,000

イ 免除額と免除の理由

2021年度の免除額59万9100円の対象債務者は18名、免除理由の内訳は、本人死亡9名、労働能力喪失2名、破産による免責7名であった。なお、2020年度以前のもは、集計に時間を要するとして、県から回答を得られていない。

本債権の免除については、愛知県高等学校等奨学金貸付条例において、次のように定められている。

愛知県高等学校等奨学金貸付条例
 第十条 知事は、奨学金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、奨学金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。
 一 死亡したとき。
 二 精神又は身体に著しい障害を受けたとき。

県は、「奨学金の貸付を受けた者」が、「死亡したとき」「精神又は身体に著しい障害を受けたとき」のいずれかに該当するに至った場合、同条例に基づき、連帯保証人の支払能力にかかわらず、全額を免除しているとのことである。

破産による免責の場合、実体上は免除（債権放棄）していない。下記でも述べるとおり、破産による免責の場合、実体上は免除（債権放棄）していない。

ウ 不納欠損処分とその後の簿外管理
 2021年度の不納欠損処分額23万3000円の対象債務者は7名、不納欠損処分の理由は、いずれも破産による免責であった。

教育委員会事務局においては、不納欠損処分をした債権は、簿外管理としている。その理由は以下のとおりである。

【簿外管理とする理由】
 債務者が破産・免責した後の債務は当然に消滅するのではなく、債権者からの請求は不可能となるが、破産者からの任意の弁済は可能な「自然債務」として残存する。破産・免責は条例上の免除事由には該当しないため、債権を消滅させるためには債権放棄（地方自治法第96条第1項第10条により県議会の議決が必要）が必要となる。また、高等学校等奨学金は民法上の私債権であるため消滅時効は10年であり、地方自治法上の公債権と異なり債権者からの時効の援用がなければ消滅しない。

しかし、回収見込がない債権を長期間管理することはコストもかかる上、適切な財政状況を把握する上で妨げとなる。そのため同種の私債権を管理する関係課に対し、債務者全員が破産・免責した場合の対応を照会したところ、いずれも『不納欠損処分を行い、簿外管理とするが、債権放棄はしない』こととして整理されていることが確認された。

よって、本債権についても、既測定分については不納欠損処分を行い、未測定分についても期間を定めて回収し簿外管理とするが、債権放棄はせず、債務者から任意の弁済があった場合は個別に測定した上で繰入することとする。

(4) 収入未済の解消に向けた取組

ア 債権管理方法

専用の奨学金管理システムにより、奨学生毎に、返還状況を管理している。同システムには、貸与額及び返還状況のほか、督促状況、外部委託情報等が記録されている。

イ 外部委託

返還金が概ね1年以上3年未満滞っており、県が適当と認めた場合、回収業務等を外部に委託している。委託先は、プロポーザル形式により決定しており、2019年度から2021年度までの長期継続契約である。

ウ 法的措置

滞納期間が6年以上の者及びその連帯保証人に対しては、返還計画あるいは現在の状況を回答するよう求める文書を送付し、これに回答しない者及び返還が困難な旨回答したにも関わらず、返還が困難な理由を示す書類を提出しない者に対しては、民事訴訟の対象としている。また、過去に、返還計画あるいは現在の状況を回答するよう求める文書に回答をしたものの、6か月以上返還実績がない者に対しては、提訴予告文書を送付し、それでも返還がない者に対しても、民事訴訟の対象としている。

民事訴訟の対象とするかは、この基準により一律に判断しており、各債務者や連帯保証人の支払能力は調査していない。

訴訟提起にあたり、遅延損害金の請求はしていない。その理由は、後記5(3)記載の通りである。

県の勝訴判決後も返還しない者もいるが、強制執行は実施していない。

民事訴訟は、上記外部委託先以外の弁護士に委任している。弁護士への委任は随意契約によっており、費用は、愛知県教育委員会弁護士謝金支給基準に従っている。本件は、下記基準第3条(1)の「通常事件」に該当する。委任契約書は作成されていない。

愛知県教育委員会弁護士謝金支給基準

(目的)

第1条 この基準は、愛知県教育委員会が委嘱する弁護士に支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 謝金を支払う者は以下のとおりとする。

- (1) 愛知県教育委員会又は愛知県を当事者とする訴訟等における代理人弁護士
- (2) 愛知県人事委員会に対する愛知県教育委員会を処分者とする不服申立てにおける代理人弁護士

る法律に基づき、国が授業料に充てるための就学支援金を支給する制度であり、2014年4月より実施されている。受給資格は次のとおり定められている。

1 4年4月より実施されている。受給資格は次のとおり定められている。

- 高等学校等就学支援金の支給に関する法律
(受給資格)
- 第三条 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程）における就学について支給する。
- 2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。
- 一 高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く。）を卒業し又は修了した者
 - 二 前号に掲げる者のほか、高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、前項に規定する者の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）その他の同項に規定する者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者
 - 3 前項第二号の期間は、その初日において高等学校等に在学していた月を一月（その初日において高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の他の政令で定める月）にあっては、一月を超えない範囲内で政令で定める月数）として計算する。

上記第3条第2項3号の「就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者」は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令に、次のとおり定められている（いわゆる所得要件）。

- 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令
(保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者等)
- 第1条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第三条第二項第三号の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。
- 一 法第三条第一項に規定する者（次号及び次項第一号において「生徒等」という。）に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の第二項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長その他の文部科学省令で定める者を除く。以下この項において同じ。）がいる場合当該保護者
 - 二 生徒等に保護者がいない場合 当該生徒等（当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）
 - 2 法第三条第二項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者は、保護者等（前項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。）について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合又は当該保護者等が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者若しくは同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。以下この項及び第四条第二項

(支給金額)
第3条 謝金の支給額（消費税及び地方消費税を除く。）は原則として以下のとおりとする。

- (1) 着手金及び完成謝金
 - ア 重要事件 : 1件 700千円
 - イ 通常事件 : 1件 500千円
 - ウ 軽易事件 : 1件 300千円
 - エ 不服申立て : 1件 300千円
 - (2) 中間謝金
 - ア 着手金(及び完成謝金)の半額
- 2 代理人の事務負担が特に重い不服申立てについては、別に協議することによって前項に定める基準によらないことができるものとする。
- 第4条 謝金の支払い時期は別表のとおりとする。
- 第5条 この基準により難い場合には、その都度協議するものとする。
- 附 則 (略)

直近5年度間の提訴件数、請求額、回収額、裁判費用は【図表7-4】のとおりである。回収額は、各年度に提訴した案件について、2022年6月1日までに回収した累計額である。例えば、2019年度は、提訴件数50件、請求額合計2501万2800円に対して、2022年6月1日までに596万9000円を回収し、その裁判費用は254万4502円である。

【図表7-4】提訴件数、請求額、回収額、裁判費用の推移(2022年6月1日現在)

年度	提訴件数	請求額	回収額	裁判費用
2017年度	30件	15,489,750円	2,978,200円	1,833,420円
2018年度	43件	22,623,431円	4,816,800円	3,048,744円
2019年度	50件	25,012,800円	5,969,000円	2,544,502円
2020年度	41件	20,470,100円	5,360,100円	2,505,518円
2021年度	36件	17,141,378円	2,246,200円	1,916,908円
合計	200件	100,737,459円	21,370,300円	11,849,092円

3 県立学校授業料（非強制徴収公債権）

- (1) 概要
- ア 授業料
本債権は、愛知県立高等学校の授業料であり、2021年度の授業料（年額）は、全日制課程11万8800円、定時制課程2万2800円～3万2400円（単位による）、通信制課程1単位につき336円である。
- イ 高等学校等就学支援金制度
もつとも、生徒の8割程は高等学校等就学支援金制度の対象となり、授業料は無償となっている。高等学校等就学支援金制度とは、高等学校等就学支援金の支給に関する

項において「算定基準額」という。(保護者等が二人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額。第四条第二項において同じ。)が三万四千二百円以上である者とする。

一 高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)が支給される月の属する年度(当該月が四月から六月までの月であるときは、その前年度。以下この項において「就学支援金支給年度」という。)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。次号及び第四号第二項において同じ。)に係る同法第三百四十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得金額、同法附則第三十三條の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四條第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五條第一項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五條の二第五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五條の二第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四十四号)第八條第二項(同法第十二條第五項及び第十六條第二項において準用する場合を含む。)に規定する特別適用利子等の額(同法第八條第八項第四号(同法第十二條第七項及び第十六條第四項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた地方税法第三百四十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額(昭和四十四年法律第四十六号)第三條及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二の二第二項に規定する条約適用配当等の額(同法第十四條第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百四十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額(当該保護者等の生徒等が当該就学支援金支給年度の前年度の十二月三十一日において当該保護者等の地方税法第二百九十二條第一項第九号に規定する扶養親族である場合において、当該生徒等が当該就学支援金支給年度の合計額から三十三万円を控除して得た金額)に百分の六を乗じた額

二 就学支援金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百四十四條の六の規定により控除する額(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十條の十九第一項に規定する指定都市により当該就学支援金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割を課される者については、当該額に四分の三を乗じた額)

上記規定により支給資格を満たす者であっても、支給資格があることについては認定を申請し、認定を受けなければならないとされており(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条)、申請を行わなければ、就学支援金の支給を受けることはできない。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律(支給資格の認定)

第4条 前条第一項に規定する者(同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。)は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、そ

の在学する高等学校等(その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときはその選択した一の高等学校等の課程)の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事(当該高等学校等が地方公共団体の設置者である場合(当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。))にあっては、都道府県教育委員会)に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することに ついての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

ウ 授業料を負担する者

以上より、県立高等学校の授業料を負担することになる者は、所得要件を満たさず就学支援金の対象とならない者又は就学支援金の対象となるのに申請を行わない者や申請に必要な書類を提出しない者である。

(2) 債権の発生原因

授業料は、公の施設の使用料(地方自治法第225条)であると解されている(昭23・2・18自発652岡山県知事あて自治課長回答)。そして、愛知県立学校条例で具体的に定められた非強制徴収債権である。

(3) 収入未済の状況

ア 収入未済額

直近5年度間の滞納者数、滞納額合計は【図表7-5】のとおりである。

【図表7-5】滞納者数、収入未済額の推移

年度	過年度分		当該年度分		収入未済額合計
	未済額	滞納者数	未済額	滞納者数	
2017年度	¥69,300	9人	¥458,100	9人	¥527,400
2018年度	¥250,200	7人	¥346,500	7人	¥596,700
2019年度	¥118,800	4人	¥55,800	4人	¥174,600
2020年度	¥148,500	4人	¥121,500	4人	¥270,000
2021年度	¥156,600	6人	¥277,200	6人	¥433,800

2021年度における過年度分未済額(15万6600円)の内訳は、2017年度発生分(2名合計1万8800円)、2019年度発生分(1名1万3500円)、2020年度発生分(1名2万4300円)である。これらの滞納者が就学支援金を受けていない理由は、未申請2名、申請をしたものの必要書類(課税証明書)を提出しなかった者1名、更新手続を行わなかった者1名である。

また、2021年度に生じた収入未済(6名、合計27万7200円)の滞納者が就学支援金を受けていない理由は、未申請3名、申請をしたものの必要書類(課税証明書)を提出しなかった者2名、就学支援金受給資格を満たしていなかったが年度途中において経済状況が悪化した者1名である。

このように、授業料を滞納する者は、就学支援金が受けられる可能性が高いのに、申請をしない者または申請をしても必要書類を提出しない者がほとんどである。

イ 不納欠損処分の状況

直近5年度間の不納欠損処分の状況は以下のとおりである。

- 2017年度 2名合計4万2900円
- 2018年度 1名合計5万9400円
- 2019年度～2021年度 なし

不納欠損処分の理由は、いずれも、時効消滅である(地方自治法第236条第1項)。

(4) 収入未済の解消に向けた取組

ア 債権の管理方法

個別の債権については、各学校において、紙ベースで記録・管理している。債権全体の金額は、県が財務システムにより管理している。

滞納者については、各学校において督促の状況等を記録しているが、定まった様式はなく、各学校がそれぞれの方法で記録をしている。そのため、記録されている内容は各学校により異なる。

イ 徴収手続

授業料が納期限までに納付されない場合、納期限後20日以内に、期限(10日以内)を指定して、各学校が督促状を発送する。

督促状の納期限を過ぎても納付されない場合、未納の状況に応じ、各学校が郵便発送、架電、家庭訪問等により請求を行っている。

例えば、2017年度分の滞納者2名に対する請求の状況は、【図表7-6】及び【図表7-7】のとおりである。なお、滞納者Aの滞納額は2018年1月～3月分合計2万9700円、滞納者Bの滞納額は2017年4月～12月分合計8万9100円であり、それぞれの学校の生徒である。

【図表7-6】滞納者Aに対する督促の状況 (回)

	郵便発送	架電	家庭訪問
2018年	9	31	1
2019年	5	7	0
2020年	8	6	0
2021年	1	7	1

【図表7-7】滞納者Bに対する督促の状況 (回)

	郵便発送	架電	家庭訪問
2017年	0	不明	5
2018年	2	2	0
2019年	1	3	2
2020年	1	1	1
2021年	2	1	1

ウ 法的手続

訴訟、支払督促等、法的手続をとったことはない。県によると、その理由は、以下のとおりである。

訴訟：未納額を大幅に超過する経費を要するため。

支払督促：支払督促自体は低廉な額で処理できますが、

(1) 仮執行宣言付きの差し押さえ命令を受けても、差し押さえるものがない又は特定できないケースやそれでもなおお払いしないケースがみられる。

(2) 授業料未納者の多くは、生徒指導上等の問題もはらんでおり、不服申し立てに発展した場合、未納額を大幅に超過する訴訟経費を要することが想定できる。

といった事情があることから、未納となつている額・理由や、生徒及び保護者の状況を総合的に考慮して、支払督促を行うのが適切でないと判断したため。

4 私費会計

(1) 私費会計の存在意義

私費会計とは、個人用の教材や修学旅行、卒業アルバム代金積立金など受益者が直接負担すべき費用で、本来生徒・保護者が個々に契約・購入すべきものを取りまとめているもの(学校徴収金)や、特定の団体が団体の活動に要する経費として徴収するもの(うち、当該団体からの委任に基づき学校で会計処理しているもの(団体徴収金))である。

(2) 私費会計の種類

県では「私費会計の会計処理基準」を定めており、当該基準において私費会計を「学校徴収金」と「団体徴収金」とに大別している。

(3) 学校徴収金

学校徴収金は、個人用の教材や修学旅行、卒業アルバム代金積立金など、生徒に直接還元される性質のものであり、学校長及び学校徴収金運営協議会長名により徴収しており、以下の範囲内とされている。

- ア 学年会計
- イ 学年積立金会計
- ウ 生徒会会計
- エ 教育振興会計
- オ その他特殊及び臨時的な会計

学校徴収金の適正な運営及び執行を図るため、各校で定めた要項に基づいて学校徴収金運営協議会が各校に設置されている。

学校徴収金の徴収金額は、毎年当該協議会で定めているため、学校により徴収金額や徴収回数異なる。

(4) 団体徴収金

団体徴収金はPTA等の学校関係団体が、団体の活動に要する経費として、当該団体の長の名により徴収するものであり、当該団体からの委任に基づき、学校で会計を処理している。

5 監査の結果

(5) 管理方法
私費会計の取扱いについては、各県立学校が県教育委員会の定めた「私費会計の会計処理基準について」（平成2年3月19日教育長通知）に則って、予算の編成・執行、帳簿等の備付け、収入の通知・保管、契約、経費の支出、監査などを行っている。

(6) 所感
私費会計は、未納者に対して法的手続を取る際の申立人となるべき者やその費用負担者が明確でないため、法的手続を取ることが難しくなっている。そのため、未納者への利益享受の可否や、他の保護者の拠出金による補填の是非について議論の余地がある。将来、授業料が完全無償化された後には、私費会計のうち学校徴収金については、公費負担による無償化も視野に入れた検討を期待したい。

(1) 免除されていない債権を定期監査調書で免除額に含めるのは誤り【意見】
教育委員会事務局は監査委員事務局からの指示に従い、破産免責分についても免除額として例年計上している。

高等学校等奨学事業貸付金収入の免除については、愛知県高等学校等奨学資金貸与条
例において、奨学金の貸与を受けた者が①死亡したとき、②精神又は身体に著しい障害
を受けたときには、奨学金の返還の債務の全部又は一部を免除することができると規
定されている。破産後免責許可決定を得た場合に免除できるかについては、上記条例に
定められていない。実体としても、破産後免責許可決定を得た場合でも免除又は債権放
棄していない。そのため、破産免責の場合は免除額に含めるべきではない。

この点、県は、今後は、破産免責があった債権については、免除額としては計上しな
い処理をするとのことであるので、意見として記載する。

(2) 簿外管理している不納欠損処分済み債権を債権放棄等するべきである【意見】

高等学校等奨学事業貸付金収入のうち破産による免責許可決定を受けた債権につい
て、県は不納欠損処分をしたうえで、簿外管理としている。しかし、コストがかかるだ
けで、債権の簿外管理を続けるメリットはないに等しい。そこで、破産による免責許可
決定を受けた債権については債権放棄等するべきである。

意見の詳細は、第2章第4の1及び2を参照されたい。

(3) 訴訟において遅延損害金を請求するべきか検討されたい【意見】

高等学校等奨学事業貸付金収入の滞納者に対し訴訟を提起する場合、法定利率に基
づく遅延損害金の請求をすることが可能であるが、県は、遅延損害金の請求はしていな
い。その理由は、次のとおりである。

本奨学制度は、経済的な理由により修学が困難な者に対し奨学金を貸与することに
より、教育の機会均等を図り、もって有為な人材を育成するとともに、社会の健全な
発展を促すことを目的としています。教育の機会均等は、行政の責任において積極的
に取り組むべきことがらであり、貸与者から延滞金等を徴収する必要性は少ないた
め、遅延損害金の請求はしていません。

しかし、「教育の機会均等」に取り組みなければならないからといって、「延滞金等を
徴収する必要性」が少ないとはいえない。滞納者に対する訴訟手続において、遅延損害
金を請求することが、「教育の機会均等」を害するとも思われない。遅延損害金を請求
することにより、滞納を続けると負債額が増えることから、滞納者による任意の弁済が
ある可能性が高まる。遅延損害金を請求することについて県のデメリットは見当たら
ない。訴訟において遅延損害金を請求するべきか検討されたい。

なお、財務規則第130条第1項には、契約者が履行遅延した場合の違約金に関する
定めが置かれているため注意が必要である。約定利率（民法第419条）に関する意見
であるが、関連するものとして第2章第4の14を参照されたい。

教育的配慮の要請も減退するのであるから、各学校が督促を行うことが効果的であるとは思われない。

そこで、授業料について、県が債権管理することを検討するべきである。少なくとも、卒業生、特に、卒業後連絡がとれない滞納者に対する債権については、県において管理するようにするべきである。

(7) 収入未済解消のための手段のひとつとして法的手続を検討するべきである【指摘】
滞納者に対しては、各学校が郵便発送、架電または家庭訪問等により請求を行い、それでも支払われない場合、債権が時効消滅している（地方自治法第236条）。

長期滞納者には、各学校からの連絡に対し、応対しない者もいる。長期にわたり、応対しない者に、郵便、電話、家庭訪問等による請求を続けるのは無駄である。

かかる者に対しては、法的手続（支払督促、訴訟等）をとることも検討すべきである（地方自治法施行令第171条の2第3号参照）。

確かに、県の説明どおり、費用対効果の観点からすれば、費用倒れになる可能性が高い。しかし、県による債権回収においては、公平性も考慮する必要があるから、誠実に対応する滞納者に対する債権が残り、対応しらない滞納者に対する債権が時効消滅する結果となる運用は相当ではない。また、各学校が、生徒の卒業後も時効消滅するまで、請求を続けなければならない負担も考慮する必要がある。

よって、滞納金額や生徒または家族の状況、滞納理由によっては、支払督促や訴訟提起といった法的手続実施の是非を検討すべきである。そのためにも、少なくとも卒業生の滞納者については、上記(6)のとおり、県による統一的管理が必要である。

詳細については、第2章第4の8を参照されたい。

(4) 収入未済解消のための手段のひとつとして強制執行を検討するべきである【指摘】
高等学校等奨学事業貸付金収入について県は、判決に基づく強制執行を行っていない。その理由は、次のとおりである。

平成28年2月に試行的に名古屋地方裁判所へ債権差押え命令の申立てを行い、債務者5名に対し銀行口座への強制執行（2名は口座なし）をしました。3件118万円の債権額に対して回収は2,347円に留まる結果となりました。（申立書作成費用約9,348円 申立費用6,898円）

県の説明は、2016年に試行的に強制執行したものの、回収額を費用が上回ったことから、現在は、強制執行を行っていないという趣旨と理解される。

しかし、強制執行が奏功するか否かは、各滞納者の状況により異なる。現在では、2016年よりも、第三者からの情報取得手続等財産調査の手段は増えている。滞納者に対する財産調査を一切行うことなく、強制執行の選択肢を最初から排除するのは相当ではない（地方自治法施行令第171条の2参照）。

費用をかけて訴訟を提起し、債務名義を得ているのであるから、高額の債権については財産調査を行い、強制執行に及ぶことは是非を検討するべきである。

意見の詳細は、第2章第4の8を参照されたい。

(5) 授業料の管理回収についてマニュアルや方針を定められたい【意見】
督促状発送後、納期限までに納付されない場合、各学校が滞納者に対し、郵便発送、架電、家庭訪問等を行っているが、その回数や方法は各学校の裁量に委ねられている。前述の滞納者Aと滞納者Bについては、郵便発送や架電の回数は大きく異なっている（【図表7-6】及び【図表7-7】参照）。積極的に請求をする学校とそうでない学校があれば、不公平である。

そこで、滞納者に対する連絡につき、マニュアルや方針を設け、公平な回収を試みられたい。

また、債権管理に関する記録について定まった様式はなく、各学校がそれぞれの方法で記録しているが、マニュアルや方針等に、債権管理記録の様式を設け、記録内容を統一されたい。

(6) 授業料について県による債権管理を検討するべきである【意見】
授業料について、卒業生も含めて、各学校が債権管理を行っているが、県によるその理由は以下のとおりであった。

在学中の生徒や保護者の状況を把握している各学校が、卒業後も継続して管理し、個別のケースに応じた方法で督促を行うのが効果的であることから、各学校が管理することが適切と考えられます。
また、卒業生の滞納者について県が債権管理を引き継ぐこととした場合には、在学中の徴収に対する学校の責任感が希薄になってしまうことが想定されます。

しかし、債権の徴収・管理については、学校だけが業務を担うのではなく、県全体で取り組むべきである。特に、未収金について、各学校が、回収困難と思われる滞納者に対する債権の管理をし、請求手続を続けることは非効率である。学校の本来的な業務に支障が生じることもありうる。卒業後は、各学校と生徒や保護者との関係は薄れるし、

【図表8-1-1-2】不納欠損処分の理由毎の人数と金額の推移

Table with columns for '区分' (Category), '理由' (Reason), and '債権名' (Debt Name). Rows include categories like '行方不明', '死亡', '生活困難', '納入拒否', '継続放棄', and '自己破産免責', with sub-rows for '合計' and '生活保護費返還金'.

第8 福祉局

1 債権と収入未済額の状況

福祉局が所管する債権の2021年度の状況は【図表8-1-1】のとおりである。福祉局の収入未済額の推移は、【図表2-26】、不納欠損処分額の推移は【図表2-27】のとおりであった。また、不納欠損処分の人数と金額を理由別にまとめたその推移を表にしたところ【図表8-1-2】のとおりであった。理由の分類は【図表8-3-13】を参照されたい。

債権毎の名称とそれぞれの内容は【図表8-1-3】、収入未済が発生する理由は【図表8-1-4】、2021年度の収入未済額、滞納者数、収入未済解消の取組の概要は【図表8-1-5】のとおりであった。

全ての債権について詳述することはできないが、主な債権の詳細について3以下で、少額の債権は12において後述する。

【図表8-1-1】福祉局が所管する債権の2021年度の状況 (円)

Table with columns: '債権名' (Debt Name), '債権の種類' (Debt Type), '測定額' (Measured Amount), '不納欠損額' (Non-payment Amount), '収入未済額' (Unpaid Amount). Rows include '福祉医療費入(生活保護費返還金)', '生活保護施設保護費負担金', '医療費総合センター中央病院使用料', etc.

※強制徴収公債権に分類されるのは、生活保護法63条返還金で、2018年10月1日以後給付分のうち第77条の第2項の規定に基づく徴収金としたものと及び同法78条徴収金で、2014年7月1日以後給付分である。それ以外は非強制徴収公債権である。詳細は3において後記する。

【図表8-1-4】福祉局が所管する債権の収入未済が発生する理由

番号	債権名	理由
1	深夜特殊業務等手当返納金	何月何日まで納付されなかったため収入未済が生じたもの。
2	生活保護施設保護費負担金	入所者が退所した場合には、退所月の翌月に納入通知書を入所者本人もしくは保護施設長へ送付するが、それまでの間に所管金を消費してしまいうち払戻金となった。
3	生活保護費返還金	生活保護費受給者は、基本的に低所得者であるため、返還金を滞り滞りしてしまっていることが多く、生活困難により返還が滞り、収入未済が発生する。
4	生活保護法に係る診療報酬返還金	地方厚生局が監査を実施した保護施設が破産し、配当金額が確定したことによる未配当となった部分について、収入未済となったもの。
5	介護福祉士等修学資金貸付金	貸付金の返済が滞り、生活困難等の理由から何月何日まで納付しなかったため。
6	介護福祉士等修学資金貸付金	この制度の加入者が重度の障害者扶養している世帯であり、その生活ははたかなり苦しい状況にあるため、借金に陥ったものがある。
7	心身障害者扶養共済保険料負担金	障害者支援センター福祉型障害児入所施設の利用に伴い、保護者の収入や本人の年金額等に比べて設定された負担金を徴収することとなっている。サービス利用後に所管額を算定して、納入通知書を発送しているが、保護者（後見人）の経済状況により負担に応じない例がある。
8	福祉型障害児入所施設使用料	診療報酬における本人負担については、公費負担で徴収されるが、食費や医療費等は対象外であるため、退院時に会計窓口で費用請求（現金徴収）をしている。ただし、後日納入通知書を発送しているが、退院後に中央病院に受診しない者の手数料等の支払い手帳が、市町現在収入未済となっている。市町町の生活保護受給者に対する手数料等の支払い手帳が、市町町から利用者（生活保護受給者）へ対象費を交付し、利用者が給付金をもとに手数料等を支払う流れとなっている。現在、市町村から利用者への給付が滞り、利用者による支払が滞り、収入未済となっている。
9	医療療育総合センター中央病院使用料	障害者住宅整備準備金の交付を受けた者の滞り、10年の償還期間中に、経済事情等の変化により未済が生じたものがある。
10	医療療育総合センター中央病院手数料	現在収入未済となっている。市町町の生活保護受給者に対する手数料等の支払い手帳が、市町町から利用者（生活保護受給者）へ対象費を交付し、利用者が給付金をもとに手数料等を支払う流れとなっている。現在、市町村から利用者への給付が滞り、利用者による支払が滞り、収入未済となっている。
11	障害者住宅整備準備金貸付金返還金	障害者住宅整備準備金の交付を受けた者の滞り、10年の償還期間中に、経済事情等の変化により未済が生じたものがある。
12	心身障害者扶養共済年金返還金	障害者住宅整備準備金の交付を受けた者の滞り、10年の償還期間中に、経済事情等の変化により未済が生じたものがある。
13	特別障害者手当等返還金	障害者住宅整備準備金の交付を受けた者の滞り、10年の償還期間中に、経済事情等の変化により未済が生じたものがある。
14	特別障害者手当等返還金	障害者住宅整備準備金の交付を受けた者の滞り、10年の償還期間中に、経済事情等の変化により未済が生じたものがある。
15	雇用保険料被保険者負担金	雇用保険料被保険者負担金未納取分の滞り、10年の償還期間中に、経済事情等の変化により未済が生じたものがある。
16	医療型障害児入所施設・療養介護事業所使用料	中央病院ごとと種の利用に伴い、保護者の収入や本人の年金額等に比べて設定された負担金を徴収することとなっている。サービス利用後に所管額を算定して、納入通知書を発送しているが、保護者（後見人）の経済状況により負担に応じない例がある。
17	親子療育の家賃費	障害支援センター親子療育の家賃費の滞り、10年の償還期間中に、経済事情等の変化により未済が生じたものがある。
18	高齢者住宅整備準備金貸付金返還金	高齢者住宅整備準備金の交付を受けた者の滞り、10年の償還期間中に、経済事情等の変化により未済が生じたものがある。
19	高齢者住宅整備準備金貸付金返還金	高齢者住宅整備準備金の交付を受けた者の滞り、10年の償還期間中に、経済事情等の変化により未済が生じたものがある。
20	南知多老人福祉部売買契約解除に上る違約金及び契約保証金	毎月の借料の滞り及び相手方法人事務所の閉鎖を以て、借料滞り内容が滞り、相手方から入金されなかったため。
21	児童措置費負担金	児童措置費は、一般的に低所得者が多く、かつ、その収入も不安定であるため、滞り発生している。
22	児童措置費負担金	児童措置費は、一般的に低所得者が多く、かつ、その収入も不安定であるため、滞り発生している。
23	ひとり親世帯臨時特別給付金返還金	ひとり親世帯臨時特別給付金は保護者により父または母がいない児童を養育している母等に支給される手当である。近年は滞り発生しているため、滞り発生している。
24	ひとり親世帯臨時特別給付金返還金	ひとり親世帯臨時特別給付金は保護者により父または母がいない児童を養育している母等に支給される手当である。近年は滞り発生しているため、滞り発生している。
25	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金	母子父子寡婦福祉資金貸付金は、母子父子寡婦等により父または母がいない児童を養育している母等に支給される手当である。近年は滞り発生しているため、滞り発生している。
26	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金	母子父子寡婦福祉資金貸付金は、母子父子寡婦等により父または母がいない児童を養育している母等に支給される手当である。近年は滞り発生しているため、滞り発生している。

【図表8-1-3】福祉局が所管する債権の内容

番号	債権名	内容
1	深夜特殊業務等手当返納金	深夜特殊業務手当が過払となったため返還させる。
2	生活保護施設保護費負担金	保護施設に入所している者自身に収入がある場合（障害者年金等）は、自己負担金を徴収している。
3	生活保護費返還金	急迫の場合において貸付金があるにもかかわらず保護を受けた場合及び不正の申請その他不正な手段により保護を受けた場合、生活保護法第63条及び新制度の規定に基づき、生活保護費を返還させる。
4	生活保護法に係る診療報酬返還金	滞りない診療報酬の請求が滞り、収入未済が発生する。
5	介護福祉士等修学資金貸付金	愛知県介護福祉士等修学資金貸付金条例により貸付を受けた貸付金。
6	介護福祉士等修学資金貸付金	障害者の保護者が年金を出し、保護者が死または重度障害となった場合、残された保護者に生活に足りる年金を支給し、保護者が保護者の滞り、収入未済が発生する。
7	心身障害者扶養共済保険料負担金	児童福祉法及び障害者総合支援法に基づき入所した者に対して、低額で年金を支給しているが、本人の収入に応じて自己負担金を徴収している。
8	福祉型障害児入所施設使用料	中央病院において入院及び長期入所した者に対し、自己負担となる食事代や医療費を徴収している。
9	医療療育総合センター中央病院使用料	中央病院において、生活保護を受給している利用者に対して診療費等を滞り、収入未済が発生している。
10	医療療育総合センター中央病院手数料	障害者の滞り、収入未済が発生している。
11	障害者住宅整備準備金貸付金返還金	障害者の滞り、収入未済が発生している。
12	心身障害者扶養共済年金返還金	障害者の滞り、収入未済が発生している。
13	特別障害者手当等返還金	障害者の滞り、収入未済が発生している。
14	特別障害者手当等返還金	障害者の滞り、収入未済が発生している。
15	雇用保険料被保険者負担金	障害者の滞り、収入未済が発生している。
16	医療型障害児入所施設・療養介護事業所使用料	障害者の滞り、収入未済が発生している。
17	親子療育の家賃費	障害者の滞り、収入未済が発生している。
18	高齢者住宅整備準備金貸付金返還金	障害者の滞り、収入未済が発生している。
19	高齢者住宅整備準備金貸付金返還金	障害者の滞り、収入未済が発生している。
20	南知多老人福祉部売買契約解除による違約金及び契約保証金	障害者の滞り、収入未済が発生している。
21	児童措置費負担金	障害者の滞り、収入未済が発生している。
22	児童措置費負担金	障害者の滞り、収入未済が発生している。
23	ひとり親世帯臨時特別給付金返還金	障害者の滞り、収入未済が発生している。
24	ひとり親世帯臨時特別給付金返還金	障害者の滞り、収入未済が発生している。
25	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金	障害者の滞り、収入未済が発生している。
26	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金	障害者の滞り、収入未済が発生している。

【図表8-1-5】福祉局が所管する債権毎の収入未済解消の取組の概要

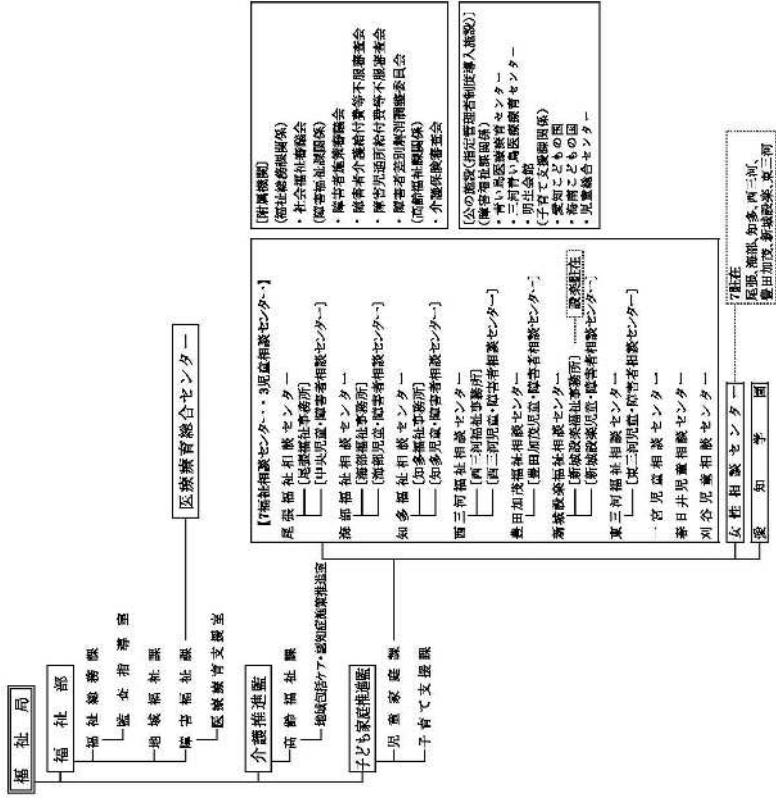
番号	債権名	措置	2021年度現在 収入未済額 (円)	見人員 (人)
1	深夜特殊業務等手当返納金	取組済み	-	-
2	生活保護施設保護費負担金	本人もしくはは親族に対し、電話連絡、文書送付、訪問等で早期納入を促すよう努める。	10,000	1
3	生活保護費返還金	県福祉相談センター職員が文書、電話、家庭訪問による納入指導を行う。	110,087,701	280
4	生活保護法に係る診療報酬返還金	取組済み（一部不納欠損）	-	-
5	介護福祉士等修学資金貸付金	本庁において納入指導を行っている。	2,383,000	7
6	介護福祉士等修学資金貸付金違約金	電話にて督促し納入を指導。 ※一部外部委託あり	5,100	2
7	心身障害者扶養共済保険料負担金	担当者に納入指導を依頼し、文書、電話、訪問による納入指導を行う。 障害者福祉課による訪問の納入指導を行う。	5,763,770	54
8	福祉型障害児入所施設使用料	滞り者の多くは生活困窮によるものであり、電話や保護者来庁時に面談などを行って状況を把握し、文書、電話及び訪問による納入指導を行っている。さらに、一括納入が困難な者に対しては、分割して納入させる等の指導を実施している。	68,234	2
9	医療療育総合センター中央病院使用料	滞り者の多くは生活困窮によるものであり、電話や家庭訪問などにより状況を把握し、文書、電話及び訪問による納入指導を行っている。さらに、一括納入が困難な者に対しては、分割して納入させる等の指導を実施している。	782,268	24
10	医療療育総合センター中央病院手数料	担当者及び管理監督者へ電話、文書による督促を行い、早期納入を促す。	1,700	1
11	障害者住宅整備資金貸付金償還金	福祉相談センターにおいて、納入指導を実施している。 償還金を滞りしている者に対しては、分割納入計画を提出するよう指導し、納入を促している。納入が滞り通付されない場合は、文書送付、電話、家庭訪問により納入指導している。 ※一部外部委託あり	13,001,795	13
12	在宅重度障害者手当返還金	文書、電話、訪問による納入指導	3,130,800	109
13	心身障害者扶養共済年金返還金	文書、訪問による納入指導	710,000	2
14	特別障害者手当返還金	相談人への電話、文書による納入指導	157,680	1
15	雇用保険料被保険者負担金	引き続き滞り納者への納入指導を行い、早期に納入するよう未済額の解消に努める。	249	1
16	医療型障害児入所施設・療養介護事業使用料	滞り者の多くは生活困窮によるものであり、電話や家庭訪問などにより状況を把握し、文書、電話及び訪問による納入指導を行っている。さらに、一括納入が困難な者に対しては、分割して納入させる等の指導を実施している。	255,000	2
17	親子療育の家賃費	取組済み	-	-
18	高齢者住宅整備資金貸付金償還金	未納者については、今後とも県福祉相談センターと協力しながら、電話や文書、家庭訪問により償還計画を作成させる等の納入指導を行い、早期に納入するよう、未済額の解消に努める。	21,737,368	17
19	高齢者住宅整備資金貸付金違約金	引き続き毎月の督促状の送付等を実施し、納入促進に努める。 ※一部外部委託あり	243,300	9
20	南知多老人福祉館売買契約解除による違約金及び契約保証金	100,000,000	1	
21	児童措置費負担金	各日の関係職員を児童措置費回収納入指導員に委嘱して納入指導を行っていただく他、7月及び12月を児童措置費回収納入促進月間として、児童（障害者）センターが中心となり、県、市福祉事務所及び児童福祉施設協力のもと、納入促進業務の遂行に努めている。	352,841,653	930
22	児童扶養手当返還金	生活困窮等により収入未済となっているが、文書などによる納入指導を始め、履行延期の要約（分納）により償還確保に努めている。	25,523,470	64
23	遺児手当返還金	生活困窮等により収入未済となっているが、文書などによる納入指導を始め、履行延期の要約（分納）により償還確保に努めている。	7,968,770	167
24	ひとり親世帯臨時特別給付金返還金	滞り納者（分納）により収入未済となっているが、文書などによる納入指導を始め、履行延期の要約（分納）により償還確保に努めている。	6,000	1
25	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金	母子福祉資金貸付金については、定期的な文書、電話、家庭訪問による納入指導を行う。 ※一部外部委託あり	61,363,740	120
26	母子父子寡婦福祉資金貸付金違約金	滞り納者（分納）により収入未済となっているが、文書などによる納入指導を始め、履行延期の要約（分納）により償還確保に努めている。	1,375,686	2
	母子父子寡婦福祉資金貸付金違約金	電話、文書及び家庭訪問等により納入指導を行う。	187,500	4

2 収入未済額の解消に向けた取組

(1) 福祉局の組織

福祉局の組織図は、2022年4月1日現在【図表8-2-1】のとおりである。

【図表8-2-1】福祉局の組織図



(2) 健康福祉部債権管理マニュアル作成の手引き

2019年3月、健康福祉部健康福祉総務課経理グループ（当時）は、健康福祉部債権管理マニュアル作成の手引きを作成した。その「はじめに」には、「健康福祉部では、虐待児童等の措置に係る負担金の徴収、社会的弱者に対する給付・貸付け等を行っており、それらの事業の性質から収入未済の発生リスクが高い。また、愛知県看護修学資金において不適切な債権管理事務が発覚するなど、未測定債権を含めた債権全般の適正管理が求められている。こういった現状を踏まえて、各所属において既に作成してある債権管理のマニュアルの見直しや、新規で個別の債権管理マニュアルを作成する際の

(イ) 6.3条返還金について

6.3条返還金は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた場合の返還金である。具体的には、各種年金の遡及受給や生命保険の解約返戻金がある場合に、その受取までの間に支給された保護費の返還金等がこれに該当する。

6.3条返還金の法的性質については、2018年9月30日までに支給した部分に係るもの(旧生活保護法第6.3条)及び2018年10月1日以降に支給した部分に係るものうち、厚生労働省令(生活保護法施行規則第2.2条の3)で定めるもの(生活保護法第6.3条、同法第7.7条の2第1項活弧書)については非強制制徴収公債権に分類される。

他方、2018年10月1日以降に支給した部分に係るものうち、厚生労働省令(同施行規則第2.2条の3)に定めるもの以外のもの(同法第6.3条、同法第7.7条の2第1項、平成30年6月8日法律第44号改正附則1.4)については強制制徴収公債権に分類されるが、実務上は、このうち同法第7.7条の2の決定をしたものについてののみ強制制徴収公債権として扱い、同決定をしていないものについては、非強制制徴収公債権として扱っている(「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日社援保発第0.3.3.0.0.1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)IV・3)。

生活保護法(費用返還義務)	第6.3条	被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。
(費用等の徴収)	第7.7条の2	急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき(徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。)は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定める額の一部又は全部をその者から徴収することができる。
	2	前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。
生活保護法施行規則(厚生労働省令で定める徴収することが適当でないとき)	第2.2条の3	法第七十七条の二第一項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときは、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなつたときとする。
		「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日社援保発第0.3.3.0.0.1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

参考とするため、健康福祉部健康福祉総務課経理グループにおいて本債権管理マニュアル作成の手引きを作成した。本手引きは、健康福祉部の債権管理の方針を定めるものではなく、所管している多種多様な債権の管理において、共通している事務マニュアルとして使用できるように作成しているため、本手引きを土台に個別の債権にある固有の事情を反映したマニュアルの作成をお願いしたい。」とある。

この手引きに基づき、あるいはそれ以前から所管課では、【図表1-2】に福祉局のものとして掲載したマニュアル類を策定し、債権の管理回収に取り組んでいる。

3 生活保護費返還金(公債権)

(1) 概要

ア 生活保護制度の目的

生活保護制度は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として運用されている(生活保護法第1条)。

イ 支給要件及び支給の種類等

(ア) 生活保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した最低生活費と要保護者の収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額として支給される(同法第8条)。保護は世帯単位で行われ(同法第10条)、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提となっている(同法第9条)。

保護の決定にあたり、他の法律や制度で手当をされる事由については、他の制度等が生活保護に優先されることになる。

(イ) 支給される保護費としては、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助がある(同法第11条第1項)。

(ウ) 保護費の支給は、最低限度の生活を保障することが目的であり、医療費の減少や稼働収入の増加、死亡・失踪等により、生活保護の必要がなくなつたと判断されると生活保護は廃止となる(同法第26条)。

ウ 生活保護費返還金・徴収金及び生活保護費戻入金について

(ア) 概要

県が被保護者に支給した保護費に関し、様々な要因で、支給した保護費の全部または一部の返還を求め、あるいは徴収すべき債権が発生する。その多くは、同法第6.3条に基づく返還金(以下「6.3条返還金」という)、同法第7.8条に基づく徴収金(以下「7.8条徴収金」という)、及び、生活保護費を過払い、誤払いした場合の返金(以下「戻入金」という)であるが、県では、これらを合わせて「生活保護費返還金」として扱っていることから、以下では、これらを総称する呼称として「生活保護費返還金」という名称を使用する。

個々の債権の詳細については以下のとおりである。

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収金について準用する。

(エ) 6.3条返還金と7.8条徴収金の特徴について
6.3条返還金と7.8条徴収金の特徴は、【図表8-3-1】のとおりである。

【図表8-3-1】 6.3条返還金と7.8条徴収金の特徴

債権名	・6.3条返還金(2018年9月30日までに支給した部分に係るもの及び2018年10月1日以降に支給した部分に係るもの) ・7.8条徴収金(2014年6月30日までに支給した部分に係るもの)	・6.3条返還金(2018年10月1日以降に支給した部分に係るもの) ・7.8条徴収金(2014年7月1日以降に支給した部分に係るもの)
債権の性質	非強制徴収公債権	強制徴収公債権
時効期間	5年(地方自治法第236条第1項)	
督促状	発付しなければならない(地方自治法第231条の3第1項)	
履行延期の特約・処分	可能(地方自治法施行令第171条の6)	不可
強制執行	可能(地方自治法第240条第2項、地方自治法施行令第171条の2)	国税徴収の例により差押え等の滞納処分が可能(地方自治法第231条の3第3項)

(オ) 生活保護法第7.8条の2に基づく調整
2014年7月1日以降に支給した部分に係る7.8条徴収金及び2018年10月1日以降に支給した部分に係るもので、厚生労働省令で定めるもの以外の6.3条返還金(実務上は同法第7.7条の2第1項の規定がなされたものに限る)については、被保護者の申出があり、当該被保護者の生活の維持に支障がないと認められる場合、被保護者に対して保護金品及び就労自立給付金を支給する際に、保護金品及び就労自立給付金の一部を徴収することができる(同法第7.8条の2)。

生活保護法(費用等の徴収)

第7.8条の2 保護の実施機関は、被保護者が、保護金品(金銭給付によって行うものに限る。)の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる旨を申請し、当該都道府県において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めるときは、厚生労働省令で定める

(「生活保護行政を運営するための手引き」の一部改正について(通知) (平成30年9月28日社援保発0928第3号) による一部改正及びの「生活保護行政を運営するための手引き」の一部改正について(通知) (平成30年9月28日社援保発0928第3号) の一部修正について(平成30年11月8日社援保発1108第2号) による一部修正後のもの

I~III (略)
IV 費用返還(徴収)及び告訴等の対応
1.2 (略)

3 法第7.7条の2の適用の判断
法第6.3条の返還金に係る債権については、法第7.7条の2第1項の規定に基づき強制徴収公債権として徴収する方法と、これまでどおり非強制徴収公債権として徴収する方法のいずれかを検討することになるが、どちらを適用するかは、当該債権を強制徴収公債権とする必要性の有無や、当該返還金を法第7.8条の2第1項又は第2項の規定により保護金品(金銭給付)によって行うものに限る。以下同じ。)の一部又は就労自立給付金の全部若しくは一部(以下「保護金品等」という。)から徴収するの可否等を勘案の上、都道府県及び市町村において判断されたい。

(略)
なお、法第6.3条の費用返還処分と法第7.7条の2第1項の徴収金決定処分は別個の行政処分であり、また、法第6.3条の費用返還処分は保護の決定及び実施に関する処分である一方で、法第7.7条の2の徴収金決定処分は保護の決定及び実施に関する処分に該当せず、よって双方の処分の審査請求の提起先に係る適用法令が異なることになるから、留意すること。

(ウ) 7.8条徴収金について

7.8条徴収金は、不実の申請等により保護費を受給した者に対する徴収金である。具体的には、核働収入の無申告や預貯金等の無申告等により受給した保護費がこの対象となる。

7.8条徴収金の法的性質については、2014年6月30日までに支給した部分に係るもの(旧生活保護法第7.8条)については非強制徴収公債権に分類される。

他方、2014年7月1日以降に支給した部分に係るもの(生活保護法第7.8条、平成25年12月13日法律第104号改正附則1.11)については強制徴収公債権に分類される。

生活保護法(費用等の徴収)

第7.8条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によって医療、介護又は助産若しくは施療の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施設機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施設機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

ればならないとされている(生活保護法第75条第1項第1号、地方財政法第10条第4号)

(イ) 国庫負担金の精算方法について

生活保護費に関して、国が負担する金額の計算式は以下のとおりである。

(自治体の支出した保護費－返還金等の額) × 3 / 4 = 国庫負担額

このうち、返還金等の額は、調定額(地方自治法第231条に定める手続を行った額)から、不納欠損処分額(地方自治法第236条の規定により消滅した債権及び同法第240条の規定により徴収停止または免除した債権の額)を差し引いた金額である。

すなわち、市町村及び都道府県は、支出した保護費のうち、生活保護法第63条や第78条等に該当するとして決定し、調定した金額については、対象者からの返還を受け、もしくは徴収することができることから、国への負担を求めることができないが、やむを得ない事由により調定額が収納できず不納欠損処分をした分については、国に対し、4分の3の負担を求めることができるとなっている。

生活保護法

(国の負担及び補助)

第75条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- 一 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の三(以下略)

地方財政法

(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費)

第10条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

- 一 義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費(略)

四 生活保護に要する経費

(ウ) (イ)の計算の対象となる「不納欠損処分額」について

上記(イ)のとおり、やむを得ない事由により調定額が収納できない場合には、収納できない額を「不納欠損処分額」として調定額から控除する。

もつとも、この取扱いは、地方自治法に基づき自治体において適切に納入指導や時効中断等の債権管理が行われていることを前提としており、必要な措置を行わず時効となり、結果として不納欠損処分とすることは適切な事務処理とは認められないことから、そのような経緯で不納欠損処分をした分については、調定額から差し引くことができず、全額を自治体が生計することとなる(「生活保護費

ところにより、当該被保護者に対して保護物品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

2 第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、被保護者が、就労自立給付金の支給を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該就労自立給付金の額の全部又は一部を、第七十七条の二第二項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる旨を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して就労自立給付金を支給する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

3 前二項の規定により第七十七条の二第二項又は前条第一項の規定による徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に対して当該保護物品(第一項の申出に係る部分に限る。)の交付又は当該就労自立給付金(前項の申出に係る部分に限る。)の支給があつたものとみなす。

(カ) 生活保護費戻入金

生活保護費戻入金は、被保護者が月の途中で転居した場合や廃止になった場合に伴い、生活保護費の過支給が生じた場合や経理上の誤り等により、保護決定額と異なる額が支給された場合の返金の返金であり、非強制徴収公債権である。根拠となる法令は地方自治法施行令である。

地方自治法施行令

(誤払金等の戻入)

第159条 歳出の誤払い又は過渡しとなつた金額及び資金前渡若しくは概算払をし、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。

(過年度収入)

第160条 出納閉鎖後の収入は、これを理年度の歳入としなければならない。前条の規定による戻入金で出納閉鎖後に係るものについても、また同様とする。

エ 延滞金及び督促手数料について

普通地方公共団体の長は、納期限までに納入がなく督促をした場合に、条例で定めしておくことによつて延滞金及び督促手数料を徴収することができる(地方自治法第231条の3第2項)。しかしながら、県では、生活保護費返還に関し、延滞金に関する条例が制定されていないため、生活保護費返還金について延滞金及び督促手数料を徴収することはできない。

オ 生活保護費の国庫負担について

(ア) 概要

地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するために、なお、国が進んで経費を負担する必要がある一定のものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する(地方財政法第10条柱書)。

生活保護に要する経費についてもその対象となつており、市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の4分の3は、国が生計しな

(2) 根拠規定
生活保護法第63条及び第78条並びに地方自治法施行令第160条及び第159条である。

(3) 債権発生の経緯
ア 63条返還金
担当ケースワーカーにおいて生活保護費を支給してきた期間に資力があつたことが判明した場合、各福祉相談センターの担当者がこれを調査した上で、各福祉相談センターにおいて開催されるケース診断会議で返還請求を実施するかを検討を行い、決裁を経た上で各福祉相談センターにおいて返還決定がされる。

イ 78条徴収金
担当ケースワーカーにおいて生活保護費の不正受給があつたことが判明した場合、各福祉相談センターの担当者がこれを調査した上で、各福祉相談センターにおいて開催されるケース診断会議で徴収するかを検討を行い、決裁を経た上で各福祉相談センターにおいて徴収決定がされる。

ウ 生活保護費戻入金
生活保護費の支払後に、被保護者が転居や保護廃止などの生活保護費の誤払い又は過渡しとなつた事由が判明した場合に、保護費の戻入決定を行う。ただし、出納整理期間(各年度5月31日まで)に入金がなされない場合及び出納整理期間経過後に誤払い又は過渡しが判明した場合には、翌年度の歳入として調定を行う。

(4) 取組
ア 組織
(ア) 機関及び事務分掌
県における生活保護費返還金の回収に関する業務は、福祉局福祉部地域福祉課生活保護グループと管内に町村を含む福祉相談センターで実施されており、その事務分掌は概ね以下のとおりである。

ア 福祉局福祉部地域福祉課生活保護グループ
後述の債権管理事務フローのうち、生活保護費返還金を不納欠損処分する際の集約と決裁を行っている。
また、他の債権管理に関連する業務として、マニュアルや様式集の作成、国庫負担金の実績報告に関する集約、各福祉相談センターの担当者に対する対応、担当者会議の開催(年2回)、各福祉相談センターからの問合せに対する対応、及び、県内の福祉事務所(名古屋市を除く)への監査などを行っている。

イ 福祉相談センター
後述の債権管理事務フローのうち、不納欠損処分の決裁に関する部分を除いては、主に福祉相談センターが行っている。
前述のとおり、県においては、管内に福祉事務所を設置していない町村を含む

国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について(平成22年10月6日社援保発1006第1号号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)参照。

カ 県における生活保護事務について
県では、2008年4月より、尾張福祉相談センター、海部福祉相談センター、知多福祉相談センター、西三河福祉相談センター、豊田加茂福祉相談センター、新城設楽福祉相談センター及び東三河福祉相談センターの7つの福祉相談センターが設置され、それぞれ社会福祉法第14条第1項に基づく福祉事務所や児童福祉法第12条第1項に基づく児童相談所等の機能を果たしている(「令和3年度尾張福祉相談センター事業概要」1～2頁参照)。
県内の生活保護制度に関する事務は、福祉局福祉部地域福祉課が取り扱うほか、上記7つの福祉相談センターのうち、所管区域内に町村を含む【図表8-3-2】の5つの福祉相談センターが行っている。

残る豊田加茂福祉相談センター及び東三河福祉相談センターは、現在、管内に町村がないことから、生活保護の支給等に関する事務は行っていない。
もっとも、東三河福祉相談センターについては、以下の理由により、現在も生活保護費返還金債権の徴収業務を行っている。
すなわち、同センターは、従前、宝飯郡一宮町、音羽町、御津町、小坂井町、渥美郡田原町、赤羽根町、渥美町を管轄区としていたことから、社会福祉法上の福祉事務所として生活保護事務を扱っていた。その後、2003年に隣市町村合併が進んだことにより、管轄区内の各町は豊川市もしくは田原市となり、2010年2月1日に小坂井町が豊川市に編入されたのを最後に、福祉事務所としての機能を終えた(愛知県東三河福祉相談センター『福祉行政のあらまし(令和4年度)』2頁)が、2010年1月以前に同センターが給付事務を行った生活保護費に関する生活保護費返還金債権が残っていたことから、同債権については、引き続き同センターが徴収事務を行う必要が生じた。

そのため、本監査においては、【図表8-3-2】の5つの福祉相談センターに加え、東三河福祉相談センターについてもその対象としている。

【図表8-3-2】各福祉相談センターの所管区域

名称	所管区域
愛知県尾張福祉相談センター	東郷町、豊山町、大口町、扶桑町
愛知県海部福祉相談センター	大治町、蟹江町、飛島村
愛知県多福福祉相談センター	阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
愛知県西三河福祉相談センター	幸田町
愛知県新城設楽福祉相談センター	設楽町、東栄町、豊根村

む福祉相談センターが社会福祉法第14条第1項の福祉事務所の機能を果たしており、生活保護費返還金の徴収を含む生活保護に関する事務の全般を行っている。

特に、生活保護費返還金の徴収事務に関しては、福祉部地域福祉課が作成した「生活保護費返還金等徴収マニュアル」に基づき、各福祉相談センター内に「債権管理者」及び「徴収事務担当職員」を設置している。

(イ) 人員体制

各組織における人員体制は以下のとおりである。

- a 福祉局福祉部地域福祉課 生活保護グループ
正規職員6名（課長補佐1名、主査1名、主事4名）、臨時的任用職員2名、非常勤職員1名である。
- b 尾張福祉相談センター
社会・相談グループの班長が債権管理者を務め、福祉グループ6名及び社会・相談グループ1名の合計7名が徴収事務担当職員を務める。
なお、尾張福祉相談センターにおいて、社会・相談グループは、庶務・経理に関することや民生委員及び児童委員に関すること、母子家庭等の自立支援等に関すること等を担当しており、福祉グループは、生活保護に関することや生活困窮者の自立支援に関すること等を担当している。
- c 海部福祉相談センター
社会・指導・相談グループ班長が債権管理者を務め、福祉グループ8名及び社会・指導・相談グループ1名の合計9名が徴収事務担当職員を務める。
なお、海部福祉相談センターにおいて、社会・指導・相談グループは、庶務・経理に関することや民生委員及び児童委員に関すること、母子家庭等の自立支援等に関すること等を担当しており、福祉グループは、生活保護に関することや生活困窮者の自立支援に関すること等を担当している。
- d 知多福祉相談センター
社会グループ班長が債権管理者を務め、福祉・相談グループ6名及び社会グループ3名の合計9名が徴収事務担当職員を務める。
なお、知多福祉相談センターにおいて、社会グループは、庶務・経理に関すること等を担当しており、福祉・相談グループは、生活保護に関することや生活困窮者の自立支援に関すること等を担当している。
- e 西三河福祉相談センター
福祉・相談グループ班長が債権管理者を務め、福祉・相談グループ2名が徴収事務担当職員を務める。
生活保護に関することについては、福祉・相談グループがすべて担当しており、他のグループの職員は担当していない。

- f 新城設楽福祉相談センター
社会・指導グループの班長が債権管理者を務め、福祉・相談グループ2名及び社会・指導グループ1名の合計3名が徴収事務担当職員を務める。
- g 東三河福祉相談センター
社会・相談グループの班長が債権管理者を務め、同グループの主事1名が徴収事務担当職員を務める。

既に述べたとおり、東三河福祉相談センターは、現在は、社会福祉法上の福祉事務所としての機能はなく、同センターが2000年に返還・徴収決定をした4件の生活保護費返還金債権（債務者は1名）の管理回収業務のみを行っている。そのため、以下の債権管理回収の流れの中では、必要な限りで言及する。

イ 債権管理回収の流れ

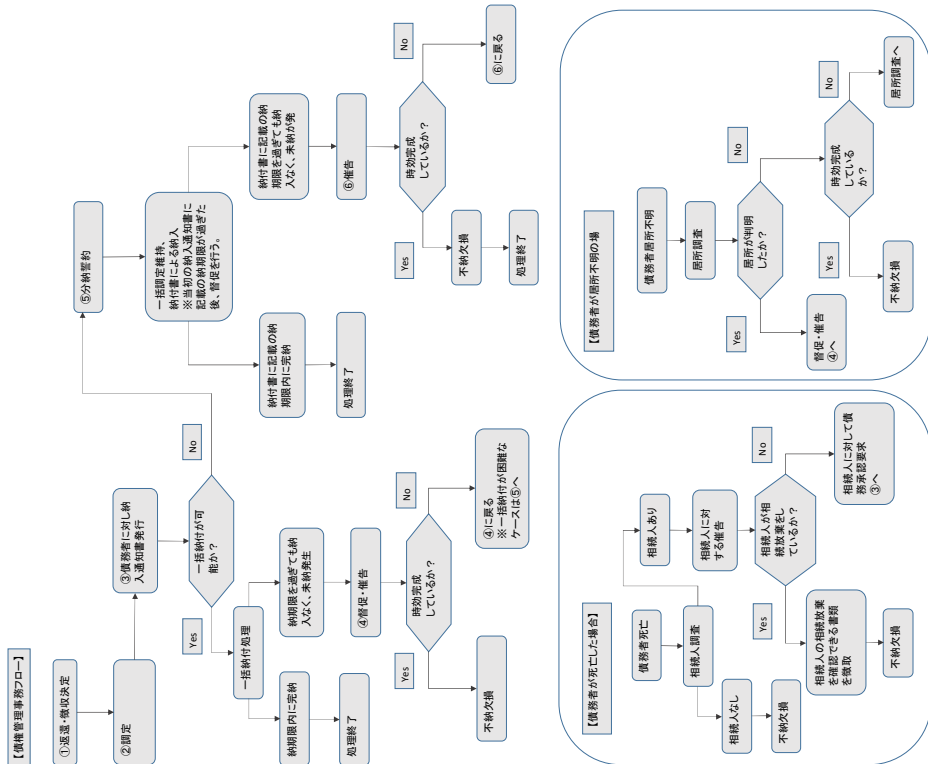
(ア) 概要

債権管理回収の流れは、概ね【図表8-3-3】債権管理事務フローのとおりである。各段階の事務に関する詳細は（イ）以降に記載する。

(イ) ①返還・徴収決定

- a 尾張福祉相談センター
支給された生活保護費について、生活保護法第63条もしくは同法第78条第1項ないし第3項の要件を満たす事情を把握した際には、担当者が調査の上、毎週開催されるケース診断会議で返還請求ないし徴収するかを検討を行い、決裁を経て返還・徴収決定がなされる。
- b 海部福祉相談センター
支給された生活保護費について、同法第63条もしくは同法第78条第1項ないし第3項の要件を満たす事情を把握した際には、調査の上で、毎週開催されている会議で返還請求ないし徴収するかを検討を行う。その検討の結果、返還請求ないし徴収することについて決裁を経ると、返還・徴収決定がなされる。
- c 知多福祉相談センター
支給された生活保護費について、同法第63条もしくは同法第78条第1項ないし第3項の要件を満たす事情を把握した際には、調査の上で、毎週開催されている会議で返還請求ないし徴収するかを検討を行う。その検討の結果、返還請求ないし徴収することについて決裁を経ると、返還・徴収決定がなされる。
- d 西三河福祉相談センター
支給された生活保護費について、同法第63条もしくは同法第78条第1項ないし第3項の要件を満たす事情を把握した際には、調査の上で、少なくとも1回開催されるケース診断会議で返還請求ないし徴収するかを検討を行う。その検討の結果、返還請求ないし徴収することについて決裁を経ると、返還・徴収決定がなされる。

【図表8-3-3】債権管理事務フロー



- e 新城設楽福祉相談センター
生活保護申請者が、資産申告などを通じて同法第63条もしくは同法第78条第1項ないし第3項の要件を満たす事情を把握した際には、ケース診断会議で検討の上、生活保護申請者が債権発生報告を起案し、決裁を経て決定をする。
- f 東三河福祉相談センター
現在は生活保護費の支給業務を行っていないため、返還・徴収決定も行っていない。

いない。

(ウ) ②調定・③納入通知

- a 尾張福祉相談センター
返還・徴収決定に基づき、担当ケースワーカーから経理担当者へ決定通知書が提出されると、当該経理担当者によって調定がなされ、債務者に対する納入通知書を作成し担当ケースワーカーに手渡しし、納入指導を依頼する。
- b 海高福祉相談センター
返還・徴収決定に基づき、担当ケースワーカーから経理担当者へ決定通知書が提出されると、当該経理担当者によって調定がなされ、債務者に対し納入通知書が送付される。
- c 知多福祉相談センター
返還・徴収決定に基づき、担当ケースワーカーから経理担当者へ決定通知書が提出されると、当該経理担当者によって調定がなされ、郵送もしくは手渡しの方法により債務者に対し納入通知書が送付される。
- d 西三河福祉相談センター
返還・徴収決定に基づき、担当ケースワーカーから経理担当者へ決定通知書が提出されると、当該経理担当者によって調定がなされ、債務者に対し納入通知書が送付される。

e 新城設楽福祉相談センター

返還・徴収決定に基づき、担当ケースワーカーから経理担当者へ決定通知書が提出されると、当該経理担当者によって調定がなされ、郵送もしくは手渡しの方法により債務者に対し納入通知書が送付される。

ヒアリングによると、新城設楽福祉相談センターでは、最初の段階で納入義務者の納付を得ることにより、その後の未納を防げると考え返還・徴収決定をされた段階で、全ての納入義務者に対して、返還・徴収金の説明や、支払いに関する指導を行っているとのことであった。また、納入義務者が生活保護受給者である場合には、上記のとおり生活保護申請者が納入通知書を手渡し出来るよう、事前に時期を調整した上で返還・徴収決定をするようにしているとのことであった。

f 東三河福祉相談センター

管理回収業務を継続している4件（債務者1名）については、2000年に調定を行った案件であり、現在は、2019年7月に徴収した未納承認書に基づき、毎月1000円の納付書を送付している。

(エ) ④督促・催告

納期限までに納付しない者がいるときは、督促状を発生して督促する（地方自治法第231条の3第1項、財務規則第40条第1項）。督促状を発生する時期につ

いては、規則では特に定めていないが、「会計事務の手引（総則・収入編）」で「別に法令の定めがなければ、原則として地方税の例に従い、納期限後20日以内において未納を確認した後速やかに発します」としている。

催告については、地域福祉課の作成した「生活保護費返還金等徴収マニュアル」の第1章第3の2に「催告書の発行」と題して「(1)債権管理者は、(略)督促後1か月経過しても納入がなく、かつ、納入の意思表示がないときは、再度書面をもって滞納者あてに発行する。」と定めているが、以下のとおり、この規定にしたがった運用をしているセンターはなく、全庁的に行っている、年2回(7月、12月)の納入促進月間に催告書を送付している例が多く見られた。

a 尾張福祉相談センター

(a) 督促

納入通知書に記載の納期限を過ぎても納入がない場合には、納期限後20日以内に督促状を発送する。

送付の方法は、債務者が生活保護受給中であるなど、手渡しが可能である場合には手渡しとし、そうでない場合には郵送によって行っている。

2019年度から2021年度までの督促状の発行件数と返戻件数は【図表8-3-4】のとおりである。

【図表8-3-4】尾張福祉相談センターにおける督促状の発行件数・返戻件数

	2019年度	2020年度	2021年度
発行件数	42件	30件	33件
返戻件数	0件	0件	0件

(b) 催告

また、督促をしても納付がないケースでは、県が実施する年2回の納入促進月間に催告書を送付して催告を行う。催告書の送付方法は、督促状の送付方法と同様である。

2019年度から2021年度までに催告書の発行件数と返戻件数は【図表8-3-5】のとおりである。

【図表8-3-5】尾張福祉相談センターにおける催告書の発行件数・返戻件数

	2019年度	2020年度	2021年度
発行件数	42件	46件	61件
返戻件数	0件	0件	0件

b 海部福祉相談センター

(a) 督促

納入通知書に記載されている納期限を過ぎても納入がない場合には、納期限後20日以内に督促状を発送する。

また、発送方法は郵送による方法であり、手渡しによる方法では発送していない。

督促状については、【図表8-3-6】のとおり2019年度に1件、2020年度に1件及び2021年度に3件(ただし3件とも同一人物)の返戻があった。もともと、いずれの案件も担当ケースワーカーが転居先の情報を把握しており、再送出来ているため、督促状の返戻を契機とする所在調査や実地調査は実施していないということであった。

【図表8-3-6】海部福祉相談センターにおける督促状の発行件数・返戻件数

	2019年度	2020年度	2021年度
発行件数	96件	43件	28件
返戻件数	1件	1件	3件

(b) 催告

督促をしても納付がないケースのうち、時効完成日が1、2年に近づいている滞納者に対しては、納入促進月間に催告書を郵送する。2019年度ないし2021年度までの催告書の発行件数及び返戻件数については、【図表8-3-7】のとおりである。

なお、時効の完成日が差し迫っていない滞納者に対しては、催告書ではなく、納付依頼の文書を送付している。

【図表8-3-7】海部福祉相談センターにおける催告書の発行件数・返戻件数

	2019年度	2020年度	2021年度
発行件数	0件	0件	7件
返戻件数	0件	0件	0件

c 知多福祉相談センター

(a) 督促

納入通知書に記載されている納期限を過ぎても納入がない場合には、知多福祉相談センターにおいて利用されている「生活保護費 経理マニュアル」では納期限後20日前後に督促状を発送するとされている。なお、督促状の送付の方法は、郵送または手渡しとしている。

督促状については、【図表8-3-8】のとおり返戻件数は、2019年度は0件であり、2020年度及び2021年度に各1件である。

【図表8-3-8】知多福祉相談センターにおける督促状の発行件数・返戻件数

	2019年度	2020年度	2021年度
発行件数	49件	32件	32件
返戻件数	0件	1件	1件

(b) 催告

督促をしても納付がないケースでは、時効が完成する年度に開催される納入促進月間に併せて1度だけ催告書を送付する。なお、催告書については2019年度から2021年度までの間では、【図表8-3-9】のとおり2021年度に1件発行したのみであり、この1件については返戻されずに滞納者に届いている。

【図表8-3-9】知多福祉相談センターにおける催告書の発行件数・返戻件数

	2019年度	2020年度	2021年度
発行件数	0件	0件	1件
返戻件数	0件	0件	0件

d 西三河福祉相談センター

(a) 督促

納入通知書に記載されている納期限を過ぎても納入がない場合には、納期限後20日以内に督促状を送送する。

発送方法は、郵送による方法のみであり、手渡しはしていない。これは、通常のケースワーカーによる訪問と債権の管理回収は別であるため、ケースワーカーと被保護者との関係性に配慮して通常のケースワークとは分けて対応することを意図していることであった。

督促状については、【図表8-3-10】のとおり返戻件数は、いずれも0件であった。また、督促状については、これまでも返戻されたケースがないため、所在調査を実施していないということであった。

【図表8-3-10】西三河福祉相談センターにおける督促状の発行件数・返戻件数

	2019年度	2020年度	2021年度
発行件数	1件	2件	0件
返戻件数	0件	0件	0件

(b) 催告

督促をしても納付がないケースでは、概ね3か月程度を基準として未納が続いている人に対して催告書を送付する。

また、納入促進月間の際には、滞納者全員を対象に催告書を送付している。なお、催告書については、【図表8-3-11】のとおり2019年度から2021年度までの間では1件も返戻されたケースはない。

【図表8-3-11】西三河福祉相談センターにおける催告書の発行件数・返戻件数

	2019年度	2020年度	2021年度
発行件数	7件	17件	18件
返戻件数	0件	0件	0件

e 新城設楽福祉相談センター

(a) 督促

納期限後も収納がないことを財務システムにより確認した者に対して、納期限後20日以内に督促状を送送している。送付方法は全て郵送である。

2019年度から2021年度までの督促状の発行件数と返戻件数は【図表8-3-12】のとおりである。

【図表8-3-12】新城設楽福祉相談センターにおける督促状の発行件数・返戻件数

	2019年度	2020年度	2021年度
発行件数	1件	2件	2件
返戻件数	0件	0件	0件

(b) 催告

全件について、督促後1か月以内に納入または分納手続が開始されているため、督促後の滞納者にあてた催告書の発送については該当がない。

もっとも、納入促進月間に、原則として全滞納者に対し、当該時点での残高を通知するとともに、債務承認書を同封してその提出を促したり、納付に当たって困っていることなどがある場合の相談窓口を提示して相談を促したりする書面を送付していることであった。

f 東三河福祉相談センター

(a) 督促

督促については該当案件がない。

(b) 催告

納付書記載の納期限までに支払いがない場合には、催告書を送付する扱い

であるが、現在は、未納承認書に記載された分割方法で分割納入がなされているため、催告書は送付していない。

(オ) ⑤分納誓約（納付猶予措置）については、債務者より、一括での納入が困難であるが、分割での納付をする意思がある旨の申し出があった場合には、本人から事情を聴取し、生活状況に関する書類及び債務承認書を提出してもらった上で、分割による支払いを認めることがある。このような取扱いには各福祉相談センターにおいて共通しているが、分割払いを認める法的根拠は異なっている。

なお、マニュアルでは、「納付延期措置」の手続を設けているが、このマニュアルに沿った扱いをしている福祉相談センターは無かった。

- a 尾張福祉相談センター
地方自治法施行令第171条の6に基づく履行延期の特約又は処分という扱いで処理をしている。
- b 海部福祉相談センター
生活保護費返還金については、地方自治法施行令第171条の6に基づく履行延期処分ではなく、滞納者からの「分納申出書」の提出があった場合に、事実上の分割納付（分納誓約）を認めている。
- c 知多福祉相談センター
生活保護費返還金については、同施行令第171条の6に基づく履行延期処分ではなく、滞納者からの「分納申出書」の提出があった場合に、事実上の分割納付（分納誓約）を認めている。

また、滞納者のうち生活保護受給中の者については、毎週の会議において分割について生活保護法第78条の2に関する決定をしている案件も存在することであった。

- d 西三河福祉相談センター
生活保護費返還金については、滞納者から「履行延期申請兼分割納入申出書」を取付けた上で、地方自治法施行令第171条の6に基づく履行延期の特約又は処分という扱いで処理をしている。

なお、地方自治法施行令第171条の6では「強制徴収により徴収する債権を除く」と規定され強制徴収公債権は対象となっていないところ、生活保護費返還金のうち、強制徴収公債権に分類される債権についても地方自治法施行令第171条の6に基づく履行延期の特約又は処分という扱いで処理できるとの誤解があった。

- e 新城設楽福祉相談センター
福祉局が作成している様式集の様式を利用して、分納誓約書を提出してもらい、分割納付を認めている。

ヒアリングの際に、その法的立場づけについて確認したところ、明確に認識はしていなかったが、後に回答してもらったところによれば、事実上の分割納付（分納誓約）という扱いをしているとのことであった。

- f 東三河福祉相談センター
管理している4件（債務者1名）については、2019年7月に未納承認書を徴取しているところ、同書面に毎月1000円ずつ支払うという内容の納付計画書が添付されており、概ね同計画にしたがって納付がなされている。ヒアリングによると、未納承認書については、地方自治法施行令第171条の6に基づく履行延期の特約又は処分ではなく、事実上の分割納付（分納誓約）を認めているという位置づけである。

(カ) 滞納処分もしくは訴訟手続による履行の請求については、督促をしても納付がない場合、生活保護費返還金のうち強制徴収公債権となる部分については、滞納処分をすることができ（地方自治法第231条の3第3項）。また、非強制徴収公債権となる部分については、原則として、訴訟手続により履行を請求しなければならぬ（同施行令第171条の2第3号）。

- a 尾張福祉相談センター
滞納処分・訴訟手続による履行の請求のいずれも行っていないかった。
- b 海部福祉相談センター
滞納処分・訴訟手続による履行の請求のいずれも行っていないかった。
- c 知多福祉相談センター
滞納処分・訴訟手続による履行の請求のいずれも行っていないかった。
- d 西三河福祉相談センター
滞納処分・訴訟手続による履行の請求のいずれも行っていないかった。他方、催告書において、滞納処分を行う可能性を示唆する案件はあったものの、実際に滞納処分を検討した資料は記録に綴られていなかった。

e 新城設楽福祉相談センター
実施していなかった。また、現在の滞納者はいずれも生活保護受給者であることから、現時点でこれらの手続をとることは検討していないとのことであった。

なお、生活保護法第78条の2については、過去に実績は無かった。現在、同条に基づく手続をする前提として、同法第77条の2に基づく決定の対象にすることを検討している案件が1件あるとのことであった。

- f 東三河福祉相談センター
概ね未納承認書添付の納付計画書にしたがって納付がなされており、訴訟による履行の請求は行っていない。

(キ) 各種調査の実施

各福祉相談センターにおける各種調査の実施状況は以下のとおりであった。

- a 尾張福祉相談センター
 - (a) 所在調査・実地調査
督促状及び催告書の返戻がなく、所在調査・実地調査を要することがなかったため、実施していないが、実施するとすれば、住民票による調査及び現地調査が想定される。
 - (b) 相続人調査
戸籍関係書類を取得した上で、判明した相続人に対し、相続するか否かの問い合わせを書面で行っている。相続放棄をしたという回答を得た場合には、その者から相続放棄の申述書の写しを取得したり、裁判所から相続放棄受理証明書を取得したりする。
 - (c) 財産調査
特に実施していない。
- b 海部福祉相談センター
 - (a) 所在調査・実地調査
戸籍及び住民票を取得して調査を行っている。また、案件によっては家庭訪問をすることもある。
 - (b) 相続人調査
戸籍及び住民票を取得して調査を行っている。また、相続人が判明した場合には、当該相続人に対して納入及び債務承認書の提出を依頼する文書を送付する。
- c 知多福祉相談センター
 - (a) 所在調査・実地調査
戸籍及び住民票を取得して調査を行っている。
 - (b) 相続人調査
戸籍及び住民票を取得して調査を行っている。また、相続人が判明した場合には、当該相続人に対して納入及び債務承認書の提出を依頼する文書を送付する。

当該相続人から、相続放棄を行った旨の申出があった場合、現在は相続人に対して「相続放棄申述受理証明書」の写しの提出を要請しているが、過去には「相続放棄申述受理証明書」を確認することなく、不納欠損処分をしている例があった。

- (c) 財産調査
特に実施していない。
- d 西三河福祉相談センター
 - (a) 所在調査・実地調査
戸籍及び住民票を取得して調査を行っている。また、案件によっては家庭訪問をすることもある。
 - (b) 相続人調査
戸籍及び住民票を取得して調査を行っている。また、相続人が判明した場合には、当該相続人に対して納入及び債務承認書の提出を依頼する文書を送付もしくは家庭訪問をする。
- e 新城設楽福祉相談センター
 - (a) 所在調査・実地調査
所在調査を要する状況になっていないため実施していない。
 - (b) 相続人調査
戸籍調査を実施している。調査の結果判明した法定相続人に対しては催告書を送付することとなるが、これまで実施例はないことであった。
相続人が全て放棄していた場合の確認の方法について、過去の例としては、既に弁護士が相続財産管理人に選任されたことから、当該弁護士からの債権の照会文書をもって確認した。
 - (c) 財産調査
現在の滞納者はいずれも生活保護受給者であり、毎年資産申告を受けて財産状況を把握していることから、重ねて財産調査等は実施していただけないことであった。
- f 東三河福祉相談センター
 - (a) 所在調査・実地調査

(b) 相続人調査

いずれも実施を要する状況でないため、実施していない。

(c) 財産調査

特に実施していない。

(ク) 時効管理

生活保護費返還金は、行政庁の返還決定あるいは徴収決定という行政処分により発生する債権であり、公債権であると解される。したがって、時効期間は債権を行使できるときから5年であり、時効期間経過後は、債務者による時効の援用の有無にかかわらず、債権は消滅する（地方自治法第236条第1項、第2項）。そのため、県としては、時効期間を経過しないように管理する必要があるところ、各福祉相談センターの管理状況は以下のとおりであった。

なお、生活保護費返還金のうち、生活保護の受給者が日本国籍を有する者でない場合には、生活保護法は直接適用されず、生活保護費返還金の性質も、生活保護法に基づく行政処分により発生する公債権では無く、私債権（不当利得返還請求権）であると理解される（名古屋地裁平成25年8月29日判決）。したがって、債務者による時効の援用がないと債権としては消滅しないこととなるなど、別の取扱いを要するが、地域福祉課へのヒアリングによると、異なる扱いにはしていないとの回答であった。

a 尾張福祉相談センター

督促状の発行日を財務システムから日にちを抽出するほか、債務承認があった場合には、センター独自に作成しているエクセル表で管理をしている。

また、納入促進月間において、滞納者への催告方法などについて計画を立てているが、その計画を立てる際に、当年度中あるいは次年度中に時効期間満了を迎える者について、分かるようにしている。

そして、計画作成後、文書の郵送、電話もしくは家庭訪問を実施し、滞納者に対して納入指導を実施するとともに債務承認書を徴取し時効の更新（中断）の措置を講じている。

b 海部福祉相談センター

「返納状況一覧表」と呼ばれる電子データに時効完成予定日が記載されており、当該一覧表を基に随時更新を加えながら時効期間を経過しないよう管理している。

また、時効完成の約1年前になると、文書の郵送もしくは家庭訪問により、滞納者に対して債務承認書を提出するよう指導し、時効が完成しないよう更新（中断）の措置を講じている。

c 知多福祉相談センター

「生活保護費返還金・徴収金 債権管理」と呼ばれるファイルにて、個人ごとに記録が綴られている。また、「収入未済一覧表」と呼ばれる電子データに時効完成予定日が記載されており、当該電子データを基に時効管理を行っている。

年2回実施される納入促進月間に、債務承認を目的として、滞納者から「未納承認書」を徴収し、時効が完成しないように更新（中断）の措置を講じている。

d 西三河福祉相談センター

「債権管理台帳」と呼ばれる電子データに時効完成予定日が記載されており、当該一覧表を基に随時更新を加えながら時効期間を経過しないように管理している。

また、時効完成が近いケースについては、遅くとも前年度に時効の更新（中断）の措置について検討する。もともと、直近3年間で時効が成立したケースはなく、具体的な措置を講じた案件はないとのことであった。

e 新城設楽福祉相談センター

「調定及び戻入の取納状況」の一覧表に「時効完了日」という名称の欄を設け、そこに時効完了日を入力した上で、適宜その日にちを確認する方法で管理していた。

f 東三河福祉相談センター

ヒアリングによれば、管理している4件（債務者1名）について、毎月1000円ずつの支払いを、4件の債権に順に充当しており、それをもって一部私による債務承認があったと見なしているとの回答であった。

(ケ) 不納欠損処分

毎年1月頃に、福祉総務課より各センター宛に、当該年度の不納欠損処分予定者の一覧表や不納欠損処分予定者の状況が記載された債権管理台帳兼不納欠損処分調査書を提出するよう照会があり、これに応じる形で、各センターにおいて不納欠損処分の対象となる債権を検討し、一覧表等を提出している。

不納欠損処分の対象債権は、「債務者（相続人を含む）及び全ての保証人について、以下の理由により徴収できない債権」であり、「以下の理由」については【図表8-3-13】が掲載されている。

「内容」のうち「納入拒否」に該当するケースとしては、債務者が返還義務があることについて納得していないなど明確に支払いを拒絶されたケース、納付書を送っても反応がないケース、情報が乏しく生活困窮という判断ができないうえなどがこれにあたる。

各センターから提出された一覧表等を地域福祉課で確認し、財政課の確認を経て不納欠損処分の決裁を行う。

【図表8-3-1-3】収入未済に係る不納欠損処分理由

区分	理由	内容
時効	行方不明	公簿上の住所に明らかに他人が居住している場合又は居住の形跡が見受けられない場合
	死亡	公簿上死亡が確認され、相続人が存在しない場合
	生活困窮	生活保護と同等の生活状況またはある程度の収入があるが、相当の借金があり返済能力がない場合
	納入拒否	上記のいずれの場合でもなく、明らかに納入拒否の意志表示があった場合
その他	相続放棄	債務者の死亡後、第一順位から第三順位までの全ての相続人が相続放棄を申し立て、家庭裁判所から相続放棄が認められた場合
	自己破産免責	自己破産を申し立て、地方裁判所からの免責許可決定に当該債務が含まれていることが認められた場合

(出典：3福総号外令和4年1月13日「収入未済に係る不納欠損処分について(照会)」)

また、地域福祉課では、毎年6月末に生活保護費国庫負担金の精算のための取り纏めを行っている。2019年度から2021年度までに不納欠損処分とした債権のうち、適正に債権管理が行われていなかったとして国庫負担の対象とならなかった債権は【図表8-3-1-4】のとおりである。

適正に債権管理が行われていない理由としては、引継が適切に行われなかったことを理由とする証拠不十分、相続人調査の不徹底、督促不足があるとのことであった。

【図表8-3-1-4】国庫負担の対象とならなかった債権

	債権数	種類	金額(円)
2019年度	7	63条返還金	21,000
	169	78条徴収金	2,280,983
	2	その他(戻入未済)	80,000
2020年度	1	63条返還金	87,000
	133	78条徴収金	1,523,000
	1	その他(戻入未済)	41,750
2021年度	0	63条返還金	0
	36	78条徴収金	276,000
	0	その他(戻入未済)	0

不納欠損処分に関する各センターの業務内容は以下のとおりであった。

a 尾張福祉相談センター

12月に実施される納入促進月間以降、各担当者と債権管理者が随時検討を行い、本庁からの不納欠損処分照会に対して回答をしている。また、不納欠損処分後の資料はファイルに綴って年度毎に5年間保管している。

2019年度から2021年度にかけて不納欠損処分をした債権は【図表8-3-1-5】のとおりである。

【図表8-3-1-5】尾張福祉相談センター不納欠損処分の推移

	債権数	種類	金額(円)
2019年度	1	戻入未済(時効)	80,000
	1	63条返還金(自己破産免責)	512,062
	64	78条返還金(時効)	1,028,754
2020年度	54	78条返還金(時効)	693,000
	76	78条徴収金(自己破産免責)	760,000
2021年度	36	78条徴収金(時効)	276,000

b 海部福祉相談センター

2019年度から2021年度にかけて不納欠損処分をした債権は【図表8-3-1-6】のとおりである。また、不納欠損処分後の資料はファイルに綴って年度毎に5年間保管している。

【図表8-3-1-6】海部福祉相談センター不納欠損処分の推移

	債権数	内訳	金額(円)
2019年度	1	戻入未済(時効)	2,400
	1	63条返還金(相続放棄)	87,000
2020年度	2	戻入未済(時効)	45,896
	1	戻入未済(相続放棄)	41,750
2021年度	14	63条返還金(相続放棄)	57,000
	39	78条徴収金(時効)	929,714
	3	78条徴収金(相続放棄)	137,000
	9	戻入未済(時効)	219,446

c 知多福祉相談センター

2019年度から2021年度にかけて不納欠損処分をした債権は【図表8-3-1-7】のとおりである。また、不納欠損処分後の資料はファイルに綴って年度毎に5年間保管している。

【図表8-3-1-7】知多福祉相談センター不納欠損処分の推移

債権数	内訳	金額(円)
2020年度	2 63条返還金 1 戻入未済	1,275,400 4,877
2021年度	2 63条返還金 63 78条徴収金	757,671 1,503,624

d 西三河福祉相談センター
2019年度から2021年度にかけて不納欠損処分をした債権はなく、かつ、直近5年間で不納欠損処分をした事例はない。

e 新城設楽福祉相談センター
同上
f 東三河福祉相談センター
同上

(ロ) 書類の整理・保管状況
債権管理に関する書類・保管状況は以下のとおりであった。なお、新城設楽福祉相談センターと東三河福祉相談センターについては、オンラインによるヒアリングを行ったため、それ以外のセンターについては、実際に管理している書類等を確認した。

a 尾張福祉相談センター
返還・徴収決定後に分割納付を認めることにより、分割納付が次年度以降も継続することが想定されるケースについては、個別のファイルを作成し、現年度で終了するものについてはデータ上のみで管理している。
個別ファイルには、交渉履歴や所在調査のために取得した住民票等を綴る。債権承認書及び分割納付に関する書類(債権承認書等)は、決定直後に作成されたものについてはケース記録に綴り、それ以降の、滞納が生じた直後に作成されたものについては、原本を個別ファイルに綴るとともに、内容に不備が無いかの確認等のため、写しを別のファイルに集約している。

b 海部福祉相談センター
債権管理の状況は「返納状況一覧表」という電子データで管理し、交渉記録については「納入指導記録」において五十音順で管理している。他方、相続が発生した案件については、個人名での個別ファイルが作成され、当該ファイルで管理している。

その他、督促状、催告書、債権発生の決定書や生活保護費受給期間中に提出される収入申告書等の各写し及び分割納付申請書は、それぞれ個別ファイルに集約さ

れ、当該ファイルで管理している。
c 知多福祉相談センター
滞納者毎の交渉記録は、「生活保護費返還金・徴収金 債権管理」と呼ばれるファイルで管理している。また、時効管理については「収入未済一覧表」と呼ばれる電子データにおいて管理している。

その他、戸籍や住民票、決定書、督促状等は、それぞれ個別ファイルに集約され、当該ファイルで管理している。
d 西三河福祉相談センター

債権管理の状況は、「債権管理台帳」と呼ばれている電子データで管理する。また、滞納者毎に個別ファイルを作成し、当該ファイルに交渉記録や決定書が綴られる。また、生活保護受給中の記録が必要となる場合には、案件によって当該記録の写しが綴られているものもあった。

なお、当該個人ファイルは、古いものから時系列的に綴っている方法で作成しているようである。

「債務承認書」や「履行延期申請兼分割納入申出書」の原本については、個人ファイルとは別のファイルに綴られている。

e 新城設楽福祉相談センター
債権管理の状況については、「調定及び戻入の収納状況」という表を電子データで作成して管理するとともに、個々の債務者の状況については、様式集1-2「債権管理簿(一括調定者用)」と様式集1-3「納入等の状況」を電子データで作成して、適宜印刷をして、全員分を一つのファイルで管理している。債務者に提出してもらった未納承認書(債務承認書)の原本も当該ファイルに綴っている。

f 東三河福祉相談センター
債権管理の状況は、電子データ(Excel)で管理し、一部納付等の状況に変化があった際には、それを入力してその都度印刷し、決裁を得た上でファイルに保管している。

4 障害者住宅整備資金貸付金償還金(私債権)

(1) 概要

ア 目的

事業の目的は、障害者の居住環境を改善するため、障害者の専用居室、浴室等を必要とし、自己資金で新築、増築、改築又は改造工事を行うことが困難な者に対して、低利で資金を貸し付けることにより、心身障害者福祉の向上を図ることにあった。

イ 廃止

2011年4月1日から愛知県障害者住宅整備貸付事業が廃止されている。
平成23年度当初予算見直し・廃止事業(障害者住宅整備資金貸付の見直しについ

て)によると、県の見直し理由は、以下のとおりである。

見直し理由
 事業開始当初に比較し、次のような理由により、障害者の住宅整備を巡る社会環境の変化により本貸付制度の利用が減少し、事業存続の意義が低下したことによる。

(1) 市町村において助成制度がある。
 日常生活用具給付等事業の財源 国1/2、県、市町村1/4)
 (2) 他機関において貸付制度がある。

ア 生活福祉資金貸付 <愛知県社会福祉協議会>
 住宅を増築・改築・拡張するために必要な経費の貸付
 (低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯)
 ・貸付額 250万円
 ・償還期間 7年以内
 ・利息 0%

イ 無担保住宅ローン (X金庫)(以下略)
 保証人無 1. 50% 据置期間(6か月)経過後から

ウ 申請者

障害者住宅整備資金貸付申請審査基準によると、申請者の要件は次のとおり。

(ア) 下記の障害者又は障害者と同居する親族であること

- ① 身体障害者手帳1級～4級をお持ちの方
- ② 療育手帳A～B判定をお持ちの方
- ③ 自閉症状態と診断された方

(イ) 県内に住所を有していること(名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市の区域を除く)

(ウ) 障害者の専用居室、浴室等を必要とし、自己資金で工事を行うことが困難なこと

(エ) 貸付金を返済できる収入(資産)があること

(オ) 原則として、過去に障害者住宅整備資金の貸付けを受けたことがないこと

なお、貸付時の審査は、施行規則に基づき、源泉徴収票の提出を受ける。

エ 貸付けの対象となる工事

(ア) 貸付決定の日から3か月以内(又は2011年3月末日までのいずれか早い時期)

に着工でき、かつ1年以内に完了可能な工事。

なお、既設住宅の購入の場合は、貸付決定の日から3か月以内(又は2011年

3月末日までのいずれか早い時期)に契約できるもの。

(イ) 申請者が居住又は居住を予定している家屋を新築、増築、改築、改築しようとする

工事であって、障害者の専用居室、浴室、便所、台所、階段、廊下、てすり、ス

ロープなどを整備するもの。

貸付けの対象とならない工事

(ア) 障害者の日常生活の場でないもの(応接室、物置等)を整備する工事

(イ) 維持補修的な性質の工事

(ウ) 貸付決定以前に着工した工事(既設住宅の購入の場合は、貸付決定以前に契約し

た物件)

カ 貸付けの条件

(ア) 貸付限度額 300万円

ただし、貸付額は5万円単位

(イ) 利率 年3%以内

(ウ) 償還方法 元利均等半年賦償還(償還回数20回)

1回あたりの償還額(年利3%の場合)

貸付金額100万円 5万8245円

貸付金額200万円 11万6490円

貸付金額300万円 17万4737円

(エ) 償還期間 貸付けの日の属する月の翌月から10年以内

(オ) 保証人 連帯保証人 2名

申請日の6か月以前から県内の同一市町村に住所を有している方で、相当の資産又は収入があり、独立の生計を営んでいる方(申請者と同一市町村に住所を有している必要はなし)

(カ) なお、正当な理由なく支払期日までに償還しない場合は、別途年10%の遅延利息が付される。

(2) 債権の発生原因

根拠法令

・(旧)愛知県障害者住宅整備資金貸付条例(昭和53年愛知県条例第39号)(20

11年4月1日廃止)

・(旧)愛知県障害者住宅整備資金貸付条例施行規則(昭和53年規則第84号)(2

011年4月1日廃止)

・障害者住宅整備資金貸付要綱

・障害者住宅整備資金貸付申請審査基準

(3) 債権発生の経緯

県によると、障害者住宅整備資金の貸付けを受けた者の償還金で、10年の償還期間中に、生活困窮、病気、入院等の経済事情等の変化により未済が生じたものであることであつた。

(4) 収入未済額に対する県の分析

2021年度の収入未済は13名に対する1300万1795円であつた。

また、2015年度から2021年度までの調定額及び収入未済額と各人数の推移は【図表8-4-1】のとおりであつた。また、同じ期間について収入済額と不納欠損処分額の推移を併せて表にすると【図表8-4-2】のとおりであつた。なお、障害福祉課では、延滞利息不徴収調書により延滞利息を不徴収としており、違約金(延滞利息)の調定をしていない。

【図表8-4-1】貸付金償還金の調定額と収入未済額の推移 (金額単位：円)

年度	2021	2020	2019	2018	2017	2016	2015
調定額	金額 14,969,781	18,433,702	20,602,880	23,297,622	24,728,739	27,466,402	28,379,696
	人数 15	18	23	25	27	31	33
収入	金額 13,001,795	14,969,781	18,433,702	20,288,504	22,668,870	23,777,450	24,901,300
未済額	人数 13	15	18	21	23	23	24

【図表8-4-2】調定額、収入済額、未収金額、不納欠損処分額の推移 (金額単位：円)

	調定額	収入済額	未収金額	不納欠損額
2015年度	28,379,696	3,478,396	24,901,300	
2016年度	27,466,402	3,688,952	23,777,450	
2017年度	24,728,739	2,059,869	22,668,870	
2018年度	23,297,622	2,077,198	20,288,504	931,920
2019年度	20,602,880	2,169,178	18,433,702	
2020年度	18,433,702	2,309,977	14,969,781	1,153,944
2021年度	14,969,781	1,967,986	13,001,795	

(5) 取組状況

ア マニュアル類

県では、愛知県障害者住宅整備資金貸付金償還金事務処理要領を策定して収入未済額の解消に取り組んでいる。

イ 組織

本庁の体制は課長補佐1名、担当者1名で、具体的な回収業務は、各福祉相談センターが行っている。

ウ 文書管理

文書管理について、債権管理簿等は紙ベースのものを、各福祉相談センターで管理しており、本庁では、連帯保証人の案件、法務相談、外部委託に関する文書を管理している。

エ 債権管理に関する役割分担

各福祉相談センターで各債務者の管理及び納入指導の対応をしている。本庁では各福祉相談センターの取組状況の報告を受けて、概要を把握している。
各福祉相談センターにおいて、償還金を滞納している者に対しては、分割納入計画書を提出するよう指導し、納入を促す。納入が計画どおり行われない場合は、文書送付・電話・家庭の訪問により納入指導している。督促送付、戸籍調査、個別訪問、分割納入、連帯保証人を含めた償還計画の作成などを実施している。

複雑な案件は、本庁から法務相談している。回収業務の外部委託も本庁が行う。

(6) 連帯保証人の有無

連帯保証人は2名求めており、本人弁済でとまっている、行き詰っている場合は、連帯保証人に請求するよう本庁から各福祉相談センターに指導する。

(7) 収入未済の促進月間

県では、令和3年度愛知県高齢者及び障害者住宅整備資金貸付金償還金未納者納入促進実施要領に基づき、7月と12月に納入促進を実施している。業務は各福祉相談センターで行っている。

(8) 納入指導状況調査

収入未済額の上位5名(いずれも県内のいも福祉相談センター所管で100万円以上の)の2022年7月28日付の「納入指導状況調査」の概要は、以下のとおりである。

ア 本人死亡後は妻が返済

分納約束。

現在のペースで想定すると完納までに相当の期間を要する。

連帯保証人1名は死亡。もう1名は、居所不明。

イ 最終の債務承認書は10年以上前。

時効の援用がされていないため、不納欠損処分できない。

自己破産後、保証人に迷惑はかけられないとして、本人の申出により分納している。

本人は生活保護受給中。12年前に自己破産。

保証人(借受人の親族)と話し合いの結果、親族に迷惑はかけたくないと、本人が分納を継続している。

本人が分納を継続している。

オ 本人死亡。妻も死亡し、相続人(連帯保証人)が返済を続けていたが、民事再生により、償還済み。他の相続人(もう一人の連帯保証人)に手紙送付しているが、返答なし。2022年度から外部委託。

(9) 外部委託

外部委託されている債権の金額、債務者数

債権回収を外部委託しているのは、13名中4件、合計442万1369円である。

イ 回収業者選定の手続

福祉局と保健医療局においてプロポーザル方式で業者を選定し、サービスに外部委託している。

ウ 対象債権

外部委託の対象となる債権は、未済が継続し、県が直接回収するのが難しい債権を対象としている。

エ 委託先からの報告

毎月報告をうけている。

(10) 不納欠損処分

【図表2-27】及び【図表8-1-2】に現れた不納欠損処分された債権の概要は以下のとおりである。

ア 2020年度【図表8-1-2】では相続放棄に分類)

主債務者自己破産免責決定。

連帯保証人は死亡及び相続人全員が相続放棄又は消滅時効援用した。

イ 2018年度【図表8-1-2】では納入拒否に分類)

主債務者死亡し、相続人は自己破産免責決定。連帯保証人全員が時効援用した。

5 心身障害者扶養共済保険料負担金(私債権)

(1) 概要

ア 目的

障害者の保護者が掛金を出し、保護者が死亡または重度障害となった場合、残された障害者に生涯にわたり、年金を支給し、保護者が障害者の将来に対して抱く不安を軽減する。

イ 加入資格

愛知県心身障害者扶養共済制度条例には、加入資格について次のように規定されている。

扶養者の資力等の要件について、所得要件はない。健康状態はある。

愛知県心身障害者扶養共済制度条例

(加入資格)

第4条 この制度に加入することができる者は、心身障害者の保護者であって、加入時において次に掲げる要件に該当するものとする。

一 県内(名古屋市の区域を除く。以下同じ。)に住所を有すること。

二 六十五歳未満であること。

三 特別の疾病又は障害を有せず、心身障害者扶養共済保険契約の対象となることができること。

2 次に掲げる要件に該当する者は、前項の規定にかかわらず、この制度に加入することができる。

一 この制度の発足後に転入(新たに県内に住所を有することとなつたことをいう。以下同じ。)をしたこと。

二 転入の直前まで他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度(機構と心身障害者扶養共済契約を締結しているものに限る。以下同じ。)の加入者であつたこと。

一部改正 [昭和五四年条例三四号・五九年四〇号・平成一五年六二号]

ウ 掛金

掛金の金額は愛知県心身障害者扶養共済制度条例別表に定められており、【図表8-5-1】のとおり年齢によって月額9300円から2万3300円の範囲で異なり、若い人ほど安く設定されている。

【図表8-5-1】別表(第八条関係)

加入時又は口数の追加時の年齢区分	掛金又は口数の追加に係る掛金の月額
三十五歳未満の者	九、三〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	一一、四〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	一四、三〇〇円
四十五歳以上五十歳未満の者	一七、三〇〇円
五十歳以上五十五歳未満の者	一八、八〇〇円
五十五歳以上六十歳未満の者	二〇、七〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	二三、三〇〇円

エ 支給金額

愛知県心身障害者扶養共済制度条例

(年金の給付)

第10条 加入者が死亡し、又は重度障害となつたときは、その死亡し、又は重度障害となつた日の属する月から、規則で定めるところにより、その者が扶養していた心身障害者に対し、年金を支給する。

2 年金の額は、月額二万円とする。

3 口数追加加入者については、前項の額に二万円を加算する。ただし、年金の給付が重度障害による場合であつて、その重度障害が規則で定めるときは、この限りでない。

一部改正 [昭和五四年条例三四号・五六年三一号・平成七年三七号]

(弔慰金の給付)

第16条 加入者の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したときは、規則で定めるところにより、加入者であつた者(加入者であつた者がその扶養する心身障害者と同時に死亡したときは、当該加入者であつた者の遺族)に弔慰金を支給する。

2 弔慰金の額は、次の各号に掲げるその死亡の日まで継続する加入期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 一年以上五年未満 五万円

二 五年以上二十年未満 十二万五千円

三 二十年以上 二十五万円

3 口数追加加入者(その扶養する心身障害者の死亡時に、第十九条第一項第二号ただし書に該当するため重度障害となつたが加入者としての地位を失つていない者を除く。)であつた者には、前項の額に、次の各号に掲げるその死亡の日まで継続する口数の追加の期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を加算する。

一 一年以上五年未満 五万円

二 五年以上二十年未満 十二万五千円

三 二十年以上 二十五万円

4 第八条第三項の規定は、前二項に規定する加入期間又は口数の追加の期間について準用(脱退一時金の給付)

第16条の2 加入者が脱退又は口数の減少の申出をしたときは、規則で定めるところにより、当該加入者に脱退一時金を支給する。ただし、加入期間若しくは口数の追加の期間が五年に満たないとき、又は加入者が転出(新たに他の都道府県又は名古屋市の区域に住所を有することとなつたことをいう。以下同じ。)をしたことに伴い他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となつたときは、この限りでない。

2 加入者が脱退の申出をした場合の脱退一時金の額は、次の各号に掲げるその脱退の日まで継続する加入期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額(口数追加加入者にあつては、その額に、次の各号に掲げるその脱退の日まで継続する口数の追加の期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を加算した額)とする。

一 五年以上十年未満 七万五千円

二 十年以上二十年未満 十二万五千円

三 二十年以上 二十五万円

3 口数追加加入者が口数の減少の申出をした場合の脱退一時金の額は、次の各号に掲げるその口数を減少した日まで継続するその減少した口数に係る加入期間又は口数の追加の期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 五年以上十年未満 七万五千円

二 十年以上二十年未満 十二万五千円

三 二十年以上 二十五万円

4 第八条第三項の規定は、前二項に規定する加入期間又は口数の追加の期間について準用する。

一部改正 [平成七年条例三七号]、一部改正 [平成二〇年条例一八号]

もいる。

質問4 施行規則14条2項で、滞納期間を2か月間と規定した時期はいつか。

回答4 2か月以上掛金が未払いにもかかわらず脱退することなく滞納が発生した理由は、福祉的な配慮等によるものであると認識している。なお、施行規則の月数は、制定当初（昭和45年4月1日施行）から2か月で規定されていた。

<p>愛知県心身障害者扶養共済制度条例 (加入者等としての地位の喪失等)</p> <p>第19条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、その理由の生じた日の属する月の翌月の初日から加入者としての地位を失うものとする。</p> <p>一 加入者が死亡したとき。</p> <p>二 加入者が重度障害となったとき。ただし、口数追加加入者が重度障害となった場合において、その重度障害が規則で定めるときは、この限りでない。</p> <p>三 加入者の扶養する心身障害者が死亡したとき。</p> <p>四 加入者が脱退の申出をしたとき。</p> <p>五 加入者が規則で定める期間掛金を滞納したとき。</p> <p>六 加入者が振出をしたことに伴い、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となったとき。</p> <p>2 口数追加加入者は、口数の減少の申出をしたとき、又は規則で定める期間口数の追加に係る掛金を滞納したときは、その日の属する月の翌月の初日から口数追加加入者としての地位を失うものとする。</p> <p>3 知事は、加入者が偽りその他不正な手段により加入したとき、又は加入後において加入者に偽りその他不正があつたときは、当該加入者をこの制度から脱退させることができる。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定により加入者若しくは口数追加加入者としての地位を失つた者又は前項の規定により脱退させられた者に対しては、既に納付された掛金又は口数の追加に係る掛金は、返還しない。</p> <p>一部改正（昭和五四年条例三四号・五六年三一号・平成七年三七号）</p>	<p>愛知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則 (脱退等の申出等)</p> <p>第14条 条例第十九条第四号の規定による脱退の申出又は同条第二項の規定による口数の減少の申出をしようとする者は、加入者等脱退（口数の減少）届（様式第二十七）に、愛知県心身障害者扶養共済制度加入証書又は愛知県心身障害者扶養共済制度口数追加証書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第十九条第一項第五号及び同条第二項に規定する滞納期間は、二箇月とする。</p> <p>3 知事は、条例第十九条第三項の規定により加入者を制度から脱退させるときは、当該加入者に加入資格取消決定通知書（様式第二十八）を交付する。</p> <p>全部改正（昭和五四年規則七四号）、一部改正（平成七年規則九七号）</p>
---	--

(4) 収入未済額

2021年度の収入未済は、54名に対する575万3770円であった。県によると、収入未済額の上位3名は、2002年からの滞納者である約100万円、1997年からの滞納者である約48万円、1998年からの滞納者である約32万円である。収入未済額の推移は【図表8-5-2】のとおりであった。

(2) 根拠法令

愛知県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年条例第4号）

愛知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年規則24号）

保険約款

(3) 債権発生の経緯

ア 県の説明

この制度の加入者は重度の障害者を扶養している世帯であり、その生活はかなり苦しい状況にあるため、掛金の未納になったものである。

イ 掛金が未払いの場合の保険給付の有無

質問1 長期間未納の状態の者に対して年金の給付はしているのか。

回答1 平成8年6月～平成30年8月まで年金を給付していた者が1名いる。対象者は掛金1か月分の滞納により、制度脱退とならず加入継続していたため、年金支給の対象となった。

他の44名については、年金、脱退一時金及び弔慰金は給付していない。

ウ 掛金が未払いの場合の保険契約の効力について

質問2 保険料が未納の期間中は、加入者としての資格が停止するのか、もしくは保険が有効に働く（保険料の請求は続く）のか。

回答2 脱退をしない限り、保険は有効に働く。そのため、掛金未納者については未納分のみ納めて制度から脱退し加入者としての地位を喪失するのか、未納分及び今後の請求分も払うことで継続して加入をするのか、県から加入者に確認を取っている。

エ 収入未済のうち、掛金の未払いが3か月以上にわたるものについて

県の説明

- ・2か月滞納だと、施行規則第14条で解約が原則。
- ・古いものだと2か月以上あり。
- ・平成22年度以降、2か月以上の未済はない。
- ・実務上、脱退届を出してもらって、任意脱退として対応している。
- ・2か月以上滞納について、かつては、連絡が取れず、意思確認が行えない者に対して、職権で解約することもあった。
- ・未済は脱退後支払ってもらう。

オ 掛金が未払いの場合の契約の存続について

質問3 条例や施行規則の根拠なしに3か月以上滞納扱いとなっていた者がいたか。また、平成21年度以前に3か月以上掛金未納となっている者がいるのはなぜか。

回答3 福祉的な配慮等の理由から本人の意向を確認し脱退時期を延長するといふ柔軟な対応を行ってきたため、過去3か月以上滞納扱いとなっていた者

【図表8-5-2】心身障害者共済共済保険料負担金収入未済額の推移 (円)

年度	2021	2020	2019	2018	2017	2016	2015
勘定額	123,394,060	118,275,530	114,810,760	110,373,320	108,246,320	108,575,180	114,663,895
収入済額	117,640,290	112,521,760	109,074,290	104,628,450	102,509,850	102,802,110	108,166,525
不納欠損額	0	0	0	0	0	0	0
収入未済額	5,753,770	5,753,770	5,736,470	5,744,870	5,736,470	5,773,070	6,497,370

(5) 取組状況

ア 納入指導

県によると、県から市町村に納入指導を依頼し、市町村において文書、電話、訪問による納入指導を行う。障害福祉課も、訪問により納入指導を行う。

加入中の者に対しては、本人に加入継続の意思確認を行う。

イ 債権管理・回収に関するマニュアルその他の文書

マニュアル類は策定しておらず、収入未済については、2018年度版健康福祉部債権管理マニュアル作成の手引きや財務規則を参考にしている。

ウ 債権管理の方法

エクセルで毎月まとめている。

エ 債権管理回収業務の流れ

県によると、現年度測定分(2021年度分)は、納期限(毎月末)までに納付がないものもあったが、市町村の協力もあり出納閉鎖期までに納付がなされたため、収入未済は発生しなかった。収入未済となっている2020年度に発生した掛金未納分については、毎月のペースで催告している。2010年度から2019年度の掛金は全額納付されているため収入未済はなく、2009年度以前に掛金が未済となった分は、居住地が分からないものが多く、催告ができない場合は、住民票調査を行っている。

オ 不納欠損処分

不納欠損処分を行ったことはない。

6 在宅重度障害者手当返還金(公債権)

(1) 概要

ア 目的

重度の障害ゆえに生ずる負担の軽減の一助になるよう、在宅重度障害者に対して手当を支給する。

イ 支給要件

愛知県在宅重度障害者手当支給規則(以下「支給規則」という)第3条による。

愛知県在宅重度障害者手当支給規則(以下「手当」という。)は、一種重度障害者又は二種重度障害者(支給要件)

第3条 在宅重度障害者手当(以下「手当」という。)は、一種重度障害者又は二種重度障害者(支給要件)

者のうち次の各号のいずれかに該当する者以外の者に対して支給する。

- 一 県内に住所を有しない者
- 二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第一号から第四号まで及び第六号に規定する施設(母子生活支援施設を除く。)若しくは介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条第五項に規定する介護保険施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十条の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第二号に規定する指定介護療養型医療施設を含む。)に入所し、又は児童福祉法第二十七条第二項の規定により指定養護支援医療機関に入院し、若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第六項に規定する療養介護を行う病院(療養介護を行う病床に限る。)に入院している者
- 三 病院又は診療所に継続して三月を超えて入院するに至つた者(前号に該当する者を除く。)
- 四 刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
- 五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)の規定による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給を受けている者
- 六 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給を受けている者
- 七 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の規定による障害児養育年金又は障害年金の支給を受けている者

ウ 手当の支給

障害者手当の月額金額は、1種1万5500円、2種6750円である。

年3回支給する。支給は、4月支給(12月～3月分)、8月支給(4月～7月分)、12月支給(8月～11月分)である。

愛知県在宅重度障害者手当支給規則

(手当の支給)

第6条 知事は、前条第一項の規定により、受給資格の認定をした者(第七条の規定により手当の支給を停止した者を除く。)に対し、毎年度、予算の範囲内において、手当を支給する。

2 手当の支給は、第四条の規定による認定の申請を受け付けた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由の消滅した日の属する月(第三条第五号から第七号までに該当することとなる場合にあつては、当該各号に該当することになる日の属する月の前月)で終わるものとする。

3 受給資格者(第四条第四項の規定により当該受給資格者に代わつて申請しようとする者がある場合にあつては、当該者。以下この項において同じ。)が災害その他やむを得ない理由により同条の規定による認定の申請をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその申請をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の申請をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

4 手当の額は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 一種重度障害者 年額 十八万六千円

二 二種重度障害者 年額 八万一千円

5 手当は、四月、八月及び十二月の三期に、それぞれその前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても支払うことができる。

(2) 根拠法令

愛知県在宅重度障害者手当支給規則

愛知県在宅重度障害者手当支給事務取扱要領

県によると、文書、電話、訪問による納入指導をしている。毎年7月と12月の納入促進月間には、収入未済解消に取り組んでいる。

ウ 債権管理の方法
債権全体は、エクセルデータで一括管理し、債務者毎にエクセルシートを分けて管理している。交渉経過は1件1件分けてある。納入促進月間にはエクセルを印刷し管理している。

エ 債権発生の予防策
毎年、手当受給者、配偶者、父母及び子を対象として、所得状況等届の提出を受けている（支給規則第9条）。これを資格喪失事由について確知する端緒とする。

オ 不納欠損処分
公債権であり、5年間の消滅時効期間経過により消滅し、不納欠損処分する。

7 高齢者住宅整備資金貸付金償還金・同連約金（私債権）

(1) 概要

県は、2005年度末まで、高齢者（満60歳以上）と同居し、又は同居しようとする者で、高齢者の専用居室、浴室等を必要とし、自己資金で新築、増築又は改造工事を行うことが困難な者に対し、低金利で資金の貸付けを行っていた（高齢者住宅整備資金貸付金）。

この貸付金の償還金及び連約金（延滞利息）の一部が未収となっており、2021年度末の収入未済額は2173万7308円である。

(2) 債権の発生原因

金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権であり、私債権である。県内に住所があり、独立の生計を営んでいる2名の連帯保証人を立てることが貸付条件となっている。

高齢者住宅整備資金貸付制度について、愛知県高齢者住宅整備資金貸付条例及び同施行規則があったが、いずれも、本制度終了に伴い廃止されている。

(3) 収入未済の状況

ア 未収金額等の内訳
2004年度以降の貸付金償還金の調定額、収入済額、未収金額、不納欠損処分額の金額は、【図表8-7-1】のとおりである。
2014年度以降、調定額と前年度の未収金額が同じ金額となっている。これは、2013年度内に、全ての貸付金の償還期限が経過したためである。すなわち、2013年度以降の未収金額は、全て、約定の償還期限が経過したものである。
そのため、2014年度以降は、前年度の調定額から、収入済額及び不納欠損処分額を差し引いたものが未収金額となり、翌年度の調定額となっている。

(3) 債権発生の経緯
県によると、手当受給者に下記①②のような事情が生じて過払金が発生するが、この過払金は生活費に充てられてしまっており、返済が難しい状況にある。

① 一定の要件で資格喪失が生じ、資格喪失の届出の提出が遅れる。

② 施設入所や3か月以上の入院など

支給規則に資格喪失事由が規定されている。

愛知県在宅重度障害者手当支給規則

(支給資格の喪失の届出)

第12条 受給者は、第三条に定める支給要件に該当しなくなつたときは、速やかに、在宅重度障害者手当支給資格喪失届（様式第八）を知事に提出しなければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十四日以内に、在宅重度障害者手当支給資格喪失届を知事に提出しなければならない。

(4) 収入未済額

2021年度の収入未済は、109名に対する313万0800円であった。

収入未済額の大きい順から滞納額と現在の状況は【図表8-6-1】、収入未済額の推移は【図表8-6-2】のとおりである。

【図表8-6-1】在宅重度障害者手当滞納額上位

順位	滞納現在額（円）	状況	市町村
1	218,250	破産免責	A市
2	189,000	未納	B市
3	174,000	分納中	C町
4	144,000	分納中	D市
5	81,000	未納	E市

【図表8-6-2】在宅重度障害者手当返還金収入未済額の推移（円）

年度	2021	2020	2019	2018	2017	2016	2015
調定額	6,673,400	6,938,600	6,463,200	7,092,350	9,145,775	9,788,000	11,265,550
収入済額	2,696,600	3,099,350	2,643,950	3,442,250	4,027,275	3,940,850	3,764,800
不納欠損額	846,000	732,250	512,250	494,250	1,188,400	798,000	2,071,000
収入未済額	3,130,800	3,107,000	3,307,000	3,155,850	3,930,100	5,049,150	5,429,750

(5) 取組状況

ア マニュアル類

愛知県在宅重度障害者手当返納金債権に関する事務取扱要領

愛知県在宅重度障害者手当返納金債権徴収事務マニュアル

イ 納入指導等

【図表8-7-1】調定額、収入済額、未収金額、不納欠損処分額の推移 (円)

	調定額	収入済額	未収金額	不納欠損額
2004年度	207,137,172	135,484,634	71,652,538	
2005年度	168,985,242	99,643,507	69,341,735	
2006年度	145,622,503	80,231,111	65,391,392	
2007年度	117,410,142	53,784,180	63,625,962	
2008年度	101,256,000	40,237,173	61,018,827	
2009年度	83,314,746	24,458,202	58,856,544	
2010年度	72,034,500	14,323,355	55,999,113	1,712,032
2011年度	64,960,725	11,309,169	53,651,556	
2012年度	58,094,628	7,011,811	51,082,817	
2013年度	52,920,105	6,969,764	43,948,960	2,001,381
2014年度	43,948,960	3,496,421	40,452,539	
2015年度	40,452,539	2,131,092	38,321,447	
2016年度	38,321,447	1,820,755	36,355,079	145,613
2017年度	36,355,079	1,998,313	34,356,766	
2018年度	34,356,766	3,177,034	31,179,732	
2019年度	31,179,732	1,934,611	26,257,609	2,987,512
2020年度	26,257,609	1,282,981	24,974,628	
2021年度	24,974,628	2,715,625	21,737,308	521,695

イ 収入未済の内訳

2017年度以降の償還金の収入未済理由の内訳は【図表8-7-2】、違約金の収入未済理由の内訳は【図表8-7-3】のとおりである。なお、「倒産・破産」は、債務者本人の倒産・破産に限らず、債務者本人の勤務先の倒産・破産も含む。【図表8-7-2】における2021年度の実人員6人のうち、債務者本人が破産手続開始決定及び免責許可決定を受けたのは1人である。

【図表8-7-2】償還金の収入未済理由の内訳

収入未済理由	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
事業不振	54	44	38	38	28
失職・転職	4	4	3	3	2
病気・入院	6,292,806	4,535,436	3,606,751	3,551,751	2,970,056
一時的経済状況悪化	31	30	30	27	27
倒産・破産	3	3	3	2	2
行方不明	4,360,895	4,320,895	4,291,895	4,086,167	4,047,167
死亡	14	14	13	12	11
合計	2	2	2	2	1
収入未済額(円)	1,422,612	1,302,612	1,195,424	1,078,236	961,048
調定件数(件)	36	32	30	29	28
実人員(人)	5	4	4	4	4
収入未済額(円)	5,139,468	4,705,168	4,410,168	4,234,103	4,114,103
調定件数(件)	110	102	79	75	45
実人員(人)	13	12	9	9	6
収入未済額(円)	12,042,080	11,276,716	7,813,414	7,084,414	4,704,977
調定件数(件)	38	38	38	38	38
実人員(人)	2	2	2	2	2
収入未済額(円)	4,939,957	4,939,957	4,939,957	4,939,957	4,939,957
調定件数(件)	1	1	0	0	0
実人員(人)	1	1	0	0	0
収入未済額(円)	158,948	98,948	0	0	0
調定件数(件)	284	261	228	219	177
実人員(人)	30	28	23	22	17
収入未済額(円)	34,356,766	31,179,732	26,257,609	24,974,628	21,737,308

免責許可決定を受け、2021年に主債務者の最後の弁済から10年が経過したことで、連帯保証人2名に対する時効期間が経過したことから、2022年3月に不納欠損処分をしている。連帯保証人に対する時効期間が経過したのは、県において、借入書を紛失したことから、請求を断念したためである。なお、借入書を紛失した事実及び債権回収に支障が生じた事実について、事実と措置が公表されている(2013年9月17日25監査公表第9号、2013年12月3日25監査公表第10号)。連帯保証人2名からは、時効の援用はなされていないため、実体上債権は消滅していないものの、借入書を紛失したため、収入の見込みがないことから、不納欠損処分がなされている。

エ 破産免責の場合の扱い

収入未済理由「倒産・破産」について、借受人が破産による免責許可決定を受けたが、その後、借受人から分納での任意弁済の申出があったため、県がこれを承認し、現在まで分納を受けている債権が1件存在する。当該借受人の連帯保証人に対しては、保証債務の履行を請求していない。

借受人が免責許可決定を受け、連帯保証人も免責許可決定を受けた場合は、不納欠損処分をしている。

不納欠損処分をした後も、債権が消滅していないものについては、償還指導等の対象にはしないが、書類を保管している。

オ 時効期間が経過した債権

収入未済理由「一時的経済状況悪化」の債権の中に、借受人及び連帯保証人2名について、2018年に消滅時効期間が経過した債権がある。

しかし、時効の援用がないことから、不納欠損処分をすることができず、債権管理を続け、年2回の催告状を送付している。

(4) 収入未済の解消に向けた取組

県は、愛知県高齢者住宅整備資金貸付金償還金事務処理要領を定め、債務者に対し納入指導を行っている。また、毎年7月及び12月を納入促進期間とし、納入促進実施要領、収入未済解消のための方策を定め、収入未済の解消を図っている。

債権の管理方法は、債務者毎に1つのファイルを作成し、紙媒体で管理している。各ファイルには、貸付台帳、債権管理簿、未納額総括表、納入指導状況調書、履行延期申請(分納)の状況等が記録されている。納入額、未納額は手書きで記録、計算されている。

8 南知多老人福祉館売買契約解除による連約金及び契約保証金(私債権)

(1) 概要

南知多老人福祉館売買契約の契約保証金残額(2000万円)及び相手方の売買代金未払のため県が契約を解除したことにより発生した連約金(8000万円)の請求権である。

【図表8-7-3】連約金の収入未済理由の内訳

収入未済理由	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
事業不振	9	3	3	3	4
失職・転職	207,600	195,600	183,600	171,600	148,400
病气・入院	223,426	153,426	31,300	18,300	10,300
一時的経済状況悪化	1	1	1	1	1
倒産・破産	100	100	100	100	100
合計	247,400	216,700	161,700	96,700	41,700

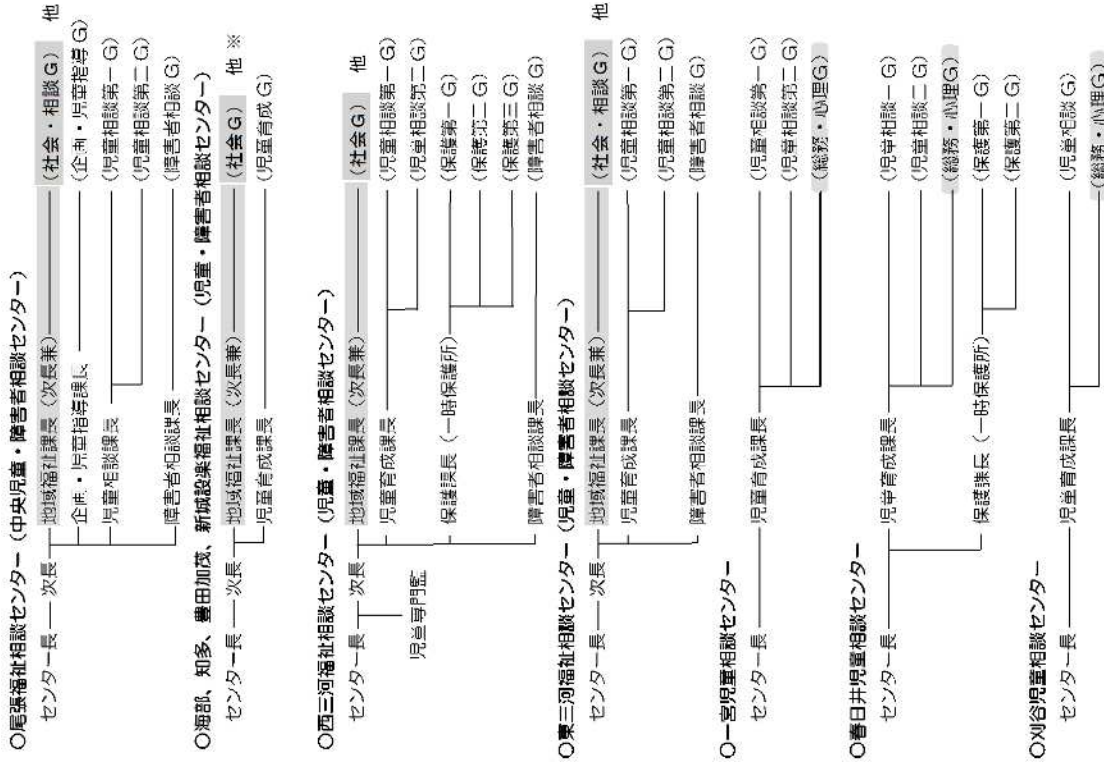
ウ 不納欠損処分額の内訳

上記【図表8-7-1】のとおり、本貸付金償還金について、直近5年間は、2019年度に298万7512円、2021年度に52万1695円の不納欠損処分をしている。また、連約金について、2021年度に1万1200円の不納欠損処分をしている。

2019年度の不納欠損処分の内訳は、実人員1人、調定件数18件、不納欠損処分額298万7512円であり、不納欠損処分の理由は、主債務者及び連帯保証人2名の破産による免責である。主債務者は2004年、連帯保証人2名のうち1名は2015年、1名は2019年に免責許可決定を受けたことから、同年度に不納欠損処分をしている。

2021年度の不納欠損処分の内訳は、貸付金償還金については実人員1人、調定件数9件、不納欠損処分額52万1695円、連約金については実人員1人(貸付金償還金の実人員1人と同一人物である)、調定件数3件、不納欠損処分額1万1200円である。不納欠損処分の理由は、主債務者の破産による免責(破産法第253条)及び連帯保証人2名の時効消滅(民法第167条)である。主債務者は2012年に

【図表8-9-1】福祉相談センターの組織図



児童計画課長担当

※ G(グループ)名は各福祉相談センターにより異なります。

海部・社会・指導・相談G、知多・社会G、豊田：地域福祉G、新城・社会・指導G

【図表8-8】南知多老人福祉館売買契約解除による違約金及び契約保証金の推移(円)

年度	2021年度	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
調定額	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0
収入済額	0	0	0	0	0	0	0
不納欠損額	0	0	0	0	0	0	0
収入未済額	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0

(2) 債権の発生原因

相手方は、2015年11月26日、一般競争入札により、県が所有していた南知多老人福祉館の土地建物を4億円で落札した。県は、相手方と、同年12月4日、売買代金4億円、契約保証金4000万円(うち2000万円は支払済の入札保証金を充当)、違約金は契約金額の10分の2、代金支払期限2016年4月15日という内容の売買仮契約を締結し、2016年4月1日、本契約となった。

ところが、相手方が上記期限内に支払わなかったことから、県は、2016年5月20日、契約解除通知書を相手方に発送し、同月21日、相手方に到達した。

このようにして、違約金8000万円(契約金額4億円×2/10)、未払契約保証金2000万円が発生した(私債権)。

その後、県が督促状の発送等を行っているものの、全く支払いのない状態が続いている。

9 児童措置費負担金(強制徴収公債権)

(1) 概要

ア 児童措置費負担金とは、児童福祉法第56条の規定に基づき、児童福祉施設に入所等をした場合は、本人又はその扶養義務者が、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を負担する金員のことをいう。

イ 根拠法令

児童福祉法第56条

(2) 収入未済の理由

措置児童の出身世帯は、低所得の世帯が多く、その収入の状況が不安定であるので、滞納が生じる。また、近年、虐待防止のための措置をした児童の保護者のなかには、当該措置に不満をもち、その費用負担を拒むものがある。上記が主な理由となっており、収入未済となっているとの担当課による分析である。

【図表8-9-2】児童家庭課事務分掌

区分	事務分掌	構成人員	備考
家庭福祉グループ	1 児童扶養手当に関する事 2 遺児手当に関する事 3 母子家庭等自立支援策に関する事 4 母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する事 5 女性相談センターに関する事 6 ドメスティック・バイオレンス対策に関する事 7 児童委員・主任児童委員に関する事	7人	
児童虐待対策グループ	1 児童・障害者相談センター、児童相談センターに関する事 2 児童虐待防止対策事業に関する事	4人	
児童入所施設グループ	1 児童入所施設に関する事 2 愛知学園に関する事	5人	
子どもの権利擁護推進グループ	1 子どもの権利擁護に関する事 2 ヤングケアラーに関する事	3人	
計		19人	子ども家庭推進監、課長、担当課長（児童家庭）を含む。
合計		22人	

(4) 収入未済の状況

児童措置費負担金収入未済の状況については、【図表8-9-3】に記載のとおりである。収入未済額としては、年々、増加傾向にある。調定額は、年々増加している。収入済額は、令和元年度までは増加傾向にあるが、それ以降は減少傾向にある。また、不納欠損処分額は、年度により様々である（内容は、後述の(5)不納欠損処分の状況において記載する）。

収入未済額の増加傾向の原因は、調定額が増加する傾向にあるのに対し収入済額が横ばいにあるためである。

【図表8-9-3】児童措置費負担金収入未済額等の推移

年度	2021年度	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
調定額	425,980,306	411,340,674	392,735,588	374,057,276	356,619,067	335,333,746	321,190,359
収入済額	80,307,228	81,443,653	83,635,697	83,149,910	82,118,192	79,505,802	79,305,613
不納欠損額	12,831,525	16,797,229	13,286,560	12,571,743	14,052,391	10,013,740	14,005,102
収入未済額	332,841,553	313,099,792	295,813,331	278,335,623	260,448,484	245,814,204	227,879,644

(5) 不納欠損処分の状況
了 不納欠損処分の状況

(3) 人員、組織、体制について

福祉局の組織図は【図表8-2-1】のとおりである。
児童措置費負担金（障害児入所施設を除く。以下同じ）を担当するのは、児童家庭課であり（障害児入所施設分は障害福祉課が担当）、その下に、実際の債権回収の業務を行っている、7福祉相談センター（尾張福祉相談センター、海部福祉相談センター、知多福祉相談センター、西三河福祉相談センター、豊田加茂福祉相談センター、新城設楽福祉相談センター、東三河福祉相談センター）、3児童相談センター（一宮児童相談センター、春日井児童相談センター、刈谷児童相談センター）がある。福祉相談センターには、児童・障害者相談センターがある。

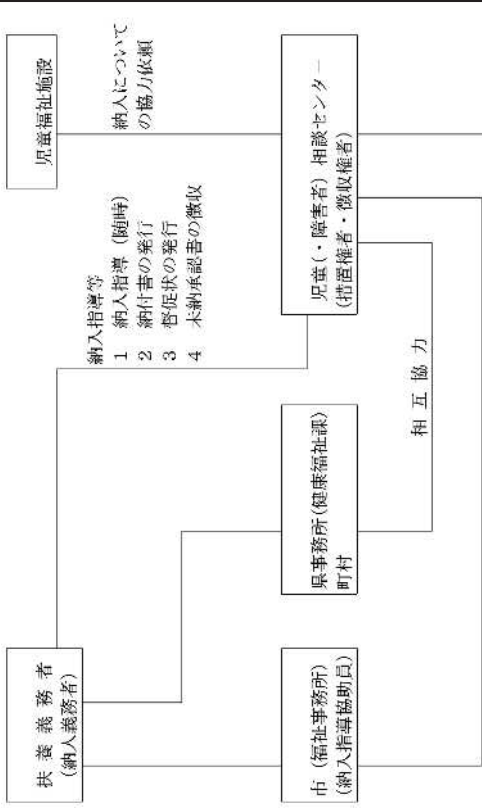
福祉相談センターの組織は、【図表8-9-1】のとおりである。
児童家庭課の事務分掌は以下の事務分掌表記載【図表8-9-2】のとおりである。
児童措置費負担金を担当するのは、児童家庭課であるが、そのなかでも児童措置費負担金は、児童福祉施設に入所した際に発生する債権ということで、事務分掌として、「1児童入所施設に関する事。」として、児童入所施設グループが行っている。構成人員は5名である。

児童措置費負担金の担当は、児童入所施設グループが行っているが、実際の収納事務は、福祉相談センターと児童相談センターといった地方機関が行っている。児童入所施設グループは、地方機関の集約を行っている。

ヒアリングによると、基本的には、児童措置費負担金の未済の対策は児童家庭課が担当し、福祉局自体が統一的な指導はしていない。県庁の他の部署との協力関係もないことである。また、未済の回収の専属職員はいないとのことであった。

以上から、実質的に、児童措置費負担金の未済の回収において、本庁では、児童家庭課の児童入所施設グループの5名が担当するが、地方機関（福祉相談センター、児童相談センター）を集約するものであり、地方機関は、通常業務と兼任しての未済の回収業務に当たっている。

【図表8-9-4】関係機関との協力関係と義務者に対する働きかけ等のイメージ



相互協力
年2回の未納者納入促進期間の実施

- ・会議を年数回開催し、納入について促進強化を図る。
 - ・債務承認に応じないケースについては、早期に連絡をとる体制を整える。
 - ・個々のケースについて検討協議する。
- (個別管理の強化)

(出典：児童措置等費用徴収事務の手引き)

(イ) 家庭訪問について

滞納者に対する未納者納入指導のための家庭訪問件数は、【図表8-9-5】のとおりである。

(ウ) 納入促進期間の設定

毎年、7月及び12月を児童措置費用徴収納入促進期間としている。納入促進期間における留意事項を文書として配布している。例えば、「令和4年度第1回納入促進期間の留意事項について」という文書が配布されており、債権管理の留意事項として、時効関係、納入指導事務関係、重点事項、その他の項目を示して、注意点や留意事項の説明をしている。

児童措置費負担金の不納欠損処分の額は、2015年度が1400万5102円、2016年度が1001万3740円、2017年度が1405万2391円、2018年度が1257万1743円、2019年度が1328万6560円、2020年度が1679万7229円、2021年度が1283万1525円である。

イ 不納欠損処分の事由について
県としては、【図表8-3-13】によるものを不納欠損処分の事由とみている。児童措置費負担金については、ほとんどが消滅時効による。

【図表8-3-13】収入未済に係る不納欠損処分の理由(再掲)

区分	理由	内容
時効	行方不明	公簿上の住所に明らかに他人が居住している場合又は居住の形跡が見受けられない場合
	死亡	公簿上死亡が確認され、相続人が存在しない場合
	生活困窮	生活保護と同等の生活状況またはある程度の収入があるが、相当の借金があり返済能力がない場合
	納入拒否	上記のいずれの場合でもなく、明らかに納入拒否の意思表示があった場合
その他	相続放棄	債務者の死亡後、第一順位から第三順位までの全ての相続人が相続放棄を申し立て、家庭裁判所から相続放棄が認められた場合
	自己破産免責	自己破産を申し立て、地方裁判所からの免責許可決定に当該債務が含まれていることが認められた場合

(出典：3福総号外令和4年1月13日「収入未済に係る不納欠損処分について(照会))

(6) 収入未済の解消に向けた取組

ア 債権管理方法

(ア) 児童措置等費用徴収事務の手引き

2020年1月7日作成で、2021年12月9日改正された。児童家庭課と各児童(・障害者)相談センター作成のものである。

(イ) 健康福祉部債権管理マニュアル作成の手引きについて

福祉局(旧健康福祉部)において、各課に対するマニュアル作成の手引きを作成していた。

イ 児童措置費負担金にかかる未納者納入指導について

県内各市の関係職員を児童措置費用納入指導協働員に嘱託して、納入指導を行っている。毎年、7月及び12月を児童措置費用徴収納入促進期間として、児童・障害者相談センターが中心となり、県・市福祉事務所及び児童福祉施設の協力のもと、納入促進、滞納整理に努めているとのことである。

(ア) 関係機関の協力関係について

関係機関との協力関係と義務者に対する働きかけ等のイメージについては、【図表8-9-4】のとおりである(児童措置等費用徴収事務の手引き(2021年12月9日改正)の28頁)。

【図表8-9-5】児童措置費負担金に係る家庭訪問を行った件数 (件)

	2021年度	2020年度	2019年度
尾張福祉相談センター	8	10	26
海部福祉相談センター	5	1	26
知多福祉相談センター	12	7	8
西三河福祉相談センター	14	7	23
豊田加茂福祉相談センター	10	13	10
新設設業福祉相談センター	2	1	12
東三河福祉相談センター	83	63	145
一宮児童相談センター	3	0	0
春日井児童相談センター	3	0	0
刈谷児童相談センター	12	13	3
合計	152	115	253

(エ) 分納について

分納による納付も認めている。分納については、以下のとおり、分割納入申出書と承認書の書式（【図表8-9-6】【図表8-9-7】）が定められている（児童措置費等費用徴収事務の手引き（2021年12月9日改正）の34頁、35頁）。ただし、分納に関する基準は上記手引においては明らかではない。

【図表8-9-6】分割納入申出書の書式

分割納入申出書		年	月	日
児童（・障害者）相談センター長殿	住所			
	氏名			印
	年	月	分から	年
	月	分の児童措置等費用徴収額		円
	を下記理由により分割納入としてください。			
	記			
	(理由)			

(出典：児童措置等費用徴収事務の手引き)

【図表8-9-7】承認書の書式

承認書		年	月	日
殿	愛知県 児童（・障害者）相談センター長			
	年	月	付けで申し出のありました児童措置費負担金の分割納入に	
	ついては、下記のとおり承認します。			
	記			
元調定	分割回数	金額	期限など	
年	月	分	円	

ウ 時効管理

(出典：児童措置等費用徴収事務の手引き)

児童措置費負担金は、行政処分により発生する債権であり、公債権である。したがって、時効期間は債権を行使できるときから5年であり、時効期間経過後は、債務者による時効の援用の有無にかかわらず、債権は消滅する（地方自治法第236条第1項、第2項）。

そのため、県としては、時効期間を経過しないように管理する必要があるところ、以下の「児童措置等費用徴収事務の手引き（2021年12月9日改正）」の29頁の債権管理フローチャート【図表8-9-8】を載せて注意喚起をしている。ただし、ここで挙げられている時効更新事由は、督促と債務承認のみである。

障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者に対して支給される手当である。

イ 根拠法令等

児童扶養手当法、児童扶養手当法施行令、児童扶養手当法施行規則(以下「施行規則」ともいう)、児童扶養手当(旧法含む)・愛知県遺児手当返納金債権に関する事務取扱要領

県では、同法、同施行令、同施行規則に基づき、上記事務取扱要領を定め、現在の同要領は2021年1月1日から施行している。

ウ 県が、児童扶養手当の認定を行い(2022年8月からは県内町村のみが対象)、支給事務の窓口となるのは、福祉局の各福祉相談センターである。

(2) 法的性質

公債権である。

偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた不正受給分については、同法第23条第1項により「国税徴収の例により」徴収できると規定されており、強制徴収公債権にあたる。これに対して、必ずしも偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた場合に該当しない過誤払いであっても、受給資格のない者に児童扶養手当相当額を保ちさせておく理由はないので、公法上の不当利得として返還を求めうる。後者の場合は非強制徴収公債権と解される。

児童扶養手当法

第23条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(3) 受給要件

児童扶養手当の受給要件は、以下のとおりである。

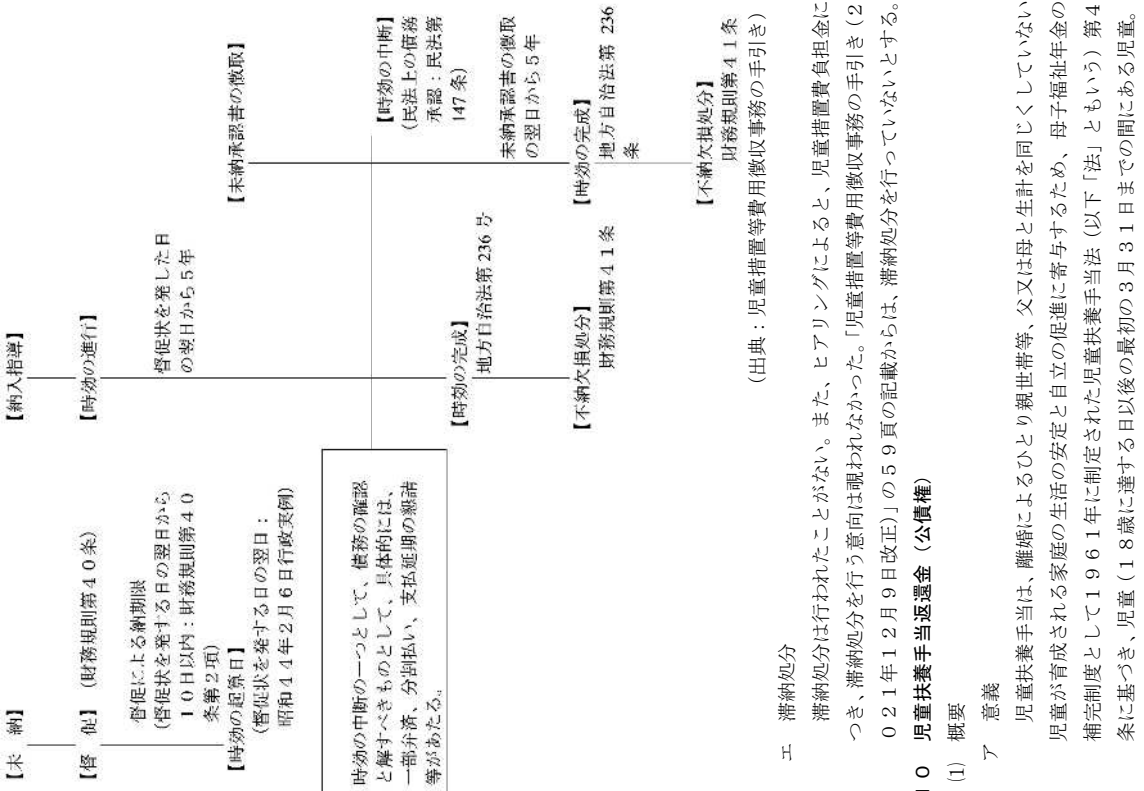
ア 受給要件

次の要件に当てはまる18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童(一定の障害があるときは、20歳未満)を監護している母、監護し、かつ生計を同じくしている父、又は養育している者に支給される。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ④ 父又は母が生死不明の児童
- ⑤ 父又は母が1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童(2012年8月から)
- ⑦ 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨ 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

【図表8-9-8】債権管理フローチャート

歳入の納期限(調定による納入通知書の発行日から15日以内：財務規則第29条)



時効の中断の一つとして、債務の承認と解すべきものとして、具体的には、一部弁済、分払払い、支払延期の請求等があたる。

エ 滞納処分

滞納処分は行われなかったことがない。また、ヒアリングによると、児童措置費負担金につき、滞納処分を行う意向は囁かれなかった。「児童措置等費用徴収事務の手引き(2021年12月9日改正)」の59頁の記載からは、滞納処分を行っていないとする。

10 児童扶養手当返還金(公債権)

(1) 概要

ア 意義

児童扶養手当は、離婚によるひとり親世帯等、父又は母は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、母子福祉年金の補完制度として1961年に制定された児童扶養手当法(以下「法」ともいう)第4条に基づき、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。

イ 受給手続

申請書を提出させ、現況届（年1回）による調査を行う。

児童扶養手当法施行規則

第1条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第六條の規定による児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを住所を管轄する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによつて行われなければならない。

県では、市を除く町村住民を対象に町村役場で認定請求手続を行う。認定請求書は、施行規則に定めのある様式第一号を用いる。基本的には、自己申告に基づく記入にはなるが、関係書類として、家族関係を明らかにするための戸籍謄本、公的年金調書等の各種証明書提出が必要となる。

支給要件の確認方法としては、①申請者等の所得状況を確認すること、②現況届の提出等がある。①については、申請者等の住基と連動しており、税務担当課の協力により確認することができる。②については、年に1度面会により、現況届を記入させ、現在の生活状況等の把握に努めることになる。この現況届についても、施行規則で定められている様式第六号であり、自己申告に基づく記入部分が大半である。

面談時間は10分～30分程度である。

ウ 児童扶養手当の支給

知事の認定を受けると、認定請求した日の属する月の翌月分から支給が開始される。2019年11月から、奇数月毎に支給されることになった。

(4) 児童扶養手当返還金の発生

児童扶養手当の支給要件に当てはまらなくなった場合、受給者自らが児童扶養手当資格喪失届を提出する（施行規則第11条）。

児童扶養手当法施行規則

第11条 受給者は、法第四条に定める手当の支給要件に該当しなくなったときは、速やかに、児童扶養手当資格喪失届（様式第九号）を手当の支給機関に提出しなければならない。

しかし、児童扶養手当資格喪失届を提出していなかった場合には資格喪失事由が発生した日以降に支払われた児童扶養手当について返還金が発生する。

資格喪失事由が発覚する経緯には次のようなものがある。

ア 母親等が婚姻したとき（事実婚も含む）

母等が婚姻した場合、戸籍関係、住民票の異動により発覚する。事実婚のような場合であれば、住民票の異動、近隣からの情報提供等による発覚がある。

イ 年金受給について

年金の支給については、数年間遡って支給決定される場合が多いため、過払いが発生しやすい。

(5) 返納金債権の発生後の処理手続

児童扶養手当（旧法含む）・愛知県遺児手当返納金債権に関する事務取扱要領に基づき、児童家庭課、各福祉相談センター及び各市町村で行っている。

ア 返納金債権の発生

(ア) 市区町村の業務

当該手当の返納金債権の発生があった時は、当該受給者にその旨を説明し、債務承認書を徴取する。

その後、資格調書及び債権発生報告書を作成し、資格喪失届等債権発生に関係する届出等の写しと併せて管轄の福祉相談センター（区にあっては、名古屋市中心を経由し児童家庭課。以下同様とする）へ進達する。

(イ) 福祉相談センター等の業務

進達のあった上記（ア）の書類に受給者台帳の写しを添付し、各月末の3開庁日前までに児童家庭課へ送付する。

イ 納入（戻入）通知書

児童家庭課は納入（戻入）通知書を市区町村へ、債権管理簿を各福祉相談センターへ送付する。福祉相談センターは市町村と連携し、債務者に対して指定納期限までに納入するよう指導する。

ウ 督促

児童家庭課は、原則として当初の納期限を過ぎても未納である債務者に督促状を直接送付するとともに、未納となっている債務者全員に対し、年に1回以上催告状を送付する。市区町村は債務者から返納に関し照会があれば納入指導をする。

エ 履行延期の処分

一括で納付することが原則だが、一括納付は困難であるが分割により納付が可能と認められる者については、履行延期申請書を提出させる。

(ア) 分割納付金額

1回の納付金額は、概ね5千円以上とする。

(イ) 分割回数

最初の履行延期における分割回数は12回以内とする。

再度の履行延期における分割回数は、債務者の生活状況及び納付状況等に応じて個別に設定することとするが、原則としては24回以下とする。

(ウ) 手続

債務者から履行延期申請書の提出を受けた市区町村は併せて債務承認書を徴取するとともに資格調書※を作成し、福祉相談センターへ進達する。福祉相談センターは内容を審査し、適当と認めたものについて、児童家庭課へ送付する。

なお、この取扱いは、再度の履行延期申請の際も同様とする。

オ 内払調整

【図表8-10-1】児童扶養手当収入未済額等の推移

年度	2021年度	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
調定額	28,414,250	30,052,370	31,587,290	32,794,630	32,288,340	35,479,230	34,847,080
収入済額	4,383,870	2,346,380	1,640,350	2,524,310	1,572,980	4,942,670	2,690,910
不納欠損額	1,506,910	2,199,560	333,700	382,700	12,800	74,480	748,990
収入未済額	22,523,470	25,506,430	29,613,240	29,887,620	30,702,560	30,462,080	31,407,180

イ 不納欠損処分額について

(ア) 金額

過去7年間の推移をみると、2021年度の調定額は2841万4250円となり、ここ7年間で最も少ない。収入済額についても、438万3870円であり、過去7年で2番目に高い金額である。一方、不納欠損処分額は、150万6910円と過去7年間で2番目に高い金額である。収入未済額については、2252万3470円であり、減少傾向にあると言える。

(イ) 原因

ヒアリングによると、不納欠損処分となる原因は、①時効完成と②自己破産が主なものである。

①時効完成については、償還指導市区町村が債務者が債務者から債務承認書の提出を受けてその債務承認書をもって、時効起算日が開始する。そして、その起算日から5年の経過をもって債務者の援用を要することなく、時効消滅する。時効により債務を免れる債務者のほとんどが、債務承認書を記入・提出することなく、5年間放置したままであると考えられる。時効中断事由としては、「承認」又は「一部返還」である。

②自己破産について、自己破産を申し立てる債務者は、年間で1～2人程度のことである。したがって、不納欠損処分が多くが、時効消滅を原因とするものであると考えられる。

1 1 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金（私債権）

(1) 概要

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な資金を貸し付けるものである。配偶者のない女子及び男子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の内容等

ア 根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

一括納付は困難であるが分割により納付が可能と認められる者のうち、債務の原因となった手当てと同様の手当てを受けている者については、原則、内払調整により債務を徴収する。当該債務者について、内払調整依頼書を提出させる。

カ 納入指導（児童扶養手当（旧法含む）・愛知県遺児手当返納金債権に関する事務取扱要領）より抜粋）

(ア) 債権管理簿の配布

児童家庭課は保管している債権管理簿の写しを毎年6月に、所管の福祉相談センターへ配布する。

(イ) 債務者の状況把握調査

市区町村は、返納金が徴収できなかった場合は、債務承認書を毎年11月までに徴収するとともに、債務者全員の状況を把握するために、資格調査を作成する。

徴収した債務承認書及び作成した資格調査は、毎年12月10日までに管轄の福祉相談センターへ報告する。

ただし、返納金及び債務承認書を徴収できなかった場合は、引き続き納入指導をする。

福祉相談センターは前述の書類について、毎年12月15日までに児童家庭課に報告する。

(ウ) 債務者の転居

福祉相談センターは、債務者の転居が判明した都度、新住所地を確認し、児童家庭課に報告する。

なお、所管外の市町村へ転居した場合は、新住所地を所管する福祉相談センターにも連絡し、債権管理簿等移管のうえ、新住所地の福祉相談センターから該当市町村へ、納入指導等の協力を依頼する。

(エ) 債務者の行方不明等

債務者が行方不明（住民票はあるが所在不明、住民票が職権抹消されている等）又はそれに類する状態の場合は、その旨を児童家庭課へ報告する。

※資格調査…債権発生により同時進達の場合は省略可、概ね1か月以内に作成している場合はその写しで可

(6) 児童扶養手当収入未済金の推移

ア 推移

児童扶養手当収入の調定額、収入済額、不納欠損処分額、収入未済額の推移は、【図表8-10-1】のとおりである。2019年11月から、それまで年3回の支給であったところ、2か月分ずつ年6回の支給に変更された。因果関係は不明であるが、2019年度から調定額も減少傾向にある。

【図表8-1-1-1】 母子父子寡婦福祉資金貸付限度額表 (出典：県のホームページ)

- (貸付を受ける方)
- 母子福祉資金
 - 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子 (母子家庭の母)
 - 18歳未満の児童及び20歳未満の児童及び20歳以上の子女等
 - 20歳未満の父のいない児童
 - 父子福祉資金
 - 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子 (父子家庭の父)
 - 18歳未満の児童及び20歳未満の児童及び20歳以上の子女等
 - 40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外のもの
 - 寡婦福祉資金
 - かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のない女子 (寡婦)
 - 18歳未満の児童及び20歳未満の児童及び20歳以上の子女等
 - 40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外のもの

(貸付金の種類) (令和4年4月1日現在)

資金の種類	貸付対象	資金の内容	貸付限度額 (円)	借渡期間	利息
事業開始資金	母子 本人	事業を開始するために必要な設備、材料、商品等の購入資金	3,140,000 (複数の母子家庭の母等が共同し起業する場合 4,710,000)	1年	保証人無 年1.0%
事業継続資金	母子 本人	現在営んでいる事業を継続するための運転資金又は拡張資金	1,570,000	6か月	7年
技能習得資金	母子 本人	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費等の資金。又は高等学校に修学する場合に必要な資金(5年以上修学する場合)	(月額) 68,000 一括 816,000 特別 運転免許 460,000	1年	保証人無 無利子
就職支度資金	母子又は児童等 本人	就職するために必要な被服、身の回り品等の購入資金	100,000 (特別 330,000)	1年	原則保証人無 無利子
住宅資金	母子 本人	現在住んでいる住宅を増、改築及び補修するために必要な資金、又は自ら居住する住宅の建設・購入するに必要資金	150,000 (特別 2,000,000)	6か月	6年 (特別7年)
転宅資金	母子 本人	住居の移転に伴い敷金、権利金等の一時金に必要資金	260,000	6か月	3年
医療介護資金	母子又は児童等 本人	医療及び介護を受けるのに必要な資金の自己負担分等にあつては、償還払いの原則の一時立て替え融資を含む	医療 340,000 (特別 480,000) 介護 500,000	6か月	保証人無 年1.0%
生活資金	母子 本人	技能習得期間中、医療若しくは介護を受けている期間中、母子家庭若しくは父子家庭にあつて7年未満の生活安定期間中又は失業している期間中(1年以内)の生活資金	一般(月額) 105,000 技能(月額) 141,000	6か月	保証人無 無利子
結婚資金	児童等 児童等	児童又は女子が婚姻するために必要な資金	300,000	6か月	5年
修学資金	児童等 児童等	高等学校、大学、大学院、専修学校就学中の学費等に必要資金	(別表参照)	6か月	20年 専修一般5年 (就学20年) (修業)5年
修学支度資金	児童等 児童等	小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、専修学校、修業施設へ入学及び入所する際の入学資金	(別表参照)	6か月	原則保証人無 無利子
修業資金	児童等 児童等	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費等の資金(修業施設在学中)	(月額) 68,000 (特別 460,000)	1年	20年

注1 特別貸付の適用基準
 (1) 住宅資金：災害時により特に必要と認められる場合及び老朽等により増改築を行う場合
 (2) 医療介護資金：所掲施設等において、療養費(貸付限度額の月額を超える場合又は自動車運転免許取得の場合)
 (3) 技能習得資金：年度初め等に必要となる児童等(就職に際し自動車運転免許の取得が必要な場合)
 (4) 生活資金：高校卒業後在学中に就職を希望する児童等(就職に際し自動車運転免許の取得が必要な場合)
 (5) 結婚資金：通勤のために自動車が必要である認められる場合

注2 加算
 修学資金：高等学校に在学中の児童が、18歳に達する日以後の最初の3月31日に達した日より、児童扶養手当等の給付を受けることができなくなつた場合は、児童扶養手当相当額

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令
 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則
 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の内容等
 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付対象者、貸付金の種類、貸付限度額等の具体的な内容は、【図表8-1-1-1】 母子父子寡婦福祉資金貸付限度額表に記載のとおりである。貸付金の種類としては、修学や就業に係る資金が多くを占めている。

(3) 県の有する債権の発生原因・法的性質
 ア 県の貸付けの対象
 名古屋市長、豊橋市長、岡崎市長、一宮市長(2021年度から)及び豊田市長、政令指定都市又は中核市であるため、それぞれの市で貸付けを実施している(母子及び父子並びに寡婦福祉法第46条)。そのため、県は、それ以外の市町村に在住する県民に対して、貸付けを実施している。

イ 発生原因・法的性質
 県は、貸付けを実施することにより、母子父子寡婦福祉資金貸付金の返還請求権を取得する。同債権の法的性質は、消費貸借契約に基づく貸付返還請求権であり、私債権である。

(4) 利息及び違約金
 ア 利息
 利息は、修学資金、修業資金、就職支度資金(配偶者のない女子又は男子が扶養している児童に係るものに限られる)及び就学支度資金の貸付金は無利子であり、その他の母子父子寡婦福祉資金貸付金については、保証人を立てる場合は、無利子、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子、据置期間経過後は利息が発生する(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条5項、第31条の6第5項、第37条5項)。

イ 違約金
 貸付けを受けた者が、所定の納付期限までに償還金を支払わなかった場合には、延滞元金額につき、違約金が発生する(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条、第31条の7、第38条)。

(5) 債権管理体制
 ア 人員体制
 母子父子寡婦福祉資金貸付金は、児童家庭課が所管している。母子父子寡婦福祉資金を担当しているのは、児童家庭課の家庭福祉グループであり、そのうち担当職員は2名(1名は正規職員、1名は専任の非常勤職員)である。

もともと、市及び県福祉相談センターが、貸付けの申請に係る事前相談、償還指導、書類の経由等を行っている。そのため、児童家庭課は、市及び県福祉相談センターを経由して提出された書類や市及び県福祉相談センターからの報告に基づき、償還を管理している。また、児童家庭課は、市及び県福祉相談センターに対して、追加の調査や償還指導を依頼するなど、必要に応じて依頼・指示をしている。

市及び県福祉相談センターにおいて、貸付けの申請に係る事前相談や償還指導を担当しているのは、主として、母子・父子自立支援員の肩書を有する職員である。

イ 資料の保管体制

児童家庭課では、債権管理システムを用いて債権を管理している。紙媒体の資料の保管方法や期間等については、愛知県行政文書管理規程による。ヒアリングによると、紙媒体の資料は、基本的には児童家庭課で管理しているが、母子・父子自立支援員の実施した償還者との交渉記録やケース記録などは、市及び県福祉相談センターにおいて管理している。

(6) 債権管理マニュアル

ア 児童家庭課では、債権管理のためのマニュアルとして、「母子父子寡婦福祉資金貸付事務処理要領」、「母子父子寡婦福祉資金未収金に関する事務取扱要領」及び「母子父子寡婦福祉資金貸付金違約金徴収事務取扱要領」を作成している。

イ 「母子父子寡婦福祉資金貸付事務処理要領」は2000年4月1日から施行され、適宜改訂されている。「母子父子寡婦福祉資金貸付事務処理要領」には、貸付申請者等の要件、貸付基準、及び、貸付けの申請、償還及び支払猶予等の手続等について記載されている。

ウ 「母子父子寡婦福祉資金未収金に関する事務取扱要領」には、督促状、違約金、債権回収強化月間、債務承認書、債権回収の外部委託に關すること等が記載されている。

エ 「母子父子寡婦福祉資金貸付金違約金徴収事務取扱要領」には、違約金の計算方法、発生の通知、不徴収等について定められている。

(7) 貸付け及び収入未済の状況

ア 母子父子寡婦福祉資金の元利金の状況

児童家庭課から提供された資料によると、2021年度時点の母子父子寡婦福祉資金の調定元利金、収納元利金及び滞納元利金の件数、人数、金額は、【図表8-1-1-2】のとおりである。

この中には、時効期間が経過した債権も多数含まれている。時効期間が経過した債権の管理については児童家庭課の認識は、次のとおりである。

時効期間が経過した債権については適宜不納欠損処分をしているが、中には時効期間が経過しているものもあります。当該債権の管理を続ける理由としては、未収金は税金であり可能な限り回収を行うべきで、単純に時効期間が経過していることをもって即時に不納欠損処分をするべきではないと考えられています。対応方法としては、訪問、手紙や電話等による督促を行っています。なお、手を尽くしても回収の可能性が見込めない債権等については、適宜不納欠損処分を検討します。

また、長期の滞納事例についての、対応は次のとおりである。
本県の長期の滞納事例は、たとえば、債務者が生活保護を受給したり自己破産してしまったりと、まずは生活再建を図っている事例などが占めています。ただ、中には、郵便物は届くが苦沙汰がない事例等もあります。そのような場合は、原則、債務者の住所地に訪問して、債務者と今後の返済への意思や見込みについて話し合いを行うといった対応をしています。債務者と会えない場合は、複数回足を運びます。

【図表8-1-1-2】2021年度時点の調定元利金、収納元利金及び滞納元利金の状況

調定年度	調定元利金(金(件))	調定元利金(金(人))	調定元利金(円)	収納元利金(金(件))	収納元利金(金(人))	収納元利金(円)	滞納元利金(金(件))	滞納元利金(金(人))	滞納元利金(円)
2021	4,123	294	48,725,923	3,982	280	47,877,165	141	20	848,758
2020	150	18	932,470	37	11	180,973	113	10	751,497
2019	147	13	1,167,944	9	2	76,846	138	12	1,091,098
2018	222	19	1,653,819	25	6	192,225	197	14	1,461,594
2017	287	24	2,079,115	19	6	179,743	268	20	1,899,372
2016	358	29	2,674,594	22	5	140,888	336	27	2,533,706
2015	540	46	4,542,580	67	9	470,863	473	42	4,071,717
2014	623	47	5,182,616	82	14	618,402	541	39	4,564,214
2013	639	56	5,303,381	109	17	918,984	530	45	4,384,397
2012	620	49	5,059,227	95	13	878,619	525	43	4,180,608
2011	611	48	4,734,754	99	11	736,918	512	46	3,997,836
2010	615	56	5,022,057	57	11	381,156	558	52	4,640,901
2009	641	55	5,256,028	69	12	539,565	572	53	4,716,463
2008	550	58	4,386,395	72	17	587,331	478	50	3,799,064
2007	490	46	3,923,587	69	17	512,387	421	40	3,411,200
2006	382	38	3,112,487	63	12	394,631	319	33	2,717,856
2005	283	27	2,805,058	45	12	485,880	238	23	2,319,178
2004	287	24	3,318,077	46	7	423,566	241	21	2,894,511
2003	218	21	2,538,372	22	5	337,080	196	19	2,201,292
2002	151	16	1,368,999	22	7	241,300	129	15	1,127,699
2001	119	11	792,414	7	2	67,432	112	11	724,982
2000	76	11	435,630	12	3	79,000	64	8	356,630
1999	54	5	297,300	1	1	6,900	53	5	290,400
1998	50	5	273,150	9	1	59,400	41	5	213,750
1997	38	4	197,400	1	1	6,600	37	4	190,800
1996	39	5	262,038	0	0	0	39	5	262,038
1995	30	5	485,904	0	0	0	30	5	485,904
1994	20	3	489,468	0	0	0	20	3	489,468
1993	24	2	613,084	4	1	105,704	20	2	507,380
1992	11	1	290,686	0	0	0	11	1	290,686
1991	12	1	317,112	0	0	0	12	1	317,112
1990	29	3	633,235	0	0	0	29	3	633,235
1989	14	2	175,022	7	1	72,800	7	2	102,222
1988	5	1	52,000	5	1	52,000	0	0	0
1982	1	1	74,000	0	0	0	1	1	74,000
1981	1	1	257,758	0	0	70,000	1	1	187,758
合計	12,460	404	119,433,684	5,057	374	56,694,358	7,403	122	62,739,326

イ 母子父子寡婦福祉資金の滞納の状況

児童家庭課から提供された資料によると、2021年度時点の母子父子寡婦福祉資金の滞納の状況は、【図表8-1-1-3】のとおりである。

【図表8-1-1-3】2021年度時点の調定違約金、収納違約金及び滞納違約金の状況

調定年度	調定違約金(人)	調定違約金(円)	収納違約金(件)	収納違約金(円)	滞納違約金(件)	滞納違約金(円)
2021	23	86,700	10	6,200	13	80,500
2020	12	40,000	2	1,400	10	38,600
2019	12	43,400	0	0	12	43,400
2018	11	39,700	5	21,300	6	18,400
2017	5	22,800	5	22,800	0	0
2016	2	400	0	0	2	1,400
2015	11	3,800	0	0	11	3,800
2014	0	0	0	0	0	0
2013	3	2,400	0	0	3	2,400
合計	79	239,200	22	51,700	57	187,500

(8) 事前相談から貸付けまでの流れ

「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」及び「母子父子寡婦福祉資金貸付事務処理要領」によれば、事前相談から貸付けまでの流れは以下のとおりである。

ア 事前相談

貸付申請者は、貸付けの申請をする前に、住所地を所管する市又は県福祉相談センターに、事前に貸付けに係る相談をしなければならない。

貸付申請者、連帯借受人及び保証人は、原則として、市又は県福祉相談センターの職員による面接を受けなければならない。担当の職員は、主に、母子・父子自立支援員の肩書を持つ職員である。

面接の内容について規定したマニュアル等は存在しない。もともと、ヒアリングによると、母子・父子自立支援員は、面接の際には、「家庭状況調査書」や「収支状況報告書」等の申請書の添付書類を記入しながら、貸付申請者の家庭状況や経済状況等について聞き取りをする。

2021年7月12日から施行の税外債権管理に係る基本方針では、債権発生時の対応について、次のとおり定められている。

税外債権管理に係る基本方針	
1.	債権発生時の対応
	未収金を発生させないことが重要であり、貸付審査の強化や債務者・保証人に対する制度周知の徹底等を行う。
(1)	貸付時の審査の強化
	貸付時の審査事務を厳格に行う。必要に応じて、税金の滞納がない旨の納税証明書や公共料金の支払状況、連帯保証人の所得・資産等を確認できる書類の提出を求める。
(2)	制度の周知徹底等
	債務不履行時においては、債務者に加え、連帯保証人に対しても、財産調査や強制執行等の法的手段を講じる旨を書面にて周知徹底する。
	なお、強制徴収できない債権については、債権の性質、金額及び重要性に応じた、財産調査に対して債務者自身が協力し、また県が関係機関に対して行う財産調査についてあらかじめ同意する旨の同意書を取ることを行う。

2016年度頃までは全ての貸付申請で連帯保証人の所得証明書の添付を求めた。しかし、国から、貸付けを必要とするひとり親家庭等に対し迅速な貸付けが行

われるよう、面談回数の縮小や添付書類の省略等、可能な限り手続の簡素化等に配慮するよう示されたこともあり、現在では、所得証明書や税金の滞納がない旨の納税証明書や公共料金の支払状況、連帯保証人の所得・資産等を確認できる書類の提出を求めている。

確認できる期間において債務者及び連帯保証人に対して、任意の財産調査等を講じる旨を書面にて周知したことはない。

確認できる期間において、任意の財産調査に対して債務者自身が協力し、また県が関係機関に対して行う財産調査についてあらかじめ同意する旨の同意書を取ったことはなく、また、同意書の聴取を検討したこともない。

イ 貸付けの申請

貸付申請者は、各市及び県福祉相談センターの窓口にて、申請書および添付書類を提出して、貸付けの申請をする。添付書類は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則に規定されており、貸付申請者は「家庭状況調査書」及び「収支状況報告書」等の提出が求められている。

貸付申請者が貸付けの申請をするときは、事前相談を受けた市又は県福祉相談センターが必要な調査及び指導をした上で、受け付けなければならない。

ウ 審査及び貸付決定

県は、各市及び県福祉相談センターを経由して提出された書類に基づき、審査を実施し、貸付決定又は不承認決定を行い、貸付申請者に対し、貸付決定又は不承認決定を通知する。貸付決定の通知を受けた者は、借用書を提出する。

貸付審査内容に対する適否（貸付決定を行うか否か）は、母子父子寡婦福祉資金貸付審査会において審査を行う。もともと、就職支度資金（ただし、児童に対するものに限る）、修業資金、就学支度資金、修学資金（ただし、4つの資金とともに、「児童申請の場合」及び「保証人無しの申請」の場合を除く）については、児童家庭課担当グループにおいて審査し、その結果を母子父子寡婦福祉資金貸付審査会へ報告する（母子父子寡婦福祉資金貸付審査会設置要領）。

エ 貸付基準

母子父子寡婦福祉資金貸付事務処理要領では、配偶者のない女子又は配偶者のない男子等が貸付申請者となる場合の要件を、次のとおり規定している。

母子父子寡婦福祉資金貸付事務処理要領	
(略)	
(4)	原則、現に就労している者であり、債務を弁済することができる程度の資力をする者であること
(略)	
(7)	原則、保証人が得られること。ただし、保証人が得られないやむを得ない事由がある者を除く。
(略)	

当貸付制度は、ひとり親家庭等の自立を支援し、家庭生活等の安定・向上や児童の福祉増進を図るためのものです。

ひとり親家庭等に対しては、母子・父子自立支援員が専門的な相談窓口となっており、本貸付金だけでなく様々な制度を活用し、継続して自立支援を行っております。本貸付金以外の観点で償還指導を行うと、ひとり親家庭等が行政を避けるなど、その他の制度でも継続した支援が行えなくなる恐れがあり、本来の目的から大きく逸脱してしまう蓋然性が高くなります。

また、一時償還の実施の可能性を否定するものではありませんが、実際には、多くの借受人が悪意をもって滞納しているわけではなく、生活困窮等の理由からやむなく滞納してしまっていることを考えると、一時償還の請求をしたことにより実際に償還される可能性は低く、あまり現実的ではない状況にあります。

福祉行政という観点から言えば、滞納解消のためには強く償還を求めると、その家庭生活・就労状況の改善を支援していくべきと考えます。

ウ 償還指導

児童家庭課の担当職員は、未納が生じた場合、市及び県福祉相談センターの担当の母子・父子自立支援員に未納の連絡をして、償還指導を実施するよう連絡をする。担当の母子・父子自立支援員は、連絡を受けて、母子父子寡婦福祉資金の貸付申請者、連帯借受人、保証人及びこれらの相続人等、母子父子寡婦福祉資金の債務を負担する者との折衝（償還指導）を実施する。

償還指導の対象・内容・時期・提出を求めるときの資料等については具体的に定めたマニュアルは存在しない。

エ 債権管理強化月間

担当の母子・父子自立支援員は、適宜、償還指導を実施しているが、特に、毎年7月と12月は債権回収強化月間として、特に、集中的に未納原因・実態調査、催告書の送付及び債務承認書の取得を実施している。

オ 違約金

違約金が発生した場合は、該当者に対して母子父子寡婦福祉資金貸付金違約金発生通知書（様式1）により通知を行い、請求をしている（母子父子寡婦福祉資金貸付金違約金徴収事務取扱要領）。

(11) 督促状の送付先

果では、貸付申請者、連帯借受人、保証人及びこれらの相続人等、母子父子寡婦福祉資金の債務を負担する者のうち主として償還金の支払いを行う者を「償還者」と扱っている（母子父子寡婦福祉資金貸付事務処理要領の第15）。

また、償還者の取扱いについて、母子父子寡婦福祉資金貸付事務処理要領では、次のとおり定めており、償還者の変更をしていない場合は、貸付申請者が「償還者」となる。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令

第18 償還者の取扱い

1 償還者を変更する場合は、新たに償還者となる者は、償還者変更届（様式第9）を知事に提出しなければならない。

2 償還者が死亡、行方不明又は破産法（平成16年法律第75号）によりその責任を免れたことその他の理由により、償還者の変更をしなければならないやむを得ない場合は、償還者の変更をしない場合、償還者として扱われる。

ヒアリングによると、「債務を弁済することができ程度の資力を有する者である」や「ただし、保証人が得られないやむを得ない事由がある」との要件を充足しているか否かの判断について、内部的な運用上の基準はあるが、内規等の文書で定めてはいない。

オ 貸付金の交付

貸付金は、貸付申請者名義の銀行口座に振り込んで交付する。

(9) 徴収事務の実施状況

「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」及び「母子父子寡婦福祉資金貸付事務処理要領」によると、徴収事務のあり方は以下のとおりである。

ア 償還時期到来の通知

県は、母子父子寡婦福祉資金の最初の償還時期到来の2か月前に、貸付申請者及び保証人に対し償還時期が到来する旨を通知する。

イ 調定

母子父子寡婦福祉貸付金は、月賦、半年賦、年賦のいずれかを選択して、償還をするところ、分割納付される額について、その納期到来ごとに調定する。

ウ 納入通知書及び納付書の発行

「母子父子寡婦福祉資金貸付事務処理要領」では、「納入通知書及び納付書の発行」について、次のとおり定める。

母子父子寡婦福祉資金貸付事務処理要領

第15 納入通知書及び納付書の発行
県、母子父子寡婦福祉資金の貸付申請者、連帯借受人、保証人及びこれらの相続人等、母子父子寡婦福祉資金の債務を負担する者のうち主として償還金の支払いを行う者（以下「償還者」という）に、納入通知書及び納付書を送付する。
なお、納期限は原則として調定月の翌月の10日とする。

(10) 納期までに支払いがされなかった場合の徴収事務手続

ア 督促

ヒアリングによると、納期限経過後1か月を経過してもなお納付がない場合には、県の債権管理システムにおいて、機械的に、未納付がリストアップされる。そこで、児童家庭課の担当職員が、毎月、システムから収納状況を確認している。

そして、未納の場合には、施行日から10日以内の期限を付した督促状を、「償還者」宛てに郵送で督促をする。督促状の送付事務は、児童家庭課の担当職員が実施する。

イ 一時償還（期限の利益の喪失）

貸付金の貸付けを受けた者が、償還金の支払いを怠った場合には、貸付けを受けた者に対し、貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条、第31条の7、第38条）。

しかし、県では、一時償還を一切実施していない。その理由は、次のとおりである。

イ 相続人調査

相続が発生した場合は、全件につき、戸籍等相続関係書類の公用請求等を行う。
ウ 財産調査

2021年7月12日から施行の税外債権管理に係る基本方針では、財産調査・支払能力の把握について、次のとおり定められている。

税外債権管理に係る基本方針
(4) 財産調査・支払能力の把握
債権の整理、強制執行の目安とするため、財産調査を必要に応じて実施し、債務者等の財産状況を把握する。
なお、強制徴収できない債権は、財産調査について法令上の制約が多いことから、交渉の初期段階において、住所、勤務先、取引金融機関、保有財産等を再確認するとともに、可能な範囲で、債務者から確定申告書の写し等を提出させると、情報収集に努める。あわせて、財産調査に対して債務者自身が協力し、また県が関係機関に対して行う財産調査についてあらかじめ同意する旨の同意書を徴取するよう努める。

ヒアリングによると、償還開始前の段階から継続的に、住所等の最新情報を再確認するなど情報収集に努めているが、取引金融機関、保有財産等を確認したり、県が関係機関に対して行う財産調査についてあらかじめ同意する旨の同意書するなどの財産調査は実施していない。その理由は、次のとおりである。

私債権であり、法律に調査が可能である旨の規定がなく、任意調査を行ったとしても、生活困窮者世帯が多いため、関係性の悪化を招くのみが想定されるため。

10 徴収緩和の措置

ア 徴収緩和の措置の流れ

母子・父子自立支援員は、県から未納の連絡があるとき、償還指導の中で、面接や家庭訪問を実施し、未納の原因を調査する。

県は、約定の償還が難しい場合には、「償還期間又は償還方法の変更」又は「支払猶予」を認めることがある。

イ 徴収緩和の措置に関する定め

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第12条、第13条及び第15条は、①償還期間又は償還方法の変更、②据置期間の延長、③償還の免除、④償還金支払猶予を受けようとする者は申請書を知事に提出しその承認を受けなければならない、知事は承認又は決定をしたときは承認又は決定通知書を申請者に交付すると規定する。

また、母子父子寡婦福祉資金貸付事務処理要領には、次のとおり定められている。

母子父子寡婦福祉資金貸付事務処理要領

第16 償還期間又は償還方法の変更

細則第12条第1項の規定により償還期間又は償還方法の変更を申請するときは、令第8条第1項、令第31条の6又は令第37条に規定する償還期限内である場合に限り償還期間又は償還方法の変更を申請することができる。

ただし、原則として変更後の償還額が月額3,000円未満となるような場合は認められないものとする。

第17 償還金の支払猶予

1 支払猶予の対象事由

得ない事由がある場合は、市長又は福祉相談センター長は償還者変更依頼書(様式第10)を知事に提出するものとする。

3 知事は、2による依頼により償還者の変更を決定したときは、新たに償還者となる者に、償還者変更通知書(様式第11)を送付するものとする。

4 1又は3による償還者の変更をしていない場合は、貸付申請者が償還者とならなければならない。

そして、県は、未納が発生した場合にも、「償還者」に対してのみ、督促状を送付しており、「償還者」と取り扱っていない他の債務者に対しては、状況連絡の書類等を送付することはあっても、督促状を送付しない。その理由は、同一の調定回に複数入金があるとシステムエラーになるなど、経理処理に混乱が生じるためということであった。

(12) 連帯借受人・連帯保証人への請求

連帯借受人・連帯保証人への請求の時期、書式等について定めたマニュアルは存在しない。

ヒアリングによると、借受人に滞納があっても、少額でも支払いがあれば、連帯借受人・連帯保証人への請求はしないことが多い。しかし、借受人に滞納があり、連絡が取れない場合や連絡が取れても償還が全くできない場合には、連帯借受人・連帯保証人に連絡をとり、支払いを促す。

(13) 相続人への請求

全ての相続人に対して、本貸付金の説明を行う。その後、相続人の中で話し合いを行ってもらい、代表して償還していく人を決めてもらい、その人に対して、納入通知書を送付する。納入がない場合は、全員に督促等をする。

相続放棄をしたという回答を得た場合には、その者から相続放棄申述受理通知書の写しの提出を求める。

(14) 破産免責後の借受人が実質的に返済を継続していた事実

借受人が自己破産をしたので償還者変更手続をしたが、担当者が保証人ではなく破産者に対して直接償還指導を実施し、破産者が修学資金を償還していたと推認できるケースが存在した。

記録を精査したところ、担当者は、破産後分割納付を滞った借受人に対して、直接、繰り返し償還指導を実施したり、返済を求める通知書を送っていた。また、担当者から保証人に対して、保証人から同借受人に償還するように依頼するよう償還協力を求めた記載も認められた。

償還のやり取りの際の担当者に対する借受人の発言内容等からすると、破産免責後の借受人が返済していたと推認できる事実であった。

(15) 各種調査の状況

ア 所在調査・実地調査

母子・父子自立支援員が家庭訪問を実施したり、必要に応じて住民票の公用請求を行う。

㊦ 外部委託

収入未済発生後一定期間以上未払いの者に対する債権であり、かつ、回収委託することが適当と判断した債権については、外部委託を実施している。なお、外部委託後であっても、各市各センターの自立支援員に償還指導を継続するよう依頼する。

外部委託は、福祉局福祉総務課を通じて、公募式プログラム方式により選定された業者に依頼している。受託業務は、回収業務、居所等調査業務、収納業務、報告業務である。その具体的内容は、下記「1.3 回収業務の外部委託」記載のとおりである。

児童家庭課では、毎月、入金状況や対応状況の報告を受けて、回収状況を確認している。ヒアリングによると、児童家庭課の担当者としては、外部委託により、連絡がとれなかった債務者から連絡が入るようになるなど、一定の効果を果たしている。

㊧ 訴訟手続等について

訴訟、支払督促等、法的手続を取ったことはない。児童家庭課によると、その理由は、次のとおりである。

訴訟を行った場合、訴えられることを危惧してひたすら親等が貸付申請を避け、さらなる生活の悪化につながる懸念があります。

悪質な滞納者については、訴訟についても費用対効果などを考慮しつつ検討します。

訴訟手続の検討資料の提出を求めたところ、次のとおり回答を得た。
これまで、長期の滞納に対する対応について、個別に検討はしておりますが、費用対効果等の観点から裁判の手続きをするに至っておらず、その記録を作成していない状況であります。

㊨ 時効管理

債権管理システム上、時効期間が迫ると当該債権が機械的にリストアップされる等の機能は存在していない。また、児童家庭課で、集中的に時効管理はしていない。しかし、ヒアリングによると、母子・父子自立支援員の担当者は、自身の管理する債権を把握しており、時効管理も適切になされているとのことであった。

㊩ 不納欠損処分

ア 不納欠損処分の指針・基準

児童家庭課では、不納欠損処分の指針・基準等の定めは存在しない。

イ 不納欠損処分の状況

不納欠損処分の状況は、【図表 8-1-1-5】のとおりである。

令第19条第1項第1号（令第31条の7及び令第38条の7及び令第38条により適用する場合を含む。以下同じ。）に規定するやむを得ない理由は、失業、極度の事業不振、連帯借受人の就労困難等によることとする。

2 支払猶予の期間

(1) 支払猶予の期間は、令第19条第1項第1号の規定に該当する場合は、1年以内とする。

(2) 令第19条第1項第2号（令第31条の7及び令第38条の7及び令第38条により適用する場合を含む。以下同じ。）の規定に該当する場合は、修学期間、知識又は技能の習得等を終了するまでの期間を猶予することができる。

ただし、1回の申請で猶予可能な期間は1年以内とし、修学期間、知識又は技能の習得等の期間が1年を超える場合は、再度申請しなければならない。

なお、令第19条第1項第2号の規定に該当する場合に支払猶予を申請するときには、在学証明書を添付しなければならない。

しかし、「償還期間又は償還方法の変更」を承認する基準や指針は存在せず、また、徴収緩和の措置を実施する際の提出書類や確認書類についての定めも存在しない。

ウ 徴収緩和の措置の件数

償還期間又は償還方法の変更、支払猶予及び償還の免除を認めた実人数は、【図表 8-1-1-4】のとおりである。

【図表 8-1-1-4】 償還期間又は償還方法の変更、支払猶予、償還免除の実人数（人）

年度	償還期間又は償還方法の変更	支払猶予	償還の免除
2021年度	5	3	0
2020年度	3	2	0
2019年度	2	0	0
2018年度	6	3	0
2017年度	3	2	0
2016年度	7	3	0
2015年度	11	2	0
合計	37	15	0

エ 「償還期間又は償還方法の変更」と納付書の再発行

ヒアリングによると、「償還期間又は償還方法の変更」を認めることがあるのは、貸付時に約定した償還期間中に「償還期間又は償還方法の変更」が申請された場合である。この場合、償還金全額について調定があげられていないので、「償還期間又は償還方法の変更」を認めた場合には、「償還期間又は償還方法の変更」で認められた償還期間・方法により調定をし、納付書を発行する。

他方、約定の償還期間が全て経過した後に、未納分について分割納付を申し出た者に対しては、「償還期間又は償還方法の変更」で対応することなく、納付書の再発行の形で対応する。納付書を再発行する際に、分割納付書を提出させたり、分割納付の合意書を締結することはない。

【図表8-1-1-5】不納欠損処分状況

年度	実人員 (人)	調定件数 (件)	金額 (円)	理由
2021年度	0	0	0	
2020年度	0	0	0	
2019年度	0	0	0	
2018年度	1	27	179,282	時効の完成
2017年度	1	5	27,000	時効の完成
2016年度	1	50	265,400	時効の完成
2015年度	2	106	2,191,221	相続放棄
合計	5	188	2,662,903	

ウ 不納欠損処分後の債権の管理

(ア) 文書管理

不納欠損処分後の債権も消滅していないため、公文書の保存期間に関わらず、債権の管理回収に関する文書は全て残している。

(イ) 債権管理

不納欠損処分した債権についても、システム上のデータがなくなってしまうわけではない。

1 2 少額の個別債権

(1) 生活保護施設保護費負担金

ア 概要

救護施設は、生活保護法第38条に規定する保護施設であり、入所者自身に収入がある場合（障害者年金等）は、自己負担分を徴収している。

イ 法的根拠

生活保護法

ウ 債権発生の経緯

入所者が退所した場合に、退所月の翌月に納入通知書を本人もしくは親族へ送付するが、それまでの間に所持金を浪費してしまい支払困難となった。

エ 取組

本人もしくは親族に対し、電話連絡、文書送付、訪問等で早期納入を促すよう努める。2021年度末の収入未済額は1万円。

(2) 介護福祉士等修学資金貸付金及び連約金

ア 概要

愛知県介護福祉士等修学資金貸与条例第9条により、貸与を受けていた修学資金について返還しなければならぬ者で、未納となっている者

イ 法的根拠

愛知県介護福祉士等修学資金貸与条例

ウ 債権発生の経緯

返還免除となる施設での就業で免除要件である7年間従事することなく離職した者又は介護職に就かなかった者、若しくは書類提出の大幅な遅滞のため一括返還請求をするに至った者は、貸付金を返還することとなっている。

エ 取組

未納者は、生活困窮者である。
本庁において、電話にて督促し納入を指導している。
2021年度末の収入未済額は233万3000円7名。連約金は5100円2名。2020年度からは、一部について外部委託している。

(3) 福祉型障害児入所施設使用料

ア 概要

児童福祉法及び障害者総合支援法に基づき入所した者及び短期入所をした者に対し、保護者または本人の収入に応じて自己負担金を徴収している。

イ 法的根拠

児童福祉法及び障害者総合支援法

ウ 債権発生の経緯

療育支援センター福祉型障害児入所施設の利用に伴い、保護者の収入や本人の金額等に応じて設定された負担金を徴収することとなっている。サービス利用後に所要額を算定して、納入通知書を発送しているが、保護者（後見人）の経済状況により支払いに応じない例がある。

エ 取組

滞納者の多くは生活困窮によるものであり、電話や保護者来所時に面談などを行って状況を把握し、文書、電話及び訪問による納入指導を行っている。さらに、一括納入が困難な者に対しては、分割して納入させる等の指導を実施している。

(4) 医療療育総合センター中央病院使用料

ア 概要

中央病院において入院及び短期入所した者に対し、自己負担となる食事代や被服費を徴収している。

イ 債権発生の経緯

診療報酬における本人負担については、公費負担で助成されているが、食事代や被服費等は対象外であるため、退院時に会計窓口で費用請求（現金徴収）をしている。

ただし、後日納入通知書を発送しているが、退院後に中央病院に受診しない者の中に支払いに応じない例がある。

ウ 取組

滞納者の多くは生活困窮によるものであり、電話や家庭訪問などにより状況を把握し、文書、電話及び訪問による納入指導をしている。さらに、一括納入が困難な者に対しては、分割して納入させる等の指導を実施している。

2021年度末の収入未済額は78万2268円である。

(5) 心身障害者扶養共済年金返還金

ア 概要

障害者の保護者が掛金を拠出し、保護者が死亡または重度障害となった場合、残された障害者に生涯にわたり年金を支給し、保護者が障害者の将来に対して抱く不安を軽減する。

イ 債権発生 の経緯

心身障害者扶養共済年金の過払いとなったものであるが、返還者が困窮していることにより未納になっている。

ウ 取組

文書、訪問による納入指導をしている。

2021年度末の収入未済額は71万円である。

(6) 特別障害者手当等返還金

ア 概要

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の障害者等に対して手当を支給する。

イ 債権発生 の経緯

履行延期による分納を行っているが、本人死亡により分納履行が滞っている。

ウ 取組

相続人への電話、文書による納入指導をしている。

2021年度末の収入未済額は15万7680円である。

(7) 医療型障害児入所施設・療養介護事業所使用料

ア 概要

児童福祉法及び障害者総合支援法に基づき中央病院こぼと棟に入所した者及び短期入所をした者に対し、保護者または本人の収入に応じて自己負担金を徴収する。

イ 債権発生 の経緯

中央病院こぼと棟の利用に伴い、保護者の収入や本人の年金額等に応じて設定された負担金を徴収することとなっている。サービスマン利用後に所要額を算定して、口頭振替通知又は納入通知書を発送しているが、保護者（後見人）の経済状況により支払いに応じない例がある。

ウ 取組

滞納者の多くは生活困窮によるものであり、電話や家庭訪問などにより状況を把握し、文書、電話及び訪問による納入指導をしている。さらに、一括納入が困難な者に対しては、分割して納入させる等の指導を実施している。

2021年度末の収入未済額は25万5000円である。

(8) 遺児手当返還金

ア 概要

愛知県遺児手当支給規則第3条第1項の規定に基づき、知事が受給資格者に愛知県遺児手当を支給した後に、受給資格がないことが判明し、過払金が発生した場合、当該受給者に返還させることになっている。

イ 法的根拠

愛知県遺児手当支給規則、愛知県遺児手当支給規則運用通知、愛知県遺児手当市区町村事務処理要領、児童扶養手当（旧法含む）・愛知県遺児手当返納金債権に関する事務取扱要領

ウ 債権発生 の経緯

愛知県遺児手当は、公的年金との併給ができないため、数年間遡って年金の支給が決定した場合や事実婚による資格喪失の届出が遅れた場合などで債権が発生する。

エ 取組

愛知県遺児手当は離婚等により父または母がいない児童を監護している母等に支給される手当であり、その多くは母子家庭であることから低所得世帯が多い。そのため、生活困窮等により収入未済となっているが、文書などによる納入指導を始め、履行延期の特約（分納）により債権確保に努めている。

2021年度末の収入未済額は、795万8770円である。

13 回収業務の外部委託

(1) 業務委託契約の経緯

2012年度から①母子父子寡婦福祉資金貸付金、②高齢者住宅整備資金貸付金、③障害者住宅整備資金貸付金の外部委託に向けたプロポーザルを実施し、同年10月から、報酬率17.8%を提案した弁護士事務所と委託契約を締結し、①につき2295万6086円（59人）、②につき2437万2803円（16人）、③につき126万0834円（8人）の債権を委託し、2013年10月末までに①について126万0991円、②について24万9508円、③について86万8000円を回収した。

(2) プロポーザルの概要

福祉局は、直近では2020年度に「愛知県母子父子寡婦福祉資金貸付金、愛知県高齢者住宅整備資金貸付金、愛知県障害者住宅整備資金貸付金、愛知県介護福祉士等修学資金貸付金及び愛知県看護職員修学資金貸付金未回収回収業務委託」についてプロポ

一ザルを実施し、委託者を選定して委託契約を締結した。契約期間を2020年7月1日から2023年7月31日までとする長期継続契約である。

2020年度の委託契約書別紙「愛知県母子父子寡婦福祉資金等貸付金未収金回収業務委託仕様書」によると、業務委託の内容は以下のとおりである。

ア 業務委託名

愛知県母子父子寡婦福祉資金貸付金、愛知県高齢者住宅整備資金貸付金、愛知県障害者住宅整備資金貸付金、愛知県介護福祉士等修学資金貸付金及び愛知県看護職員修学資金貸付金未収金回収業務委託

イ 対象債権

- ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金
- ② 高齢者住宅整備資金貸付金
- ③ 障害者住宅整備資金貸付金
- ④ 介護福祉士等修学資金貸付金
- ⑤ 看護職員修学資金貸付金

ウ 業務内容

(ア) 委託する債権の範囲

① 本業務と同様の業務の前契約(収納期間：2017年3月1日から2020年2月29日まで)における委託債権のうち、「定期的に納付がある等のため、引き続き委託することは適当でない。」と県が判断した者を除いた債権。

② 2020年3月1日現在、収入未済発生後一定期間以上未払いの者に対する債権であり、かつ、回収委託することが適当と判断した債権。ただし、2021年度以降、年度に1回程度追加することがある。

(イ) 受託業務

次の①から④までの業務を委託することとする。

① 回収業務

債務者等に対し、電話、文書又は訪問等により未収金の回収を行うこと。なお、債務者等から県が告知する個々の債権の金額に満たない未収金額の納付依頼があった場合は、受諾するものとする。債務者等から受託者へ納付する際に、振込手数料が発生する場合は、債務者等の負担としても差し支えない。ただし、県が発行した納入通知(納付)書により納付する場合は、振込手数料が発生しないため、納入通知(納付)書による納付方法も債務者等へ案内するものとする。また、未収金の回収を行うにあたり、収入未済が残っている債務者等に対しては、毎年1回債務承認書の提出を求め、提出されたときにこれを受領するものとする。ただし、定期的に納付がある債務者等からは、徴取しなくても差し支えない。

② 居所等調査業務

居所が明らかでなく上記の業務が実施できない債務者等については、居所等の所在調査を実施すること。ただし、住民票調査は、受託者の依頼を受けて県が行うこととする。なお、この調査業務により生ずる費用については、受託者が負担すること(住民票調査に要する費用は除く)とする。

③ 収納業務

債務者等からの入金については、受託者は、専用の銀行口座(決済性預金)を開設し、その口座へ一旦集金し、県が発行する領収済通知書及び現金払込書兼領収書により納付すること。なお、委託した債権で債務者等が直接県に対して納付した場合は、県が事実を確認した時点で速やかに受託者に情報を提供する。

④ 報告業務

報告業務は次のとおりとする。なお、報告にあつては、書類及び電子媒体により持参するものとする。

a 定期報告

毎月末時点において、次の内容の記載された報告書を指定する日までに提出すること。

- (a) 債務者ごとの入金状況
- (b) 債務者ごとの対応状況(債務者とのトラブル・苦情等の発生状況を含む)
- (c) 県への払込状況

b 適時報告

次に該当する場合には速やかに県へ報告すること。

- (a) 居所等調査業務により、居所等が判明した場合
- (b) その他、債務者等の状況等について、県が個別に照会した場合及び県に速やかに報告しなければ、未収金回収業務に支障を来すおそれがある場合

エ 回収対象者

借受人、連帯借受人(母子父子寡婦福祉資金貸付金のみ該当)、連帯保証人、相続人受託者に提供する個人情報範囲

受託者が本業務を遂行するにあたって、県が提供する債務者等の個人情報の提供範囲は次のとおりとする。

(ア) 債務者等の基本情報(原則、紙による提供とする)

県が把握している債務者等の住所、電話番号、氏名、生年月日、性別、滞納月数、調定決議番号、滞納金額、過去の債選指導状況。

なお、県から個別の債務者等について、回収業務における条件を付したり、指示する場合もある。

【図表8-1-3-2】外部委託の実績（2020年度から）（2022年4月末現在）

委託債権	人数（人）	委託債権額（円）	収納額（円）	回収率
母子父子寡婦福祉資金貸付金	46	23,067,444	2,289,680	9.93%
高齢者住宅整備資金貸付金	8	13,000,487	1,132,048	8.71%
障害者住宅整備資金貸付金	4	4,553,176	1,193,370	26.21%
介護福祉士等修学資金貸付金	1	864,000	0	0%
看護職員修学資金貸付金	2	1,700,000	60,000	3.53%
合 計	61	43,185,107	4,675,098	10.83%

(イ) その他

受託者が行う回収業務が円滑に進められるよう、受託者から上記以外の情報提供を求められた場合には、県は、当該業務の遂行に必要と認められる範囲で情報を提供するものとする。

カ 現金出納簿の整備
委託した債権に係る出納の経過を明らかにした現金出納簿を整備するものとする。

キ 実施体制（略）

ク 業務改善指示
県は、上記（ウ）④a）に定められた定期報告に基づいて、受託者から提出された報告内容を精査し、回収業務の進捗状況が不十分と判断した場合には、受託者に対し、業務改善指示を行うことができる。

ケ 法令遵守（以下略）

(3) 回収業務外部委託の実績

県によると、外部委託した実績の推移は以下のとおりである。

- ア 2016～2020年度
 収納期間：2017年3月1日～2020年2月29日
 契約期間：2017年3月1日～2020年4月30日（長期継続契約）
 成功報酬：【2017年3月1日～2019年9月30日収納分】

回収額の27.0%（税込）

【2019年10月1日～2020年2月29日収納分】

回収額の27.5%（税込）

【図表8-1-3-1】外部委託の実績（2016年度から2020年度まで）

委託債権	人数（人）	委託債権額（円）	収納額（円）	回収率
母子父子寡婦福祉資金貸付金	46	28,758,529	5,634,936	19.59%
高齢者住宅整備資金貸付金	9	15,394,489	790,000	5.13%
障害者住宅整備資金貸付金	5	4,589,818	298,092	6.49%
看護職員修学資金貸付金	3	2,157,000	457,000	21.19%
合 計	63	50,899,836	7,180,028	14.11%

イ 2020年度～2023年度

収納期間：2020年7月1日～2023年5月31日

契約期間：2020年7月1日～2023年7月31日（長期継続契約）

成功報酬：回収額の27.5%（税込）

14 監査の結果

(1) 生活保護費返還金

ア マニュアルを整備すべきである【意見】
生活保護費返還金については、旧健康福祉部（現福祉局福祉部）地域福祉課が「生活保護費返還金等徴収マニュアル」を作成し、2012年7月1日から適用している。

しかしながら、各福祉相談センターへのヒアリングの結果、このマニュアルは現実の運用に反映されていないことが判明した。

県では、生活保護費返還金を扱う機関が複数あり、県内における取扱いの統一性を持たせるためにも、現状の事務を即したマニュアルを整備すべきである【指摘】

イ 財産調査・訴訟手続・滞納処分を検討すべきである【指摘】
生活保護費返還金のうち、非強制徴収公債権の性質を有するものについては、地方自治法施行令第171条の2により、訴訟手続による履行の請求をしなければならない。

「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」（平成22年10月6日社援発1006第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）2（5）においても、「⑩ 資力があるにもかかわらず、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合は、訴訟手続による履行請求を検討すること」と記載されており、「必要な措置を行わないまま時効となり、結果として不納欠損とすることは適切な処理とは認められない」という記載がある。

また、生活保護費返還金のうち、強制徴収公債権の性質を有するものについては、国税徴収の例により徴収することができるところ（生活保護法第77条の2第2項・同第78条）、国税徴収法第47条第1項第1号は、「滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促職員は「徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならぬ」と定めている。

以上からすれば、債権の性質が非強制徴収公債権であるにせよ強制徴収公債権であるにせよ、少なくとも訴訟手続による履行請求あるいは滞納処分の検討、もしくはその前提として、滞納者の財産調査はすべきである。

しかしながら、全ての福祉相談センターにおいて、生活保護受給者に対する資産調査が行われていることを理由として、生活保護が廃止された者を含め、財産調査が行われておらず、また、訴訟手続による履行請求ないしは滞納処分の検討もなされていないかった。

県としては、統一的反扱いとして、少なくとも訴訟手続による履行請求あるいは滞納処分をするか否かの検討をするべきである。また、生活保護が廃止された者については、その前提としての滞納者の財産調査はすべきである。

ウ 記録の管理を徹底すべきである【意見】

福祉相談センターごとに記録の管理方法や各ファイルの綴り方が異なっているため、各福祉相談センター間で担当職員が異動した場合等において、書類の綴り漏れや異なるファイルに書類を綴ってしまう恐れがあり、債権管理に支障を及ぼす恐れがある。

現に、尾張福祉相談センターでは、本来個別の債権管理ファイルに綴られているはずの債権承認書が綴られていないという例がみられた。

既存の記録について全てを直ちに変更することは容易ではないと思われるが、少なくとも将来的な記録の管理方法や綴り方については、統一的な基準や目次を作成して管理を行い、また、綴り漏れが無いよう管理を徹底すべきである。

エ 督促状の送付時期に関するマニュアルの記載を訂正すべきである【意見】
知多福祉相談センターにおいて、督促状の送付に関し、「生活保護費 経理マニュアル」では納期限後20日前後と記載されていた。

この点につき、会計局の作成する「会計事務の手引（総則・収入編）」第4章3（2）cには、「督促状を発する時期については、規則上特に定めはありませんが、別に法令に定めがなければ、原則として地方税の例に従い、納期限後20日以内において未納を確認した後速やかに発します」と記載されている。この記載をそのまま読むと、「納期限後20日以内に」すべきこととされているのは「未納を確認」することのようにも読めるが、会計局に確認をしたところ、この記載が求めているのは、納期限後20日以内に督促状を発することであるとの回答を得た。したがって、知多福祉相談センターは、統一的な運用の観点から当該運用に合わせた「納期限後20日以内」等の記載に修正すべきである。

また、会計局に対する意見として、第2章第4の10を参照されたい。

オ 督促状の返戻数の把握等についてマニュアルを整備すべきである【意見】

知多福祉相談センターにおいて、福祉・相談グループは把握しているが、社会グループでは督促状の返戻数が把握できていないことが判明しているが、グループ単位で督促状の返戻数が把握できていないことは、適切な債権管理が出来ていない恐れがあると共に、その後の催告書の送付にも影響を与えない等、効率的な債権管理が行われていない可能性がある。

そのため、返戻件数の確認と返戻があった場合の処理について、センター内で把握できる環境を整備するためにも統一的なマニュアルを整備すべきである。

カ 相続放棄の確認方法についてマニュアルを整備すべきである【意見】

知多福祉相談センターにおいて、相続人からの相続放棄の申出に対し、「相続放棄申述受理証明書」を確認することなく、不納欠損処分を行った事実があるとの回答があった。

相続放棄については適切な債権管理を行うためにも、相続人に対して「相続放棄

県によらず、債権回収に当たり保証人への催告の必要性を認識しているが、分割納入中の主債務者から「保証人に迷惑をかけられない」との申立てを受けている中、県から保証人に請求することにより、主債務者と保証人の関係性を一方的に破壊してしまう恐れがあり、主債務者との交渉過程による約束を反故にしようとしたため、破産免責許可決定後の主債務者から分割納入を受け入れているとのことであった。

しかし、これでは破産免責後の主債務者が保証人との関係性を破壊したくないと主張すれば、主債務者に対する関係では期限の利益を事実上与えつつ、保証人は保証債務の履行請求を免れることになる。保証人に対する請求は、主債務者の意向に従うのではなく、法令に従う必要がある。

地方自治法施行令第171条の2の規定によれば、保証人に請求しないためには徴収停止の措置、履行延期その他特別の事情が必要とされている。徴収停止の措置又は履行延期（徴収緩和措置）がなされなければ格別、これがない場合は「その他特別の事情」の有無を検討し、文書化し、課内で保証債務履行請求権行使の要否を検討しなければならぬ。このような検討もせず、漫然と保証債務履行請求権行使しないことは許されない。

詳細は、第2章第4の7(2)を参照されたい。

イ 免責許可決定を得た債務者からは原則として回収すべきではない【指摘】

破産手続を経て免責許可決定を得た債務者から回収している例がある問題である。指摘の詳細は、第2章第4の6を参照されたい。

ウ 生活保護受給者に対しては徴収緩和措置により生活再建を優先すべき【意見】

県からは、本人が「最低限度の生活」を営む上で、福祉的配慮や本人の意向を尊重し、捻出できる額（月額20000円の分納）で調整していると説明があったものの、本債権は、金額も少額といえず、また生活保護受給者の生活の維持のためにやむを得ない費用を支出するものともいえないから、生保受給者からの分割弁済は、生活保護費が「最低限度の生活」を保障するためのものであるとの趣旨に反し、これを県が受領することは住民の福祉の増進に努めるべき県の存在意義にも抵触し兼ねない（地方自治法第2条第14項）。

生活保護受給中の債務者に対しては、徴収停止措置や履行延期等といった徴収緩和措置を優先して適用し、まずは生活の再建を優先するべきである。

意見の詳細は、第2章第4の18を参照されたい。

(3) 心身障害者扶養共済保険料負担金

ア 加入者地位の喪失後も掛金債権を発生させる処理は違法である【意見】

心身障害者扶養共済保険については、掛金が2か月滞納すると、愛知県心身障害者扶養共済制度条例第19条第1項第5号、同施行規則第14条第2項により、翌月の初日から加入者としての地位を失うものとする다고されている。地位喪失をさせるか否かについて裁量を与える規定ともされていない。

申述受理証明書」の写しを提出するよう求めたにも関わらず相続人から提出がない場合には、家庭裁判所に対して相続放棄・限定承認の申述有無の照会を行うように、統一的なマニュアルを整備すべきである。

キ 納入拒否を理由とする不納欠損処分を行っていない事例がある【意見】

「納入拒否」を理由として不納欠損処分を行っている事例が、一定数存在する。「納入拒否」については、債務者が返還義務の存在について納得していないなど明確に支払いを拒絶されたケース、納付書を送っても反応がないケース、情報が乏しく生活困窮という判断ができないうケースなどが存在するが、情報が乏しいことを理由に財産調査もしないまま、資力の有無にかかわらず一律に「納入拒否」と扱うことは、滞納理由の実態が不明確となることから不適切である。

また、支払いを拒絶されたケースについて催告をするのみで時効の完成を迎えることは、債権管理のあり方としては問題があると思われる。そのため、事案に応じた法的手続や滞納処分により適切な回収を図るべきである（イに記載のとおり）。

ク 分割納付の法的な意義を自覚して事務処理にあたるべきである【意見】

福祉相談センターによって分割納付の根拠が異なっている。

様式集の様式3-1の「3 確認事項」には、「(1) 本件納付計画は、期限の利益を付与させせるものではありません」とあり、分割納付の根拠を地方自治法施行令第171条の6の履行延期の特約又は処分（履行延期等）と取り扱うか、様式集の様式を用いた分納誓約という扱いにするかによって、期限の利益を付与するか否かという取扱いの違いが生じてくる。

分割納付の法的な意義を自覚して事務処理にあたるべきである。第2章第4の15を参照されたい。

ケ 履行延期の特約・処分等の意義を意識できるマニュアル類を整備されたい【意見】

【図表1-2】に記載したマニュアル類にも必要に応じて前クに記載した履行延期等と分納誓約の違いを明確に意識できる記載をされたい（第2章第4の16参照）。

コ 履行延期の特約又は処分の適用債権の範囲についても十分注意されたい【意見】
地方自治法施行令第171条の6では「強制徴収により徴収する債権を除く」と規定され強制徴収債権は対象となっていないところ、生活保護費返還金のうち、強制徴収債権に分類される債権についても同施行令第171条の6に基づく履行延期等という扱いで処理できるとの誤解があった。履行延期等の適用債権の範囲についても十分注意されたい。

(2) 障害者住宅整備資金貸付金償還金

ア 保証人に請求しない特別の事情を検討し結果を文書化する必要がある【指摘】
主債務者の破産免責許可決定後に、主債務者が、保証人に迷惑をかけられぬようにして、主債務者の申出により分納し、連帯保証人に対しては請求していない例があった。

にも関わらず、過去、契約を存続させる運用とし、掛金の未収金を発生させていた事例が多くみられた。

これは、地位を喪失しているにも関わらず、地位を喪失していないとして扱っており、明らかに条例に反する運用である。

なお、2010年度からはこのような取扱いをしていないとのことなので、意見として述べるにとどめる。

イ 加入者地位の喪失後も発生させた掛金は債権放棄等するべきである【指摘】
県によると、掛金が2か月未納であったにも関わらずに資格喪失とならなかったのは、「心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る」という制度の目的をもとに、保護者の意思を最大限尊重し、今まで支払ってきた掛金額を考慮した県の福祉的配慮等によるものであるとの説明があった。仮にそうであっても、条例に違反して契約を存続させた期間に対応する掛金の請求権を発生させることは違法である。
現在は運用を改めているようであるが、今後も、条例に違反しない運用を求め、また、収入未済額として計上されているものうち、3か月以上の未納部分については、現在も時効援用もなく、不納欠損処分もなされないまま、収入未済額に計上されている。

しかしながら、そもそも債権の発生根拠に欠けるものといえ、債権が発生していないにもかかわらず発生しているものとして誤った処理を行っている。
債権の発生根拠に欠けるものは、債権放棄等するべきである。

(4) 高齢者住宅整備資金貸付金償還金
イ 免責許可決定を得た債務者からは原則として回収するべきではない【指摘】
破産手続を経て免責許可決定を得た債務者から回収している例があるが問題である。県によると、債務者から回収した事情は次のとおりであり、本人及び保証人への接触については、いずれの債務についても愛知県高齢者住宅整備資金貸付金償還金事務処理要領に従って対応しているとのことであった。

御指摘の事例に関し、主債務者から免責決定後もなお支払う旨の申し出があった際、本県においては免責がされている事情を重く受け止め、また責任の所在をあいまいにすることを防ぐため、主債務者に「保証人が責任を持つ」ことを確認した上で、本人の支払いを認めることとした記録が2003年11月14日付けで残っております。

しかし、真に保証人が責任を持つのであれば保証人に直接請求するべきであり、破産免責後に主債務者の年金収入から年額にして5万円余りの回収を続ける必要はない。県は、主債務者の年金収入から支払いを受けられることと引き換えに、保証人に対する請求を怠ったことに変わりはない。

指摘の詳細は、第2章第4の6を参照されたい。
イ 保証人に請求しない特別の事情を検討し検討結果を文書化するべき【指摘】

償還期限を全て経過した債権で（前7(3)ア参照）、主債務者には2名の連帯保証人がいるにも関わらず、連帯保証人に対する連絡や請求を行っていない債権が複数みられた。分納の月額が2000円や5000円の主債務者もいる。連帯保証人に対する請求を行えば、効率的な債権回収の可能性が高まるものと思われる。

地方自治法施行令第171条の2第1号では、督促後、相当期間を経過しても履行されない場合、保証人に請求しなければならぬ旨定められている。保証人に請求しないためには徴収停止の措置、履行延期等その他特別の事情が必要とされている。徴収停止措置又は履行延期等がなされれば格別、これがない場合は「その他特別の事情」の有無を検討し、文書化し、課内で保証債務履行請求権行使の要否を検討しなければならぬ。このような検討もせず、漫然と保証債務履行請求権行使しないことは許されない。

詳細は、第2章第4の7(2)を参照されたい。
ウ 回収可能性がなくなくなった債権は債権放棄等を検討するべきである【意見】
時効期間が経過しているにも関わらず、債務者からの時効援用がないことから、債権管理を継続し、年2回の督促状を送付している債権が存在する（前7(3)オ参照）。これは、明らかに経済性（地方自治法第2条第14項）に反する。回収可能性がなくなくなった債権は債権放棄等を検討するべきである。
詳細は、第2章第4の2を参照されたい。

(5) 児童措置費負担金
ア 国の施策・取組に対する要請において措置費の全面的公費負担を要請すべき【意見】
児童措置費負担金については、滞納処分が可能な強制徴収公債権であるにもかかわらず、滞納処分による回収が図られた形跡がない。児童福祉法第56条第6項は、「第二項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができ」とし、地方自治法第231条の3第3項は、「地方税の滞納処分の例により処分することができ」とするものの、「地方税の滞納処分」を定める地方税法では、督促を受けたにもかかわらず支払いがない場合には、「滞納者の財産を差し押さえなければならぬ」（地方税法第331条、同法第371条、同法第68条等）としており、強制徴収公債権については、督促によっても滞納がある場合には、滞納処分する責務がある。

これに対し県は、滞納処分を行わない理由として、強制的な処分により、児相との信頼関係の構築、ひいてはケースワークに影響を与え、親子関係の修復や家族再統合を困難にするため、これは行わないとしているとの説明であった。県が他の道府県（北海道、大阪府、京都府、三重県、岐阜県、神奈川県、兵庫県）と名古屋市に滞納処分と財産調査について電話での聞き取りをしたところ、いずれも、ケースワーク上支障となり、児童の家庭復帰に影響が生じることを理由として、滞納処分も財産調査もしていないとの回答であった。

しかし、保護者が負担金に反発することで措置について同意がとれず迅速な措置が阻害される事態が生じていることや、虐待や養育困難で保護を行った保護者に対し、子どもの安心安全な養育環境の確保を優先するなかで滞納が生じている（上記の冊み部分参照）ことからすると、収入未済を生じさせている保護者こそ措置との利害関係又は受益の程度が高く、まさに負担金を徴収すべき債権者である（第2章第1の2(3)イ（ア）参照）。

このような保護者に対する負担金が時効消滅し、結果として請求を免れている現状は公平性を欠くと言わざるを得ない。この点県は、毎年度、国の施策・取組に対する要請において、負担金の減免制度を取り上げているとのことであるが、仮に負担金の減免制度ができてこの不公平感は拭えない。

むしろ、国に対しては児童措置費を全面的に公費負担とし、保護者の負担を求めない制度に変更するよう要請し、これを続けていくべきである。

イ 滞納処分を行っていない理由の記載を手引きから一部削除するべきである【指摘】
「児童措置費等費用徴収事務の手引き」（2021年12月9日改正）の59頁の間3の回答には、滞納処分は、「児童福祉上の観点や現実的に競売をするなどの手間をかけても費用対効果が薄いことから実施していません」と記載してある。しかし、滞納処分も財産調査もしたことがないのであれば、滞納処分の費用対効果が薄いとする根拠もないはずである。

このような根拠のない記載は削除するか、修正するべきである。

ウ 督促から不納欠損処分までに財産調査を行うべきである【意見】

滞納処分を行うことがなかったため、財産調査も行われていない。滞納処分を行う可否かの判断のための費用対効果の検証のためにも、財産調査を行う必要がある。また、全国的にも財産調査が行われていない現状から、あわせて当該事務の実施に必要な事務職員を加配するなどの体制整備が求められる。

また、【図表8-1-2】によると不納欠損処分の理由としては「生活困窮」による「時効」が多数を占めるが、適正な債権管理の結果として時効により不納欠損処分（債権消滅）に至ったというためには、時効消滅がやむを得なかったことが必要であるところ、児童措置費負担金については保護者の財産調査を行わないと真に生活困窮であったかは分からない。そこで、「生活困窮」による「時効」を理由に不納欠損処分する事案は特に、そのために必要な財産調査も行うようすすべきである。

なお、分納納付中に自己破産し免責許可決定を得た事案について不納欠損処分を行った債権があったが、児童措置費負担金は強制徴収公債権に該当するので、当然に免責されない（非免責債権。破産法第253条1項1号、同法第97条4号）。非免責債権でもこれを請求するのが相当でない生活困窮の状態であることを財産調査により明らかにする必要がある。

さらに県は、次のようにも述べる。

国（厚生労働省）の「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会」とりまとめ（令和3年4月22日）では、今後の措置に係る保護者の費用負担の取扱について、下記のとおり、賛否が分かれており、早急に結論を得ることは困難であるため、地方公共団体に調査を行った上で、国内外他制度の動向も踏まえつつ、引き続き検討を行う必要があるとしています。

- ・保護者が負担金に反発することで、措置について同意がとれず、迅速な措置が阻害される事態が生じていることから、保護者から負担金を徴収して良いのか。
- ・保護者に負担金を課すことで、子どもの養育の安定性が害されるようなことがあってはならない。等

他方、現時点で行える工夫として、各自体内でケースワークと費用徴収とで役割を分担する体制をとることも考えられ、こうした運用を広げていくことを当面行うべきである、としています。

虐待や養育困難で、保護を行った保護者に対し、子どもの安心安全な養育環境の確保を優先する中で、児童相談所は、家庭復帰に向けて保護者を指導します。併せて、負担金についても、措置に伴い、発生することを説明しています。

負担金を請求すれば、「それならば子どもを返して欲しい」という保護者もいます。厚労省や近隣の都道府県にも確認していますが、全国的にも、滞納処分を行った事例は聞かれぬことからも、全ての自治体が対応に苦慮している状況です。また、平成28年度の改正児童福祉法により、家庭での養育を原則と明記されたことで、親子関係の修復や、家族再統合について取り組む必要があり、これまでに以上に、保護者との関係には、慎重になる必要があります。

虐待を否定する保護者から施設入所の同意を得ることは困難であり、さらに負担金が妨げとなり、一時保護が長期化する場合も多くあります。また、同意が得られた場合でも負担金納入を拒否する場合があります。

負担金は、保護者への処分ですが、強制的な取り立てによる効果は、専ら、本来守るべき子どもの生活や将来の自立に打撃を与えらるることになります。

こうした背景、理由により、本県の対応としては、児相においては担当福祉司とは別に負担金担当者、滞納者への丁寧な説明、督促、訪問指導、電話催告、債務承認を書面で行うことに加えて、毎年度、国の施策・取組に対する要請において、負担金の減免制度を取り上げています。

しかし、児童福祉上の観点から、一律、滞納処分をしないのは、児童措置費負担金について強制徴収公債権とした法の趣旨に反する。上記のケースワーク上の支障が生じた事案も負担金の督促を行った際の保護者の同意や関与の否定の事案であり、滞納処分自体を行っていないので、滞納処分それ自体でケースワーク上の支障が生じた事案ではなく、滞納処分を行うこと自体がどれくらいの支障が生じるか明らかではない。仮に、一時は負担金を督促することでケースワーク上の支障が生じたとしても、時間の経過でその支障の程度が変化することも考えられ、最初から時効消滅まで一律に滞納処分をしない理由とはならない。児童福祉の観点に配慮しつつも、収入未済の解消に向けて可能なことは検討する必要がある。

今後も滞納処分を行わなければ、任意に応じる保護者は児童措置費負担金を納入し、応じない保護者に対する債権は時効消滅により不納欠損処分となるばかりである（【図表8-9-3】及び【図表8-9-4】参照）。

現状は、消滅時効期間が経過した場合に、それが単なる徒過であるのか、やむを得ない事由によるものであるのか判断できず、不納欠損処分の適否の検証が困難である。

よって、督促後、相当期間経過後に、滞納が解消されない場合には、財産調査を行うべきである。仮にアに記載されたような事情があるとしても、遅くとも不納欠損処分までの間に財産調査は行うべきである。

なお、財産調査については、2019年度監査年度定期監査でも監査の結果として述べられている事項である。

エ 滞納処分や財産調査を行うことも前提とした手引きの改訂をされたい【意見】
「児童措置費等費用徴収事務の手引き」が、児童措置費負担金に関する債権管理回収のマニュアルに対応するものであるが、上記のとおり、滞納処分に関する記述が薄いため、滞納処分や財産調査を行うことも前提としたマニュアルの記述に改訂すべきである。

オ 滞納処分等債権者側で行う時効更新手段についても検討されたい【意見】
児童措置費負担金の時効更新において、「児童措置費等費用徴収事務の手引き」(2021年12月9日改正)が念頭に置いているのは、督促と債務承認である。しかし、督促による時効更新は1回だけであるし、債務承認は、滞納者が一部の弁済も含め債務を認めない場合には、その効力が生じず、消滅時効の完成の成否が債権者の意思に委ねられてしまい、債権者側として時効を更新させる手段に乏しい。

そこで上記のとおり、滞納処分を含め、債権者側で時効更新の手続を行えるようにすべきである。

カ 分割納入のあり方について手引きの記載や書式を明確化されたい【意見】
「児童措置費等費用徴収事務の手引き」(2021年12月9日改正)が用意する分納誓約の書式は、滞納者側において、分納の内容を定めるものとなっていない。滞納者において、分納額や分納期間等を明確に表示させ、自覚をもって分納をできるように様式を検討すべきである。また、様式では、分割納入申出書と承認書となっており、児童措置費負担金は強制徴収公債権であり、非強制徴収公債権を前提とする履行延期等(地方自治法施行令第171条の6)は適用できないので、その承認の位置づけが曖昧であることから、これも明確にして様式を定めるべきである。

また、分納の基準も明らかではなく、法的安定性のない見地から、どの程度であれば分納を認めるのかある程度の基準を設けるべきである。

(6) 児童扶養手当返還金

ア 児童扶養手当支給要件喪失時の届出義務をさらに周知徹底するべき【意見】
児童扶養手当の支給要件を喪失する主な事由は、受給者の再婚や年金受給等であるが、かかる事由が生じた後も、受給者が直ちにその届出をしなければ、誤った手当の支給が生じる。そして、その過誤払いの期間が長ければ長いほど、返還金額も増大

するところ、低所得者が多くを占める受給者にとって返済は容易ではない。そうであれば、返還金の収入未済額を減縮するためには、支給要件の喪失をできる限り早く発見し、債権の発生及びその増大を未然に防ぐことが重要である。

この点県は、現在周知徹底を図る取組として、支給資格の認定請求時とその後年1回求める現況届と児童扶養手当受給資格者確認調書【聞き取り用】(県・センター用と町村用)の提出時と、その案内送付時に支給要件非該当事由が生じれば速やかに手続を行うよう手続案内チラシを普通郵便で送付する又は口頭で案内する等、注意喚起を行っていることである。しかし、現況届と児童扶養手当受給資格者確認調書はいずれも受給者本人に支給要件の喪失事由等を指導する書面ではなく、周知徹底の効果として疑問である。また、手続案内チラシの送付についても、普通郵便で送付するだけでは受給者への周知徹底の手段としては効果が薄い。

手続案内チラシには、不正受給に対する刑罰に関する警告が記載されているが、一般的なチラシに対する記載にとどまる。これでは枠内の届出が必要なことと、不正受給に罰則があることとの関連性が分かりにくく、届出をしないと場合によっては不正受給にもなり得ることが実感として伝わらない。このような警告を申請書や現況届の署名欄近くに注意書きし、これを了承した旨の意思表示をさせることも考えられる。

イ 現況届提出時等に支給要件喪失時の早期返還を確約させるべき【意見】
ヒアリング等によると、年金受給により支給要件を喪失又は支給停止(2014年12月以降)となる受給者が多いと考えられる。また、年金と本手当の併用受給により、年金受給が一定の場合、全部または一部支給停止事由であることを知らない受給者も存在すると思われることから、受給要件につき現況届提出時の面談において、口頭質問をはじめ周知徹底を図るべきである。

とりわけ、年金受給直後は債権回収可能性が高いので、年金受給により手当の過払いが発生した場合は、直ちに本債権を返還するべきであることを説明し、受給者からこれを了承した旨の書面による意思表示をさせることも考えられる。

ウ 収入未済解消のための手段のひとつとして法的手続を検討するべき【指摘】

要領によると「児童家庭課は、原則として当初の納期限を過ぎても未納である債務者に督促状を直接送付するとともに、未納となっている債務者全員に対し、年に1回以上催告状を送付する」とあるところ、現在は、年に2回催告状を送付していることである。しかし、法的手続については検討していない。

また現在、債務承認書を債務者が提出することにより、時効更新(中断)事由「承認」の要件に該当することからこれにより時効更新(中断)しているものの、債務承認書を提出しない債務者についてはかかる更新(中断)事由が発生せず、時効の完成を待つしかない状況である。しかし、裁判上の「請求」による時効更新(中断)事由も検討すべきである。

本債権についても、収入未済額解消の手段としてまた時効更新（中断）の手段として、法的手続を検討するべきである。第2章第4の8参照。

(7) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

ア 収入未済解消のための手段のひとつとして法的手続を検討するべき【指摘】

県は、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について、訴訟、支払督促等の法的手続をとったことはない。また、「悪質な滞納者については、訴訟に関する記録を作成していない。などを考慮しつつ検討」しているとするが、検討結果に関する記録を作成していない。

地方自治法第240条第2項、同施行令第171条の2第3号によると、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、同施行令第171条の5の措置（徴収停止の措置）をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合（徴収緩和措置等）を除き、訴訟手続により履行を請求しなければならない。

したがって、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止又は履行期限の延長をするのか、法的手続により履行を請求するべきではない。「その他特別の事情」があると認める場合に該当するのか検討の上、訴訟手続により履行の請求をすべきか判断しなければならず、この点について裁量はない。

県は、訴訟手続を取らない理由として、「訴訟を行った場合、訴えられることを危惧してひとり親等が貸付申請を避け、さらなる生活の悪化につながる懸念」があると述べているが、金銭消費貸借契約に基づく貸付けという法形式を採用している以上、個々の債務者について「その他特別の事情」の有無を検討しなければならぬ。また県は、「悪質な滞納者については、訴訟についても費用対効果などを考慮しつつ検討」することであるが、一般的抽象的な回答である。個々の債務者について悪質な滞納者か否か、法的手続をとった場合の費用対効果等を考慮し、検討の記録を作成するべきである。

現状のままでは法令の基本的な考え方に従った検討が適切に実施されているとは言えないので、訴訟や支払督促等の法的手続を収入未済解消のためのひとつの手段として検討し、検討した結果を文章化して課内で共有すべきである。

第2章第4の8参照。

イ 滞納が継続し徴収緩和の措置が取れない場合一時償還を検討されたい【意見】

県は母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について、一時償還（期限の利益を喪失させる措置、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条、第31条の7、第38条）を一切実施していない。

この点県は、一時償還を一切実施しない理由として、主として、①「本貸付金のみの観点で償還指導を行ってしまおうと、ひとり親家庭等が行政を避けるなど、その他の制度でも継続した支援が行えなくなる恐れ」、②「生活困窮等の理由からやむやなく滞

納してしまっていることを考えると、一時償還の請求をしたことにより実際に償還される可能性は低く、あまり現実的ではない」ことを挙げる。

まず、①については、滞納が一定程度継続し、徴収緩和の措置が取れない滞納者の多くは、連絡が取れない滞納者又は支払能力があるにもかかわらず支払わない者と解される（連絡してくる生活困窮者には徴収緩和の措置が可能である）。これらの滞納者の多くは、既に福祉行政による支援を受けていないか福祉行政による支援の対象ではない。仮にその他の制度で継続した支援が必要な滞納者であれば、個別の判断で一時償還の請求をしないこととすればよく、上記①は、一時償還を一切実施しない理由にはならない。また、連絡が取れない滞納者は、貸付時の約定の催告・督促を続けても連絡が取れないことになり変わらないが、反応しなかった滞納者の中には一時償還を実施することで、それを契機に県に連絡し、徴収緩和の措置や他の制度による支援をする機会に繋がることも期待できる。

一方②は、償還される可能性が低いという想定のもとに最初から回収を諦めていることも理解でき、一時償還をしない理由にはならない。仮に個別事案について生活困窮等の理由からやむやなく滞納してしまっている状況を把握できているのであれば、徴収緩和の措置をとるべきである。

滞納が一定程度継続し、徴収緩和の措置が取れない場合には、一時償還を実施して、早期の回収に努めることを検討するべきである。

ウ 償還期間経過後も経過前と同様に徴収緩和の措置を検討されたい【意見】

ヒアリングによると、「償還期間又は償還方法の措置を再発行の形で対応した償還期間中に「償還期間又は償還方法の変更」が申請された場合にしか実施しておらず、約定の償還期間が全て経過した後に、未納分について分割納付を申し出た者に対しては、「償還期間又は償還方法の変更」で対応することなく、分割後の金額による納付書を再発行する形で対応している。そして、納付書を再発行する際に、分割納付書を提出させたり、分割納付の合意書を締結することはない。

しかし、約定の償還期間が全て経過した後に、未納分について分割納付を申し出た者に対しても、「償還期間又は償還方法の変更」で対応すべきであり、納付書の再発行の形で対応すべきではない。

約定の償還期間が全て経過した償還金について納付書の再発行の形で対応した場合、債務者による分割納付する旨の申出に対して、県が、事実上、その内容に従って、法的手続を猶予するものと解釈され兼ねない。

これは、①口頭である点、②本来予定されている「償還期間又は償還方法の変更」ではなく、事実上の措置である点、③約定の償還期間満了の前で対応方法を変えている点で問題がある。

まず、①分割納付の申出は口頭であり、債務者の分割納付の申出の事実や申出内容が書面に残されず、証拠化されていない。

次に、②本来「償還期間又は償還方法の変更」により償還方法の変更を認めることを予定しているにもかかわらず、納付書の再発行は、上記のとおり、事実上、債務者の申出に従って、法的手続を猶予しているにすぎない。これは、⑦分割基準があいまいであり債権管理の公平適正が保たれない点、⑧事実上の措置であるため、果が一括弁済、分割納付額の増加を求めることも可能であり、滞納者の地位を不安定にする点、⑨「償還期間又は償還方法の変更」を規定しながら、特別の事情（地方自治法施行令第171条の2）の有無を判断することなく法的手続による履行の請求をしないのは同施行令の規定に違反する処理である点、⑩約定の償還期間、償還方法を事実上変更した債権の全体像が捉えられず、適正な債権管理ができていない点で問題がある。加えて、③約定の償還期間中の申出が否かによって、「償還期間又は償還方法の変更」と「納付書の再発行」と対応方法を変えているが、償還期間満了の前で対応方法を変える合理的な理由はない。

現在の取扱いは、「償還期間又は償還方法の変更」の場合には、約定の分納継続中には違約金が発生せず、他方、「納付書の再発行」の場合には、分納継続中も違約金が発生するため、結果として債務者に著しく不利益な扱いとなっている。

したがって、約定の償還期間が全て満了した後に分割納付を申し出た者に対しても、「償還期間又は償還方法の変更」で対応すべきであり、納付書の再発行の形で対応すべきではない。

なお、「償還期間又は償還方法の変更」で対応した結果、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条第1項、同令第31条の6又は同令第37条に規定する償還期間を超えることになる場合は、徴収停止、債務免除、債権放棄等を検討されたい。

エ ほぼ無価値な債権は適時に債権放棄等し不納欠損処分するべきである【意見】
不納欠損処分の基準を県内で統一するべきであるとの指摘は、第2章第4の5で述べたとおりである。

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について県は、時効期間が経過した債権を多数保有している。時効期間が経過しても債権管理を続ける理由は、未収金は税金であり可能な限り回収を行うべきで、単純に時効期間が経過していることをもって即時に不納欠損処分をすべきではないと考えるためであり、時効期間が経過した債権についても、訪問、手紙や電話等による督促を行っているとのことであった。

しかし、時効期間が経過した債権は回収可能性が極めて低いにもかかわらず、訪問、手紙や電話等による督促を行うなど、人員と予算を費やすのは、経済性（地方自治法第2条第14項）に反している。

そこで、消滅時効期間が経過した債権については、債務者による時効の援用の有無に関わらず債権放棄する基準を定立し、債権放棄等したうえで、不納欠損処分するべきである。

オ 生活困窮者には徴収緩和の措置や債権放棄・免除し生活再建を優先すべき【意見】
県は、20年以上前に調定された母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金を多数保有しており、この中には、少額ながら償還が継続しているものも存在する。しかし、長期間にわたり少額の分割納付を受け続けることは、①公平な徴収、②費用対効果、③住民福祉の増進の観点から望ましくない。少額の分納を長期間にわたり続けなければならない債務者が生活困窮の状態にある場合は、徴収緩和の措置（償還期間又は償還方法の変更、償還の免除、償還金支払猶予等）、債務免除、債権管理条例を制定したときに債権放棄等を検討し、生活困窮者の生活再建を優先すべきである。

意見の詳細については第2章第4の18を参照されたい。

カ 免責許可決定を得た債務者からは原則として回収するべきではない【指摘】

破産免責後の債務者に対して償還指導をし、債権の回収した事案が存在した。

純粋な任意の支払いを受け取っているに過ぎないのであれば、これを受け取ることに法的な問題は無い。しかし、破産免責後の債務者は、返済原資の捻出にも困り、分割納付が滞る中、担当者からの繰り返し返しの直接の償還指導を受けて、返済を継続しており、純粋な任意の支払いとは認められない。

破産免責制度の潜脱であるとともに、住民福祉（地方自治法第2条第14項）に反する行為といわざるを得ない。免責許可決定後に行った弁済合意は免責の趣旨に反し無効とした裁判例（横浜地裁昭和63年2月29日判決）もある。

破産免責後の債務者に対して連絡や償還指導を実施することが、かかる問題の契機になるものであり、破産後の債務者に対して県の側から直接連絡を取ったり償還指導を実施することは原則として慎むべきである。

第2章第4の6も参照されたい。

(8) 「収入未済に係る不納欠損処分について（照会）」の記載を訂正されたい【意見】

「収入未済に係る不納欠損処分について（照会）」（令和4年1月13日3福総号外）は、以下の点で2020年施行の民法改正が反映されておらず、あるいは記載が不正確であり、以下の修正を検討されたい。

ア 「2 時効の考え方」「(1) 消滅時効の中断」について改正後の民法では、「中断」ではなく「更新」である。

イ 「主債務者に対して請求」「保証人に対して請求」することによって「時効中断する」とあるが、単なる「請求」によって時効は中断しないし更新はしない。「裁判上の請求」と明記する必要がある。

ウ 「保証人に対して請求」することにより主債務者が「時効中断する」とあるが、民法改正前の「請求」について絶対効が認められていたのは、「連帯保証人」についてであるし、民法改正後は連帯保証人に対する請求も相対効となったため、連帯保証人に対して請求したことによる効力は主債務には及ばない。

第9 警察本部

1 債権と収入未済額の状況

警察本部が所管する債権の2021年度の状況は【図表9-1】のとおりである。収入未済額の推移は【図表2-28】、不納欠損処分額の推移は【図表2-29】のとおりであった。

【図表9-1】警察本部が所管する債権の2021年度の状況 (円)

債権名	債権の種類	測定額	不納欠損額	収入未済額
放置違反金	強制徴収公債権	1,156,576,139	33,535,862	235,689,627
延滞金	強制徴収公債権	67,601,200	14,317,800	40,133,700
違約金	私債権	25,568,427	0	24,452,399
警察費権入	私債権	240,883,019	0	617,435
合計		1,490,628,785	47,853,662	300,893,161

2 放置違反金（強制徴収公債権）

(1) 概要

ア 放置違反金について

放置違反金とは、駐車違反をした運転者の責任を追及することができない場合に、違反防止に必要な運行管理を行うべき立場にある車両の使用者に対して公安委員会により課せられる行政制裁金のこと。

延滞金は、放置違反金を納付又は強制徴収したが、納付命令の納付期限を過ぎてしまったため発生するもの。納付期限の翌日から収納日までの日数に応じて年14.5%の割合で算出し、その金額が千円以上となった場合に、百円未満の額を切り捨てて徴収する。

ヒアリングによると、全体の納付率は、95%が納付され、4%が不納欠損処分し、収入未済が約1%である。

2020年で、弁明通知書及び返納付書を発送すると、約79%が納付し、納付命令書の発送で約7.8%が納付し、督促状を送付すると、約3.3%が納付し、それ以後の滞納処分等による収納は約9.7%である。

イ 根拠法令

放置違反金につき、道路交通法第51条の4

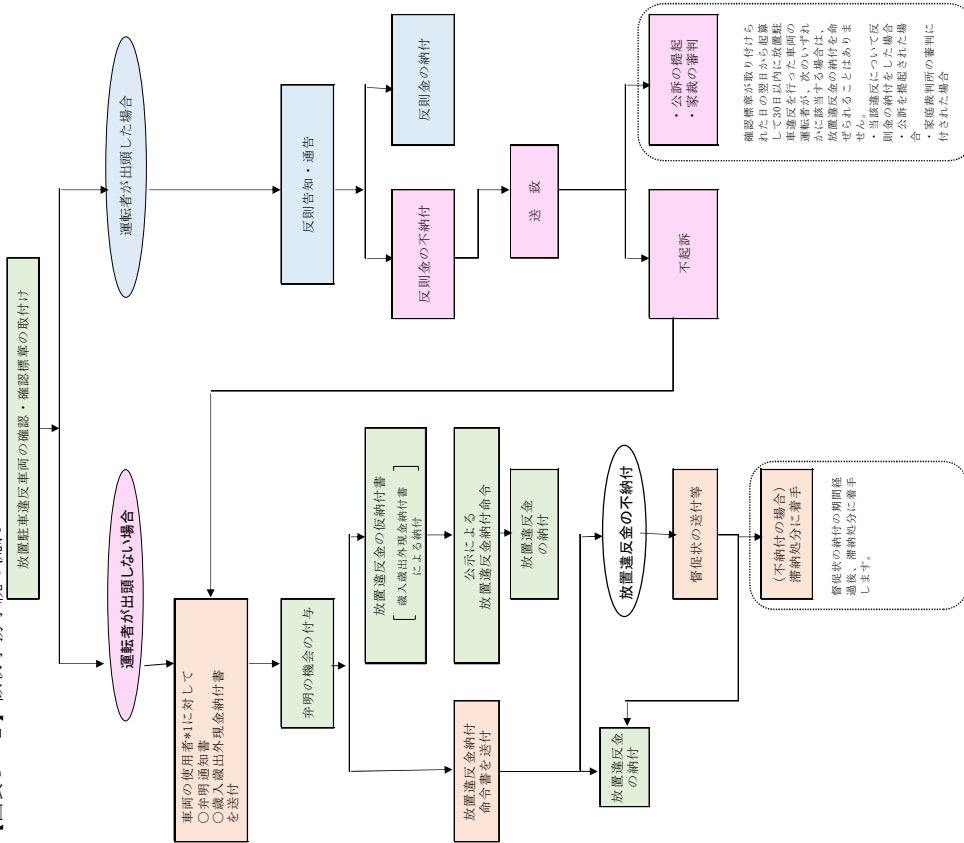
延滞金につき、道路交通法第51条の4第13項、放置違反金に係る納付命令等に関する規則第7条

エ 「1 対象債権及び不納欠損の理由」に掲載された表の区分「時効」、理由「納入拒否」の行には内容として「上記いずれの場合でもなく、明らかに納入拒否の意思表示があった場合」と記載されている。「納入拒否」されても法的措置を検討しない現状では、「納入拒否」が消滅時効完成に繋がる例は多いと思われるものの、局が担当者に対し、納入拒否された債権は時効完成を待つことを許容しているかのようなメッセージになり兼ねない。過去の分類整理との整合性を保つためには「理由」の表現を変更することは難しいが、「内容」の記載を工夫されたい。

(2) 徴収事務手続

放置違反金の徴収事務手続の流れは、【図表9-2】及び【図表9-3】のとおりである。

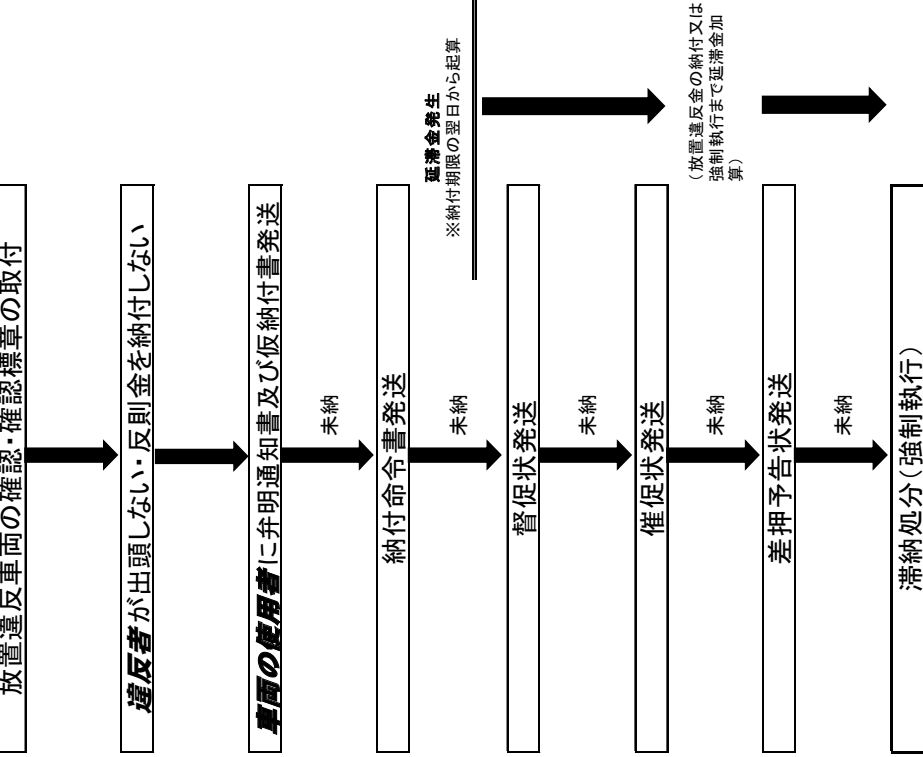
【図表9-2】徴収事務手続の流れ



*1「車両の使用者」とは、通常、自動車検査証の使用欄に記載されている者をいいます。
 反則金の納付がなければ、運転者は交通反則通告制度に従い、刑事手続に移行されることも、使用者に対しては、放置違反金の納付手続を並行して進めることとなります。

(出典：愛知県警察本部HP)

【図表9-3】放置違反金の流れ

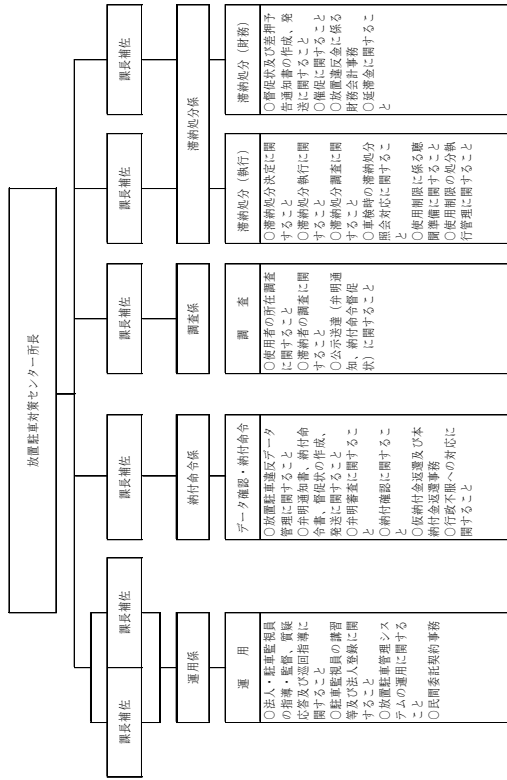


延滞金は、納付命令の納付期限を過ぎた場合に発生するもので、同期限の翌日から収納日までの日数に応じて年14.5%の割合で算出し、その金額が千円以上となった場合に、百円未満の額を切り捨てて徴収。
 (道路交通法第51条の4第13項、放置違反金に係る納付命令等に関する規則第7条)

(3) 組織について

放置違反金について対応しているのは、警察本部交通指導課放置駐車対策センター（以下「センター」という）である。センター所長の組織図は【図表9-4】のとおりである。センターには、センター所長のもと、課長補佐がおり、その下に、運用係、納付命令係、調査係、滞納処分係を設けて徴収事務を担当している。徴収のための職員として、2022年8月2日現在で、24名である。

【図表9-4】 放置駐車対策センター組織図



(4) 債権管理方法

アマニアルについて
 債権管理について、「放置違反金等の徴収に係る滞納処分関係事務取扱要領」を設けて、徴収事務の統一運用を図っている。

イ システムについて
 県全体における予算に係る歳入、歳出等を管理する財務システム以外に、放置駐車違反の審査及び登録、放置違反金の納付命令等を行うための情報管理システムで交通指導課が所管するものがある。このシステムを使って、放置違反金等の債権管理を行っている。放置違反が生じた時点で、所轄の警察署でシステムに入力をはじめ、その後、センターの各係がその担当に応じて入力していく。

(5) 任意納付

【図表9-3】の各発送段階毎の任意納付率は【図表9-5】のとおりであった。

【図表9-5】 任意納付時の発送段階における納付率

年度	区分	件数(件)	金額(円)	割合(%)
2017年度	弁明通知書	62,014	936,709,000	76.1
	納付命令書	8,072	119,859,000	9.9
	督促状	3,604	53,473,000	4.4
	催告状以降	7,797	115,133,000	9.6
	合計	81,487	1,225,174,000	100.0
2018年度	弁明通知書	63,901	967,205,000	79
	納付命令書	6,922	103,348,000	8.6
	督促状	3,036	44,949,000	3.7
	催告状以降	7,047	104,255,000	8.7
	合計	80,906	1,219,757,000	100.0
2019年度	弁明通知書	63,905	963,686,000	79.4
	納付命令書	6,933	102,569,000	8.6
	督促状	3,315	48,727,000	4.1
	催告状以降	6,320	92,388,000	7.9
	合計	80,473	1,207,370,000	100.0
2020年度	弁明通知書	50,864	769,025,000	79.2
	納付命令書	5,039	75,029,000	7.8
	督促状	2,120	31,385,000	3.3
	催告状以降	6,195	91,123,000	9.7
	合計	64,218	966,562,000	100.0
2021年度	弁明通知書	47,089	715,852,000	81.5
	納付命令書	4,312	64,739,000	7.5
	督促状	1,765	26,410,000	3.1
	催告状以降	4,580	67,726,000	7.9
	合計	57,746	874,727,000	100.0

(6) 取組

ア 組織の強化

2011年頃から滞納処分の強化のため、滞納処分の知識と経験を有する国税等の徴収経験者を一般職非常勤職員として採用し、滞納処分係に配置(現在、国税OB職員4名、県税OB職員1名)している。なお、ヒアリングによると、OB職員の採用は、主として職員に知識・経験を伝え、助言を与え指導することを目的とするが、OB職員も徴収吏員とされており、実際の徴収自体の補助も行っていていることである。

イ 追跡強化

2014年4月から、所在不明者の追跡強化のため、現地調査を実施している。センターの調査係5名が担当している。2021年に行ったのは、24件で、その約半数で所在が判明した。

ウ コンビニ収納

センターでは、2018年1月15日から、コンビニ収納を開始した。任意納付に
おけるコンビニ収納の実績の推移は、【図表9-6】のとおりである。年度毎の合計
は【図表9-5】の年度毎の合計と件数及び金額とも同じである。いずれも、センタ
ーでの納付や金融機関での納付よりコンビニでの納付の割合が大きい。ヒアリング
においては、コンビニでの納付は、他の手段に比べて、利便性が高く、未済の減少に
役立っているのではないかと分析であった。

エ 催促状

自主納付の促進のため、過去に滞納処分を行っていない滞納者に対し、納付される
ことが期待できる時期を勘案のうえ、随時、催促状を送付している。

オ 給与照会

2020年2月から滞納者の勤務先に対して積極的な給与照会を実施することに
より、勤務先から滞納者に対して「納付の促し」を行ってもらえるよう促進している。

カ 延滞金

放置違反金の滞納処分・現金徴収時に延滞金を合わせて徴収している。

(7) 収入未済の状況

収入未済額の推移は、【図表9-7】のとおりである。いずれも減少傾向である。

【図表9-7】収入未済の推移

年度	放置違反金		延滞金	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
2017年度	26,808	391,522,591	23,505	128,281,600
2018年度	23,142	337,630,568	18,014	94,487,700
2019年度	21,556	313,659,776	12,331	64,753,500
2020年度	18,311	266,847,139	9,874	49,263,700
2021年度	16,157	235,689,627	8,237	40,133,700

(8) 滞納処分について

ア 滞納処分の推移

滞納処分の推移は【図表9-8】のとおりである。

【図表9-6】コンビニ収納の実績(2018年1月15日より開始)

年度	任意納付区分	件数(件)	金額(円)	割合(%)
2018年度	コンビニ	60,907	916,287,000	75.3
	金融機関	19,785	300,449,000	24.4
	センターで現金納付	214	3,021,000	0.3
	合計	80,906	1,219,757,000	100.0
2019年度	コンビニ	61,352	918,321,000	76.2
	金融機関	18,873	285,525,000	23.5
	センターで現金納付	248	3,524,000	0.3
	合計	80,473	1,207,370,000	100.0
2020年度	コンビニ	49,867	749,306,000	77.7
	金融機関	14,193	214,941,000	22.1
	センターで現金納付	158	2,315,000	0.2
	合計	64,218	966,562,000	100.0
2021年度	コンビニ	46,500	703,244,000	80.5
	金融機関	11,099	169,311,000	19.2
	センターで現金納付	147	2,172,000	0.3
	合計	57,746	874,727,000	100.0

【図表9-8】滞納処分の推移

年度	放置違反金		延滞金	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
2017年度	2,953	42,112,384	1,994	10,029,700
2018年度	2,717	38,699,216	1,895	9,341,100
2019年度	2,073	29,566,102	1,505	6,713,100
2020年度	1,639	23,409,753	1,300	6,067,600
2021年度	1,182	16,818,650	1,061	6,806,100

*当該年度に執行した件数を表記(収納年度とは異なる)。

イ 滞納処分の流れ

督促状の納付期限を徒過した後、催促状、差押予告状を送付し、納付がない場合に
は、財産調査を行う。財産調査としては、金融機関照会や市町村から給与支払いの報
告を受ける等を行っている。金融機関照会にかかる期間としては、金融機関に対する全
店照会に約2週間、個別に支店照会をして約2週間で、約1か月である。財産調査を
行い、発見された財産に対し滞納処分を行っている。

ヒアリングによると、一部充当を行わない扱いとしているので、滞納額の全額を満
たす財産がない場合には、滞納処分を行っていないとのことである。また、財産調査
において、金融機関照会で預金の取引履歴の取り寄せを行っているとのことであっ
た。

ウ 放置違反金等の納付の猶予

徴収の猶予（地方税法第15条）、換価の猶予（同法第15条の5）、滞納処分の停止（同法第15条の7）は行ったことはない。
滞納処分をすることができている財産がないとき等の徴収を緩和すべき事情がある場合には、事実上、時効期間の経過をまって時効消滅させている。

(9) 不納欠損処分

ア 不納欠損処分額の推移

不納欠損処分の状況として、近年の推移は【図表9-9】のとおりである（ただし、不納欠損処分額は、毎年3月に計上するため、前年度3月～当年度2月までの合計額である）。いずれも減少傾向である。

【図表9-9】不納欠損処分の推移

年度	放置違反金		延滞金	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
2017年度	4,282	64,544,838	6,976	40,510,600
2018年度	3,502	51,704,807	6,647	38,756,800
2019年度	2,877	42,820,690	5,965	34,542,500
2020年度	2,237	32,949,884	3,821	22,707,200
2021年度	2,277	33,535,862	2,540	14,317,800

イ 不納欠損処分の事由

財産不明での時効期間経過がほとんどである。2021年度の2277件中、財産不明が1917件、所有者出国が201件、使用者死亡が117件、その他破産、法人廃業、所在不明等である。

なお、滞納者死亡の場合、放置違反金においては放置駐車違反をした者に対する制裁としての性質があることから、一身専属性をもつものとして（民法第896条ただし書）、相続しないとの解釈のもと、不納欠損処分をしているとのことである。

ウ 不納欠損処分後の書類管理について

行政文書の保管期間経過後は処分しているとのことであった。

3 違約金（私債権）

(1) 概要

ア 件名について

深夜時間帯防犯パトロール委託契約の契約解除金

イ 概要

県は、「深夜時間帯の防犯パトロール事業（名古屋・尾張地区①）」及び「深夜時間帯の防犯パトロール事業（名古屋・尾張地区②）」を業務委託し、相手方と委託契約を締結した。しかし、契約締結後、相手方から契約解除の申し入れがあったため、県

は、上記契約を解除し、違約金の支払いを求めたが、相手方からは、違約金の支払いがされなかった。そこで、県は、消滅時効を中断させるため、2016年2月の定例議会の議決を経て、同年4月1日に訴訟を提起した。

ウ 発生根拠

業務委託契約

エ 違約金の金額

2445万2399円（2022年5月31日現在、業務委託契約に基づき契約金額の10分の1、下記①と②の合計金額）

(ア) 名古屋・尾張地区① 契約金額は、1億1864万9998円であり、この金額の10分の1である1186万4999円。

(イ) 名古屋・尾張地区② 契約金額は、1億2587万4000円であり、この金額の10分の1である1258万7400円。

(2) 経緯

2011年6月3日 相手方と業務委託契約を締結

同年7月11日 契約解除 なお、相手方からの業務委託契約の解除の申し入れは、融資が得られなくなり、資金繰りが付がなくなっていたため。

同年8月30日 相手方に対し、納期限同年9月14日、違約金（1186万4999円と1258万7400円）の納入通知書を送付。

同年9月28日 相手方に対し、督促状を送付。

以後、電話、文書、及び訪問による催告を行うが納付されず。

2016年4月1日 県を原告、相手方を被告とし、違約金の支払いを求め訴え提起。

同年7月6日 判決言渡（認容判決）。

同年7月21日 判決確定

(3) 未収金の解消に向けた取組

2016年11月21日 愛知県弁護士会による金融機関に対する弁護士会照会

2017年5月10日 登記事項証明書及び不動産登記事項証明書の交付申請

相手方は、同年4月18日、株主総会の決議により解散

同年8月29日 名古屋地方裁判所岡崎支部に動産執行の申立て（時効中断）

同年10月2日 動産執行の執行不能調査の受理 なお、動産執行には、申立代理人及び県の担当者は、立ち会いは行わなかった。

2019年6月26日 登記事項証明書及び不動産登記事項証明書の交付申請
清算終了の登記がなされていることを確認（同年11月1日清算終了したことを同年3月15日に登記し、同日閉鎖）

2020年6月11日 登記事項証明書及び不動産登記事項証明書の交付申請

2021年6月3日 登記事項証明書及び不動産登記事項証明書の交付申請

【図表9-1-10】個別債権の内容

発生日	種類	所管	発生額	収納額	収入未済額
2012年6月3日	損害賠償金	警察本部	374,062	330,000	44,062
2017年12月8日	不当利得返還金	警察本部	173,146	106,143	67,000
2019年4月14日	損害賠償金	警察本部	62,640	0	62,640
2013年1月13日	損害賠償金	中村警察署	218,694	0	218,694
2020年4月8日	損害賠償金	西枇杷島警察署	98,560	0	98,560
2021年2月15日	損害賠償金	豊田警察署	113,479	0	113,479
合計					604,435

相手方の代表者の親族が相手方とは会社の種別が違う、同じ商号の会社を営んでおり、不動産を取得している。

2021年6月15日法律相談を行ったが、会社の種別が異なるが商号が同じ会社に対する請求については、請求が困難であるとの回答を得た。

2022年6月2日 登記事項証明書及び不動産登記事項証明書の交付申請

(4) 県の今後の方針

県からは、時効の完成(2027年8月29日)との認識)までは、登記事項証明書の交付申請をして確認を継続し、債務解消のため取り組むと説明を受けた。

(5) 不納欠損処分について

ア 消滅時効について

県の今後の方針からは、消滅時効の完成後は、不納欠損処分を行うことを前提としている。

ヒアリングによると、違約金は、私債権であり、時効援用がないと債権は消滅しないが、時効期間の経過により不納欠損処分を行う方針であり、債権を法的に消滅させる手段を取る予定はなく、時効完成前に徴収停止(地方自治法施行令第171条の5)を行うことも検討していないとのことであった。

イ 不納欠損処分の事由

深夜時間帯帯防犯パトロール委託契約の契約解除金とは別の契約解除に伴う違約金について、法人破産の場合で、破産手続終了決定がなされて不納欠損処分をしたり(守山警察署、2017年3月22日付け)、最後配当を受領後に不納欠損処分がなされたことがあった(刈谷警察署、2018年3月15日付け)。

債権消滅前に不納欠損処分された例である。

ウ 不納欠損処分後の文書管理

ヒアリングによると、仮に、債権が実体法上消滅していなくとも、行政文書として5年間は保管することであった。

4 警察費雑入(私債権)

(1) 個別債権の内容

警察費雑入に含まれる個別の債権の内容は、【図表9-1-10】のとおりである。2

022年度中にも回収があり、【図表2-28】【図表9-1】とは差額がある。

(2) 交通事故による損害賠償金

交通事故により公用車の修理費等が発生した場合、事故の相手方に過失があれば、民法第709条の不法行為に基づき、相手方に対する損害賠償請求権が発生する。

ア 警察本部 高速道路交通警察隊 収入未済額4万4062円

相手方(四輪車)と公用車が衝突したことによる修理代の損害賠償債権。2012年10月22日に示談締結し回収中。

イ 警察本部 自動車警ら隊 収入未済額6万2640円

相手方(自転車)と公用車が衝突したことによる修理代の損害賠償債権。2021年9月16日に示談締結し、同年10月10日に納入通知書を発行したが、その後、所在不明。引き続き、所在の調査を実施している。

ウ 中村警察署 収入未済額 21万8694円

相手方(原動機付自転車)と公用車が衝突したことによる修理代の損害賠償債権。2013年3月15日に示談締結し、同年3月25日に納入通知書を発行したが、現在所在不明。引き続き、所在の調査を実施している。

エ 西枇杷島警察署 収入未済額 9万8560円

相手方(四輪車)と公用車が衝突したことによる修理代の損害賠償債権。2020年5月26日に示談締結し、同年6月1日に納入通知書を発行したが、納付がない。2021年9月29日に面談し返済の意思を確認した。

オ 豊田警察署 収入未済額11万3479円

相手方(四輪車)と公用車が衝突したことによる修理代の損害賠償債権。2022年2月10日に納入通知書を発行した。相手方から、支払いの意向は示されているが、納付がないため、電話催告、督促状の送付(同年5月19日)等をし、請求を続け、同年12月1日付けで示談書を締結した。

(3) 不当利得返還金(警察本部警務課給与係) 収入未済額6万7000円

2017年12月8日付けの退職時に過払いとなった給与等について、民法第703条に基づく不当利得返還請求権により発生した返納金である。(なお、県は、給与等の過年度返納金を公債権と捉えていると思われる)。

滞納者は、九州に在住で電話、郵送等で催告していたが、支払いが滞っていたため、2020年11月17日に自宅を訪問した、滞納者は、アルバイトをして生計を立てているが、実家の経済状況も苦しく支払いが遅れている。以後、毎月、連絡を取って分割で納付をするよう催促をしている。2022年度中にも納付がある。

- (4) 未済金の回収のための取り組み（主にヒアリングによる）
 - ア マニュアルについて
 - マニュアルは存在しない。
 - イ 弁護士委託について
 - 弁護士委託のための具体的なルールはない。費用がかかると、できるだけ委託はしない方向で考えているとのことであった。
 - ウ 分割納付について
 - 相手方の資力に基づいて、分割納付としていることがある。履行延期の特約等は行っていない。

- (5) 不納欠損処分について
 - ア 消滅時効について
 - ヒアリングによると、時効期間が経過すれば不納欠損処分は行う方針であり、債権を法的に消滅させる手段は取る予定はなく、時効完成前に徴収停止（地方自治法施行令第171条の5）を行うことも検討していないとのことであった。
 - イ 不納欠損処分の事由
 - ヒアリングによると、消滅時効の完成や免責許可決定の場合などで不納欠損処分を行うとのことであった。
 - ウ 不納欠損処分後の文書管理
 - ヒアリングによると、仮に、債権が実体法上消滅していなくとも、行政文書として5年間は保管するとのことであった。

5 監査の結果

(1) 放置違反金

ア 差押禁止債権が振り込まれた口座に係る預貯金債権の差押えは慎重を要す【意見】
センターを設けて組織的に取り組み、財産調査を駆使し、滞納処分も積極的に行うことで、収入未済額の減少に繋がっている点は評価できる。

もつとも、給与が振り込まれた預金債権に対する滞納処分としての差押処分が、給与により形成された預金債権の部分のうち差押可能額を超える部分について違法とされた裁判例がある（大阪高裁令和元年9月26日判決）。また、国税に関するものがあるが、2020年1月31日付け徴収6-2国税庁徴収部長による「差押禁止債権が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押えについて（指示）」も発出されている。そのため、給与債権そのものを狙い撃ちするかのような預金債権に対する差押は違法とされる可能性がある。

この点、財産調査の結果、放置違反金の滞納者につき給与の支払時期が判明したり、預金口座の動きから、給与の支払時期が推知される事例は見受けられた。

具体的に滞納処分を行うに際しては、係長、課長補佐、放置駐車対策センター所長に対する伺いをし、その決裁を受ける必要があるところ、「放置違反金等の徴収に係る滞納処分関係事務取扱要領」にはこの点の注意喚起がない。

そこで、給与債権そのものを狙い撃ちするかのような差押は違法とされる可能性があるため、違法の誹りを選べるべく、「放置違反金等の徴収に係る滞納処分関係事務取扱要領」に上記の裁判例と国税庁の通達に配慮した運用を行うよう明記すべきである。

イ 勤務先への給与照会を納付の促しとして用いることは慎重を要す【意見】

徴収に関する調査のために必要がある場合に財産調査をするのは当然であるが、勤務先から滞納者への納付の促しを意図しての給与照会は、財産調査の目的を逸脱するおそれがあり、勤務先に知られたくないという滞納者の期待を害する可能性がある。そのため、慎重に取り扱うべきである。

ウ 一部充当を試し徴収率の検証を促したい【意見】

放置違反金の滞納処分につき、一部充当の結果全額回収が妨げられることのない場よう一部充当は行わない扱いとしているので、滞納額の全額を満たす財産がない場合には、滞納処分を行っていないとのことである。しかし、できる限り滞納を解消する機会を逃すべきではないので、常に一部充当を行わないという扱いは硬直的である。仮に、一部充当を行わないとする場合があるとしても、将来、滞納全額について解消が見込まれ、かつ、現存する財産が僅か、一部充当を行うとくかえって将来の解消を妨げる具体的なおそれがあるなど合理的な理由がある場合に限定すべきである。

一部充当するかしないかの基準について、全額に対する70%、50%といった一定の割合を超える財産に対しては一部充当を試行する等し、徴収率の推移を検証することも考えられる。

(2) 違約金

ア 清算人との接触や財産目録、貸借対照表等の資料を確保すべき【意見】
債権者が会社が解散し、清算に入っているのであれば、清算人との接触や財産目録、貸借対照表の確認等が必要である。県は、債権者会社の解散を把握した後、従前の代表取締役であった清算人に対し書面の送付を行ったことはある。しかし、債権者会社の清算事務においては、清算人は、財産目録及び貸借対照表を作成し、貸借対照表等は、本店に備え置き、債権者の閲覧等の請求に供さなければならぬとされている(会社法第496条)。記録上、本店において、貸借対照表等の閲覧等請求を行った形跡がない。債権者会社の清算事務の内容を理解のうえ、そこで作成されるべき貸借対照表等の資料を適切に把握して、清算人に対し具体的な請求を行うべきであったと考えられる。債権者の任務懈怠の有無、債権者会社の清算の実態等が不明であり、十分な調査を尽くしたといえるか明らかにならなかった。

イ 清算人の任務懈怠による第三者に対する損害賠償責任等を検討されたい【意見】
アに記載のとおり具体的な内容につき清算人に対して調査を行えば、債権者会社の清算事務につき清算人が誠実な任務遂行を行っているか否かが判明する可能性がある。清算人は、清算事務につき、「その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該清算人は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う」とされている(会社法第487条)。仮に清算人が十分な清算事務を行わず、清算終了とされたことで県が損害を被っているならば、清算人に対する責任追及を検討することも必要である。

そのため法律相談の機会を確保されたい。

併せて、同じ商号を持つ別会社に対し許書行為的な事業譲渡があった可能性についても、多元的な法律相談の機会を確保されたい。

ウ 動産執行の位置づけの確認と立会の検討を事前に十分に行う必要がある【意見】
動産執行が行われているが、強制執行の方法として、なぜ動産執行が選択されたのかについてその選択の過程を把握するための資料が十分ではなく、選択の理由が不明であった。

また、動産執行においては、申立代理人を含め立ち会いがなされなかった。この点、立会を行った場合、債権者会社の対応にもよるが、情報収集の機会となる可能性もあった。そこで、費用とのバランスを図りつつ、動産執行の立ち会いを検討するべきであった。現状の資料からは、どうして立ち会いを行わなかったのか、明らかではない。

上記の経緯を後日検証できるよう資料等を調べておくべきである。

手続の選択や立会の要否に関する検討を記録化する前提として、十分な検討を行う必要がある。

(3) 警察費雑入について

ア 示談書には遅延損害金に関する約定を規定することについて検討されたい【意見】
示談書を締結するということは、事故に関する解決方法を契約によって取り決めることでもある。この点、財務規則第130条第1項には、契約者が履行遅延した場合の違約金に関する定めが置かれている。同規則の規定を受けて示談書に遅延損害金に関する規定を設けるかどうかについて、意識的に検討されたい(第2章第4の14参照)。

イ 示談書を作成するべきである【意見】

豊田警察署における事案は、本監査のヒアリング後である2022年12月1日付けで示談書が作成された。現状の未収金について、全件、示談書が作成されたことになるが、債権の内容を明らかにするためにも、合意が口頭で成立したときには早期に示談書を作成するよう努めるべきである。また、県における統一的な事務処理及び法律関係の安定の見地から、示談書の様式も明確に定めるべきである。

ウ 分割納付を認める基準作りと履行延期等の活用を検討されたい【意見】

一括での支払いが困難な場合に、分割納付を認めているようであるが、分割納付の際の支払い方法等の決定の基準が不明瞭であり、債権の管理回収に支障を来していないか疑問が残るので、明確化されたい。また、法的安定性の見地から、分割納付を認める際には、履行延期等(地方自治法施行令第171条の6)を用いることを検討されたい。とりわけ示談書によって分割納付を合意した場合には、履行延期の特約を行っていることにもなるため、この点を自覚して徴収事務に当たられたい(第2章第4の17参照)

(4) 徴収停止(地方自治法施行令第171条の5)を活用されたい【意見】

違約金と警察費雑入はいずれも私債権であり、徴収停止の適否について検討する余地がある。

違約金については、地方自治法施行令第171条の5第1号の「法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができない財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき」に該当するかどうか検討のうえ、積極的な管理から解放する余地について検討されたい。

警察費雑入についても、同施行令第2号「債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき」又は第3号「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。」に該当するかどうか検討されたい。

徴収停止の詳細は、第2章第4の7②及び20を参照されたい。

第10 県民文化局

1 債権と収入未済額の状況

県民文化局が所管する債権の2021年度の状況は【図表10-1】のとおりである。
収入未済額の推移は【図表2-30】、不納欠損処分額の推移は【図表2-31】のとおりであった。

【図表10-1】県民文化局が所管する債権の2021年度の状況 (円)

債権名	債権の種類	測定額	不納欠損額	収入未済額
私立学校奨学資金等貸付金収入	私債権	129,336,438	163,000	117,331,426
同和くらし資金貸付金収入	私債権	6,349,900	170,000	5,984,000
合計		135,686,338	333,000	123,315,426

2 私立学校奨学資金等貸付金収入 (私債権)

(1) 概要

一般財団法人愛知県私学振興事業財団 (以下、「私学振興事業財団」という) から2020年4月1日付けで譲り受けた貸付金債権 (同年3月31日付現在同財団が保有するもの) であり、具体的な対象債権は、以下のとおりである。

- ア 私立学校入学納付金貸付金貸付金規定に基づく債権
 - (ア) 私立高等学校入学納付金貸付金
 - (イ) 私立専修学校高等課程入学納付金貸付金
- イ 私立高等学校奨学資金貸付金及び私立学校奨学資金貸付金に基づく債権
 - (ア) 私立高等学校奨学資金貸付金 (2号奨学資金貸付金)
 - (イ) 県内私立高等学校特別奨学資金貸付金 (1号奨学資金貸付金)
 - (ウ) 県内私立高等学校奨学資金貸付金 (2号奨学資金貸付金)
 - (エ) 県内私立専修学校高等課程奨学資金貸付金 (3号奨学資金貸付金)

譲り受け時の債権の総額は1億5393万7178円 (884人) であり、貸付金ごとの債権額は【図表10-2】のとおりである。

【図表10-2】(一財) 愛知県私学振興事業財団から譲り受けた債権

貸付区分	貸付残高		うち約定未到来分		うち滞納分	
	人数 (人)	金額 (円)	人数 (人)	金額 (円)	人数 (人)	金額 (円)
私立高等学校入学納付金	490	24,888,981	36	289,000	479	24,599,981
私立専修学校高等課程入学納付金	31	708,000	10	80,000	28	628,000
計 (入学納付金)	521	25,596,981	46	369,000	507	25,227,981
私立高等学校特別奨学資金	240	111,545,221	36	5,349,000	229	106,196,221
貸付金 (1号奨学資金)	113	15,133,976	24	2,931,000	98	12,202,976
私立高等学校奨学資金貸付金 (2号奨学資金)	10	1,661,000	0	0	10	1,661,000
私立専修学校高等課程奨学資金貸付金 (3号奨学資金)	363	128,340,197	60	8,280,000	337	120,060,197
合計 (奨学資金)	884	153,937,178	106	8,649,000	844	145,288,178
合計	貸付残高に占める割合		5.62%		94.38%	

(2) 貸付金の種類毎の制度概要

各貸付規定ないし貸与規定に基づいて貸付けがなされる貸付金の対象者、貸付額、その他要件等の概要は【図表10-3】のとおりである。

愛知県私立学校奨学資金等貸付金債権管理規程

(通則)

第1条 この規程は、県が一般財団法人愛知県私立学振興事業財団（以下「財団」という。）から譲り受けた私立高等学校奨学資金貸付金等に係る貸付金債権（以下「貸付金」という。）の管理に関し必要な事項を定めることにより、債権管理の適正な取扱いを図ることを目的とするものであり、愛知県財務規則（昭和39年3月25日規則10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。（対象となる貸付金）

第2条 この規程における貸付金とは、県が、県と財団との間で締結した代物弁済及び債権譲渡に関する契約により譲り受けた以下の貸付金とする。

(1) 私立学校入学納付金貸付金貸付金貸付金貸付金
 ・私立高等学校入学納付金貸付金
 ・私立専修学校高等課程入学納付金貸付金
 (2) 私立高等学校奨学資金貸与規程及び私立学校奨学資金貸与規程に基づく
 ・私立高等学校奨学資金貸付金
 ・県内私立高等学校特別奨学資金貸付金
 ・県内私立高等学校奨学資金貸付金
 ・県内私立専修学校高等課程奨学資金貸付金
 (貸付金の管理)

第3条 県は、規則及びこの規程の規定に基づき、適正かつ効率的に債権の管理を行い、債権の早期回収に努めるものとする。

第4条 県は、貸付金の借受者又は連帯保証人（以下「借受者等」という。）に対し、当該貸付金の貸付時に定めた期日を納期限とし納入を通知する。

2 貸付金の返還方法について、財団と借受者等との間で合意した取扱い（以下「合意事項」という。）を別に定めている場合は、この合意事項によるものとする。

3 納期限までに返還されなかった貸付金については、別途、返納額と納期限を定め通知するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、借受者等は、いつでも繰り上げて返還することができる。（借受者等からの届出）

第5条 借受者が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、死亡診断書又は戸籍抄本を添えて県に届け出るものとする。

2 借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、県にその旨を届け出るものとする。
 (1) 連帯保証人を変更したとき。
 (2) 借受者等の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

3 前項の届出は、転居・改氏名・連帯保証人変更届（様式第1号）により行うものとする。

4 県は、第1項又は第2項の届出がない場合であっても、現状を確認するため、必要な調査を行うことができる。
 (返還猶予)

第6条 県は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、願出によって貸付金の返還を猶予することができる。ただし、第2条第2号に規定する貸付金であつて、返還期日が到来していないものに限る。

(1) 災害により損害を被つたため返還が困難となったとき。
 (2) 傷病により返還が困難となったとき。
 (3) 高等学校、大学、大学院又はこれと同程度の学校に在学するとき。
 (4) その他真にやむを得ない事由によつて返還が著しく困難となったとき。

2 県は、借受者等が返還猶予を受けようとするときは、奨学資金返還猶予願（様式第2号）に前項各号に規定する事由を証する書類を添え、知事に提出させるものとする。

【図表10-3】貸付金概要

種別	種別(未製区分)	貸付金の財源	事業年度	貸付金年度	貸付金年度末の状況	
私立高等学校奨学資金等貸付金債権管理規程	私立高等学校奨学資金等貸付金債権管理規程	R3	R3	R3	貸付金年度末の状況	
					貸付金年度末の状況	
					貸付金年度末の状況	
					貸付金年度末の状況	
					貸付金年度末の状況	
					貸付金年度末の状況	
	私立高等学校奨学資金等貸付金債権管理規程	R3	R3	R3	R3	貸付金年度末の状況
						貸付金年度末の状況
						貸付金年度末の状況
						貸付金年度末の状況
						貸付金年度末の状況
						貸付金年度末の状況
私立高等学校奨学資金等貸付金債権管理規程	私立高等学校奨学資金等貸付金債権管理規程	R71	R71	R71	貸付金年度末の状況	
					貸付金年度末の状況	
					貸付金年度末の状況	
					貸付金年度末の状況	
					貸付金年度末の状況	
					貸付金年度末の状況	
	私立高等学校奨学資金等貸付金債権管理規程	R3	R3	R3	R3	貸付金年度末の状況
						貸付金年度末の状況
						貸付金年度末の状況
						貸付金年度末の状況
						貸付金年度末の状況
						貸付金年度末の状況

(3) 債権回収の取組

愛知県私立学校奨学資金等貸付金債権管理規程
 県は、愛知県私立学校奨学資金等貸付金債権管理規程を定めている。その内容は以下のとおりである。

【図表10-4】滞納者への対応

区分	滞納期間	督促方法		
		文書	電話	自宅訪問
短期滞納者	1年以上	○		
中期滞納者	3年以上	○	○	
長期滞納者	6年以上	○	○	○

(イ) スケジュール

私学振興室回収方針によると、債権回収における全体のスケジュール、法的措置の流れや結果等は【図表10-5】のとおりである。

【図表10-5】スケジュール

時期	内容
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例月の分割返還者に対して納入通知書を作成、送付 ・ 入金管理及び返還相談等 ・ 住所不明者の調査 ・ 滞納者への電話督促、自宅訪問督促
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納者への文書督促（入学納付金、1号・2号・3号奨学資金） ・ 長期滞納者への法的措置予告
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法的措置対象者の選定
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定返還通知（2号奨学資金） ・ 法的措置対象者の選定
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法的措置対象者の選定
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定返還通知（1号奨学資金） ・ 法的措置（訴えの提起）に係る議案の提出
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法的措置の実施（訴えの提起） ※以降裁判手続きが進行
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納者への文書督促（入学納付金、1号・2号・3号奨学資金）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定返還通知（2号奨学資金）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不納欠損処分対象者の選定
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定返還通知（入学納付金、1号奨学資金） ・ 不納欠損処分

(ウ) 法的措置の流れ

法的措置としての訴訟提起の時期は、私学振興事業財団の例に倣い、消滅時効が完成する期間（10年）の2年前とし、具体的な対象者は、法的措置を実施する年度中に滞納期間が8年に達する者（前年度末時点で滞納期間が7年以上の者）であ

3 県は、借受者等から返還猶予の願出があったときは、審査決定し、その結果を通知する。

4 返還猶予の期間は、1年以内とする。ただし、その事由が継続するときは、願出により4年を限度に1年ずつ延長することができる。

(返還免除)
第7条 県は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、願出によって貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。ただし、第2条第2号に規定する貸付金であつて、返還期日が到来していないものに限る。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 精神又は身体に著しい障害を受けたとき。
- (3) その他やむを得ない理由が生じたことにより貸付金を返還することが困難であるとき。

2 県は、借受者等が返還免除を受けようとするときは、奨学資金返還免除願（様式第3号）に前項各号に規定する事由を証する書類を添え、知事に提出させるものとする。

3 県は、借受者等から返還免除の願出があったときは、審査決定し、その結果を通知する。

4 第2項の奨学資金返還免除願は、返還することが困難であることの事由が生じてから、1年以内に提出しなければならない。

(遅延利息)
第8条 借受者等が貸付金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたことにより発生した遅延利息は、請求しないものとする。

(不納欠損処分)
第9条 県は、借受者等が次のいずれかに該当した場合、規則第41条に基づく不納欠損処分を行うことができる。

- (1) 債権の消滅時効が完成していること。
- (2) 死亡していること。
- (3) 精神又は身体に著しい障害を受けていること。
- (4) 破産の決定がなされていること。
- (5) その他やむを得ない理由により回収の見込みがないと認められること。

第10条 県は、この債権管理事務を通じて知り得た事実が公表されることにより、借受者等が不利益を被ることのないよう努めなければならない。

イ 私学振興室回収方針

県は、上記規程のほか、「私立高等学校奨学資金貸付金等の債権回収方針について」（以下「私学振興室回収方針」という）を策定し、回収方針を定めている。

そして、本債権の管理を開始して2年目となる2021年度より、長期滞納者（滞納期間が8年以上の者）を対象として、法的措置として訴訟提起を行っている。滞納期間が8年未満の者に関しては、その期間の長短に応じて、以下のとおり、借受者又は連帯保証人に対して文書、電話のほか自宅訪問での督促を行っている。

(ア) 滞納者への対応

滞納期間が8年未満の者に関しては、その期間の長短に応じて、【図表10-4】のとおり、借受者又は連帯保証人に対して文書、電話のほか自宅訪問での督促を行っている。

る。訴訟提起に係る議案の提出時期は9月議会とし、議決後、借受者及び連帯保証人を被告として、弁護士に委任したうえで、裁判所へ提訴している。

具体的な流れは以下のとおりである。

- ① 法的措置の予告（5月頃）
郵送により返還計画を提出するよう求め、回答の無い場合は、簡易書留郵便等により法的措置へ移行する旨を予告する。
- ② 法的措置対象者の選定（6～8月頃）
①の通知で、回答が得られなかった者等を法的措置の対象とし、9月議会に訴えの提起に係る議案を提出する。
- ③ 裁判所への提訴（10月頃）
議決後、訴訟代理人弁護士を通じて裁判所への提訴を行う。
- ④ 判決後の返還指導（11月～2月頃）
被告と返還方法について協議及び返還指導を行う。

なお、県は、滞納額の一括返済を求めていることから、原則として和解には応じず、判決を求めることとし、判決後、一括返還を請求する督促を通知。この通知の中で、返還額に関する相談や、返還が困難な場合、県に連絡するよう、次のような記載をしている。

入学納付金貸付金の返還督促について（通知）

様が、高等学校又は専修学校高等課程入学時に、様の保証のもと、一般財団法人愛知県私学振興事業財団から貸付を受けました入学納付金貸付金について、簡易裁判所は、令和年月日に 様及び 様に対し、円の返還を命じております。

つきましては、納付書を送付しますので、判決に基づき、速やかに金融機関窓口にて返済してください。

なお、返還方法、1回の返還額に関する相談や返還が困難な理由がある場合は、私学振興室奨学グループまで連絡してください。

今後も返還がされない場合は、地方自治法第240条第2項に基づき、差押手続に移行する場合があります。

（エ）2021年度における法的措置対象債権とその結果

2021年度の法的措置の対象債権の総額は1,209,960円、件数の総数は17件であった。また、同年度3月15日時点での回収額の総額は、27万9,600円であった。個別の結果は、【図表10-6】のとおりであり、法的措置予告により完済に至った債権もある。

【図表10-6】2021年度における法的措置対象債権

法的措置 (予告で入金)	法的措置前の返還残高	法的措置後の入金額※	残高	返還状況	備考
01未提訴(予告で入金)	55,000	55,000	0	完済	・法的措置予告により入金。・毎月10,000円の分割返済を継続し、完済。
01未提訴(予告で入金)	32,000	32,000	0	完済	・法的措置予告により入金。・毎月5,000円の分割返済を継続し、完済。
01未提訴(予告で入金)	80,000	20,000	60,000	分納中	・法的措置予告により入金。・毎月5,000円の分割返済中。
01未提訴(予告で入金)	100,000	30,000	70,000	分納中	・法的措置予告により入金。・毎月5,000円の分割返済中。
02取下	64,000	64,000	0	完済	・裁判所からの訴状送達後完済し、提訴取り下げ。
02取下	28,600	28,600	0	完済	・本人宛の訴状が裁判所から送達できなかったため、所在調査により本人の氏に接触し、一括入金により完済。
03提訴	50,000	50,000	0	完済	・答弁書により連絡先が判明し、裁判後に折衝。
03提訴	100,000	0	100,000	分納約束	・裁判所で折衝。返還計画提出済み。1月から毎月20,000円返還の約束をしているが、現時点では入金なし。
03提訴	100,000	0	100,000		
03提訴	100,000	0	100,000		
03提訴	64,000	0	64,000		
03提訴	40,000	0	40,000		
03提訴	64,000	0	64,000		
03提訴	100,000	0	100,000		
03提訴	32,000	0	32,000		・本人宛の訴状が裁判所から送達できなかったため、所在調査を行い、本人に接触。・連絡先を開き取ることができたため、判決確定後、電話により折衝予定。
03提訴	100,000	0	100,000		
03提訴	100,000	0	100,000		

※法的措置後の入金額は2022年3月15日時点のものである。

（オ）2021年度における法的措置の対象債権の内訳

2021年度に法的措置を行った債権の額と件数は、【図表10-7】のとおりである。

【図表10-7】法的措置の対象債権等

貸付金区分	件数(件)	額(円)
奨学資金貸付金	0	0
入学納付金貸付金	13	942,600
合計	13	942,600

(カ) 法的措置予告によって完済となった債権の一例

県は、法的措置を行う予告のための督促文書を5月に借受者及び連帯保証人に
対して送付した。当該督促文書には、回答書といたった返送用の書式が同封され、借
受者ないし連帯保証人の負担で返送することとなっている。この回答書は県が具
体的な返還方法を把握するためのものであるほか、債務の承認として時効中断
の目的をも有する。

2021年度において、複数の債権については、この回答書により、返還方法が
示され、法的措置に移行することなく完済に至っている。

なお、回答書の書式は、【図表10-8】のとおりである。

【図表10-8】回答書の書式（奨学資金貸付金の例）

回答書

愛知県知事 大村 秀章 殿

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

(自署)

電話番号 _____

令和 年 月 日付け 学振 号で依頼のありました私立高等学校奨学資金貸付金
の未払金《返還残高》円については、次のような方法で支払います。

① 一括返還します。

支払期日としては、令和 年 月 日 を予定しています。

② 分割支払を希望します。

一回の支払金は、金 _____ 円とし、毎月支払います。

支払開始の日は、令和 年 月 日 からです。

③ 次のような方法で支払います。

返還者、返還期日、一回の返還額を具体的に記入

[_____]

④ 上記 ①～③) での支払が困難な理由と返還可能見込み時期は、次のとおり
です。

[_____]

支払が困難な理由 (やむを得ない明確な理由)

返還可能見込時期 頃

※ ①～③)により回答する場合は、支払期日(支払開始の日)を令和 年 月 日()

より前の日付とすること。

※ 令和 年 月 日 () までに支払うことができない場合は、④とし、その理由を
記載すること。

※ ④にレ点を付けた場合は支払いが困難な理由を証明する書類（生活保護受給証明
書又は生活保護決定通知書（写し）、課税証明書、医師の診断書等）を添付すること。

(キ) 法的措置を行った後に分納の約束を行った債権の一例

県は、法的措置としての訴訟手続において、先述のとおり、原則和解に応じない
方針をとっている。ただし、判決を得るのと平行して、被告から分納の意向が示さ
れた場合には、分納の約束を得るなどの対応を行っている。

2021年度において、ある債権については、弁論期日当日、閉廷後に裁判所内
において出頭した被告（連帯保証人）と話し合いを行い、その場で被告から署名の
なされた返還計画を提出させるなどの対応をとっていた。

なお、返還計画の書式は【図表10-9】のとおりである。

【図表10-9】返還計画の書式（奨学資金貸付金の例）

返還計画

私、_____ が一般財団法人愛知県私学振興事業財団から貸与を受けておりました、奨学
資金貸付金のうち、滞納している _____ 円につきましては、以下のとおり返還します。

記

令和 年 月 日までに一括で支払います。

一括返還が困難なため、以下の通り分割返済します。

令和 年 月 日から毎月 _____ 円ずつ

（※返還方法として該当する口内にレ点を付け、必要事項を記入してください。）

令和 年 月 日

愛知県県民文化局県民生活部学事振興課
私学振興室奨学グループ あて

奨学生番号	
氏 名	
住 所	〒 _____ (建物名)
電話番号	
連絡可能な 時間帯	

(4) 不納欠損処分

県は、借受者本人及び連帯保証人の死亡または破産等により債権の回収が不能もしくは著しく困難な場合、愛知県私立学校奨学金等貸付金債権管理規程第9条に基づき、不納欠損処分を行っている。私立振興室回収方針によると、同規程第9条の文言とその運用状況は【図表10-10】のとおりである。

【図表10-10】不納欠損処分の運用

債権管理規程第9条	運用
債権の消滅時効が完成していること	債権の消滅時効期間が経過し、時効の援用があった場合
死亡していること	公簿により死亡が確認された場合
精神又は身体に著しい障害を受けていること	精神又は身体に著しい障害を受けており、将来にわたって就労が不可能である旨の医師の診断書が提出された場合
破産の決定がなされていること	破産免責が確定した場合
その他やむを得ない理由により回収の見込みがないと認められること	時効期間経過後、未納金のある借受者等が所在不明で、公簿等による追跡調査によっても所在が確認できない場合

(5) 法的手続（支払督促）の検討

本債権は比較的少額であり、法的手続の中でも支払督促の申立てに適合した債権が含まれていると考えられるため、支払督促の申立てを検討したことがあるかについてヒアリングした。この点、県によると、支払督促に対して異議申立てがあった場合通常は訴訟に移行するが、分割払いの希望は異議の理由になるため、その時点で議会の議決が必要になることから、支払督促の申立てに課題があるとのことであった。

3 同和くらし資金貸付金収入（私債権）

(1) 概要

県は、1976年度から2001年度末まで、同和地域の住民に対し、一時的に生活が困難し又は不時の出費等によってくらしの維持が困難となった場合に、申請に基づき資金を貸し付けることにより、地域住民の福祉の増進を図ることを目的として、累計で約2億円を貸し付けた（同和くらし資金貸付金）。

この貸付金の償還金の一部が未収となっており、2021年度末の収入未済額は598万4000円である。借主及び保証人の様々な理由に基づく経済的困窮により、収入未済が生じている。

(2) 根拠法令等

- 同和对策事業特別措置法
- 地域改善対策特別措置法
- 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

愛知県同和くらし資金貸付要綱

(3) 資金の種類毎の制度概要

同和くらし資金には、生活資金及び結婚葬祭資金があり、各々の制度概要は【図表10-11】のとおりである。

【図表10-11】制度の概要

貸付条件	生活資金貸付	結婚葬祭資金貸付
貸付金額	20万円以内	30万円以内
利息	無利子	
連帯保証人	1人（県内に住所を有する者）	
返済方法	4か月据置の後36か月以内	4か月据置の後30か月以内

(4) 資金の種類毎の償還状況

2022年3月末現在の償還状況は【図表10-12】のとおりである。

【図表10-12】2021年度末の償還状況

区分	件数	貸付金額 (円)	償還済額 (円)(※)	償還率 (%)(※)	現債務者 数(人)	収入未済(円) (2022.3月末時点)
生活資金	984	153,200,000	149,500,000	97.58	32	3,700,000
結婚葬祭	152	45,600,000	43,316,000	94.99	10	2,284,000
合計	1,136	198,800,000	192,816,000	96.99	42	5,984,000

※償還済額及び償還率には、不納欠損処分済額を含む。なお、合計欄については、上段が不納欠損処分額を含めたもの、下段が不納欠損処分額を含まないもの。

なお、2021年度の消滅時効の期間経過者は12名であったところ、上記借受人以外については上記基本方針の基準を充足していないことから、不納欠損処分を行っていない。

不納欠損処分を行った借受人及び連帯保証人に対する経過の概要は以下のとおりである。

借受人	貸付け
1983年6月	貸付け (償還期間：1983年11月1日～1986年8月31日)
1995年10月	督促文書の送付を開始する
2000年2月	計8回
2000年9月	宛所に尋ねあたりません 返送
2001年	戸籍謄本交付 県外転出判明
2001年9月	督促状送付
2002年3月	督促状送付
2002年9月	催告状送付
2005年1月	催告状送付
2008年以降	交渉経過をエクセル管理
2008年	催告書送付 その後1年に1回の頻度で送付
不定期に所在調査	
2022年2月	架電で消滅時効援用の意思表示
2022年3月8日	書面送付を依頼して参考書式を送付
2022年3月8日	時効援用書面受領(3月2日付)
連帯保証人	
1996年2月	督促文書の送付を開始する
2000年11月	宛所に尋ねあたりません 返送
2011年	公簿情報調査 住民票がなかった 追跡不可能

(8) 不納欠損処分後の管理方法
事実上永久に借用書等を保管している。

(5) 債権回収の取組

ア 方針等の策定

果は、本制度が同和施策の一環として、簡易迅速な手続により借り入れが可能となる制度として設けられ、生活基盤弱者への貸付けであり、自己破産、病氣、失業等の原因で回収が困難なケースが発生し、回収の見込みがなくなり整理を要する債権が数多く発生している状況を踏まえ、2000年に「同和くらし資金貸付金に係る債権管理の運用方針」及び「愛知県同和くらし資金貸付金に係る不納欠損処分の取扱いについて(基本方針)」を定め、債権回収と債権管理に当たっている。

イ 具体的な債権回収活動

具体的な債権回収活動については、年度毎に方針を決定のうえ、実施している(「同和くらし資金貸付収入未済金の債権回収活動について」)。ただし、顧問弁護士等への法務相談を行っておらず、訴訟に移行した事例もない。

ウ 債権管理の現状

果は、全ての借受人を一覧にして管理し、さらにこれとは別に消滅時効の期間経過者を一覧にして管理している。これによれば、消滅時効の期間経過者は11人であり、この中には2021年度末時点で消滅時効完成から30数年経過した借受人も複数いる。

なお、2021年度の実施結果は以下のとおりである。

- (ア) 自宅訪問による督促 19件(借受人14件(13人)、保証人5件(5人))
- (イ) 文書による督促 延べ43通(借受人29通(27人)、保証人14通(13人))
- (ウ) 不納欠損処分 1人(34件) 17万円

(6) 不納欠損処分の取扱い

2000年度制定「愛知県同和くらし資金貸付金に係る不納欠損処分の取扱いについて(基本方針)」(2020年4月1日改正、以下「基本方針」という)によると、時効期間を経過した歳入の未納金のうち、①借受人本人の死亡を確認した場合、②借受人本人が所在不明で公簿等による追跡調査によっても確認できない場合、③借受人本人が破産免責を受けた場合は、不納欠損処分を行うことができ、この場合、借受人本人の相続人、保証人、保証人の相続人の時効援用の意思の確認の有無に関わらず、不納欠損処分を行うことができる。とされている。

(7) 2021年度における不納欠損処分

果は、2000年度制定「愛知県同和くらし資金貸付金に係る不納欠損処分の取扱いについて(基本方針)」に基づき、借受人1人に対して34件(1件あたり5000円、計17万円)の不納欠損処分を行った。

4 監査の結果

(1) 私立学校奨学金等貸付金収入について

ア 債務名義取得後における分納の約束の書式文言を準備すべき【意見】

県は、訴訟を提起した被告との間で、判決後に分納の約束をし、返還計画を提出させた。当該返還計画の書式は、通常の文書督促に添付するものと同一であり、専用の書式ではない。

この点、判決が確定するなどして債務名義を取得した後に、無条件で分納を認め、強制執行を免除する旨の約束をすると、強制執行を行おうとした際に、請求異議の訴えを提起され、強制執行をすることができない等、新たなトラブルの可能性が生じる。

そこで、この不都合を回避するため、債務名義取得後になす分納の約束において、合意書の中で強制執行を開始しない旨の記載をする場合には、合意内容が履行される限りにおいて強制執行を猶予する旨、及び、合意内容が履行されない場合には猶予していた強制執行を直ちに開始できる旨を明確に記載すべきである。

県の返還計画はこれらの記載がなく、解釈により請求異議の訴えを許してしまう可能性があり、適切ではない。

今後、法的措置による債務名義取得後に分納の約束をする事例は多数現れることが見込まれることから、県は、合意書等の専用の書式を準備して用いるべきである。

イ 少額債権には訴訟手続だけでなく支払督促も利用することを検討すべき【意見】

2021年度に法的措置としての訴訟手続に移行した債権の総額は、94万2600円であるところ、弁護士への報酬は債権総額の7割を超える（税別）。この報酬は、独自に定めた弁護士報酬基準（私立学校奨学金等貸付金の法的措置に係る弁護士報酬基準）により、基本額に、1件当たりの加算額を加算することにより算定される。

2021年度は、債権額2万8600円の極めて少額な債権も存し、弁護士報酬との対比においては、加算額がこれを上回る。各債権が少額であることからやむを得ない面もあるが、例えば、加算額に関しては一律ではなく債権額に応じた額を加算する等の工夫をして、費用を抑えるよう、弁護士と協議するべきである。

また、極めて少額な債権については、訴訟手続だけでなく支払督促手続も利用することを検討すべきである。

(2) 同和くらし資金貸付金収入について

ア ほぼ無価値な債権は適時に債権放棄等し不納欠損処分すべきである【意見】

例えば、2021年度に不納欠損処分を行った件についてみると、1983年11月から償還が開始されるべきであるところ、一切の償還のないまま、借受人に対して督促のための文書の送付を開始したのは、1995年10月である。その後、定期に督促文書を送付しているが、記録によれば架電の実施はないものと見受けられる。

さらに同案件において、連帯保証人に対して、1996年に督促文書の送付を開始するも、その後、2000年に宛所に尋ねあたらなくなつたため、2001年に住民票調査を行ったところ、非該当との結果で追跡が不可能となつた。

住民票等公簿の保管期間を考慮して、適時に調査を行わなければならないことは当然であるが、ほぼ無価値な債権は、不納欠損処分に先立ち適時に債権放棄等し、債権回収の効率化を図る必要がある。

不納欠損処分済み債権の債権放棄等については、第2章第4の1、適時の債権放棄等については同所2、不納欠損処分に債権放棄等をするべきであることについては、同所3を参照されたい。

イ 債権名やプライバシーに配慮しつつ法的措置を活用されたい【意見】

本債権の性質上、訴訟等の法的手続に移行した場合のプライバシーに対する配慮は必要であるが、「貸金返還請求事件」など債権名を工夫して支払督促を申し立てること等を検討されたい。

また、民事訴訟法第92条の閲覧等制限を申し立てることにより、訴訟記録の閲覧謄写についてその請求をすることができざる者を当事者に限ることも可能である。

その他法的手続活用に関する一般的な指摘について、第2章第4の8を参照されたい。

ウ 公文書は適時に廃棄処分すべきである【意見】

本債権に関する文書は全て保管しているとのことであるが、債権放棄等した後は、適時に廃棄処分するべきである。第2章第4の12と同旨。

第5章 債権管理條例案その他
第1 債権管理條例の条文案と解説

1 総論

(1) 条文案

(知事等の責務)
知事等は、県の債権を適正に管理するため最大限務めるとともに、生活困難者を覚知したときは生活再建をはかるべく債権に関する必要な措置をとるものとする。

(2) 解説

条例の冒頭には、目的規定を置くのが一般的であり、監査人としてもこれを否定するものではない。上記条文案は、知事等の責務を規定する場合の一例である。債権管理を適正に行う要請と住民福祉増進の要請は、いずれも地方自治法が求めるものであって、対立する場面では調整する必要がある。

2 定義

(1) 条文案

ア 債権
金銭の給付を目的とする県の権利をいう（地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第1項、第240条第1項）。
イ 税債権
法律の定めるところにより、県が賦課徴収することができる地方税をいう（同法第223条）。
ウ 公債権
地方税、分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他公法上の原因により発生する債権をいう（同法第223条から第228条まで）。
エ 強制徴収公債権
公債権のうち、地方税の滞納処分等の例により処分することができるものをいう（同法第231条の3第3項）。
オ 非強制徴収公債権
公債権のうち、税債権及び強制徴収公債権を除くものをいう。
カ 私債権
私法上の原因により発生する債権をいう。
キ 非強制徴収公債権
非強制徴収公債権及び私債権をいう。
ク 知事等
知事、公営企業及び病院事業の管理者をいう。

(2) 解説

繰り返し使用する文言とその文言を定義するために必要な文言を予め定義した。

3 守秘義務と情報共有

(1) 条文案

1 知事等は、強制徴収公債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該強制徴収公債権の管理に関する事務の遂行に必要な限度で、法令等の規定に従い、当該強制徴収公債権以外の強制徴収公債権の管理により当該債務者に関する県が保有する情報（以下「債務者情報」という）を利用することができる。
2 知事等は、非強制徴収公債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該非強制徴収公債権の管理に関する事務の遂行に必要な限度で、当該債務者の同意に基づ

つき、当該非強制徴収公債権以外の県の債権の管理により債務者情報を、同一の実施機関（愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。
3 知事等は、前2項の規定により利用し、又は収集した情報を当該県の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。
4 知事等は、第1項又は第2項の規定により利用し、又は収集した情報を当該県の債権の管理に関する事務に利用するときは、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにならなければならない。

(2) 解説

自治体が保有する債務者情報の共有については、地方公務員法第34条の守秘義務、地方税法第22条の守秘義務及び愛知県個人情報保護条例との関係が問題となる。

まず、強制徴収債権間での情報共有については、平成19年3月27日付け総務省第55号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」（総務省自治税務局企画課長通達）において、強制徴収公債権は国税徴収法第141条の質問検査権により単独で債務者の情報を取得することができ、当該情報は債務者との関係においては秘密ではないと考えられるため、地方税法第22条に規定される守秘義務との関係で、債務者の財産情報を利用することについては差し支えないと考えられていることから、同通達の存在を前提として本条文案第1項を規定したものである。

次に、非強制徴収債権についての情報共有に関する条文は、自治体によって規定も様々である。

この点、本条文案では、本条文案第2項を定めることにより、地方公務員法第34条の守秘義務は解除されると考えられる。また、個人情報情報の目的外利用が可能となる愛知県個人情報保護条例第7条第2項と同様の債務者本人の同意を要件とすることによって濫用的な利用を防止できるように制限した。

もともと、上述したように地方税法第22条の守秘義務も解除する必要があることから、債務者本人の同意が得られた場合であっても、同法第22条の趣旨である税務行政の適正な執行を阻害しないよう利用・収集する情報には注意する必要がある。

4 督促

(1) 条文案

(督促)
知事等は、県の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(2) 解説

歳入の調定、納入の通知及び督促等の債権管理の要請は地方自治法第231条以下に規定され、それぞれの方法は同施行令第154条及び第171条に規定されている。そして、納入の通知と督促には、時効更新（中断）の効力が認められている（同法第236条第4項）。公債権の督促は地方自治法第231条の3第1項が、私債権の督促は同施行令第171条が根拠規定となる。

このように、債権管理は地方自治法と同施行令を根拠として実施することとも可能であるが、督促については、以下の徴収手続の前提となるため、注意的ではあっても条例に明記する必要性が高いと考えられる。

5 強制執行等

(1) 条文案

- 1 知事等は、県の債権の性質、債務者若しくは保証人の状況又は相当の見込みその他の事情を総合的に勘案し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の2第1号の規定による担保権の実行の手続等、同条第2号の規定による強制執行の手続又は同条第3号の規定による訴訟手続を行うものとする。
- 2 知事等は、地方自治法施行令第171条の2第3号の規定する債権については、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条の規定による支払督促の申立て（次項において単に「支払督促の申立て」という）を積極的に行うものとする。
- 3 知事等は、地方自治法施行令第171条の2本文に規定する場合同じく、一の債務者につき単一の債権が複数存在するときは、できる限り一括して支払督促の申立てを行うものとする。

(2) 解説

上記条文案のうち第1項は、地方自治法施行令第171条の2と同旨である。第2項及び第3項は、支払督促の活用を促すものである。

6 履行期限の繰上げ

(1) 条文案

- 1 知事等は、非強制徴収債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならぬ。ただし、地方自治法施行令第171条の6第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認められる場合は、この限りでない。

(2) 解説

地方自治法施行令第171条の3と同旨である。非強制徴収債権を対象とする規定であることを明確にすることに、条例に規定する意義がある。履行期限を繰り上げることでできる理由としては次のようなものが考えられる。

- 一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 債務者が自ら担保を減失し、又は損傷したとき。
- 三 債務者が担保を供する義務を負いながらこれを供しないとき。
- 四 債務者である法人が解散したとき。
- 五 債務者が死亡した場合において、相続人が限定承認をしたとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、法令又は契約に基づき債権について履行期限を繰り上げることでできる理由が生じたとき。

7 債権の申出等

(1) 条文案

- 1 知事等は、非強制徴収債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により県が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、知事等は、非強制徴収債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(2) 解説

地方自治法施行令第171条の4と同旨である。非強制徴収債権を対象とする規定であることを明確にすることに、条例に規定する意義がある。

8 徴収停止

(1) 条文案

- 1 知事等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。
 - 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえすることができず債権が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
 - 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができず債権が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
 - 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(2) 解説

徴収停止の措置は、地方自治法施行令171条の5に規定があるにも関わらず、県においてほとんど利用されていない。しかし、徴収停止は、債権管理の負担を軽減し、本来業務の支障を軽減するのみならず、適切に行われれば、県の職員に「怠る事実」による責任を生じさせないようにする効果もある。債権放棄の手続きにおいて、密接に関係するものである。徴収停止は、有用性があるにも関わらず、十分な利用がなされていない実態があるので、その利用の促進を図るべく、債権管理条例に規定を設ける意義がある。また、利用の促進のため、条例の具体的な施行に必要なものとして、「強制執行の費用」「取立てに要する費用」等の具体的な金額を明確にすべく処理要綱を作成し、県の全ての徴収担当部署で十分な活用ができるようにしていく必要がある。

徴収停止は、地方自治法施行令171条の5の定めがあり、職員の責任の軽減化を図るものであることから、条例で、この要件を緩和したり厳格化することは難しいと考えられる。そのため、地方自治法施行令171条の5と同様の定めとした。もともと、同条の要件を変えることは困難であると思われるが、解釈の範囲内で、具体的に要件を明確化する趣旨の記載は許されると思われる。例えば、「非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過しても」の「履行期限後相当期間」を具体的な期限として定めるような場合である。ただし、督促や催告の状況等の実際の内容等を調査のうえ定める必要があると思われるので、条文案では、自治法施行令171条の5と同様の内容とした。

岡山県債権管理条例9条、高知県債権管理条例11条、佐賀県債権の管理に関する条例9条、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例11条、山口県債権管理条例7条、東京都債権管理条例11条、北海道債権管理条例10条に同旨の定めがある。

9 履行延期の特約又は処分

(1) 条文案

- 1 知事等は、非強制徴収債権について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。
 - 一 債務者が当該債権の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 二 債務者が当該債権の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することやがむを得ないと思われるとき。
 - 三 債務者が当該債権の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することやがむを得ないと思われるとき。
 - 四 損害賠償債権又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債権の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債権者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 知事等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償債権その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という）に係る債権は、徴収すべきものとする。

(2) 解説

履行延期の特約又は処分（履行延期等）は、地方自治法施行令171条の6に規定があるにも関わらず、県の債権管理回収では、法令の根拠のない事実上の分納誓約（以下単に「分納誓約」という）が多用され、法令の根拠ある履行延期等は十分に利用されていない。しかし、分納誓約は、法令に根拠がないこと、債務者の一方的な申出であるため、県の事情で扱いを異にできるため法的安定性を損なうものであること、延滞金や遅延損害金の発生を妨げることができないこと、分納誓約の際も、事実上決裁を行っており、事務手続き負担も大きく異なることなどから、今後、分納誓約によらず、履行延期等によるべきである。

履行延期等は、十分な利用がなされていない実態があるので、その利用の促進を図るべく、債権管理条例に規定を設ける理由がある。また、利用の促進のため、具体的な書式等を作成させ、県の徴収担当部署で活用ができるようにしていく必要がある。

岡山県債権管理条例10条、高知県債権管理条例12条、佐賀県債権の管理に関する条例10条、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例12条、山口県債権管理条例8条、東京都債権管理条例11条、北海道債権管理条例11条に同旨の定めがある。

10 債務免除

(1) 条文案

- 1 知事等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態であるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10

年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができない見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償債権等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて運用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならず、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。
- 3 前二項の免除をする場合については、議会の議決は、これを要しない。

(2) 解説

債務の免除は、地方自治法施行令171条の7に規定がある。債務の免除の要件は厳格で、これが利用されている例は僅かであった。無資力状態の債務者から10年間分割払いをさせるのは、無資力で支払いがない場合に10年より前に時効消滅する例があることとの比較で酷な場合がある。そのため、後に定める債権放棄の条項を定めるべき大きな必要性が生じる。

免除の条項を債権管理条例においても明確にすべく定めることも合理性があると思われ、債権放棄との均衡としても条例で定める意味があると考えられる。

条文案としては、地方自治法施行令171条の7と同様の定めとした。その理由は以下のとおりである。まず、県と債務者との法的権利関係の変更を図るものであり、本来は、議会の議決でしかできない債務の免除を、議会の関与なく行うものであるから、この要件を緩和することはできないと考える。また、要件の厳格化も、無資力の債務者の救済の観点から、これに反するので、なさないと考ええる。そのため、条例で、債務の免除の要件を緩和又は厳格化することはできないと考えられるからである。

岡山県債権管理条例11条、高知県債権管理条例13条、佐賀県債権の管理に関する条例11条、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例13条、山口県債権管理条例9条、東京都債権管理条例12条、北海道債権管理条例12条に同旨の定めがある。

11 債権放棄

(1) 条文案

- 1 知事等は、非強制徴収債権（1号については、時効による消滅について時効の援用を要するものに限る）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該非強制徴収債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償債権その他の徴収金を徴収する権利の全部又は一部を放棄することができる。
 - 一 消滅時効に係る時効期間が満了したとき。ただし、債務者に時効を援用しない特別の事情がある場合を除く。
 - 二 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。
 - 三 債務者が生活困窮の状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、またはこれに準ずる状態をいう）にあり、資力の回復が困難で、かつ、弁済することができない見込みがないとき。
 - 四 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合又は相続人不存在の場合において、その相続財産の価額が、強制執行の費用及び当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける債権の価額の合計額を超えないと見込まれるとき。

五 第〇条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該徴収停止後3年を経過したのちにおいてもなお同条各号のいずれかに該当するときは、その内容を報告しなくてはならない。

(2) 解説

ア 1項1号について

私債権について、債務者からの時効の援用がなければ、債権は消滅しない。この債権を消滅させるための規定である。

債務者が時効の援用をしない意思を示している時や時効の利益を放棄した場合は、債権は時効消滅しないため、「債務者に時効を援用しない特別の事情がある場合を除く」との制限が必要である。他の自治体では、「援用をする見込みがあるとき」「強制執行の対象となる財産がないとき」といった制限を設ける例もある。

イ 1項2号について

債務者が、破産等したことにより免責されたときは、債務は自然債務として残るものとされている。この債務を消滅させるための規定である。

ウ 1項3号について

債務者が生活困窮の状態にある場合、債務者の生活保障のため、債務を消滅させるための規定である。

「これに準ずる状態」とは、生活保護法の規定による保護を受けていなくとも、受給要件に該当するような場合である。「資力の回復が困難で、かつ、弁済することができの見込みがない」とは、収入の増加や新たな資産の取得の可能性が認められないような場合である。

エ 1項4号について

債務者が死亡し、相続人が限定承認をした場合及び相続人が不在の場合、相続財産の範囲内で弁済が行われる。相続財産が、強制執行の費用や優先的に弁済を受ける債権（先取特権、質権、抵当権等により担保される債権）の合計額を超えない場合、債務の弁済を受けることはできないため、債務を消滅させるための規定である。

オ 1項5号について

徴収停止の措置をとった債権について、消滅時効期間の経過を待たずに、債務を消滅させるための規定である。

1 2 債権のみなし消滅

(1) 条文案

知事は、知事等が前二条の規定に基づき債務を免除又は債権を放棄したとき若しくは地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき議会の議決を経て債権を放棄したときは、その事の経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとする。

(2) 解説

最高裁判所平成24年4月20日判決（最高裁判所民事判例集66巻6号2583頁）は、議会の議決による債権放棄の場合は、個々の債務者に対して債権放棄の意思表示をする必要があることを明確に判断した。そして、その意思表示は、債務者に到達する必要がある（民法第97条）。議会の議決を経て債権放棄したとしても、債務者にその意思表示が到達しなければ債権消滅という効果が生じないため、債務者が行方不明など、通知が困難な場合は、公示送達の方法による必要がある（民法第98条）。

この理は債権管理条例を制定して、これに基づき債権を放棄する場合にも基本的に妥当する。また、免除の場合も同様である。

放棄した個々の債権について放棄の意思表示を債務者に到達するためには、債務者が行方不明であれば公示送達をしなければならないが、それは経済性（地方自治法第2条第14項）に反しており、条例にも債権のみなし消滅規定を設けることが是非とも必要である。

1 3 専決処分

(1) 条文案

知事は、非強制徴収債権について、訴えの提起、和解、調停により履行を請求する場合であつて、その目的の価格が500万円を超えないものである場合は、専決事項（昭和39年2月議決）により処理することができる。

(2) 解説

地方自治法第96条第1項第12号では、普通地方公共団体がその当事者である訴えの提起、和解、調停及び仲裁に関することをするには、議会の議決が必要である。時刻更新（中斷）のためには訴訟提起することが必要な場合もあるが、議会の議決を求めなければならない。また、支払督促の申立てには議会の議決は必要ないが、異議の申立てで通常訴訟に移行することから、結局議会の議決が必要となるため、支払督促の申立てに課題がある（第4章第10の2(5)）。これらの問題を払拭するため、専決事項を議会の議決で追加するとともに、条例にも確認規定を置くことが望ましい。

1 4 延滞金

(1) 条文案

1 知事は、公債権について、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、〇条の規定により債務者に対し督促をしたときは、同条の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（同条の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を当該債権の額に乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

2 知事は、債務者が前項の納期限までに納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

3 当分の間、第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特別基準割合（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第3条の第1項に規定する延滞金特別基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特別基準割合に年

7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1.1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(2) 解説

普通地方公共団体の長が、公債権について督促をしたときは、条例で定めるところにより延滞金を徴収することができる（地方自治法第231条の3第2項）。他の普通地方公共団体では、当該規定を受けて、延滞金を定める条例を定めているところもあるが、県では包括的に定めた条例が存在しないため、債権管理条例の中で定めたものである。債務者の事情により、延滞金を減免することが望ましいケースがあると考えられることから、愛知県県税条例第29条第2項等に倣い、一定の場合に減免を認める項を置いた（第2項）。

なお、私債権については、地方自治法第231条の3第2項の適用はなく、債権発生原因となる契約等に定めのある場合にはそのために従い、そのような定めがない場合には民法の規定に基づいて、遅延損害金を請求することができる。

15 他の法令との調整等

(1) 条文案

1 県の債権の管理に関する事務の処理については、法令、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。
2 本条例第〇条〇項（守秘義務と情報共有の条項）、第〇条〇項（債権放棄の条項）及び第〇条〇項（債権のみなし消滅の条項）の施行に関し必要な事項は、規則でこれを定める。

(2) 解説

第1項は、国法である法令との関係では、本条例ではなく法令の規定によること、債権の管理について他の条例の特別の規定がある場合には、特別法と一般法の関係により特別法である他の条例の特別の規定の適用があることを示した。もともと、他の条例の委任による規則によって特別の規定がある場合には、条例と規則の適用関係につき、議会と長の関係に鑑み、本条例の適用があることを含意している。

第2項は、規則に委任できることを定めるが、議会のコントロールをできる限り及ぼすため、具体的な条文につき個別に委任する体裁とした。

第2 専決処分

1 現在の専決処分事項

議会は、地方自治法第180条第1項の規定により議会の権限に属する軽易な事項で、知事において専決処分することができるものを次のとおり指定している。

- 一 人口の異動を伴わない市町村の境界変更に関すること。
- 二 県議会の閉会中に処分する必要があるある次に掲げる補正予算を定めること。
 - (1) 100万円を超えない歳入歳出予算の補正
 - (2) 前号に掲げるもののほか、歳入を分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、寄附金、諸収入又は県債とする歳入歳出予算の補正

(3) 起債限度額の総額を変更しない県債の補正及び前2号の場合における県債の補正三議会の議決のあった工事又は製造の請負契約を設計変更に伴い変更すること。ただし、6000万円を超える変更については、この限りでない。

四 法律上県の義務に属する損害賠償のうち、次の各号に掲げる事故に係るもので、その額が1件につき当該各号に定める金額を超えないものの額を定めること及びこれに伴う和解に関すること。

- (1) 職員による自動車事故 自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条に掲げる金額の最高額
- (2) 公の営造物の設置又は管理の瑕疵による事故 1000万円
- 五 県営住宅の家賃、割増賃料等の滞納者に対するこれらの支払又は県営住宅の明渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

2 専決処分事項を追加する必要性

地方自治法第96条第1項第12号には、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関することについては原則として議会の議決が必要であり、その例外が前15記載の場合である。県営住宅の家賃その他に関するものを除くと、債権管理回収を目的とした訴えの提起については、例外なく議会の議決を必要とするのが現状である。しかし、軽易な事項については、訴えの提起であるからといって全ての案件で議会の議決を必要とするのは効率的ではない。効率的で有効な債権管理のためには、専決処分事項を4に記載することをおり追加するのが望ましい。

また、支払督促の申立てについては地方自治法第96条第1項第12号が及ばないが、この申立てに基づいて発せられた支払督促に対し、債務者から適法な督促異議の申立てがあった場合に、民事訴訟法第395条の規定により当該支払督促の申立ての時にあったものとみなされる訴えの提起に対しては同号の制限が及び、やはり議会の議決を要する。そのため、支払督促の申立てそのものが進まない傾向も見られた（第4章第10の2(5)）。訴えの提起には議会の議決を必要としつつ、督促異議の申立てにより支払督促の申立時にあったとみなされる訴えの提起について、専決処分することが可能とする方法も考えられる。

3 他の自治体の状況

(1) 都道府県について

ア 訴えの提起

東京都は、「都が提起する訴えであって、その訴訟の目的の価額が3000万円以下のもので」、北海道は、「1件の金額が150万円以下の財産権上の請求に係る訴えの提起、和解、調停及び仲裁に関すること」、山梨県は、「一件の金額が60万円以下の財産権上の請求（前号に係るものを除く。監査人注：住宅家賃及び明渡しに係る訴えの提起等を除く趣旨）に係る訴えを提起し、又は和解をすること」をそれぞれ知事が専決できる事項として指定している。

イ 支払督促

京都府は、「請求額500万円以下の支払督促が督促異議の申立てにより訴訟に移した場合の訴えの提起及び当該訴訟の和解に関すること」、大阪府、神奈川県、広島県、香川県は、申立てに基づいて発せられた支払督促に対し、債務者から適法な督促異議の申立てがあった場合に、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により当該支払督促の申立ての時にあったものとみなされる訴えの提起に関することをそれぞれ知事が専決できる事項として指定している。

(2) 県内政令市、中核市について

ア 訴えの提起

名古屋市の「訴訟物の価額が100万円未満の訴えの提起に関すること（第7号に定めるものを除く。）」、豊田市が「その目的の価額が500万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停（前号に規定するものを除く。監査人注：住宅家賃及び明渡しに係る訴えの提起等を除く趣旨）に関すること」、豊橋市が「目的の価額が1件100万円以内の訴えの提起、和解及び調停に関すること（5に規定するものを除く。）」岡崎市が「市が原告として提起する訴訟の目的の価額が60万円以下の訴訟に関すること」をそれぞれ、市長が専決処分することができる事項として指定している。

イ 支払督促

一宮市は、「民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、市が申し立てた支払督促（同法第383条に規定する支払督促をいう。以下同じ。）に対する適法な督促異議の申立てがあった場合において支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされる場合の当該訴えの提起並びに当該訴訟に係る和解及び調停に関すること」を、市長が専決処分することができる事項として指定している。

4 専決処分事項に追加する事項

六 その目的の価額が500万円を超えない債権に係る訴えの提起、和解及び調停（ただし、前号に規定するものを除く）に関すること。

以上

5 監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、愛知県知事から包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和5年3月31日

愛知県監査委員 前 田 貢
同 川 上 明 彦
同 山 内 和 雄
同 川 嶋 太 郎
同 青 山 省 三

包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の内容

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>【令和3年度包括外部監査】 （環境対策に関する財務事務の執行について）</p> <p>第1 監査の結果（総論）</p> <p>【意見】複数の課題の統合的解決について 環境問題においては、ある面を改善するための対策が、別の面では負の効果をもたらしてしまうことがあるとされている。例えば、省電力家電への買い替えを進めた場合、それにより廃棄物が増えてしまうことなどが考えられる。 トレードオフの関係にある施策の場合、その影響を考慮して施策を考えていくことは重要である。今後、トレードオフの関係にある課題を統合的に解決していくため、各種事業を進めるに当たっては、関係課とも負の影響に係る情報も共有しながら施策を進めることが望ましい。</p> <p>【意見】環境対策と経済社会との全体最適について 環境保全と経済発展の統合的課題解決のためには、行政のみならず、事業者、県民などの幅広い意見を集約するとともに、情報共有をより一層進め、一体となって解決していくことが望ましい。そのためには、既にあるあいち環境づくり推進協議会などの組織体を十分に活用して取り組まれない。</p> <p>県内の労働組合連合会からカーボンニュートラルの実現とグリーンリカバリーを通じた地域経済の活性化に向けた要望書が県に提出されているが、環境への取組は企業にとって戦略的な課題となっており、国際的な事業展開をする大企業にとどまらず、中小企業にとっても重要である。しかし、中小企業が環境への取組を行うのは、ノウハウ及び資金が不足しており、大企業に比べて容易ではない。</p> <p>この点、県は中小企業向けの「SDGs経営セミナー」、「あいち省エネ相談」など、支援策を講じてきている。こうした県の支援策をより充実したものにするには、中小企業とコミュニケーションをとり、中小企業にどのようなノウハウが不足しているのかについて県が把握することが望ましい。そこで、例えば商工会議所などと連携して中小企業の取組状況や意見を把握し、事業に反映させることが考えられる。</p> <p>今後は、様々な中小企業の実態を見据えた支援策を充実させ、県内企業のさらなる活性化につなげることが望ましい。</p> <p>第2 監査の結果（各論）</p> <p>1 住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助の実施事業 先進環境対応自動車導入補助事業</p>	<p>令和4年2月に策定した「愛知県廃棄物処理計画」及び令和4年3月に策定した「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」において、大量の廃棄物が見込まれる使用済み太陽光パネル等の資源を有効に循環利用するモデルを創設する旨を記載した。 今後も、関係課と負の影響に係る情報も共有しながら施策を進める。</p> <p>あいち環境づくり推進協議会を令和4年8月に開催し、構成員である行政、事業者、県民、NPO等と情報共有や意見交換を行ったほか、名古屋商工会議所や愛知県商工会議所連合会と意見交換する場において、中小企業への支援策についての要望等を伺った。 また、令和3年度に、あいち省エネ相談事業において中小企業の現地確認を行い、令和4年度に、再生可能エネルギー設備の導入や省エネ設備の更新を支援する補助制度を設けた。 今後も、中小企業の実態や社会情勢等を勘案し、必要な支援策の充実に取り組んでいく。</p>

【意見】補助事業の対象部門について

県の役割としては、事業者や個人の意識を改革する啓発事業と、経済合理性により、削減に資する行動に導く補助事業の双方を設ける必要があると考える。

現状、家庭部門と運輸部門においては補助事業が存在しており、特に運輸部門においては、補助事業に加えて、EV・PHV・FCVの普及促進（自動車税の課税免除）といった事業もある。

ところが、産業部門及び業務部門においては補助事業がなく、啓発を通じた事業者の削減の努力を期待する事業しかない。

総排出量26%削減という目標達成のためには、各部門がバランスよく削減を進めていく必要があり、産業部門や業務部門においても、例えば環境対策設備投資への補助金交付など、補助事業の導入を含めた温室効果ガス排出量の削減策を検討することが望ましい。特に、県においては、産業部門の排出量の比率が全国平均と比較して著しく高い状況にあり、ここに注力する必要があると思われる。

啓発事業において、事業者や個人にアプローチする際にも、補助事業というメニューを持っていれば、補助金の紹介も併せて行うことができ、アプローチがし易くなる場面も想定される。

予算にも制限があり、追加で補助金の制度を設けることは容易でないことも想定されるが、日本だけではなく、全世界的な流れとして、環境に配慮した行動が強く求められるようになってきている中で、環境に配慮することは、単に課せられた義務を果たすためということに留まらず、事業者自身のビジネス上の競争力向上、取引の拡大にもつながる。そのため、関係する他局とも連携し、補助事業を含めた温室効果ガス排出量の削減策を検討されたい。

2 地球温暖化対策計画書制度の推進事業**【意見】地球温暖化対策計画書（状況書）の内容確認の深度について**

事業者から報告される温室効果ガス排出量の数値については、エビデンスでの確認は行われていないが、県としての評価を与え、公表する以上、立入検査権限はないものの、可能な範囲でエビデンスの確認も行うことが望ましい。これは、あくまでも愛知県地球温暖化対策推進条例第11条第2項が定める事業者の協力義務の範囲において、地球温暖化対策計画書のエビデンスの確認に協力を求めるものである。

全ての事業者の全ての項目に対して網羅的な確認を行うということではなく、例えば、助言のために訪問する事業者のみを対象として、試行的に任意のエネルギー種別（原油等）の使用量のみエビデンスを確認することも考えられる。その結果、事業者からの報告が信頼できるものであれば、確認作業はなくてもよいし、逆に記載誤りが多く検出されれば、範囲を広げることが想定される。

なお、現状は排出量の削減が進まない事業者に対して助言を行っているため、意図的に数値を偽って、数値をよく見せようとしていることは想定し難い。しかし、意図的でない報告数値の誤りを発見できる可能性もあるので、意義はあると考える。

令和4年度に、産業・業務部門において、事業者に対し、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入や高効率空調、業務用給湯器等の省エネルギー性能の高い設備への更新、建築物のZEB化を支援する補助制度を設けた。また、農業部門において、施設園芸農家に対し、省エネルギー化が可能な施設設備の導入を支援する補助制度を設けた。

また、県内の各技術センターにおいて、中小企業等に対して、省エネルギー・再生可能エネルギー等に関する技術相談を実施するとともに、新たにパワーアップ資金「カーボンニュートラル」を創設し、地球温暖化対策計画を提出済みの場合は利率を0.5%優遇し、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を支援した。

引き続き、愛知県地球温暖化対策推進庁内会議において、関係局と連携し、効果的な地球温暖化対策の取組を実施していく。

令和4年度から、地球温暖化対策の促進に資する助言のために訪問する事業者の中から、事業者の協力の範囲内で、エネルギー種別（原油等）の使用量又は電気使用量のエビデンス等を確認した。

3 あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン キックオフフォーラム事業

【意見】配信期間及び視聴者数について

あいち自動車ゼロエミッション化加速プランキックオフフォーラムは会場を利用した300名程度の来場者を予定して計画された事業であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンデマンド配信による方法に変更し、配信期間は6日間、視聴者数は209名であった。

配信期間については、「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン」の策定及び配信が年度末近くになったことや、登壇者の話す情報の性質から配信期間を3月末までと、配信期間の制限をする必要があったこと等の事情があり、短くなったとのことである。

動画による配信はより多くの視聴を得た方が、当然に費用対効果が高くなるものである。したがって、今後同様のフォーラム等を計画する際には、計画時から動画配信も並行して実施することを想定し、内容や実施時期の検討をすることにより、配信期間を長くし、より多くの視聴者の再生を促すように努められたい。

4 愛知県地球温暖化防止活動推進センター及び 推進員による普及啓発事業

【意見】「夏休み！おうちでエコアップ大作戦」 の広報活動及びチェックシートの回収 方法について

個人で参加した家族が皆無であるという状況は、参加を決めた学校（学年・クラス）に所属していた小学生及び家族には、そのような企画があることが伝わっているものの、それ以外の小学生及び家族には、周知できていないことが原因であると推察する。

参加した小学生からは、楽しみながら工夫をして取り組めたという感想が多く寄せられている。

家庭におけるエコアップ行動の結果、実際にCO₂も6,141kg、CO₂（スギ439本が1年で吸収するCO₂量に相当）削減できたという結果が出ている。

より多くの小学生及び家族が参加するためには、個人単位での参加を促すよう、広報の仕方を改善することが望ましい。

現在の広報は、県から県内の教育委員会、市町村及び学校へ案内文を送付し、学校現場で学年・クラス単位の参加を検討する方法となっている。そのため、参加を希望しなかった学校（学年・クラス）については、学校現場で情報が止まり、小学生やその家族に企画自体が周知されないような状況となっている。

Webサイトでの広報はあるものの、令和2年度の個人参加者が0という状況を鑑みると、対象者の目に触れていないことは明らかである。教育委員会や学校までは情報が届いているため、学年あるいはクラス単位で参加しない場合においても、小学生やその家族に対して、学校を通じた企画の周知を検討することが望ましい。

5 災害廃棄物処理計画推進事業

【意見】図上演習の出席状況について

災害廃棄物については市町村が一義的な処理主体であるが、甚大な被害を受けた市町村のみで災害廃棄物の処理が困難な場合には、近隣市

令和4年3月に開催したあいち自動車ゼロエミッション化加速プランキックオフフォーラムの後継事業である「あいち自動車ゼロエミッション化加速フォーラム」において、多くの参加者を募集できるよう、会場での現地開催に加え、Webでのオンライン開催も実施した。

なお、本事業は令和3年度で終了したが、今後同様のフォーラムを開催する場合には、動画配信も並行して計画し、配信期間を長くする等、より多くの視聴が得られるよう努めていく。

令和4年度から、各小学校等への案内に、学校・学年・学級単位での参加のほか、個人参加が可能である旨強調して記載し、家庭への周知を呼びかけた。

令和4年度は、市町村担当課長会議等において、図上演習の重要性を周知し、市町村職員の参加を促した。また、従来の演習に加えて、これまで参加率

町村と連携を図る必要がある。そのため、図上演習では近隣市町村担当者と同じグループになるようにグループ分けがなされており、当該図上演習が近隣市町村担当者との顔合わせ及び情報共有を行う場も兼ねている。

また市町村職員は数年に一度配置換えがあり、災害廃棄物担当者についても常時入替がある点、市町村担当者が図上演習に参加していない場合においては、万一被災した場合に適時適切な災害廃棄物の処理を行うことができない恐れがある点から、可能な限り、毎年図上演習に参加することが望ましいと考えられる。

県としては災害という非常時に備え、図上演習の重要性を周知する等、可能な限り多くの市町村職員の参加を促し、近隣市町村ごとにまとめて演習を実施する等、開催方法について検討することが望ましい。

6 ごみゼロ社会推進あいち県民会議事業

【意見】ごみゼロ社会推進あいち県民会議総会の出席状況について

ごみゼロ社会推進あいち県民会議総会においては、年間の事業報告のほか、一般廃棄物処理に関する取組や調査結果についての情報共有が行われている。令和2年度においては、「家庭から排出される資源物の量等に関する調査結果について（調査対象年度：平成30年度）」にて、各市町村が実施している紙類回収に関する効果的な施策等についての報告が行われている。

ごみゼロ社会の推進を図っていくためには、県が一丸となって、効果的な施策について、取り組む必要がある。現状、欠席した市町村に対して資料の共有は行っているものの、ごみゼロ社会推進あいち県民会議総会は、ごみゼロ社会の推進に関する情報共有の場として有効であり、可能な限り多くの市町村が出席し、市町村として当該施策について取り組むことが可能かを検討してもらう必要がある。そのため、県はより多くの市町村の参加を促し、また開催方法についても、一部リモートでの開催も取り入れる等、遠方の市町村についても出席できるように工夫をすることが望ましい。

7 不法投棄等対策事業

【意見】産業廃棄物の過剰保管について

過剰保管先は発覚後から県が継続的に指導・監視をしているが解決が困難な状況である。

しかし、廃棄物処理法違反の状況が続いているという事実、また、このような過剰保管箇所が長期間に渡り解消されず存在することは、この箇所に新たな不法投棄を招く可能性も考えられることから、引き続き解消に向け指導・監視をしていくことが望ましい。

近年はパトロールの強化により、新しく過剰保管箇所が発覚した際、直ちに指導され解消されているとのことであるが、このような問題は早期発見・早期対応の徹底が肝要であることから、今後もパトロールの継続、一層の充実を図ることが望ましい。

8 循環型社会形成推進事業費補助金事業

【意見】交付決定の取消について

循環型社会形成推進事業費補助金事業は、県が掲げる資源循環型社会の実現を図るための重要な事業であり、令和2年度からは廃プラス

の低かった東三河の市町村を対象とした演習を新城市で開催した。

今後も、多くの市町村職員の参加を促せるよう取り組んでいく。

令和4年度から、会場での開催に加え、オンラインでの参加も可能とし、より多くの市町村の参加を促した。

令和4年度に、より一層監視体制を強化するため、各県民事務所等に設置されている産業廃棄物不法処理防止連絡協議会において、構成員である市町村等に協力要請を行った。

また、過剰保管の解消に向けた指導・監視及び過剰保管の早期発見・早期対応を徹底するためのパトロールを継続していく。

令和3年度から、補助金の事業説明会や採択説明会において、事業者が誤りやすい事例や交付決定取消事案等の紹介を行い、再発防止に努めた。

チック処理施設緊急整備事業が補助事業に追加されたように、その社会情勢に合わせた対応もしており、予算の許す限り優れた施策・事業案をもつ事業者に交付されるべきである。

より多くの事業者に補助金交付の機会が与えられるよう、令和2年度のケースの様な交付決定の取消はできる限り防ぐことが望ましい。当該補助金事業説明会にて、交付決定の取消に関する具体的な過去事例や、業者が誤りやすい事例の紹介をする等、引き続き再発防止に努められたい。

9 広域最終処分場運営推進事業

【意見】次期最終処分場の計画について

廃棄物最終処分場の安定的な確保は、県内の生産活動を支えるために必要不可欠である。しかし、民間を含め廃棄物最終処分場の設置許可は非常に少ない状況にあることから、県が公共関与する廃棄物最終処分場を設置する必要がある。しかし、現時点では、次期処分場の候補地の選定さえ開始されていない。設置には長期間を要することから、早期に調査検討に着手し、計画的に進めていく必要がある。

衣浦港3号地廃棄物最終処分場については、企業庁よりタイミングよく公有水面埋立権を譲り受けることができ、8年ほどで供用開始することができたが、住民の環境に対する意識が年々高まっている中、廃棄物最終処分場について地元住民の理解を得るにはそれなりの期間を要することが想定される。

したがって、令和元年度末時点で最終処分場の残余年数は16.3年であり、県が建設完了まで見込んでいる10年にはまだ時間があるものの、残余年数自体年度によって変動がある点からも直近の残余年数はあくまでも参考とし、早急に検討を行うことが望ましい。

10 土壌汚染対策事業

【意見】情報の収集方法について

クリーニング業を営んでいた事業者が業務を廃止した場合には保健所にその旨を届け出る必要があり、水大気環境課はこの情報を保健所から入手し、業務を廃止した事業者が漏れなく県へ調査報告を提出しているかを確認している。

一方、揮発油販売業を営んでいた事業者が給油所を廃止した場合には中部経済産業局に届出等を行うが、水大気環境課はこの情報については入手せず、業務を廃止した事業者が漏れなく県へ調査報告を提出しているかを確認していなかった。

網羅的に調査報告が行われているかの確認が業種業態によって、対応が異なっていることから、報告が漏れなく行われているかの実態を把握できていないのは望ましい状況とは言えない。

関係団体からの協力を得られるかどうかを検討し、得られるのであれば、調査報告が漏れなく行われているかを確認することが望ましい。

11 公害保健福祉事業

【意見】重度の公害健康被害者へのサービスの提供について

重度の公害健康被害者の方のニーズをアンケート等で調査し、そのニーズを踏まえたサービスの提供を行うことが望ましい。

今後も、社会情勢に合わせて補助制度の見直しを検討するなど、優れた施策・事業案をもつ事業者に交付されるよう取り組んでいく。

令和3年度に、公共関与による次期最終処分場の候補地の選定に向け、県内の最終処分量の見通しを踏まえた次期処分場の想定必要面積の推計や候補地選定手法の検討に着手した。

候補地検討後は、関係者との調整を進めるなど、引き続き、次期最終処分場の整備に向けた検討を進めていく。

水大気環境課への廃止届出の情報提供については、目的外利用に当たるため協力が得られなかったが、令和4年度から、中部経済産業局が揮発油販売業を営んでいる事業者等に対し情報提供として定期的に送っている郵便物やメールとともに、水大気環境課で作成した調査報告の義務を周知するチラシを送付することとし、調査報告の義務について周知を図った。

令和4年度に、全ての公害健康被害者に対しアンケート調査を行い、リハビリテーション事業の内容についての要望を把握するとともに、体力づくり講

【令和2年度包括外部監査】

(女性の活躍促進事業に関する財務事務の執行について)

第1 監査の結果

1 保育士等キャリアアップ研修(子育て支援関係職員研修事業)

【意見】 予算及び執行額について

予算の積算は適切に実施すべきであり、低廉に抑えられているからといって、内訳やその金額を管理しなくともよいわけではない。仮に委託先の事業者が財政的に破綻した場合には、当該事業が継続できないことになるため、適正な金額を積算することで、当該事業の委託先の事業者の財務的安定性を確保することも必要である。

事業に必要な経費は適正に積算し、事業実績収支決算書及び資金収支計算書を入手するのみではなく、予算と執行額の差額を把握し管理するという予算統制を実施し、さらに、乖離が発生している場合には、委託者の経理が適正に区分されていることを確かめ、次年度以降の予算の作成時に織り込むことが望ましい。

2 愛知の住みやすさ発信事業

【意見】 効果的なパンフレットの配布方法の検討について

事業の効果的な実施のためには、パンフレット配布の効果を検証することが重要である。

パンフレットの項目は多岐にわたるため、特定のターゲット層にとっては関心の薄い項目も含まれてしまい、魅力のアピール効果も薄くなる恐れがある。

そのため、ターゲットの特性に応じた、効果的なアピール方法を検討されたい。具体的には、パンフレットという形での配布だけでなく、パンフレットのうち、ターゲットに合った項目のみを印刷してチラシとしても活用するなど、ポイントを絞ったアピール方法を検討されたい。

【令和元年度包括外部監査】

(高齢者福祉事業に関する財務事務の執行について)

第1 監査の結果

1 介護保険事業指導

【意見】 保険者同士の意見交換会について

介護給付適正化に関して他の保険者の取組を共有できるように、保険者同士の意見交換会の場を設けている。保険者同士の意見交換会については、介護給付適正化推進特別事業における研修の際に実施している。

県として、他の保険者の取組を知る機会を提供していることは評価できる。しかし、取組が遅れている保険者にとっては、上述の研修の際の意見交換だけでは、時間も十分に取れず、機会が不十分であると想定される。

取組の進んでいる保険者に関しては、それほど手厚いケアは必要ないが、取組の進んでいない保険者には、保険者の取組意識やノウハウの多寡により、保険者指導においてメリハリをつけた対応をすることが望ましい。

座やアロマセラピー講座を行った。

今後も、アンケート結果を踏まえながら、必要に応じてよりニーズに合った事業内容を計画していく。

令和4年度の予算は、令和3年度に受託した事業者の見積りを参考に、事業に必要な経費を適正に積算した。また、令和3年度の実績報告の執行額と令和4年度の予算積算の内容を比較し、予算と執行額が適正であることを確認した。

今後も、事業に必要な経費を適正に積算し、次年度以降の予算に反映していく。

令和4年度に、愛知の住みやすさをPRするパンフレットを活用している企業・大学に対するアンケート及び東京でU I Jターンや移住支援を行う施設に対するヒアリングを行い、その検証結果を踏まえ、内容の改訂や配布部数の見直しを行った。

また、ポイントを絞ったアピール方法とするため、就職活動を控える大学生へのアンケート結果を踏まえ、「本県企業の給与水準の高さ」など効果的なPR項目を選定し、大学構内での学食トレイ広告やサイネージを活用したPRを実施した。

令和2年度から、各保険者に対して介護給付適正化実施状況調査の結果を情報提供するとともに、適正化の取組が進んでいない保険者に対して、実地指導の中で先進的な取組の情報提供や改善の指導等メリハリをつけた対応を行った。

また、令和3年度は、効率的な適正化の取組内容を管内保険者へ情報提供した。

さらに、令和4年度から、県・市町村・国保連合会等を委員とする適正化連携会議を設置し、介護給付適正化事業に係るより効果的な保険者支援の取組・事業化を検討した。

【意見】第4期愛知県介護給付適正化計画について

適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼性を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、3年ごとに介護給付適正化計画を策定し、取り組んでいる。

愛知県国民健康保険連合会の情報をどのように活用することが有効であるか、また各市町村の状況に応じた個別の指導を通じて、有効に活用できる体制をいかに整備するか、といった課題に対して、今後の愛知県介護給付適正化計画有識者会議での助言も踏まえ、より効果的な取組を検討し、介護給付の適正化に繋げていくことが望ましい。

【平成30年度包括外部監査】

(観光あいちの促進に関連する事業に関する財務事務の執行について)

第1 個別所見

1 観光資源の充実とブランド化の推進

【意見】外国人観光客に対する三河山間地域の更なる情報発信について

外国人旅行者に対して三河山間地域を今よりもアピールすることは非常に時宜を得たタイミングであり、有用と考えられる。

三河山間地域の観光協会、奥三河観光協議会などといった関連団体と、外国人旅行者の増加に向けた情報発信策について協議することが望まれる。

2 その他

【意見】犬山国際ユースホステルの施設の老朽化への対応について

今後も県が施設を維持するのであれば、客室稼働率を改善する取組が必要である。

そのために、「全館空調、給湯及び浴室循環装置に関する不具合が前年に引き続き頻発している状況」や、「空調故障による一部の部屋が数週間利用できない」(平成29年度犬山国際ユースホステル事業報告書)といった状況を改善し、客室稼働率の向上を図るために、老朽化した設備の故障に適時に修繕対応することが望まれる。

近年の外国人旅行客増加に伴う全国的な宿泊料金の高騰、近隣の宿泊施設との比較を踏まえると、宿泊料金を改定することにより、利用料金の増収を図り、顧客サービス向上のために活用して、顧客満足度を高めるとともに、客室稼働率の向上を目指す取組を検討することが望まれる。

【平成19年度包括外部監査】

(建設部の委託料及び役務費に関する財務事務の執行並びに建設部の主要な財政的援助団体に関する財務事務について)

第1 外部監査の結果

1 委託料及び役務費に関する財務事務の執行

【意見】プロポーザル方式による選定の実施について

プロポーザル方式では原則として金額を選定条件に加えることができないため、委託先に適正以上の利益を与える可能性があり、比較的大規模な契約案件を受注しうる業者のみに有利に

愛知県介護給付適正化計画有識者会議での助言を踏まえ、令和3年度に、保険者向け研修会において、介護給付費の削減やケアプランの正当性の点検に、愛知県国民健康保険団体連合会が提供する給付実績の情報を活用するよう説明した。

また、令和4年度は、適正化の取組が低調な保険者に対して、愛知県国民健康保険団体連合会の職員を派遣し、重点的な指導を行った。

さらに、県・市町村・愛知県国民健康保険団体連合会等を委員とする適正化連携会議を設置し、当該会議での意見交換などを踏まえ、介護給付適正化事業に係るより効果的な保険者支援の取組・事業化を検討した。

令和元年度に、一般社団法人奥三河観光協議会のWebサイトの多言語化やPRムービーの作成、令和2年度にSNS広告等の活用、令和3年度に観光モデルコースのWebサイトへの掲載等を行い、外国人旅行者への情報発信を実施した。

平成30年度及び令和元年度に、全館空調を全室個別空調へ更新するとともに、令和2年度に給湯及び浴室循環装置の修繕を実施した。

また、令和4年3月に、類似施設と同程度となるよう宿泊料金等の改定を行った。

令和4年度から、土木事業関係について、事業者の選定に関して、従来のプロポーザル方式に加え、金額と品質の面を考慮する総合評価落札方式を導入した。

働く結果となりますので、業務内容に適した相手先選定方法の決定に関しては、今後、金額と品質の面を考慮する総合評価方式等の導入についても検討することが望まれる。

